

# 方式審査システム概念設計書

平成 27 年 7 月 31 日

特許庁

## 改訂履歴

項番	版数	作成日／改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	平成 27 年 7 月 31 日	新規	

# はじめに

---

## (1) 本書の位置付け

本書は『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』を踏まえ、業務特性や段階的刷新を考慮した個別システムの次期モデルを定めたものであり、個別システム刷新のため設計開発業務を調達するにあたり作成する要件定義書の入力資料として位置付けられる。また、既存システムのシステム構成とのギャップを分析し、移行方針を定めるために作成する『特許庁システム移行方針書』の入力資料として位置付けられる。

個別業務システム概念設計書は以下 7 冊で構成され、本書は『方式審査システム概念設計書』を記載する。

- 『方式審査システム概念設計書』
- 『特実審査周辺システム概念設計書』
- 『記録ファイル管理システム概念設計書』
- 『意匠・商標審査周辺システム概念設計書』
- 『公報(編纂)システム概念設計書』
- 『審判システム概念設計書』
- 『登録システム概念設計書』

## (2) 本書の利用者及び利用目的

本書は、個別システム刷新に関するステークホルダ(情報技術統括室職員、特許庁 PMO、システム利用者、原課、調達支援業者、設計に関与するステークホルダ、システムインテグレーションベンダ、ハードウェアベンダ、オペレーションベンダ等)向けに作成されたものであり、当該ステークホルダがシステムの構造を標準化するためのルールである『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に準拠した次期モデルを定め、要件定義と移行方針策定の入力資料として利用することを目的とする。

### (3) 本書の文書構成

本書は、以下の章から構成される。

#### 1 章 システムの概観

特実方式審査システムの刷新時点におけるシステムの概観を示す。

#### 2 章 サブシステムの定義

方式審査システムの対象となるサブシステムと想定業務範囲を示す。

#### 3 章 データ配置位置の方針

特実方式審査システムの刷新時点におけるデータの配置位置の方針を示す。

#### 4 章 機能配置の方針

サブシステムの定義、データ配置位置の方針を踏まえて、特実方式審査システムの刷新時における機能配置の方針を示す。

#### 5 章 アーキテクチャ適用方針

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に基づき、多階層構造の各層におけるアーキテクチャの適用方針を示す。

#### 6 章 システム間の連携方法

特実方式審査システムの刷新時点におけるシステム間の連携方法を示す。刷新タイミングの違いにより、将来的に外部インタフェースから内部インタフェースに再定義されるケースでは、将来の不要な改造を減らすための考慮点を示す。また、単件リアルタイム化とデータの集中化により、既存システムと比較して共有 DB への設備に対する性能要求に影響を与えるケースに関する考慮点を示す。

#### 7 章 個別システム構成図

特実方式審査システムの次期モデルとして、個別システム構成図(多階層構造)、個別システム構成図(論理構成)、及び個別システム構成図(物理構成)を示す。

#### 別紙 1 サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム (2 章 サブシステムの定義)

方式審査システムのサブシステムが担う、具体的な想定業務範囲の一覧を示す。

#### 別紙 2 既存インタフェースの整理結果(特実方式審査) (6 章 システム間の連携方法)

既存インタフェースに関する、次期モデルで想定される連携方法の整理結果の一覧を示す。

なお、業務要件に応じて決定する内容がある場合、後続工程において決定する事項として記載する。

また、本書の記載内容は執筆時点の業務と機能に基づいており、以下を主な入力資料としている。

- 業務可視化資料(3 版)
- システム設計書(既存)
- 既存個別システム間インタフェース一覧
- 特実リアルタイム化検討資料

このような章構成として考え方を以下に示す。

1章では、特実方式審査システム刷新時点における当該システムの構造やその他の特許庁システムとの関係の概観を示す。2章では、当該システムを構成するサブシステムとその想定業務を示す。3章以降の内容は、1章及び2章で示したシステムの概観・想定業務を踏まえたものである。

3章及び4章では、サブシステムの想定業務に基づいて、サブシステム毎にデータ配置位置と機能配置の方針を示す。5章では、各サブシステムの想定業務や、データ配置位置と機能配置から決まる業務特性を踏まえ、システム構造を定型化するためにどのように『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』で定められたルールを適用すれば良いのか、その適用方針を示す。6章では、刷新したサブシステム同士の連携方法、及び既存のシステムとの連携方法を示す。

最後に、7章でそれらを踏まえた個別システム構成図(多階層構造・論理構成・物理構成)を示す。

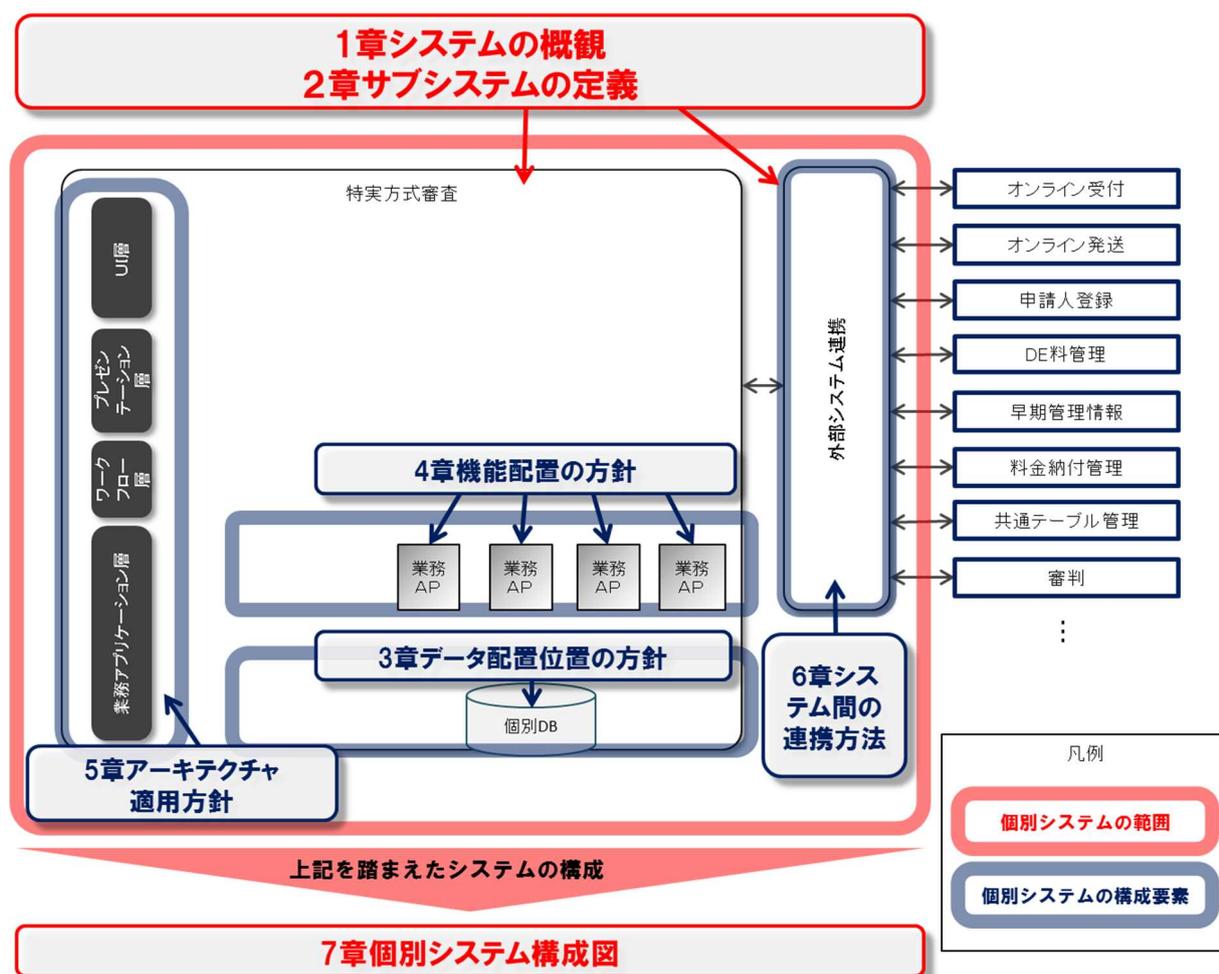


図 (3)-1 章構成の対応関係図

#### (4) 本書の利用方法

本書の利用者及び利用方法について、以下に示す。

表 (4)-1 本書の利用者及び利用方法

(○:利用する, -:利用しない)

利用者 利用方法	情報技術 統括室	特許庁P MO	システム 利用者, 原課	調達支援 業者	設計に関 与するス テークホ ルダ	システム インテグ レーショ ンベンダ	ハードウ ェア導入 ベンダ	オペレー ションベ ンダ
刷新時のイメージ共有	○	○	○※	○	○	○	○	○
方式審査システムに関する要件定義のインプット	○	○	○※	○	-	-	-	-
方式審査システムに関する移行方針策定のインプット	○	○	○※	○	-	-	-	-

※要件定義, 移行方針策定時の資料レビューに関与するために必要

#### (5) 本書の運用方法

本書の運用方法について、以下に示す。

- ① 運用開始時期  
平成 27 年 8 月に運用を開始する。
- ② 改定時期  
改定する予定はない。
- ③ 整備及び管理  
本書の整備及び管理については、特許庁行政文書管理規則に従う。

#### (6) 本書の記載ルール

本書の記載ルールについて、以下に示す。

- ① 既存システムの表記方法  
刷新したシステムと区別するため、既存のシステムを表す場合はシステム名の後ろに“(既存)”をつける。  
例:「○○システム(既存)」 …… 既存の○○システム
- ② 方式審査システムにおける“特実”と“意商”の使い分け  
以下の基準でサブシステム名を記載する。

表 (6)-1 本書の利用者及び利用方法

サブシステム名	意味
方式審査(出願)サブシステム	四法(特実意商)に共通した事項
方式審査(出願特実)サブシステム	特実に限定した事項
方式審査(出願意商)サブシステム(※)	意商に限定した事項

※意匠・商標のサブシステム分割の今後の検討結果により、「意匠」「商標」の法域によるサブシステムの統合, 分割が決定するが、本書では上記のとおり記載する。

## 目次

1. システムの概観	1
2. サブシステムの定義	2
2.1 方式審査システムの対象となるサブシステム	3
2.2 方式審査システムの想定業務範囲	5
3. データ配置位置の方針	9
3.1 特実方式審査システム刷新時におけるデータ配置位置の方針	10
3.2 データ配置位置に関する留意事項	12
3.2.1 性能に関する留意事項	12
3.2.2 データ更新の順序性に関する留意事項	13
4. 機能配置の方針	14
4.1 基本方針	14
4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置	15
4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置	15
4.2 既存システムからの機能配置の見直し	16
4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置	16
4.2.1.1 実体審査サブシステムへの機能配置	17
4.2.1.2 方式審査(出願)サブシステムへの機能配置	17
4.2.1.3 方式調査(審判)サブシステムへの機能配置	17
4.2.1.4 発送サブシステムへの機能配置変更	18
4.2.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置	19
4.2.2.1 事件・書類データ	19
4.2.2.2 特定サブシステム間共有データ	20
4.2.2.3 共通リソースデータ	20
5. アーキテクチャ適用方針	21
5.1 多階層構造の適用方針	22
5.1.1 多階層構造の適用対象	23
5.1.2 アクセスパス	23
5.2 階層ごとの適用方針	25
5.2.1 UI層/プレゼンテーション層	25
5.2.2 ワークフロー層	26
5.2.2.1 BPMSの適用業務	27
5.2.2.2 BPMSの適用方法	29
5.2.2.3 ビジネスプロセスの単位	40
5.2.3 業務アプリケーション層	42
5.2.3.1 サービスの粒度	42
5.2.3.2 サービスインタフェースの粒度	43
5.2.3.3 サブシステム間共通機能	44
5.2.3.4 ビジネスルールの管理	45
5.2.3.5 特許庁開発フレームワーク	48
5.3 方式審査特有の環境変化に対する考慮点	49
5.3.1 インタラクティブ申請	49
5.3.1.1 再利用する機能抽出の考え方	50
5.3.1.2 機能の再利用における考慮点	51
5.3.2 四法方式審査の共通化	54

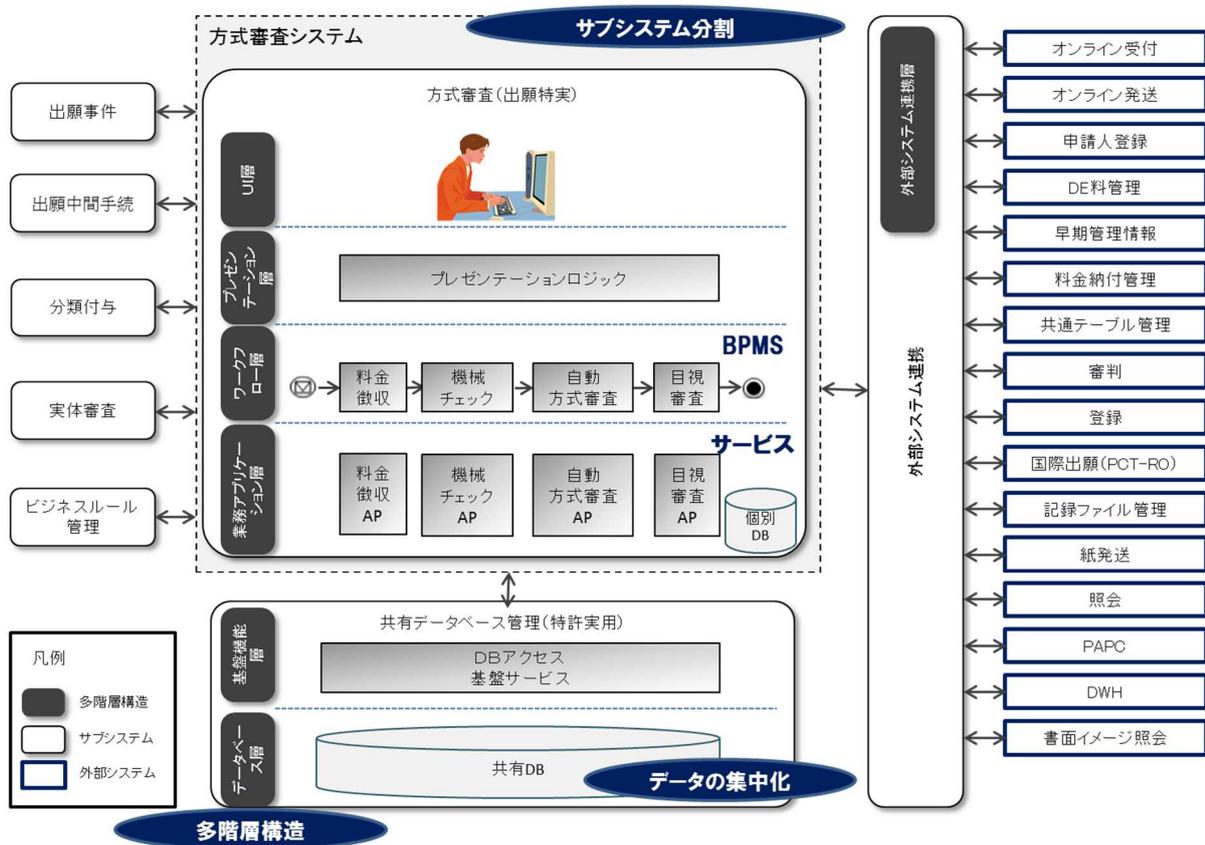
5.3.2.1 多階層構造における共通化の方針.....	54
5.3.2.1 書類流通に係る機能の共通化の方針.....	57
6. システム間の連携方法 .....	61
6.1 内部インタフェース .....	63
6.1.1 ワークフロー間の連携.....	64
6.1.2 BRMS への連携 .....	65
6.1.2.1 BRMS の呼び出し(サービス方式).....	65
6.1.2.2 BRMS の呼び出し(ライブラリ配備方式+リポジトリ方式) .....	65
6.1.3 共有 DB への連携.....	66
6.1.3.1 事件・書類データへの更新/参照 .....	66
6.1.3.2 特定サブシステム間共有データへの更新/参照 .....	67
6.2 外部インタフェース .....	68
6.2.1 ワークフローと外部システムとの連携.....	71
6.2.2 プレゼンテーションから外部システムへの連携.....	75
6.2.3 業務アプリケーションと外部システムとの連携.....	77
6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新.....	77
6.2.3.2 業務アプリケーション(バッチ)間の連携 .....	85
6.2.4 UI から外部システムのサーバ AP への連携 .....	88
6.2.5 外部システムのクライアント AP からプレゼンテーションへの連携 .....	89
6.3 システム間連携における考慮事項 .....	90
6.3.1 共有 DB に位置するシステムの業務(機能)の配置 .....	90
6.3.2 データウェアハウスシステムとの連携.....	99
6.3.3 共有 DB 及び共通リソースデータを保有する個別 DB の設備条件への影響 .....	101
6.3.4 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策.....	103
7. 個別システム構成図 .....	106
7.1 個別システム構成図(多階層構造) .....	106
7.2 個別システム構成図(論理構成).....	107
7.3 個別システム構成図(物理構成).....	110

# 1. システムの概観

最適化計画に示された特許庁システムの課題である「累次の個別システム構築に伴うシステム構造の複雑化」と「データの個別システムへの分散に伴う処理の迅速性低下」に対して、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では「サブシステム分割」、「多階層構造によるシステム構造の定型化」、「データ集中化」を主とした設計方針を定めている。

これを踏まえて、互いに疎結合化するよう適切な粒度でサブシステムを分割し、方式審査システムは方式審査(出願特実)、方式審査(出願意商)のサブシステムから構成する。サブシステム内部においては多階層構造による定型化を図り、各層に定める責任分担に合わせて機能を配置する。また、特許庁システム全体で利用する事件・書類データは共有 DB に一元管理する。

なお、外部システムとの連携においては、外部システム連携層で新旧アーキテクチャによるインターフェースのギャップを吸収する。



※方式審査(出願意商)は平成 27 年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)の作成結果に基づき、整理を予定する。

図 1-1 システムの概観

## 2. サブシステムの定義

---

本章では、以下を目的とし、方式審査システムの対象となるサブシステムを定義する。

- 互いに疎結合化するよう適切な粒度でサブシステムを定義し、変更時の影響をサブシステム内に局所化すること。
- サブシステム間の類似機能の重複を排除し、業務的な変化による影響箇所数を削減することでシステムの保守性を高めること。
- 方式審査システムの要件定義工程の対象となるサブシステムと想定業務範囲を示す。

サブシステム分割は、概念データモデルをベースに特許庁業務で取り扱うデータの更新整合性の観点からデータモデル分析を行い、その結果を用いて同じ目的の業務処理の集合でサブシステムに分割する。

(参考:方式審査システムに関連する分析結果は本章末を参照、又サブシステム分割の考え方は『データ統合方針書 2.1.4 サブシステム分割』を参照)

方式審査システムに関する分析結果により、方式審査の業務範囲を定義する。分析結果は業務システム間の関係が疎となる最小の単位であり、さらに細分化を行った場合は、サブシステムを跨ってデータの参照更新が必要となり疎結合化を阻害するため、細分化を行う場合は法改正も見越した業務の見直しが必要となる。

それに対して、開発の生産性を向上させるために分析結果の分割単位を統合し、1つのサブシステムとすることは、更新整合性を阻害するものではない。データモデル分析より、特許と実用新案のエンティティは類似性が高いため、特許、実用新案の法域ごとのサブシステムを統合することで機能集約が可能である。

これを踏まえ、分析結果の業務単位「方式審査」について、サブシステムの分割と統合に関する考察を以下に示す。

なお、方式審査サブシステムにおける特許、実用新案での統合・分割は、業務要件(将来の環境変化に対する予測も含む)を踏まえて、統合による法域共通の変更に対する効果と、分割による法域固有の変更に対する効果を評価し、高めるべき品質特性(保守性、移植性)を見極めた上で、後続工程(要件定義等)にて最終的に決定するものとする。

特許と、実用新案でサブシステムを統合した場合は、機能集約を行うことによる初期投資費用の低減や、特許、実用新案に共通する運用変更や追加される政策事項におけるシステム改修範囲が局所化されることがメリットとなる。

例えば、書誌の記載事項の機械チェックや、代理、名義変更、手続補正といった共通手続は、法域にまたがる広範囲での機能集約が可能となる。また、デジタルアクセスサービス等の機能に係る改修についても、システム改修範囲が局所化される。

一方、特許、実用新案の法域ごとにサブシステムを定義した場合は、法域固有の政策事項に対して、システムの改修範囲が局所化されるメリットがある。例えば、出願審査請求料納付繰り延べに係るビジネスプロセスの変更を伴う改修は、特許固有の政策事項であるため、サブシステムを法域で分割することで実用新案へは影響しない。

なお本書においては、特許、実用新案での手続書類(書誌記載事項、請求範囲・明細書・図面・要約書といった書類構成、書類の種類)の類似性が高いことを踏まえ、サブシステムを統合することによる機能集約のメリットを高く評価し、「方式審査」という1サブシステムとした。

## 2.1 方式審査システムの対象となるサブシステム

方式審査システムの対象となるサブシステムを下表に示す。

表 2-1 対象のサブシステム

サブシステム	概要説明
方式審査(出願特実)	特許・実用出願事件に対して、特許庁に提出された出願書類等について、審査官が内容の審査をする前に、産業財産権法令で定める手続的及び形式的な要件を備えているかの形式審査を行う。
方式審査(出願意商) (平成 27 年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)の作成結果に基づき再度、整理を予定する。)	意匠・商標の出願事件に対して、特許庁に提出された出願書類等について、審査官が内容の審査をする前に、産業財産権法令で定める手続的及び形式的な要件を備えているかの形式審査を行う。

ToBe の全体システム構成における方式審査システムのサブシステム対象範囲を次頁に示す。

別紙2-1 全体システム構成図(論理構成)【ToBeサブシステム構成図】

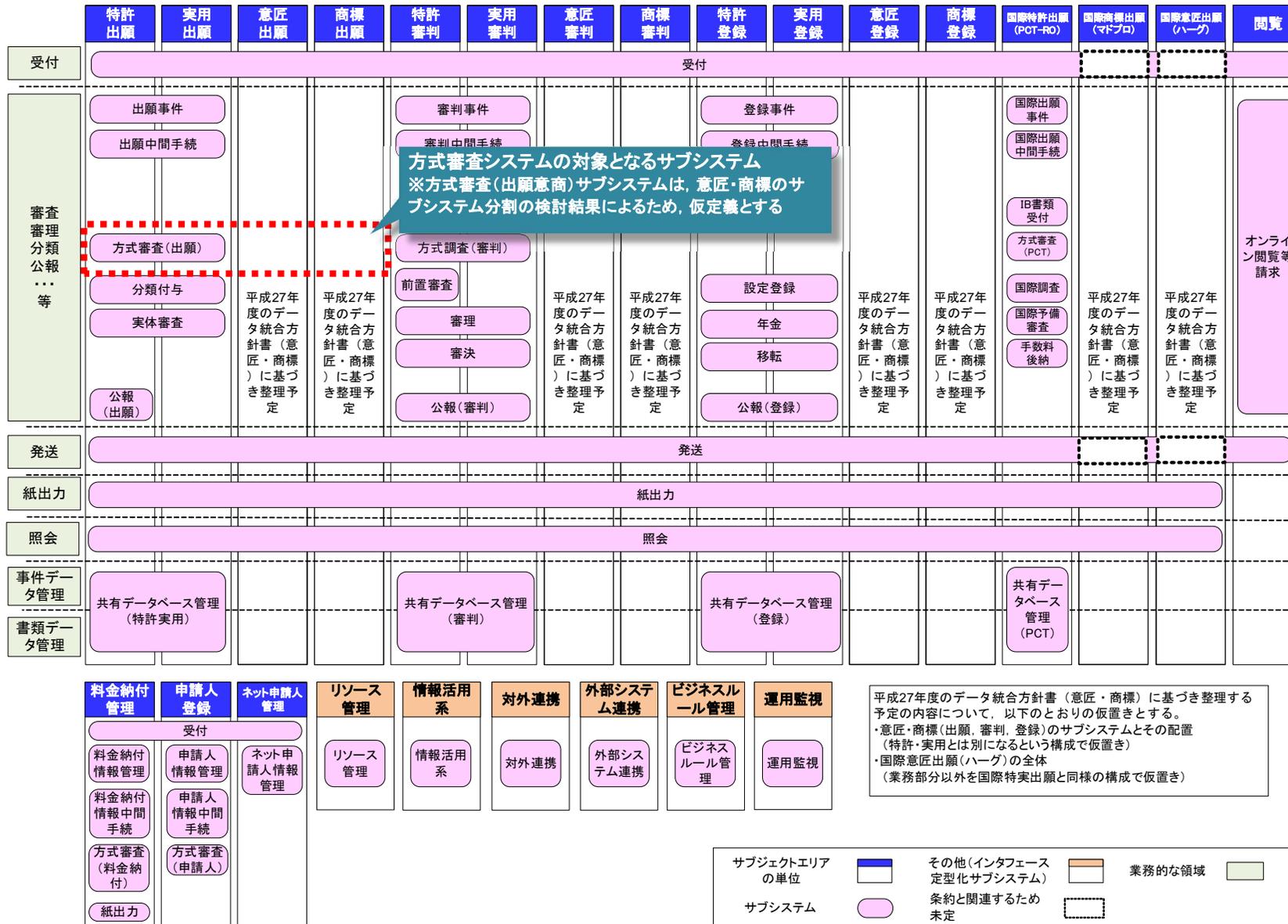


図 2-1 全体システム構成図(論理構成) 出典:『特許庁システム全体システム概念設計書 図 2.2-10』

## 2.2 方式審査システムの想定業務範囲

方式審査システムのサブシステムが担う想定業務範囲を下表に示す。  
 想定業務範囲は、業務可視化資料に基づき記載している。

なお、システムの要件定義は後続工程で決定されるものであり、その要件を制限するものではないが、変更時の影響をサブシステム内に局所化することでシステムの保守性を高める目的により、新たな業務追加や業務の見直しは、当該サブシステムの業務の追加、見直しが妥当であるか検討した上で実施するものとする。

詳細な想定業務範囲については、「別紙 1 サブシステム業務範囲一覧」参照とする。

表 2-2 方式審査システムの業務範囲

サブシステム	想定業務範囲		業務概要
	業務階層	業務	
方式審査 (出願特実)	特許(国内出願)	全業務	実体審査に先立ち、申請書類について特許・実用新案法に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。
	特許(国際出願の国内段階)	全業務	
	実用(国内出願)	全業務	
	実用(国際出願の国内段階)	全業務	
	分類付与(実用) <sup>※1</sup>	基礎的要件審査	実用新案登録出願において、基礎的要件(公序良俗、単一性違反など)の審査を行う。
	設定・年金登録(特許)(実用) <sup>※3</sup>	設定登録前の特許・登録料納付に係る申請書類の方式審査	特許料納付書(設定)、特許料納付書(設定補充)等の申請書類について、特許・実用新案法に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。 (設定担当業務)
方式審査 (出願意商)	意匠(国内出願) <sup>※2</sup>	全業務	実体審査に先立ち、申請書類について意匠・商標法に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。
	商標(国内出願) <sup>※2</sup>	全業務	
	設定・年金登録(意匠)(商標) <sup>※3</sup>	設定登録前の登録料納付に係る申請書類の方式審査	登録料納付書(設定)、登録料納付書(設定補充)等の申請書類について、意匠・商標法に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。 (設定担当業務)

※1 「別紙 1 サブシステム業務範囲一覧(特実審査周辺システム) 05-U 分類・類似群付与/実用」を参照とする。

※2 意匠・商標での方式審査システムの具体的な対象業務は、平成 27 年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)の作成結果に基づき、再度整理する。

※3 設定・年金登録における方式審査システムの具体的な対象業務は、登録システム刷新に向けた検討により整理する。

特実方式審査システム(既存)、意商方式審査システム(既存)が扱っている業務範囲と、刷新時点又は ToBe における業務範囲との差異は以下のとおりになる。なお、今後の検討により、業務範囲の差異となる可能性があるものも含める。

① 設定登録前の特許・登録料納付に係る書類の方式審査

登録事件は、設定登録により開始となり、設定登録前の特許・登録料納付までは、出願事件に係属する。したがって、設定登録前の特許・登録料納付に係る書類の方式審査は、方式審査(出願特実)、方式審査(出願意商)が担う業務範囲となる。

しかしながら、最適化計画において、優先的に対応すべき政策事項のシステム対応の実現、及び、システム構造の見直しを、同時並行的に着実に進めていくために、段階的に刷新する方式を採用することから、特実方式審査システム(既存)と意商方式審査システム(既存)、登録システム(既存)の刷新時期が異なる。

そのため、特実方式審査システム(既存)刷新時に、当該業務の範囲を方式審査(出願特実)に見直した場合、システム利用者(登録室)の業務運用が特実と意商で異なる期間が長期にわたり負担を強いることになる。

したがって、特実方式審査システム(既存)刷新時には当該業務の見直しは実施しない方針とする。

② 実用実体審査(技術評価書作成)

実用実体審査については、特実方式審査システム(既存)を利用して業務を遂行しているが、サブシステム分割の結果より、実体審査サブシステムに含むこととする。

③ 前置移管後に提出された中間書類(特許)の方式審査

方式審査と、前置移管後に提出された中間書類(特許)の方式審査は、ともに業務可視化資料上で同じ方式審査(特許)の業務フローとして整理されており、申請書類の方式受入から方式処分確定までが、同一業務となっている。

したがって、特実方式審査システム(既存)刷新時においては、審判システム(既存)が既存システムである状況を踏まえて、本書では前置移管後に提出された中間書類(特許)の方式審査は、方式審査(出願特実)サブシステムとしている。(既存と同様)

しかし、前置審査の位置付けについて、特許庁における審判システム刷新に向けた検討において、再整理を予定しており、機能やデータ配置位置の変更をする場合は、審判システム刷新時に行う。

- (参考)サブシステム分割結果

### 出願事件(特許・実用)

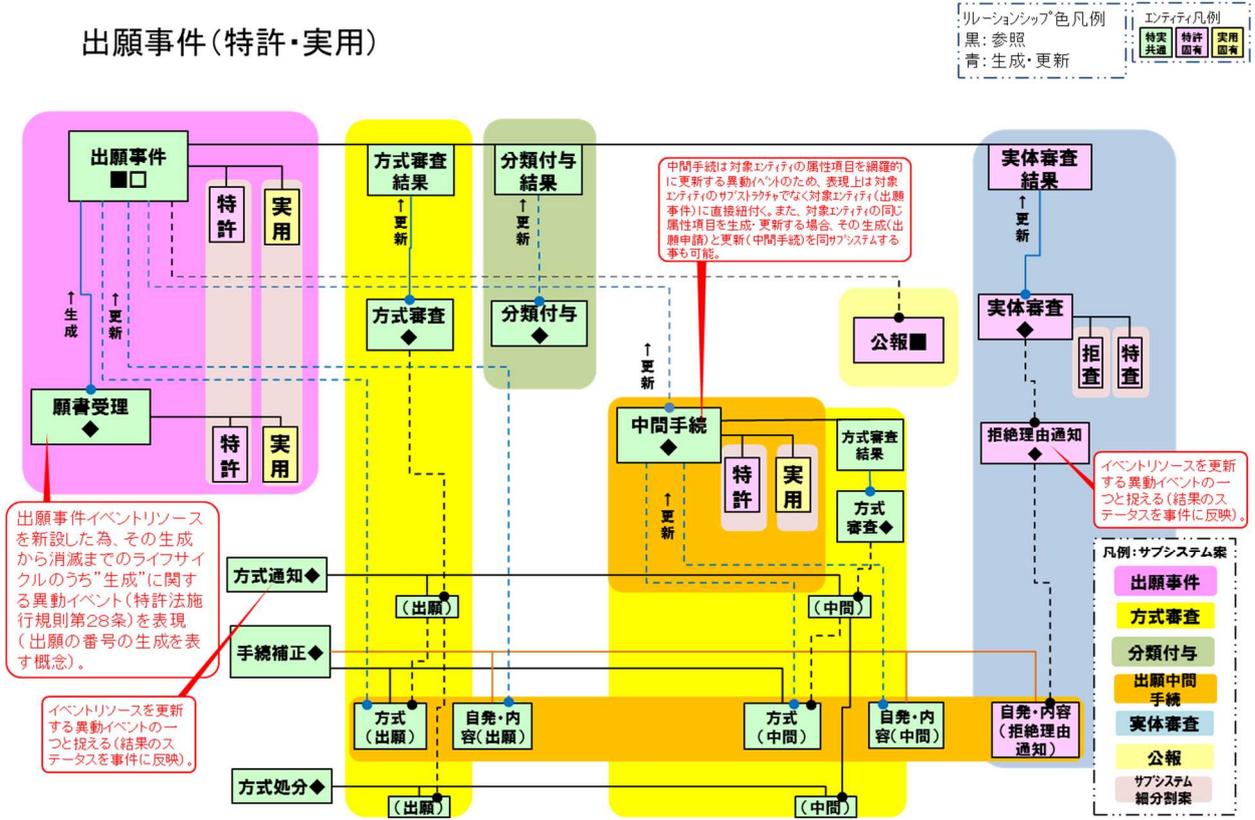


図 2-2 出願事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.4.2-1』

### 審判事件(特許・実用)

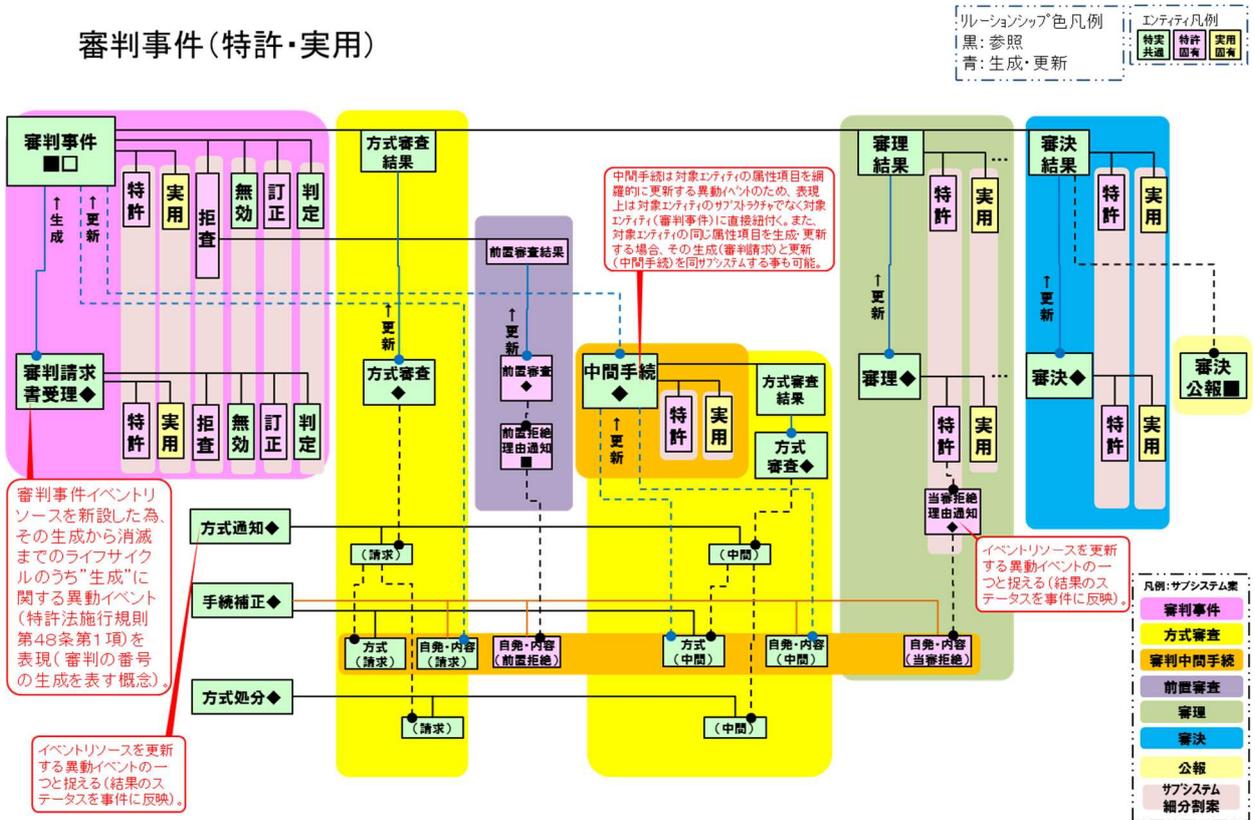


図 2-3 審判事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.4.3-1』

# 登録事件(特許・実用)

レレーションシップ色凡例  
 黒: 参照  
 青: 生成・更新

エンティティ凡例  
 特許 共有  
 特許 固有  
 実用 共有  
 実用 固有

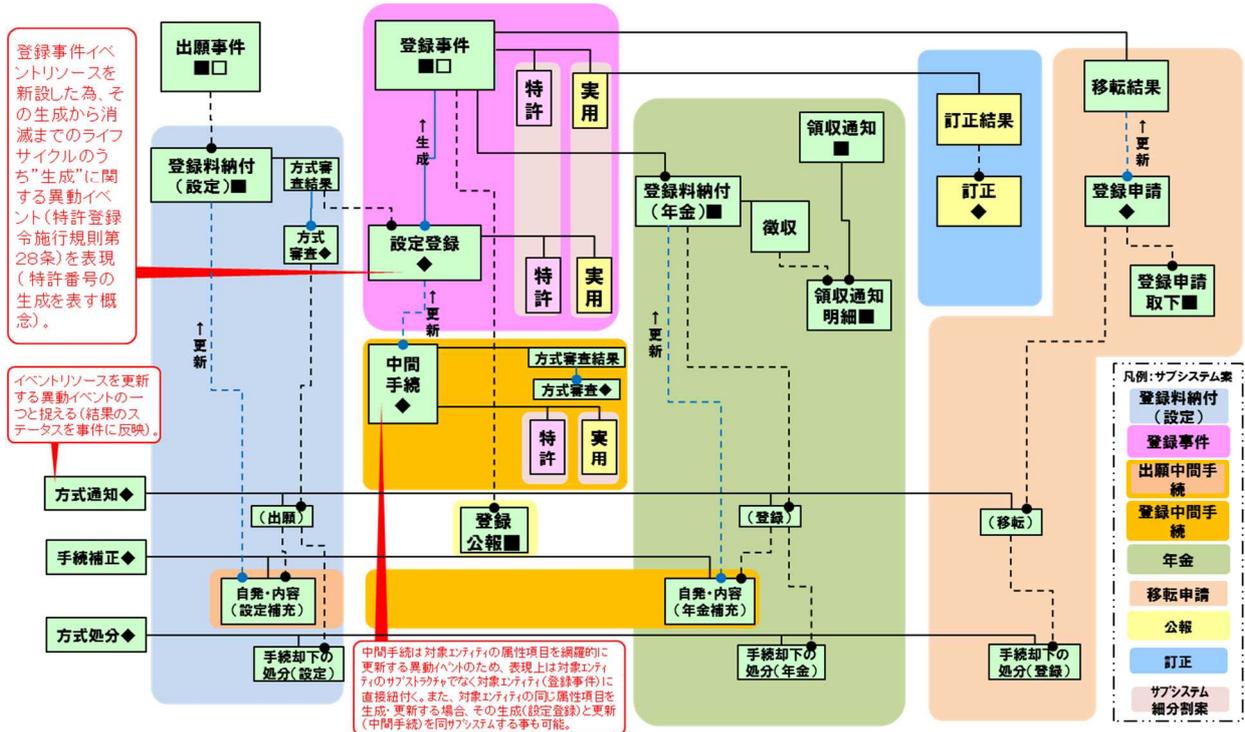


図 2-4 登録事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.4.4-1』

### 3. データ配置位置の方針

本章では、データ集中化による保守性の向上を目的に、特実方式審査システムのデータ配置位置の方針を定める。その方針を定めるにあたり、『データ統合方針書』に定義される共有データと個別データの配置位置の方針を以下に示す。

表 3-1 共有データと個別データ 出典:『データ統合方針書 図 2.3.1.1-1』

共有データ／個別データ定義	業務上のライフサイクル	共有範囲	対象データ		管理 DB
共有データ ● 複数の業務(サブシステム)から参照・更新されるデータ。 ● 基本的には長期にわたり管理されるものが該当するが、連携等の目的で一過的に共有されるデータも含まれる。	永続的	庁内	①	共通リソースデータ	個別 DB
	長期的 (事件の完了及び、権利の消滅まで)	特許庁の行政サービスを担う各サブシステム内 <sup>※1</sup>	②	事件・書類データ	共有 DB
	一過的	特定サブシステム内	③	特定サブシステム間共有データ	
個別データ ● 単一の業務(サブシステム)に閉じて使用されるデータ。 ● 個別業務イベントは共有データに比べ一過性が高い。	永続的	個別サブシステム内	④	個別リソースデータ	個別 DB
	一過的	個別サブシステム内	⑤	個別業務イベントデータ	

※1 特許庁の行政サービスとは、特許庁が国民や申請人等に対し提供する各種サービスの事を指し、発明・考案・意匠・商標に対し、権利を与えるかどうかの査定をする出願サービス、査定された権利を原簿に登録し、原簿を維持管理する登録サービス、審判請求に対し、審決をする審判サービス、国際出願制度の手続に対応する国際出願サービスを表す。国際出願サービスは、申請人に対し直接的に結果を提供するものでない為、上記の出願、登録、審判とは区別する。

これを図示すると以下のとおりとなる。

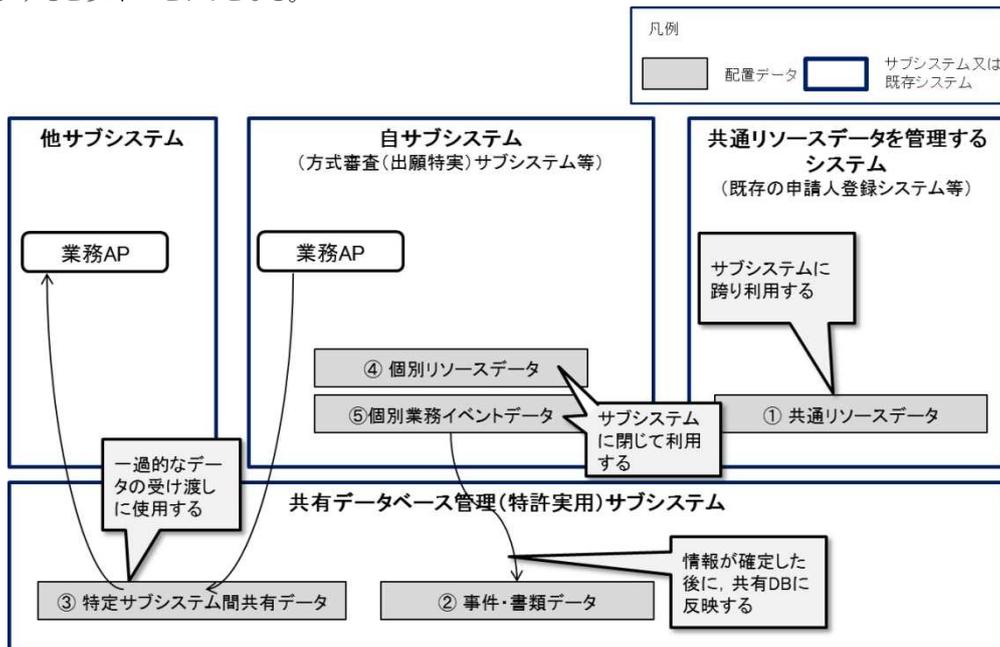


図 3-1 共有データ／個別データの配置位置

### 3.1 特実方式審査システム刷新時におけるデータ配置位置の方針

共有データ／個別データの配置位置の方針に準拠し、方式審査システム刷新時におけるデータ配置位置の方針を定める。

また、特許庁システムは段階的に個別システムを刷新することから、特実方式審査システム(既存)刷新時は、事件・書類データ、共通リソースデータを既存システムに配置する場合がある。

以上を踏まえると、特実方式審査システム(既存)の刷新時におけるデータ配置位置は以下のとおりとなる。

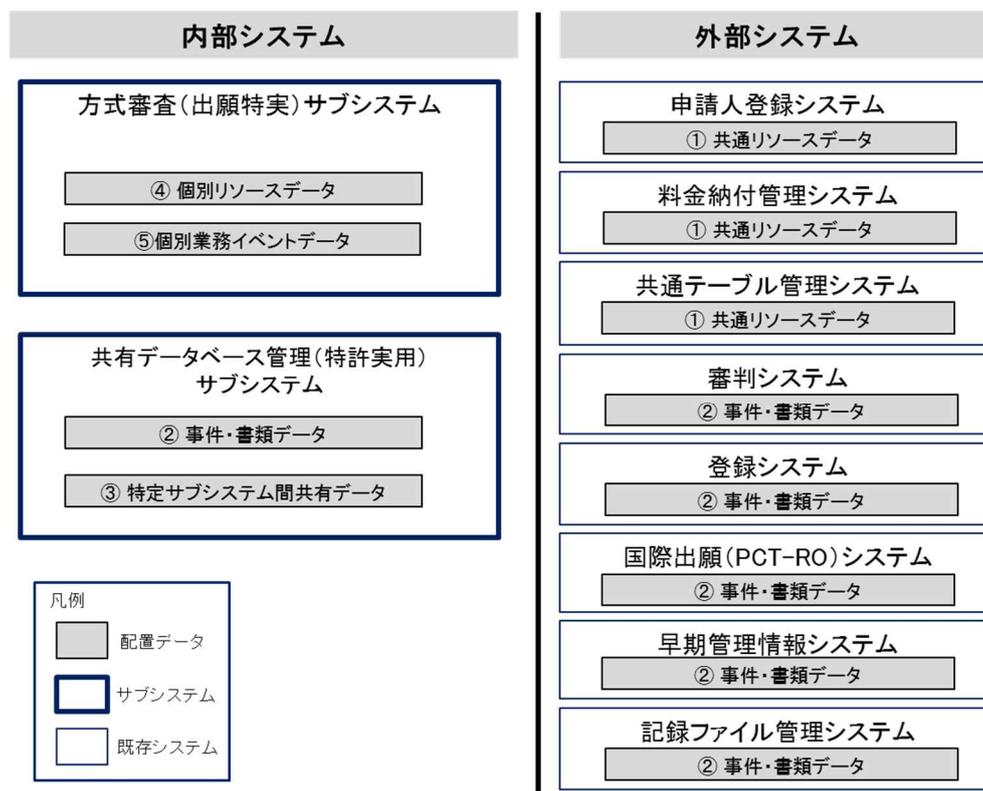


図 3-2 方式審査(出願特実)サブシステムのデータ配置位置

方式審査(出願意商)のデータ配置位置については、平成 27 年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)の作成結果に基づき再度、整理を予定する。

① 共通リソースデータ

共通リソースデータの配置データと配置位置は以下のとおり。

表 3-2 共通リソースデータの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
外部システム	申請人登録システム(既存)	申請人情報	申請人住所, 氏名等の情報
	料金納付管理システム(既存)	現金管理情報	申請人による料金納付や, 方式審査業務での料金徴収, 返納等の情報
		予納料金情報	
		電子現金納付管理情報	
		口座振替情報	
	共通テーブル管理システム(既存)	国県名情報	国県名の情報
		書類情報	書類名の情報
職員情報		所属, 役職, 氏名等の情報	

② 事件・書類データ

事件・書類データの配置データと配置位置は以下のとおり。

表 3-3 事件・書類データの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
内部システム	共有データベース管理(特許実用)サブシステム	出願事件の情報	特許, 実用の出願事件における出願人や請求項数, アクセスコード等の情報や書類データ
		審判事件の情報 <sup>※1</sup>	審判記事, 審判請求人代理人等の情報
外部システム	審判システム(既存)	審判事件の情報	審判事件における無効審判情報
	登録システム(既存)	登録事件の情報	特許, 登録原簿情報
	国際出願(PCT-RO)システム(既存)	国際出願事件の情報	国際出願事件における公開言語, ISR等の情報や, 書類データ
	早期管理情報システム(既存)	早期管理情報	紙申請書類のデータエントリ情報
	記録ファイル管理システム(既存)	出願事件の情報	意匠, 商標の出願事件における出願人や請求項数等の情報

※1 審判記事, 審判請求人代理人等の審判事件の情報は, データ集中化の観点より, ToBe では共有データベース管理(審判)サブシステムに配置する審判事件の情報へ統合する方針である。ただし, 特実方式審査システム(既存)刷新時においては, 審判システム等の既存システムがまだ参照・更新していることから, それら既存システムへ影響を与えないため, 暫定的に共有データベース管理(特許実用)サブシステムへ配置する。

③ 特定サブシステム間共通データ

サブシステム間で共有する一過的なデータについて, 共有データベース管理(特許実用)サブシステムに配置する。

④ 個別リソースデータ

方式審査(出願特実)サブシステムのみで利用する期間管理テーブル(期間管理を実施する年月日数を登録)や, 料金テーブル(書類ごとの手数料基本額, 加算額等の金額を登録)など, 単一サブシステムに閉じて使用するリソースデータについて, 各サブシステムに配置する。

⑤ 個別業務イベントデータ

方式審査中の情報(出願人代理人情報, 優先権情報, 方式処分等), 起案中, 決裁中の起案書情報など, 単一サブシステムに閉じて使用する一過的なデータについて, 業務要件を踏まえて必要なデータを各サブシステムに配置する。業務遂行中の段階ではサブシステム内に保有し, 業務完了によって確定情報となった後, 例えば, 業務の結果の事件・書類データへの反映など, 共有 DB に反映が必要なデータは, 共有 DB に反映する。

## 3.2 データ配置位置に関する留意事項

### 3.2.1 性能に関する留意事項

特実方式審査システム(既存)が管理していた情報は、システム刷新により共有DBと個別DB(共通リソースデータ)に配置する場合がある。方式審査業務は、高い性能が求められることから、以下の懸念点がある。

- 段階的刷新であることから、方式審査システムが他システムに配置されるデータを参照する場合において、既存システムが性能に耐える十分な設備を提供できない。
- 特に目視審査案件一覧表示など多量の情報を複数の共有DB、個別DB(共通リソースデータ)から取得し、画面表示する業務要件において、一覧画面表示処理の性能要件を実現することが難しい。

業務を遂行するために要件を実現することが、本質的であり、その実現に対するリスクを想定した手段を例外的ではあるが定めておくことは、定型化を推進する上で重要となる。したがって、この対策として、事件・書類データ、共通リソースデータを対象としたレプリカデータを、サブシステム内に保有することを例外的に許容する。データ集中化の考え方より、あくまでもオリジナルのデータに対するレプリカである位置付けから、レプリカデータの利用方法は以下のとおりとする。

- レプリカデータの対象は、処理で使用する項目に限定する。
- 業務APからのアクセスは参照のみとし、更新は不可とする。
- 他サブシステムからの参照は不可とする。
- レプリカデータに対するレプリカデータは作成しない(二次複製不可)。
- 利用目的が終わり次第にコピーしたシステム側で速やかに削除する。

上記のとおり、高い性能が求められる一覧表示画面等の参照系画面のみレプリカデータを利用し、一覧系画面から遷移した先の個別案件を処理する画面等の更新系画面ではオリジナルデータを参照する。それにより、オリジナルデータの更新度が高い状況下において、ユーザが画面上の古いデータを参照し、誤った判断でデータを更新することを防ぐ。

具体例としては、業務選択を行う案件一覧画面では、受付番号や書類名等から処理対象を選択することが主な目的であることから、データ鮮度の要件として許容される頻度で最新化したレプリカデータを参照する。その業務選択画面で案件を選択した後に遷移した起案画面では、案件に対する最新のデータに基づいて業務を行う必要があることから、オリジナルデータを参照する。

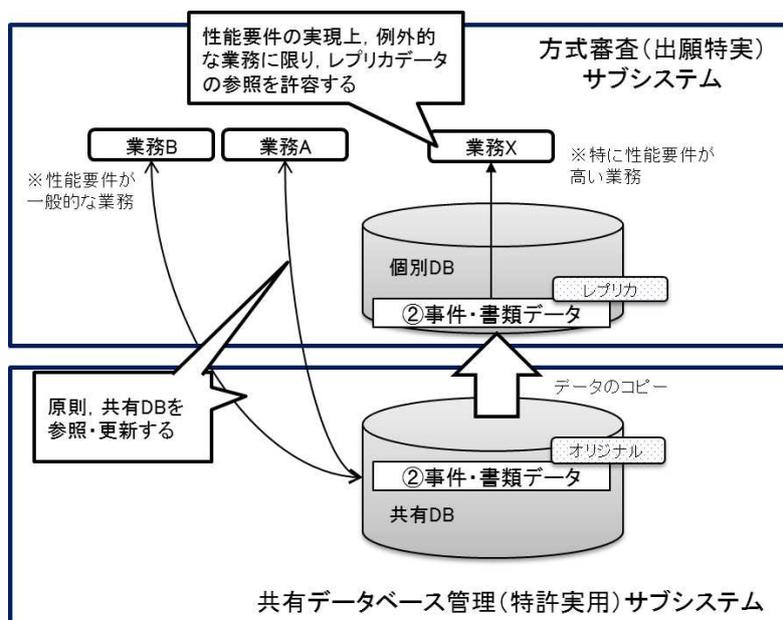


図 3-3 レプリカデータの利用例

なお、共有DB、個別DB(共通リソースデータ)からのデータ取得方法、及びレプリカデータを最新化するタイミングについては、後続工程(要件定義、設計・開発)にて業務要件を踏まえて決定する。

### 3.2.2 データ更新の順序性に関する留意事項

データ配置位置の方針により、複数のサブシステムや外部システムにデータを配置するため、複数の配置データに対する更新の順序性について、特に留意する必要がある。

なお、対処方針の例については、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の『3.1.2.1.3 データの保護方式』を参照のこと。

一例として、ユーザが起案書を作成すると、その起案書情報を個別DBに更新して、ワークフロー上のステータスを遷移させ、後続アクティビティである決裁業務にて個別DBから起案書情報を参照する。このケースで個別DBへ更新する前に後続アクティビティを開始した場合に、データ参照時に不整合を起す可能性がある。

したがって、個別DB、共有DBの更新と外部システムDBの更新依頼を完了した後に、後続アクティビティの開始をすることが留意点となる。

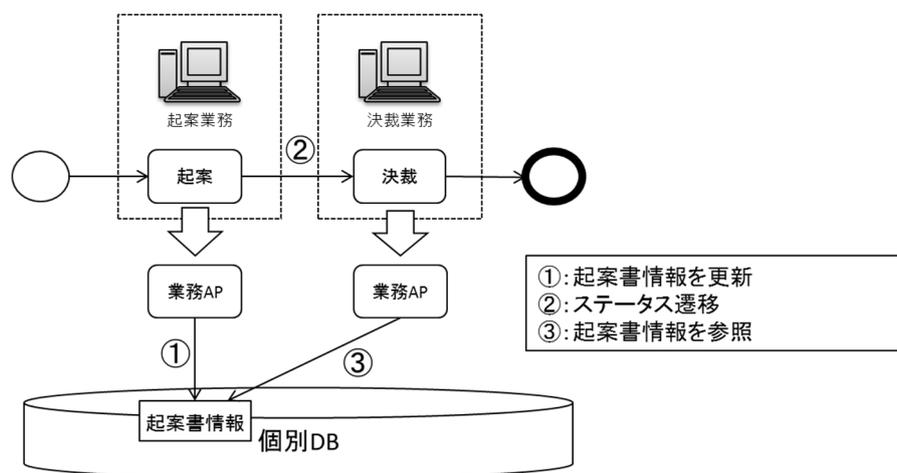


図 3-4 起案から決裁へのデータ更新の流れ

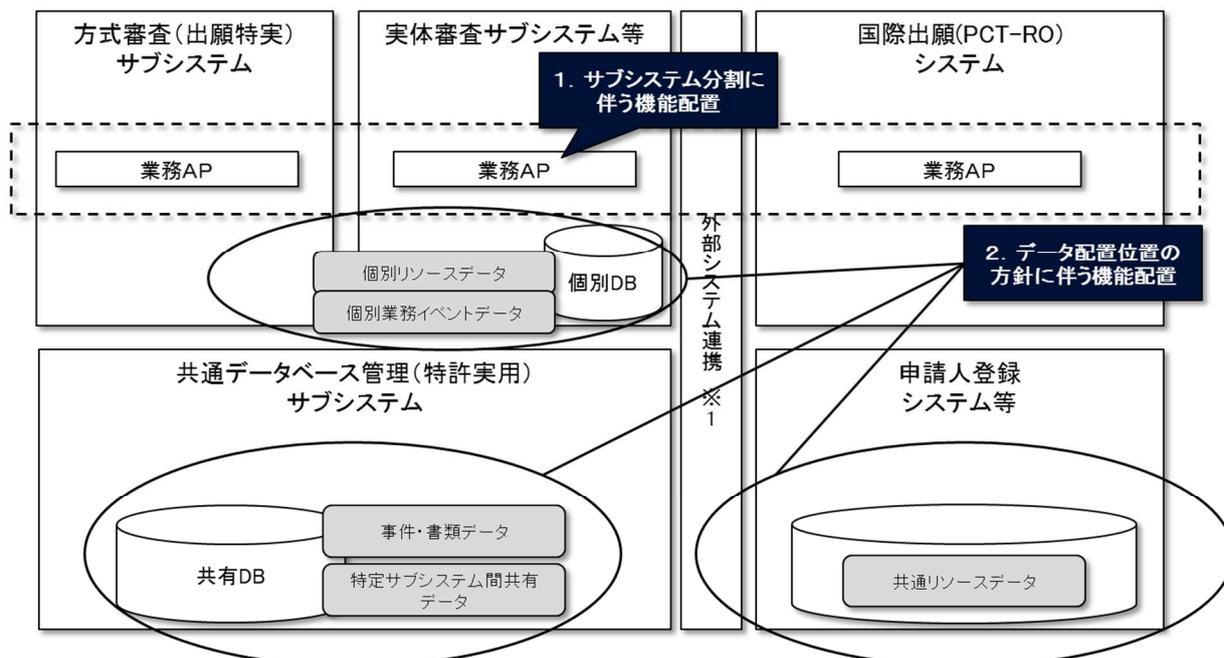
## 4. 機能配置の方針

本章では、サブシステム分割とデータ配置位置の方針を踏まえて、特実方式審査システムの刷新時における機能配置の方針を定める。

### 4.1 基本方針

機能配置の考え方は以下のとおりとなる。

- ① 「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲により、業務を実現する機能の配置先を決定する
- ② 「3. データ配置位置の方針」により、データに対する参照機能と更新機能の配置先を決定する



※1 既存システム側の改修によりプロトコル変換等のインタフェースギャップを吸収する必要がないケースでは、外部システム連携を経由せず直接に外部システムと連携する場合もある

図 4-1 機能配置のイメージ

なお、サブシステムにおいては、多階層構造の階層ごとの責任分担に応じて、機能の配置先の階層(UI層、プレゼンテーション層、ワークフロー層、業務アプリケーション層)を決定する。これについては、「5. アーキテクチャ適用方針」に記載する。

#### 4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置

「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲のうち、システム化の要件が存在する業務を実現する機能をサブシステムに配置する。

#### 4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

「3. データ配置位置の方針」に従い、共有 DB、個別 DB にデータを配置し、それを踏まえてデータの参照機能と更新機能を配置する。データごとの機能配置の方針を以下に示す。

表 4-1 データ配置に伴う機能配置

項番	対象データ	管理DB	配置する機能に関する方針
1	個別リソースデータ	個別DB	サブシステムに保有する個別DBへの参照と更新は、サブシステムに配置する参照機能と更新機能により行う(他のサブシステムに保有する個別DBへの参照と更新はしない)。
	個別業務イベントデータ		
2	事件・書類データ	共有DB	共有DBへの参照と更新は共有データベース管理サブシステムの基盤機能層を経由して行うか、業務APから直接行う。
	特定サブシステム間共有データ		
3	共通リソースデータ	個別DB	共通リソースデータへの参照と更新は、共通リソースデータを保有するサブシステムに配置する参照機能と更新機能を経由して行う。

## 4.2 既存システムからの機能配置の見直し

基本方針より定義される機能配置と、既存システムの機能配置を比較し、システム刷新時に機能配置の見直しを行う点を示す。

### 4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置

サブシステム分割により定義したサブシステムが提供する業務範囲と、既存システムが提供する業務範囲を比較し、機能配置の見直しが必要となる業務機能を下表に示す。

なお、配置先は、ToBe モデルのサブシステムで示している。

表 4-2 機能配置の見直しが必要となる業務

項番	対象業務		既存の配置先システム	新規の配置先サブシステム
1	実用新案技術 評価書作成業 務	実用新案技術評価書起案	特実方式審査システム	実体審査サブシステム
2		実用新案技術評価書決裁		
3		実用新案技術評価の通知 作成		
4		発送要求		
5	設定登録前 の特許・登録料納 付に係る書類の 方式審査業務	料金徴収	登録システム	方式審査(出願)サブシステム
6		方式審査		
7		起案		
8		決裁		
9		発送		
10	方式調査業務	機械チェック	特実方式審査システム 意匠・商標方式審査シ ステム	方式調査(審判)サブシステム
11		職権訂正		
12	発送業務	発送止め	特実方式審査システム 意匠・商標方式審査シ ステム	発送サブシステム

#### 4.2.1.1 実体審査サブシステムへの機能配置

既存の実用新案技術評価書は、運用により起案決裁した後に電子化し発送している。起案書の電子化(スキャナ入力)機能、オンライン発送システム(既存)へ発送要求機能は、特実方式審査システム(既存)により機能を提供している。

実用新案技術評価書作成業務は、サブシステムの定義では、実体審査サブシステムの業務範囲となる。したがって、実体審査サブシステムに機能配置する。

#### 4.2.1.2 方式審査(出願)サブシステムへの機能配置

「2.2 方式審査システムの想定業務範囲」に示したとおり、設定登録前の特許・登録料納付に係る書類の方式審査は、方式審査(出願)サブシステムの業務範囲となるが、段階的の刷新時の業務運用への影響をなくするため、特実方式審査システム(既存)刷新時には機能配置の変更は行わない。

#### 4.2.1.3 方式調査(審判)サブシステムへの機能配置

既存システムでは、方式調査対象(審判係属の書類の方式審査)の一部の書類の機械チェック、職権訂正について、下図のとおり、特実方式審査システム(既存)／意商方式審査システム(既存)が機能提供をしている。

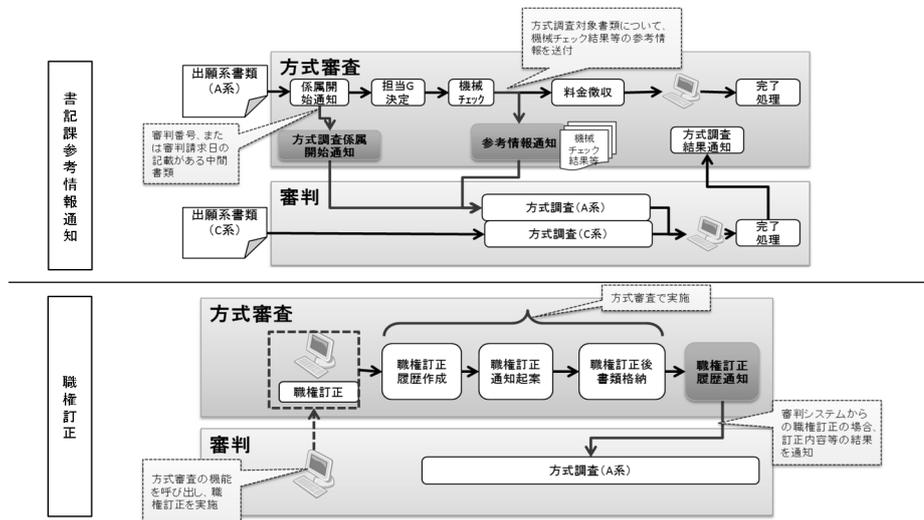


図 4-2 機械チェック、職権訂正の連携概要

方式調査対象の書類の方式調査の結果は審判事件に対する更新であり、サブシステムの定義では、方式調査(審判)サブシステムの業務範囲となる。

したがって、方式調査(審判)サブシステム(特実方式審査システム(既存)刷新時は、審判システム(既存)となる。)に機能配置する。

既存システムではインタフェースデータのやり取りにより機能の提供していることから、該当インタフェースを下表に示す。

表 4-3 機能配置により見直しが必要なインタフェース(対審判システム)

項番	既存の対象インタフェース	既存の処理概要
1	方式調査係属開始通知データ	審判に係属する書類について、方式調査への振り分けを通知する際に、機械チェック結果や事件情報等を参考情報として付加している。
2	書記課参考情報通知データ	
3	職権訂正結果受信	既存の特実方式審査システム、意匠・商標方式審査システムの機能呼び出し、職権訂正を実施し、その結果を審判システムへ通知している。

#### 4.2.1.4 発送サブシステムへの機能配置変更

既存システムでは、発送書類の発送止めが必要な場合、特実方式審査システム(既存)／意商方式審査システム(既存)が提供する機能によりオンライン発送システム(既存)に発送止めを要求している。

また、その発送止めは、方式審査の起案書(補正指令等)だけではなく、実体審査の起案書(拒絶理由通知等)も対象となる。

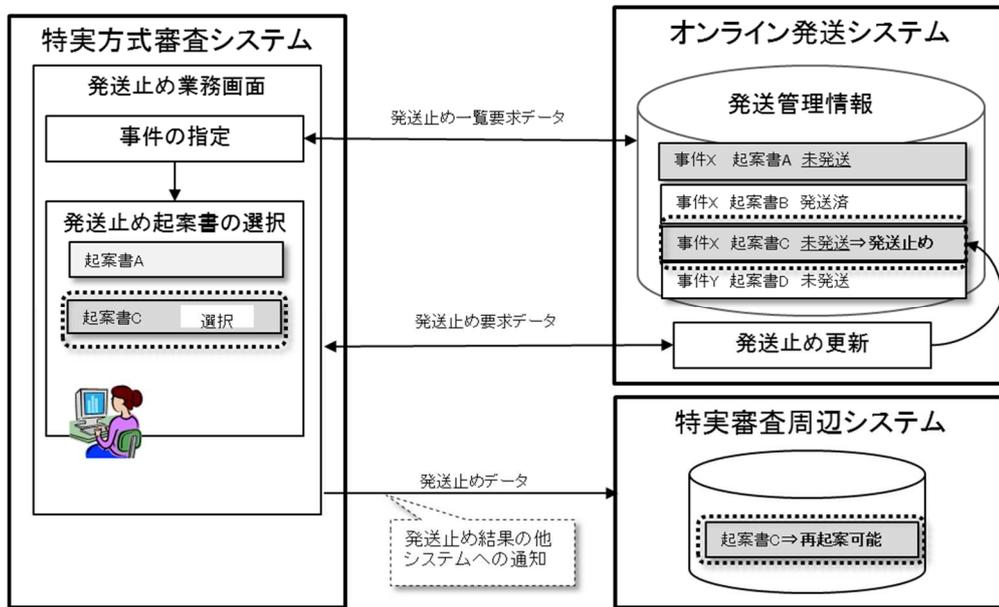


図 4-3 起案書(実体審査発)の発送止めの流れ (既存)

発送は、特例法第五条に特定通知の送達について定められている業務を行うものであり、サブシステムの定義より、発送止めは発送サブシステムの業務範囲になる。

したがって、発送サブシステム(特実方式審査システム(既存)刷新時は、オンライン発送システム(既存)となる。)に機能配置する。

既存システムではインタフェースデータのやり取りにより機能の提供していることから、そのインタフェースを下表に示す。

表 4-4 機能配置により見直しが必要なインタフェース(対オンライン発送システム)

項番	既存のインタフェース	既存の処理概要
1	発送止め一覧要求データ	オンライン発送システムへ発送要求を行った発送書類について、業務画面より発送書類の選択を行い、発送の中止を要求している。
2	発送止め要求データ	
3	発送止めデータ	既存の特実方式審査システムの機能呼び出し、オンライン発送システムへの発送止め要求を実施し、その結果を特実審査周辺システムへ通知している。

## 4.2.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

### 4.2.2.1 事件・書類データ

事件データ(出願人代理人, 優先権情報等)や書類データは共有データベースに配置され, 各サブシステムが, 基盤機能層を介して更新・参照するため, 既存システムで業務アプリケーション間の連携により事件・書類データを更新・参照している機能の見直しを行う。

特実方式審査システム(既存)刷新時の各事件・書類データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。

- 出願事件(特許実用), 出願書類(特許実用)は, ToBe アーキテクチャに準拠した共有データベース管理(特許実用)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 出願事件(早期管理情報), 出願事件(意匠商標), 審判事件, 登録事件, 国際出願事件は, 既存システムに配置し, 外部システム連携サブシステムを介して更新・参照する。  
外部システムとの連携は, 「6. システム間の連携方法」に記載する。

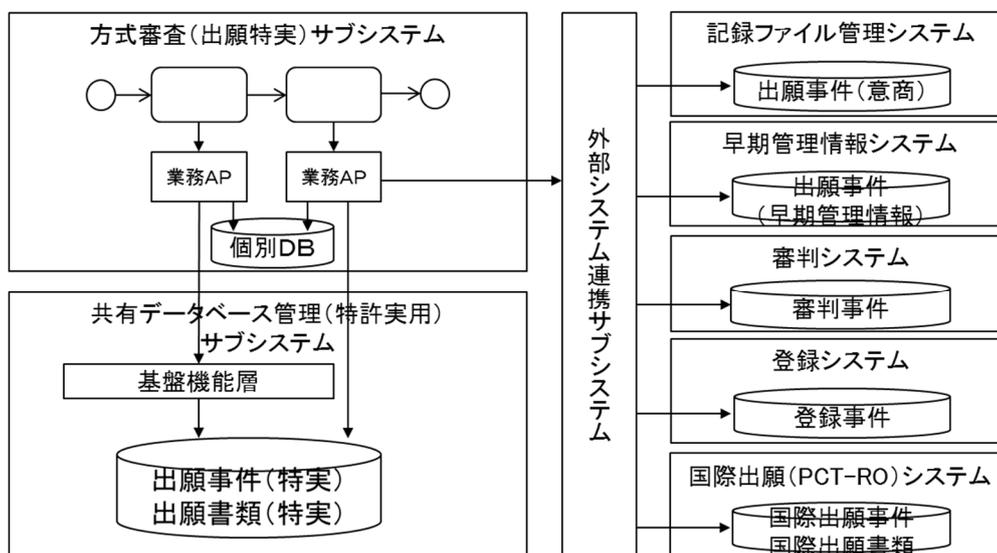


図 4-4 各事件データの配置先とアクセス方法

なお, 方式審査(出願意商)サブシステムの事件データの配置先とアクセス方法は, 平成 27 年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)の作成結果に基づき整理を予定する。

#### 4.2.2.2 特定サブシステム間共有データ

事件・書類データ及び共通リソースデータ以外の情報で、サブシステム間で共有する情報となる特定サブシステム間共有データは、共有データベースに配置され、各サブシステムが、基盤機能層を介して更新・参照するため、既存システムで業務アプリケーション間により共有する情報を授受している機能の見直しを行う。

特定サブシステム間共有データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。

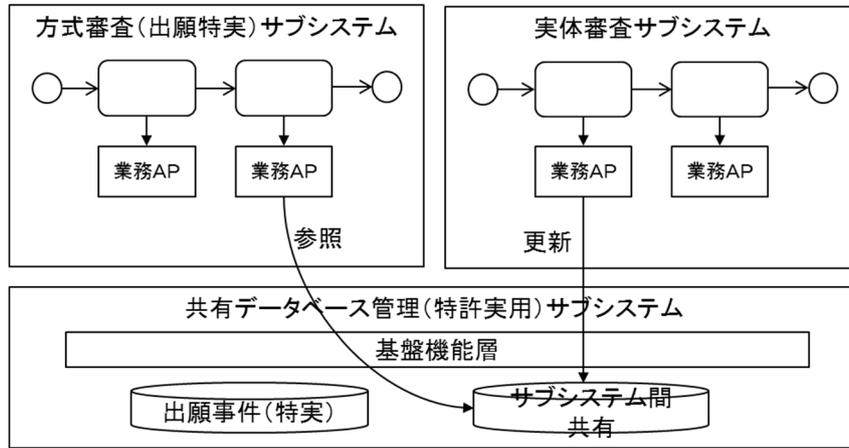


図 4-5 特定サブシステム間共有データの配置先とアクセス方法

#### 4.2.2.3 共通リソースデータ

共通リソースデータは、そのデータを保守するサブシステムに配置され、そのサブシステムが提供するサービスインタフェースを介して、共通リソースデータの更新・参照するため、既存システムで業務アプリケーション間の連携により共通リソースデータを更新・参照している機能の見直しを行う。

特実方式審査システム(既存)刷新時に方式審査(出願特実)サブシステムで利用する、共通リソースデータの配置先は、既存システムとなるため、外部システム連携サブシステムを介して更新・参照する。

外部システムとの連携は、「6. システム間の連携方法」に記載する。

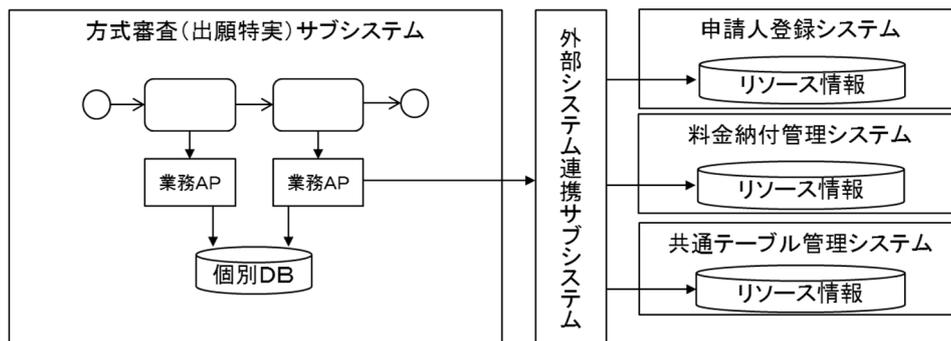


図 4-6 共通リソースデータの配置先とアクセス方法

なお、方式審査(出願特実)サブシステムの事件データの配置先とアクセス方法は、平成 27 年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)の作成結果に基づき整理を予定する。

## 5. アーキテクチャ適用方針

方式審査システムは定型化対象システムであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の定めるルールを適用することにより、システム構造の定型化を実現する。それを踏まえて本章では、方式審査システムが担う業務特性を考慮し、ワークフローを適用する対象業務などルールの適用範囲や、ルールの選択肢が複数ある場合の採用方針など、システムの定型化に効果的なルールの適用方針を示す。

本章の構成を以下に示す。

### 5.1 多階層構造の適用方針

サブシステム(方式審査(出願特実), 方式審査(出願意商))における多階層構造の適用方針, 及びアクセスパスの適用方針を記載する。

### 5.2 階層ごとの適用方針

サブシステムを構成する多階層構造の階層ごとに、ルールの適用方針を記載する。また、必要に応じて適用した場合の具体的な業務例を示す。

また、本章では『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定めるルールのうち、要件定義において、そのまま適用するには複数の解釈があることから設計のバラツキに繋がる懸念があるものや、正しく理解する上で業務観点での補足が必要となるものを対象に記載する。その対象となるルールを下表に示す。

上記の理由より、本章に記載のない事項については、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に従う。

表 5-1 本章の記載範囲

項番	『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.ルール(設計指針・推奨・規約・例外・特例)』の目次		本書の記載
1	技術方式のルール		○
2	各要素における個別ルール	インタフェースのルール	○※1
3		UI層及びプレゼンテーション層のルール	○
4		ワークフロー層のルール	○
5		業務アプリケーション層のルール	○
6		外部システム連携層のルール	○※1
7		基盤機能層及びデータベース層のルール	—
8		ビジネスルール管理層のルール	○
9		データ設計に関するルール	—
10		プログラムプロダクトのルール	—
11		文字コードの扱いのルール	—
12		開発言語の選定ルール	—
13		特許庁システムが標準とする非機能要求グレードのルール	—
14		システム機能に関する共通的なルール	—

○:記載する

※1 「6. システム間の連携方法」に記載する。

## 5.1 多階層構造の適用方針

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の『表 3.1-1』に示される『層の種類及び責務』では多階層構造の層と役割を定めており、そのうち方式審査システムにおけるサブシステムの対象範囲は、以下のとおりとなる。

表 5-2 多階層構造とサブシステムの範囲

項番	層	役割	方式審査システムにおけるサブシステムの範囲
1	UI層	ユーザに対して入出力を伴う直接的なインタフェース	○
2	プレゼンテーション層	UI層とワークフロー層・業務アプリケーション層との連携	○
3	ワークフロー層	業務アプリケーションの連携をビジネスプロセスとして管理及び可視化	○
4	業務アプリケーション層	業務処理の実行	○
5	基盤機能層	データベース層へのアクセス	—
6	データベース層	特許庁システム全体で共有すべきデータの管理	—
7	外部システム連携層	内部システム(刷新後システム)と外部システム(刷新前システム及び特許庁外システム)間で通信する際のギャップの吸収	—

○:対象範囲

なお、外部システム連携層に配置する外部互換機能は、システム間の連携の実現のため刷新時に合わせて設計する要素であり、「6. システム間の連携方法」に示す。

### ● 多階層構造の適用イメージ

方式審査システムにおいて、上記の多階層構造を適用した場合のイメージを以下に示す。

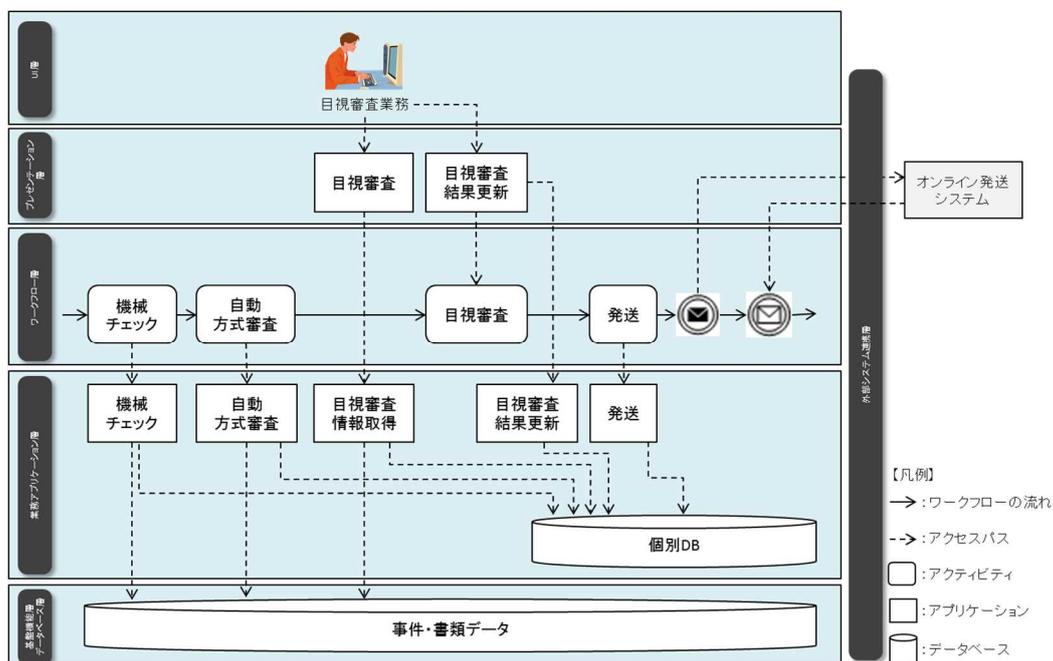


図 5-1 多階層構造の適用イメージ

### 5.1.1 多階層構造の適用対象

方式審査システムのサブシステム(方式審査(出願特実), 方式審査(出願意商))では, 目視審査や起案, 決裁等の画面を有し, さらに機械チェック, 自動方式審査といった業務フローを有することから, 下表に示す階層におけるシステムの構成要素を必要とするため, それぞれ『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』のルールを適用する。

表 5-3 ルールの適用対象となるサブシステムの階層

項番	層	方式審査システムのサブシステム	
		方式審査(出願特実)	方式審査(出願意商)
1	UI層	○	○
2	プレゼンテーション層	○	○
3	ワークフロー層	○	○
4	業務アプリケーション層	○	○

○:適用する

### 5.1.2 アクセスパス

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』において, 定型化対象となるサブシステム内のシステム構成要素間の原則的アクセスパスは, 以下のとおりに定義しており, これに従う。

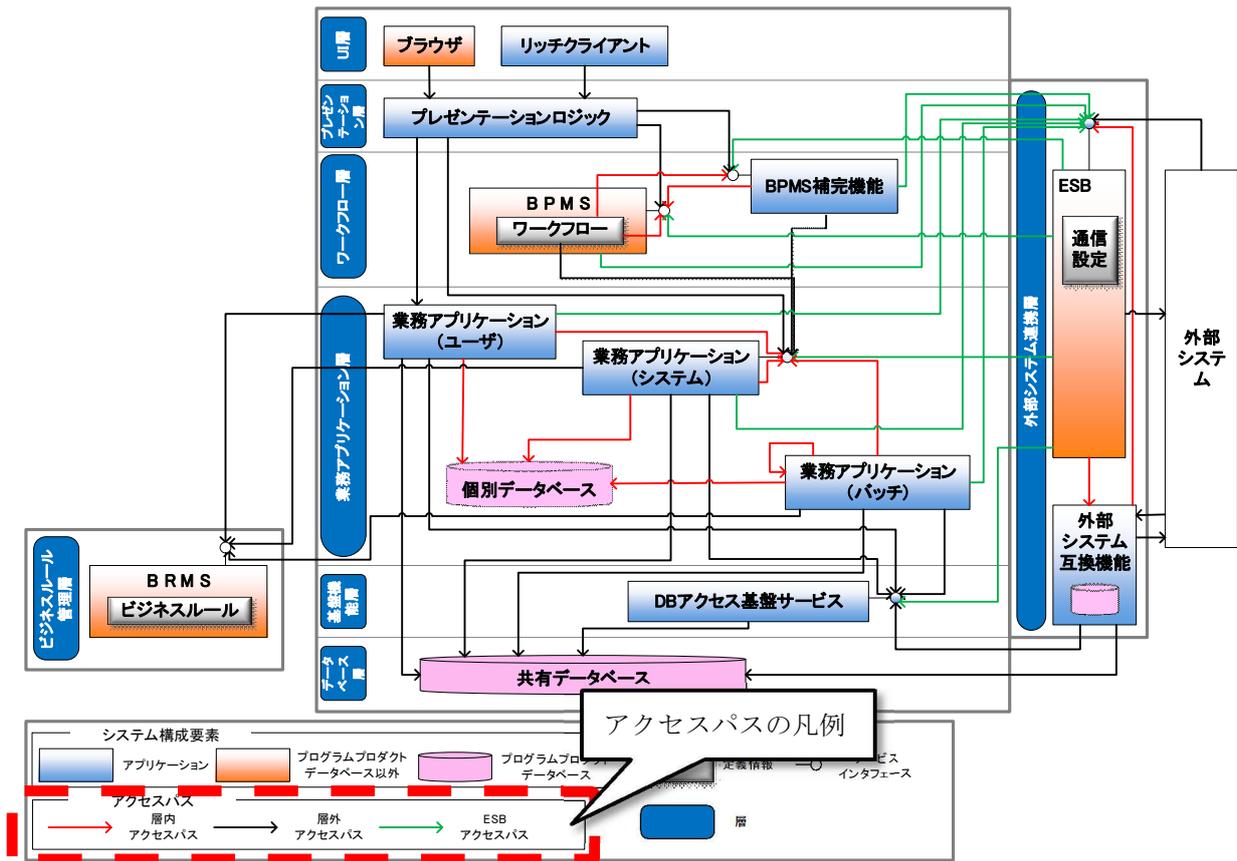


図 5-2 原則的アクセスパス 出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 図 3.1-3』

なお、方式審査システムには、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』で上記の特例として許容するアクセスパスとして『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定めている以下のアクセスパスが存在する。(下図の特例)

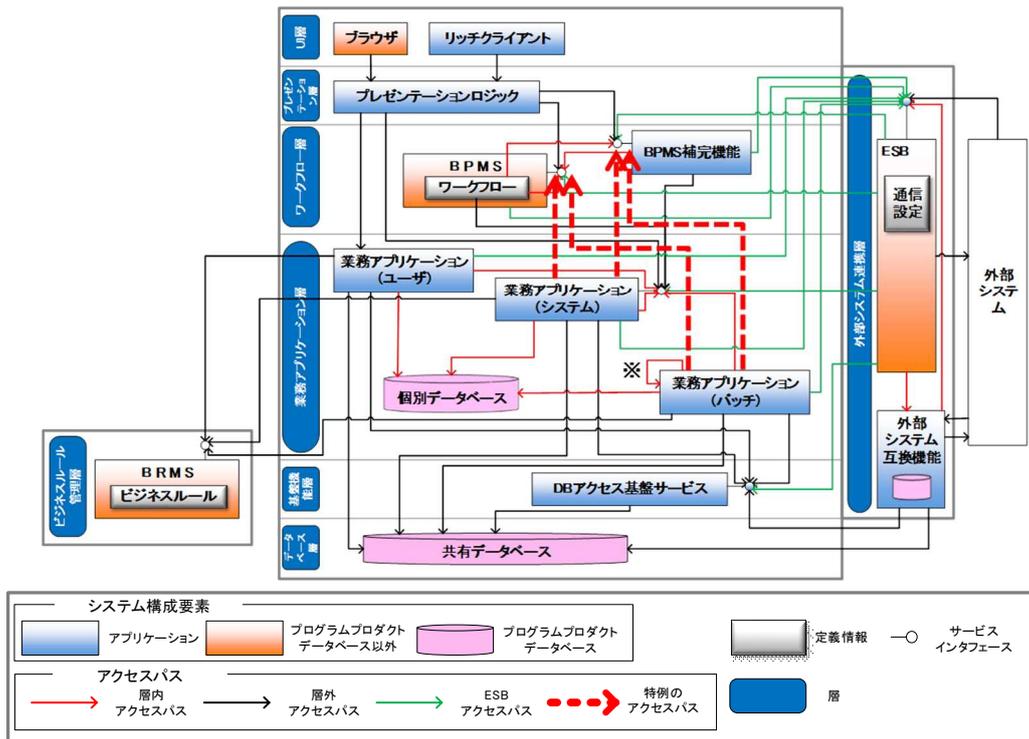


図 5-3 アクセスパスの特例 出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 図 3.1-4』

- 業務アプリケーション(システム)から BPMS へのアクセス

(例) 同一事件の書類を同時に目視審査対象とするため、同時振り分け処理では、目視審査前に書類の待機判定を行っている。

例えば、願書が料金徴収で待機している間に、後から提出された中間書類が願書を追い越した場合、願書が目視審査可能となるまで、中間書類は目視審査前で待機を行う。

この待機判定は、中間書類のアクティビティに紐づく業務アプリケーション(システム)で行うが、願書のステータス情報が必要となるため、BPMS に保有する願書のビジネスプロセスインスタンスのステータス情報を参照する。

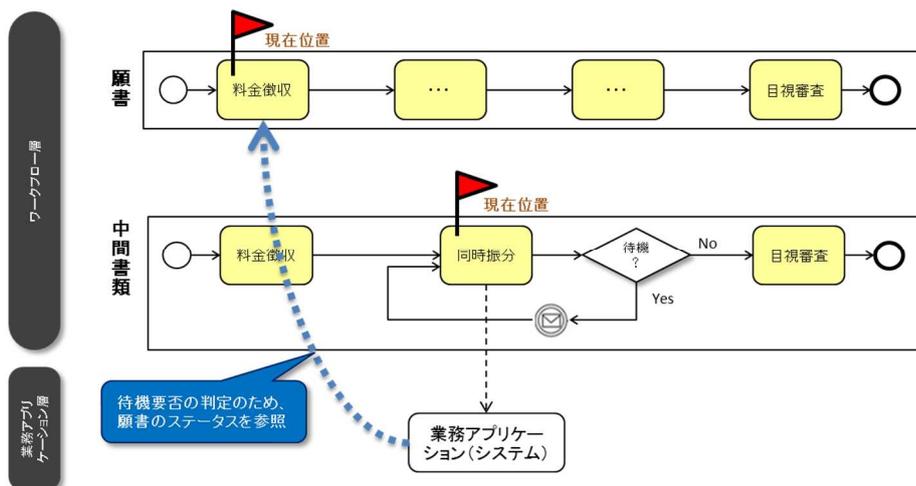


図 5-4 同時振り分け処理イメージ

- 業務アプリケーション(バッチ)から BPMS へのアクセス

(例) 分担変更バッチ処理から BPMS に保有する担当者情報を更新する。

(例) 国優みなし取り下げバッチ処理から、取り下げ事件の各書類の BPMS に保有するステータス情報を更新し、強制的に処分確定へ遷移させる。

## 5.2 階層ごとの適用方針

### 5.2.1 UI層／プレゼンテーション層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』のルールに準拠し、原則としてクライアント構成は、幅広い環境で動作し、クライアント側への事前配備を必要としない点で保守性や移植性に優れる「ブラウザを用いた構成」を選定する。

ただし、後続工程(要件定義, 設計・開発)の検討において、特殊な外部デバイス制御が必要となる場合、ユーザの操作性要件により「リッチクライアントを用いた構成」が必要となる場合又は業務要件を品質面やコスト面から効果的に実現する上でプログラムプロダクトが必要となる場合には、特許庁と協議の上、必要に応じて「リッチクライアントを用いた構成」を選定する。

(参考) 既存システムにおける外部デバイス制御と使用プログラムプロダクト(OS, ブラウザ, 通信制御を除く)

- 外部デバイス制御 : スキャナによる画像取り込み, プリンタ印刷
- プログラムプロダクト : 画像変換, 帳票作成, SGML エディタ

その他, 画面設計ルールと帳票設計ルールに関しても『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に従う。

## 5.2.2 ワークフロー層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に従い、ビジネスプロセスの表記法として BPMN を利用し、ビジネスプロセスの実行には BPMS を利用する。それを踏まえ、ここでは BPMS で動作させるビジネスプロセスの対象業務と、その実現方法、及び業務をビジネスプロセス化する上での分割・統合単位の考え方を示す。

はじめに、刷新時におけるビジネスプロセス管理の全体像と、そのうちの本章での記載範囲を以下に示す。

### ● ビジネスプロセス管理の全体像

受付システム(既存)にて既存と同様に事件の振り分けを行い、そのうち特実の出願書類について、外部システム連携層を経由して出願事件／出願中間手続サブシステム<sup>※1</sup>へ送信する。出願事件／出願中間手続サブシステムでは、受信した書類データを共有 DB に登録し、全体ワークフロー<sup>※2</sup>のビジネスプロセスを生成する。以降は全体ワークフローの進行状況に応じて、方式審査や実体審査などの個別ワークフロー<sup>※2</sup>への振り分けを行う。

なお、特実方式審査システム(既存)刷新時は、特実出願事件／特実出願中間手続以外の事件／中間手続サブシステム(例えば、意匠出願事件／意匠出願中間手続サブシステム、商標出願事件／商標出願中間手続サブシステム、審判事件／中間手続サブシステム、登録事件／中間手続サブシステム)は存在しないため、これらのサブシステムで管理される各事件の全体ワークフローも定義されていない。また、方式審査との間で書類の振り分けを行う審判システム、登録システムは既存システムとなるため、インターフェースは既存仕様を原則踏襲し、新旧アーキテクチャにより生じるインターフェースの差異は外部システム連携層で吸収することで、直接連携を行う。

### ● 本章の記載範囲

本章では、方式審査システムにおけるサブシステム(方式審査(出願特実), 方式審査(出願意商))の個別ワークフローを記載し、さらに連携する全体ワークフロー、及び他の個別ワークフローとの連携部分を合わせて記載する。

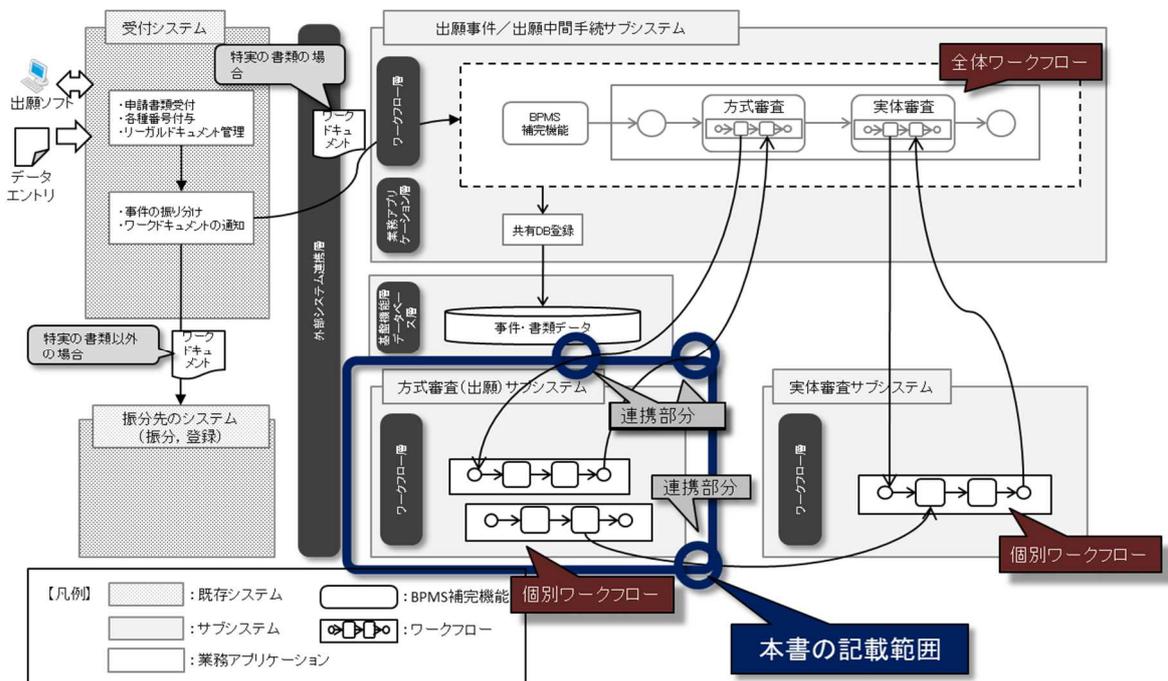


図 5-5 ビジネスプロセス管理の全体像と本書の記載範囲

※1 データ分析とそれに基づくサブシステム分割の結果、出願事件の流れを管理するサブシステムとして、出願事件／出願中間手続サブシステムを定義している

※2 全体ワークフローは大域的に管理したい(可視化したい)要件により決定されるビジネスプロセスであり、方式審査(出願特実)サブシステム、方式審査(出願意商)サブシステムのビジネスプロセスが振り分け先の個別ワークフローとして紐付けられる。全体ワークフローには、事件に関するものと、中間手続に関するものの2つがある。例えば、出願事件の全体ワークフローは願書受理を契機にイベントを開始し、当該願書に係る出願事件のビジネスプロセスを管理するものである。中間手続の全体ワークフローは中間書類受理を契機に開始し、当該中間書類

のビジネスプロセスを管理するものである。なお、中間手続の全体ワークフローは必要に応じて定義する。例えば、中間書類は基本的に方式審査サブシステムにおいて方式審査がなされるところ、方式審査の結果を受けてさらに別のサブシステムで個別ワークフローが生成されるケース(例えば、方式審査サブシステムで手続補正書が方式完になった後に実体審査サブシステムで実体審査を行うケース(図 5-12 参照))では中間手続の全体ワークフローを定義し、別のサブシステムの個別ワークフローが生成されないケースでは中間手続の全体ワークフローを定義しない、等の対応が考えられる。

### 5.2.2.1 BPMS の適用業務

ここでは、BPMN で記載するビジネスプロセスを BPMS で動作させる上で、適用する対象業務を決定する考え方と、その具体的な業務例を示す。

BPMS で動作させるビジネスプロセスの対象となる業務を以下に示す。

- ① 手作業などで行うシステム化しない業務を除き、システム化する業務を適用候補とする<sup>\*1</sup>
- ② ①の適用候補のうち、業務間の前後関係が存在する業務を BPMS の適用対象とする

※1 上記①は、設計工程における分析レベル以降の BPMN の対象を示しており、システムの業務発見契機となりえない非システム業務を除いているが、要件定義において業務分析やモデリングのため、非システム業務を BPMN で可視化することを縛るものではない。

それぞれの業務例を以下に示す。

- **BPMS の適用候補となるシステム化する業務の例（上記①の例）**

下表に示す業務のうち、業務発見契機となりえないシステム化されない業務を除き、画面やバッチ処理によりシステム化する業務が BPMS の適用候補となる。

表 5-4 業務の区分

区分	内容	例
システム化する業務	人が画面等を利用して行う作業や、システムが行う自動化された作業。	画面による目視審査業務やシステムによる自動方式審査
システム化しない業務	システム化されていない、人がマニュアルで行う作業。	連絡票による個別対応

- **業務間の前後関係が存在する業務の例（上記②の例）**

先行業務として方式審査専門官が目視審査を行い、後続業務として補正指令書等を起案するなど、業務間の前後関係が存在するアクティビティが BPMS 対象となる。

反して、事件担当者の変更を行う分担変更業務などのように単体で完結し、業務間の前後関係がない業務は BPMS 対象外となる。

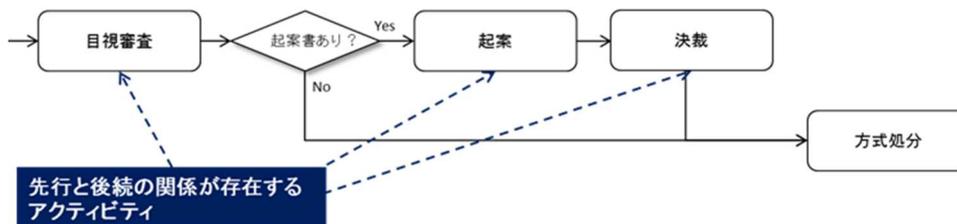


図 5-6 業務間の前後関係が存在する業務

また、ユーザが画面により指示する方式審査止め業務は、その実施により進行中のビジネスプロセスの進行を抑制させる。以下の実現例では、ビジネスプロセス上で書類状態確認のステータスにある案件に対して、画面から方式審査止め指示した場合、個別 DB の方式審査止めフラグを更新する。その後、書類状態確認の個別 DB 状態確認にてプロセスの進行が停止するため、間接的に目視審査アクティビティの完了を止めることができる。

このように、それ自体ビジネスプロセスとして動作させる対象とならない場合にも、実施によりビジネスプロセスの進行状況に影響する可能性がある。

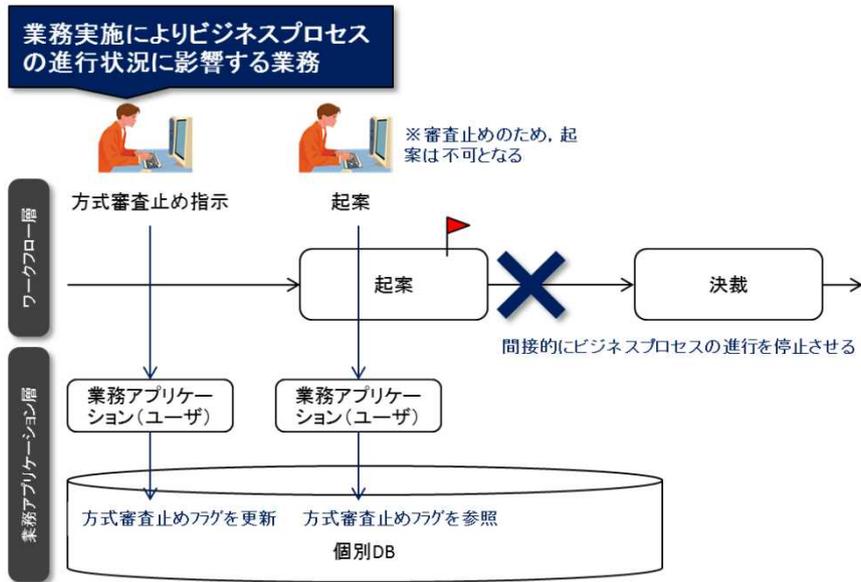


図 5-7 ビジネスプロセスの進行状況に影響する業務

### 5.2.2.2 BPMS の適用方法

#### (1) BPMS によるビジネスプロセスの実現

ビジネスプロセス管理の全体像から、ビジネスプロセスにおける先行後続関係を実現するために BPMS を適用するケースを以下のとおり分類し、それぞれ BPMS の適用方法を示す。

表 5-5 BPMS によりビジネスプロセスを実現するケース

項番	ケース	説明	
1	同一のビジネスプロセス <sup>*1</sup> 内における後続タスクの開始	同一のビジネスプロセスにおいて、定義された前後関係に従い、先行タスクから後続タスクを開始させるケース。	
2	サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始	サブシステム内において定義された別のビジネスプロセスの後続タスクに対して、先行タスクから開始させるケース。	
3	サブシステムにまたがるビジネスプロセスの後続タスクの開始	全体ワークフローを経由する	全体ワークフロー(事件又は中間手続)を経由して個別ワークフローの後続タスクを開始させるケース。
4		全体ワークフローを経由しない	全体ワークフロー(事件又は中間手続)を経由せず、サブシステムをまたがる個別ワークフロー間で直接通知し、後続タスクを開始させるケース。

※1 本章における「同一のビジネスプロセス」は、同一のプールにおけるワークフローの開始から終了までの一連の流れを指し、複数レーンでビジネスプロセスを連携するケースを含む。

ビジネスプロセス管理の全体像における、上記表のケースの対応箇所は以下のとおりとなる。

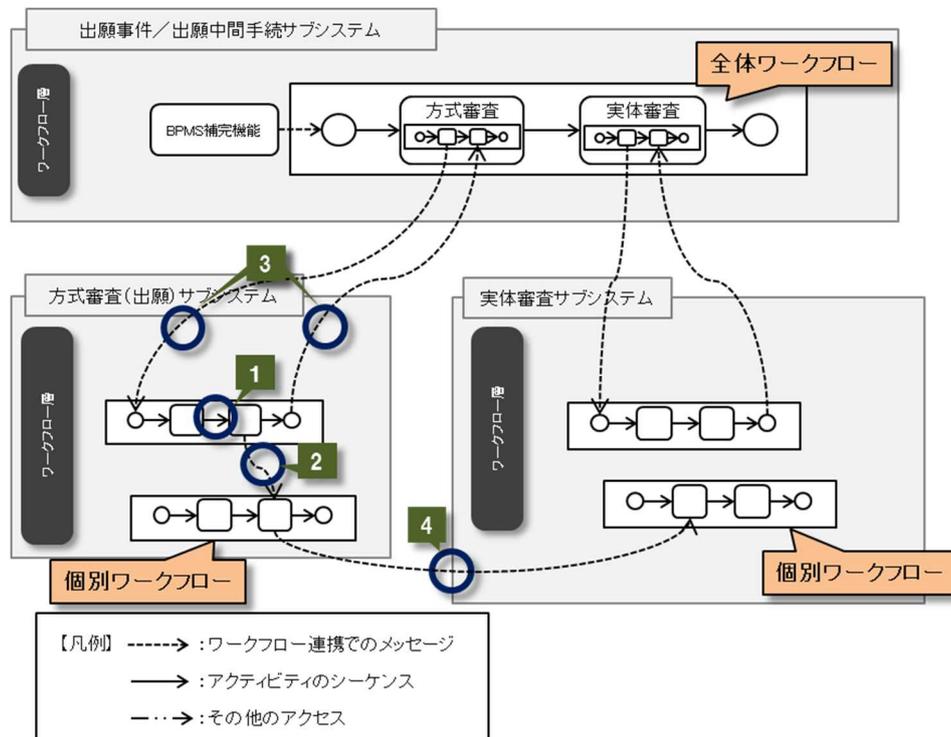


図 5-8 ビジネスプロセス全体におけるケースの対応箇所

前述の BPMS でビジネスプロセスを実現するケースの他に、BPMS のみではビジネスプロセスの実現が困難である場合や、フローが複雑となり可視性が著しく損なわれる場合に対しては、BPMS と業務アプリケーションとの組み合わせでビジネスプロセスを実現する。

方式審査システムにおいては以下のケースが該当し、それぞれ BPMS の適用方法を示す。

表 5-6 BPMS と業務アプリケーションとの組み合わせでビジネスプロセスを実現するケース

項番	ケース	説明
5	予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み	割り込みによる再処理
6		待機状態の設定・解除
7		強制的な状態遷移

次頁以降に、上記に示したケースについての実現方法を具体的な業務例を用いて説明する。

### ※BPMS 補完機能

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定める BPMS 補完機能を以下に示す。

出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.3.3.1 BPMS 補完機能で実現する機能』

- BPMS 単体で実現できない機能に限り、BPMS と連携し補完する処理を実装すること。
- 業務アプリケーション層の責務となる業務ロジックは持たせず、ワークフロー層の責務として、起動するビジネスプロセス又は連携するビジネスプロセスインスタンスの特定やイベント通知の要否判定といった制御を行うこと。

上記ルールのとおり、BPMS 補完機能は、BPMS 単体ではビジネスプロセスの実現が難しい場合のみ利用し、BPMS の標準機能等により実現が可能な場合は、BPMS 単体での連携を原則とする。

BPMS 補完機能に関して、サブシステムにまたがるビジネスプロセス間の通知において、通知先のビジネスプロセスの進行状況や待ち状態の有無等の状態により動的に後続アクティビティを決定するケースがある。また、予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込みが発生する場合は、実行アクティビティの位置を予め特定できないことから、通知先を動的に決定することが必要となるケースがある。

例えば、自発補正の方式審査完了に伴う実体審査プロセスへの中断解除通知は、中断解除通知するビジネスプロセスインスタンスが静的に特定できない。このようなときに BPMS 補完機能にて中断解除通知をするべきビジネスプロセスインスタンスを特定する処理を実装する。さらに、特定した単一又は複数のビジネスプロセスインスタンスに中断解除通知を行う。

以降、説明において不要な場合には BPMS 補完機能に関する説明は省略する。また、要件定義工程においては業務を可視化し、要件を明確化することが主目的であることから、BPMN 補完機能を使用せずコールアクティビティ等で表記することを制限するものではない。

- 同一のビジネスプロセス内における後続タスクの開始（表 5-5 項番 1）

サブシステム内の 1 つのビジネスプロセス内において、定義されたルートに沿って進行させるケースであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に示される BPMN の記載ルールに則り、先行タスクから後続タスクを開始させる。

機械チェックから方式処分までを例に、ビジネスプロセス内で先行タスクから後続タスクを開始させる流れを以下に示す。

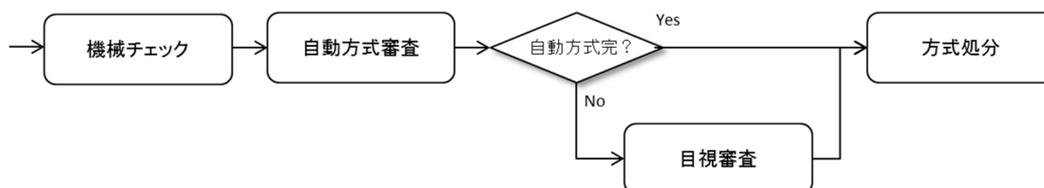


図 5-9 同一のビジネスプロセス内における先行後続の関係

- サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始（表 5-5 項番 2）

先行タスクからメッセージイベントを通知することにより、サブシステム内において定義された別のビジネスプロセスの後続タスクを開始させるケースとなる。

申請書類のビジネスプロセスから起案書のビジネスプロセスを開始させるまでを例に、ビジネスプロセス間の先行後続の関係を以下に示す。

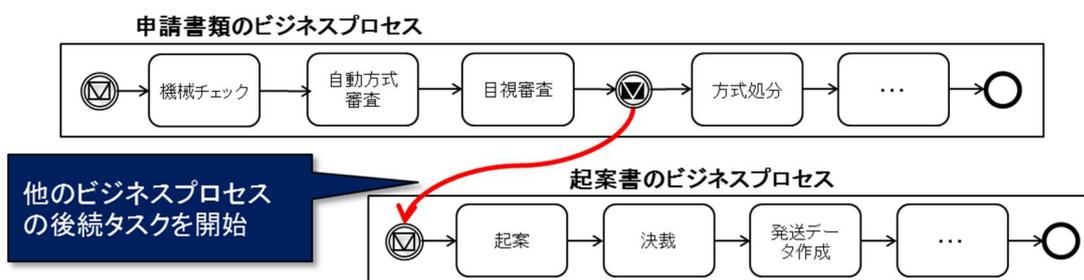


図 5-10 他のビジネスプロセスに対する先行後続の関係

- サブシステムにまたがるビジネスプロセスの後続タスクの開始(全体ワークフローを経由する) (表 5-5 項番 3)

全体ワークフローに対して、その進行状況に影響する場合、全体ワークフローを経由した連携を行う。全体ワークフローを経由した連携においては、全体ワークフローは、その進行に合わせて個別ワークフローを開始するために通知する。その通知を受けて、個別ワークフローはビジネスプロセスを実行し、主に完了時などの必要なタイミングで全体ワークフローへ通知し、全体ワークフローを再開させる。この連携を組み合わせることにより、サブシステムにまたがるビジネスプロセスの後続タスクを開始する。なお、後続タスクの開始には、審査請求開始などビジネスプロセスが生成され開始する場合も含まれる。

特許願と出願審査請求書を例に、実体審査に遷移するまでのビジネスプロセスの連携方法の実現例を以下に示す。

- ① 特許願の受け入れ通知を契機に、出願事件/出願中間手続サブシステムにて出願事件の全体ワークフローのビジネスプロセスインスタンスを生成する。※1
- ② 出願事件の全体ワークフローより方式審査(出願)サブシステムへ方式審査の開始が通知され、方式審査(出願)サブシステムにて方式審査個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンスを生成する。
- ③ 方式審査完了の通知を受けて、出願事件の全体ワークフローを後続のステータスへ遷移させる。
- ④ 出願審査請求書の受け入れ通知を契機に、出願事件/出願中間手続サブシステムから方式審査(出願)サブシステムへ方式審査の開始が通知され、方式審査(出願)サブシステムにて方式審査個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンスを生成する。※1
- ⑤ 出願事件の全体ワークフローへの方式審査完了の通知により、出願事件の全体ワークフローのステータスを後続へ遷移させる。
- ⑥ 出願事件の全体ワークフローより実体審査サブシステムへ実体審査の開始が通知され、実際審査サブシステムにて実体審査個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンスを生成する。
- ⑦ 出願事件の全体ワークフローへの実体審査完了の通知により、出願事件の全体ワークフローのステータスを後続へ遷移させる。

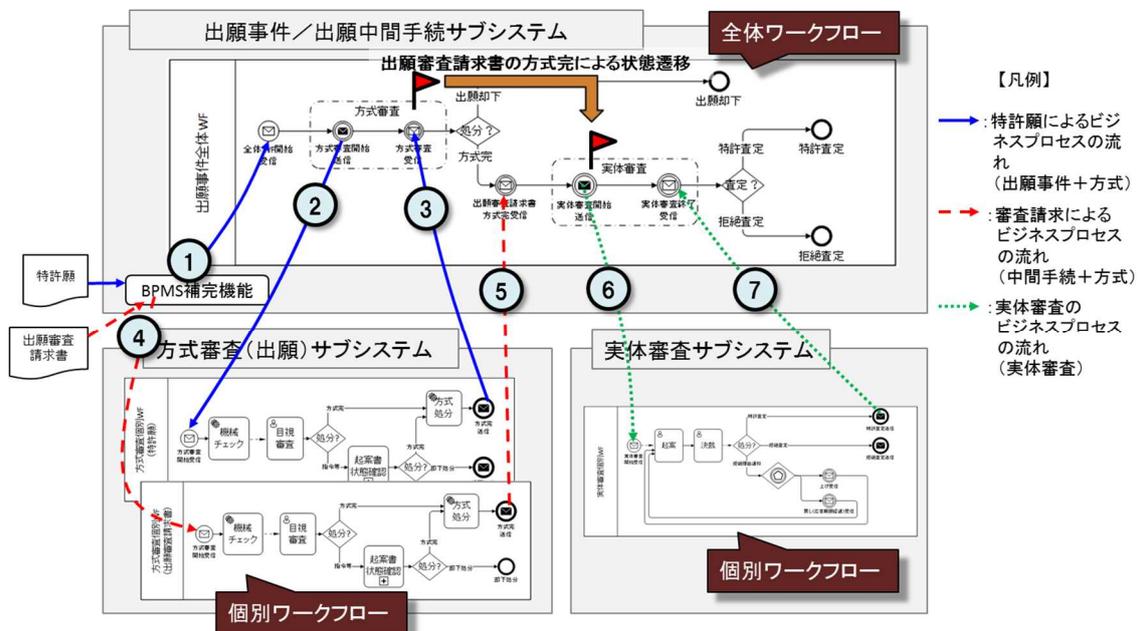


図 5-11 サブシステムにまたがる連携(全体ワークフローを経由する)

### ※1 BPMS 補完機能に関する補足

上図におけるBPMS 補完機能では、受付システム(既存)から書類を受領した際、書類の種類から全体ワークフローのインスタンス生成可否を判断し、処理の振り分けを行う。

図①の特許願の受入時には、出願事件の全体ワークフローの開始契機となる書類であることから、BPMS 補完機能でそのインスタンスを生成する。

図④の出願審査請求書の受入時には、中間手続に関する書類であり出願事件の全体ワークフローの生成は不要なため、後続業務を行う方式審査(出願)サブシステムへ通知する。なお、出願審査請求手続きに関する中間手続の全体ワークフローが定義されている場合には、BPMS 補完機能でそのインスタンスを生成する。

- サブシステムにまたがるビジネスプロセスの後続タスクの開始(全体ワークフローを経由しない) (表 5-5 項番 4)

全体ワークフローに対して、その進行状況に影響しないが、個別ワークフロー間でメッセージ等の通知が必要な場合は、個別ワークフロー間で直接通知する。

方式審査(出願)サブシステムからの手続補正書に対する方式審査の完了通知を例に、実体審査のビジネスプロセスとの連携方法を以下に示す。この例においては、手続補正書の方式審査の完了通知は全体ワークフローに影響せず、方式審査からの通知を契機に、拒絶理由通知の応答期間管理を解除し、再度起案対象とする振る舞いを想定している。

なお手続補正書に関して中間手続の全体ワークフローを定義し、中間手続の全体ワークフローから各業務の個別ワークフローへ連携することも可能である。(表 5-5 項番 3 の通知方法)

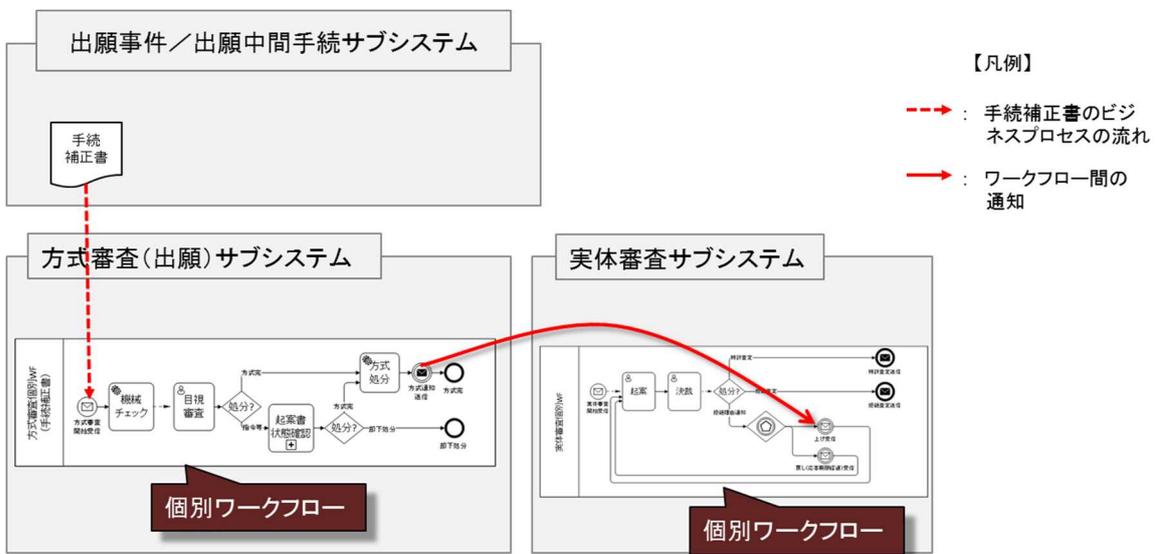


図 5-12 サブシステムにまたがる連携(全体ワークフローを経由しない)

● 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(割り込みによる再処理) (表 5-6 項番 5)

ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、アクティビティのステータスを更新するといった、異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについて、BPMS 適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別 DB の状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

割り込みによる再処理に関するケースとして、誤処分再方式/再方式解除の実現例を以下に示す。

- ① 目視審査にて指令を行い起案書の書類状態確認(期間管理)中となっているプロセスに対し、ユーザによる画面から誤処分再方式指示を受け、業務アプリケーション(ユーザ)は個別 DB の状態を「誤処分再方式」に更新する。
- ② ユーザによる画面からワークフローに対し、誤処分再方式の通知を行い、待ち状態のプロセスを再開させる。
- ③ 業務アプリケーションシステムの個別 DB の状態確認より、「誤処分再方式」であったら待機不要と判断し書類状態確認が終了する。
- ④ 個別 DB の状態が「誤処分再方式」であったら、誤処分再方式指示に分岐し、ワークフローを目視審査へ遷移させる。

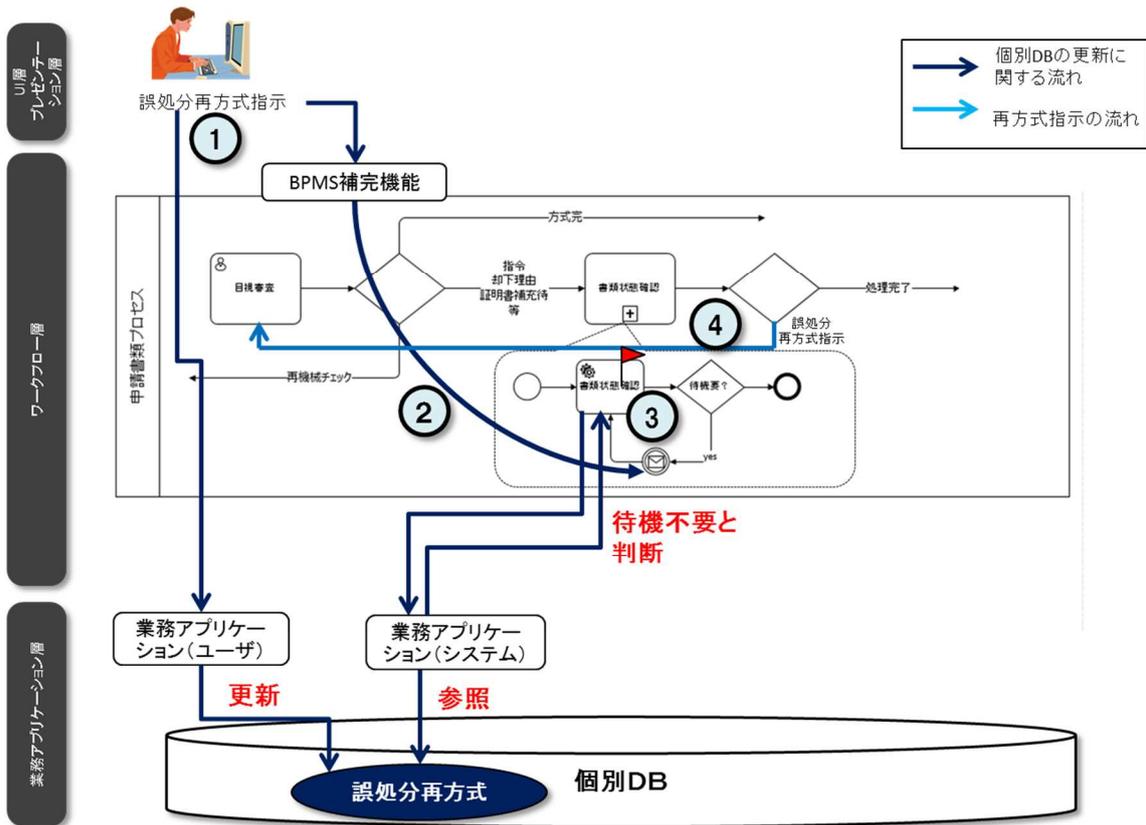


図 5-13 誤処分再方式/誤処分再方式解除の実現例

● 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(待機状態の設定・解除) (表 5-6 項番 6)

ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、中断(戻し)したり、待機したりするといった異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについて、BPMS 適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別 DB の状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

待機状態の設定・解除に関するケースとして、方式審査止め/方式審査止め解除の実現例を以下に示す。

- ① ユーザによる画面からの方式審査止め指示を受け、業務アプリケーション(ユーザ)は個別 DB の申請書類プロセスの状態を「方式審査止め」に更新する。
- ② ビジネスプロセスの進行においては、適切なタイミングで設けた書類状態を確認するアクティビティから業務アプリケーション(システム)を呼出し、個別 DB の状態が「方式審査止め」であることを確認した場合には、メッセージ待ちイベントで停止させる。
- ③ ユーザによる画面からの申請書類プロセスに対する方式審査止め解除指示を受け、業務アプリケーション(ユーザ)が個別 DB の状態を「方式審査止め解除」に更新する。また、ワークフローのメッセージ待ちに対して、止め解除メッセージをスローする。
- ④ 再開したワークフローでは、業務アプリケーション(システム)を呼び出し、個別 DB の状態が「方式審査止め解除」であることを確認し、ワークフローを再開させ次アクティビティへ遷移する。

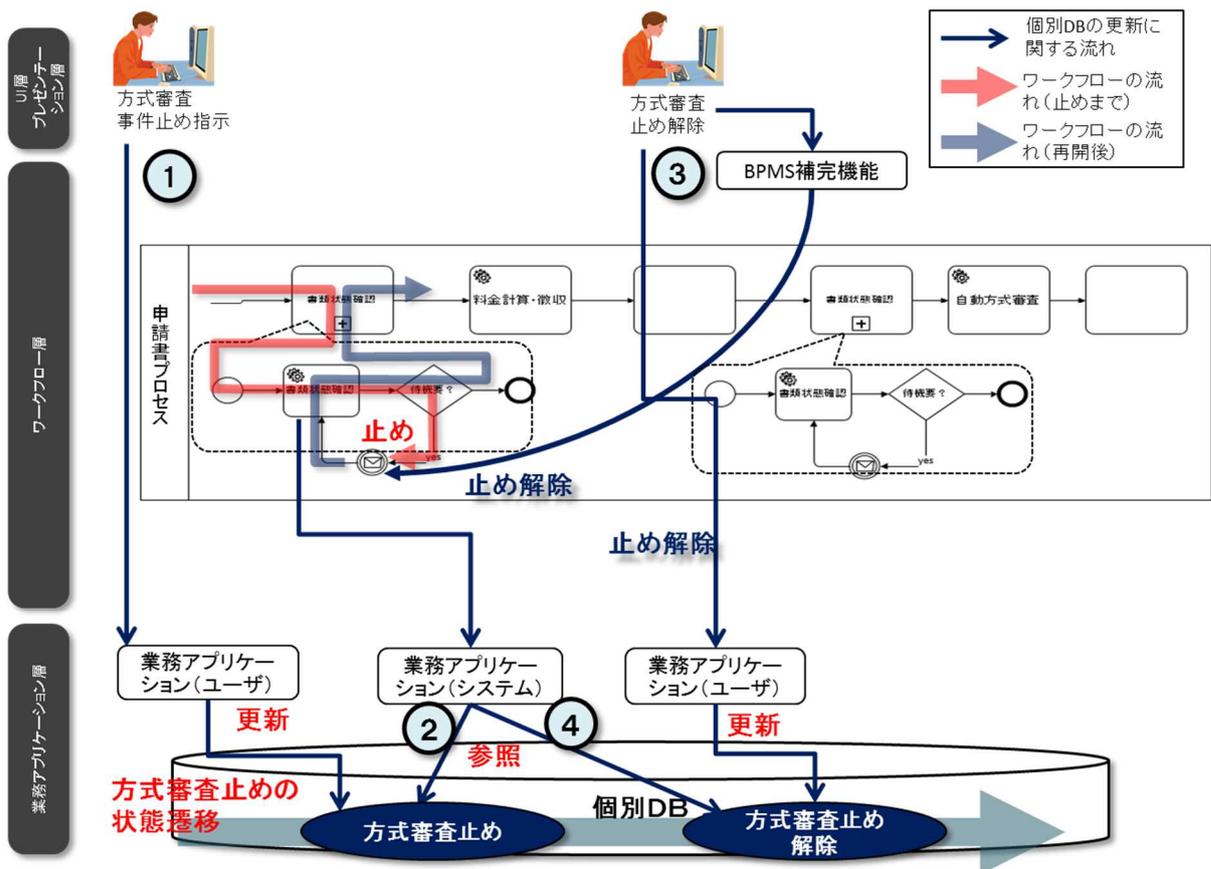


図 5-14 方式審査止め/方式審査止め解除の実現例

- 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(強制的な状態遷移) (表 5-6 項番 7)

ここでは、任意のタイミングで進行しているビジネスプロセスインスタンスを強制的に終了させる制御が必要となるケースについて、BPMS 適用方法を示す。

前述の待機状態の設定・解除と同様の理由により、任意のタイミングで発生する割り込みをビジネスプロセスで全て表現することは行わず、BPMS 補完機能から BPMN エンジンのワークフロー制御機能を利用して、強制的にビジネスプロセスを終了させる。

強制的な状態遷移に関するケースとして、出願取下・放棄の方式完, 受理決裁の適格に伴い、方式審査を強制遷移させる実現例を以下に示す。

- ① ユーザによる受理決裁画面から出願取下・放棄書を適格指示し、方式審査(出願)サブシステムの BPMS 補完機能に対して、強制遷移の旨を通知する。
- ② BPMS 補完機能にて、強制終了させる対象ビジネスプロセスのインスタンスを特定し、BPMN エンジンへ強制終了の命令を実行する。
- ③ BPMN エンジンにて、対象ビジネスプロセスインスタンスを強制遷移させる。

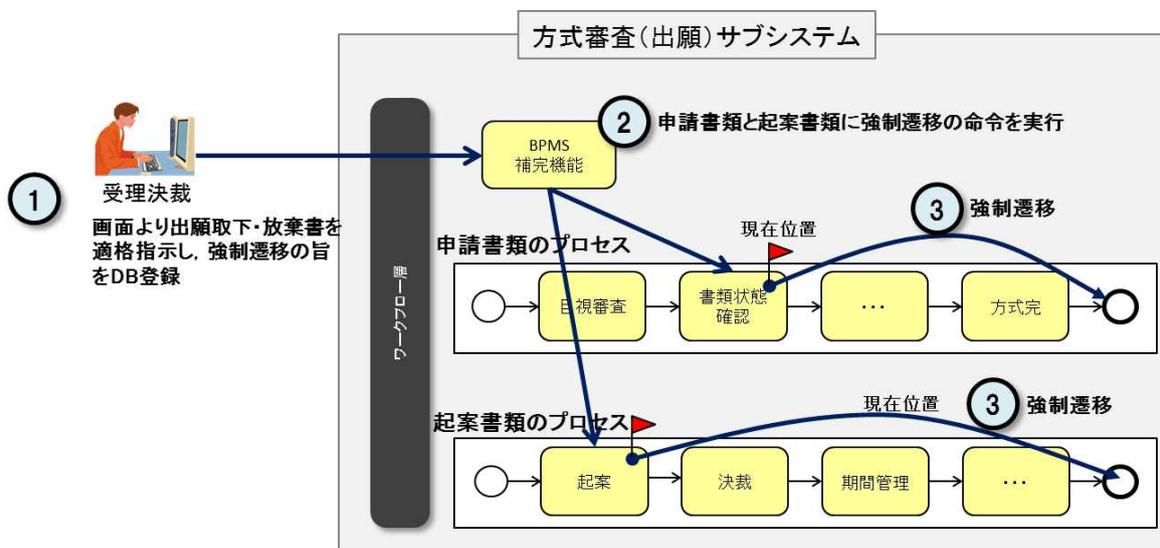


図 5-15 方式審査強制遷移の実現例

このケースの留意点として、メインとなる申請書類のビジネスプロセスに関連して起案書のビジネスプロセスのビジネスプロセスが別のインスタンスとして存在した場合には、それらも合わせて強制終了させるなど、ビジネスプロセス間で整合性を保つように設計する必要がある。

また、仕掛中の画面処理やアクティビティの処理に対しても、データの更新における整合性を保つよう、適切な排他制御を行うように設計する必要がある。

(2) ヒューマンワークフローにおける動的なアクティビティの絞り込み

方式審査システムは方式審査を遂行するためのシステムであり、方式審査案件を選択するために審査のステータスにより動的に案件一覧を絞り込み、その一覧表示において高い性能が求められる。ここでは、そのような画面の動的なアクティビティの絞り込みを実現するケースについて、BPMS の適用方法を示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、画面に表示する案件を動的に絞り込む際に、以下の実現方法と採用基準が定められている。

表 5-7 画面の動的なアクティビティの絞り込みの実現方式

実現方式	説明	採用基準
方式 1	BPMSと個別DBの情報を参照する	ビジネスプロセスの保守性、異常時のリカバリの観点から、原則として本方式を採用する。
方式 2	個別DBのみを参照する	対象のアクティビティの絞り込みの際、高い性能要件が求められる場合に限定し、本方式を採用する。

各方式の処理の流れを以下に示す。

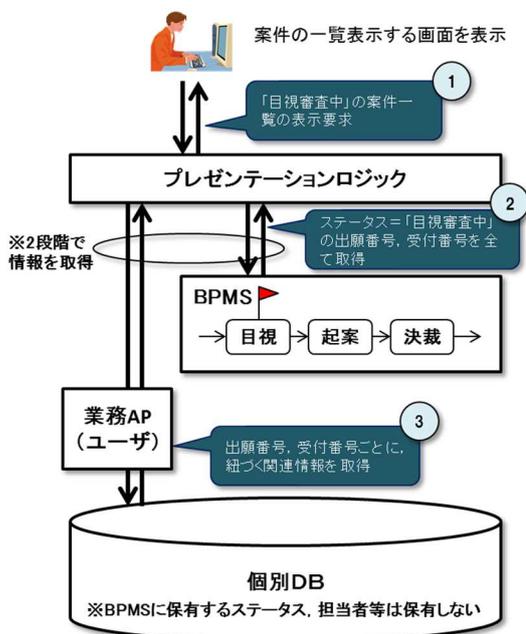


図 5-16 方式 1 の処理の流れ

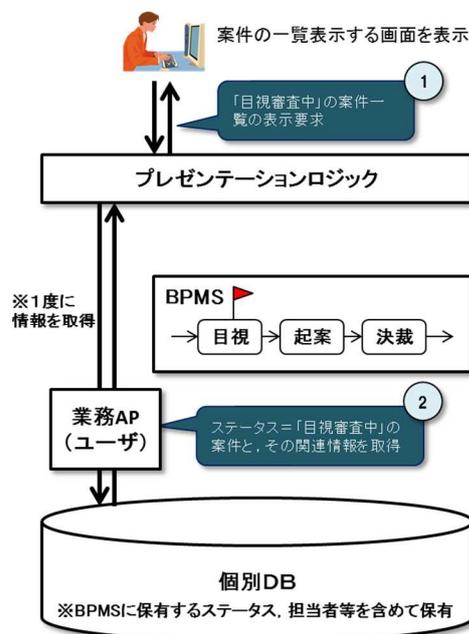


図 5-17 方式 2 の処理の流れ

採用基準に従い、原則として方式 1 で対象アクティビティの絞り込みを実現する。

方式 2 を採用する高い性能要求が求められるケースは以下の要件が想定されるが、データアクセスや画面表示方法等の設計（例えば、Ajax の利用等）における工夫をし、方式 1 での実現を十分検討した上で、これらの性能要件に対する充足度を判断し、画面ごとに実現方式を決定する。

- 目視審査対象案件の一覧を表示する画面は、主業務である目視審査を開始する画面であり、使用頻度が高い。また、書類一覧へ表示する案件は、自担当案件のほか、同一グループの全案件、担当者未決定の全案件等の表示条件があり、1000 件以上の案件が表示されることがある。
- 目視審査対象案件の一覧を表示する画面では、四法・出願番号・受付番号・書類名のほか、以下の付帯情報を表示する要件がある。方式 1 を採用した場合には BPMS から出願番号、受付番号の取得と、それを元に個別 DB から付帯情報を取得するため、処理のオーバーヘッドとなりうる。

<付帯情報の例>

- 案件ステータス情報（起案待ち、決裁待ち 他）
- 中間コードごとの未処理、優先、保留等の件数
- 受付番号ごとの保留理由、再方式有無、同時振分有無

また、方式2を採用した場合は、個別DB上にも担当官情報を二重保持するため、担当者更新時はBPMSの対象アクティビティの担当者情報を更新するとともに、個別DBに保持する担当者情報も合わせて更新する。

方式審査システムにおける、担当者変更の要件を以下に示す。

表 5-8 担当者変更の要件

想定業務	概要
分担変更	方式審査専門官の人事異動に伴い、異動する担当官の保有する事件に対して、事件担当者を変更する。
事件担当者の更新	方式審査業務の実施により、事件担当者が仮担当から本担当へ更新された場合等、事件担当者を変更する。
課室の振り分け	方式審査業務の実施により、課室間での書類の振り分けが行われた場合、書類の所属情報を変更する。

上記のうち、分担変更の実現例を以下に示す。

- ① 方式審査専門官 A が目視審査業務を実施する。
- ② グループ長が分担変更を行う案件を指定し、方式審査専門官を A から B に変更する。
- ③ 業務アプリケーション(ユーザ)の分担変更により、個別DBの案件担当者を A から B に更新する。
- ④ ビジネスプロセスの目視審査アクティビティの担当者情報を A から B に更新する。
- ⑤ 目視審査案件一覧を表示すると、方式審査専門官 B に案件が振り分けられ、目視審査が可能となる。

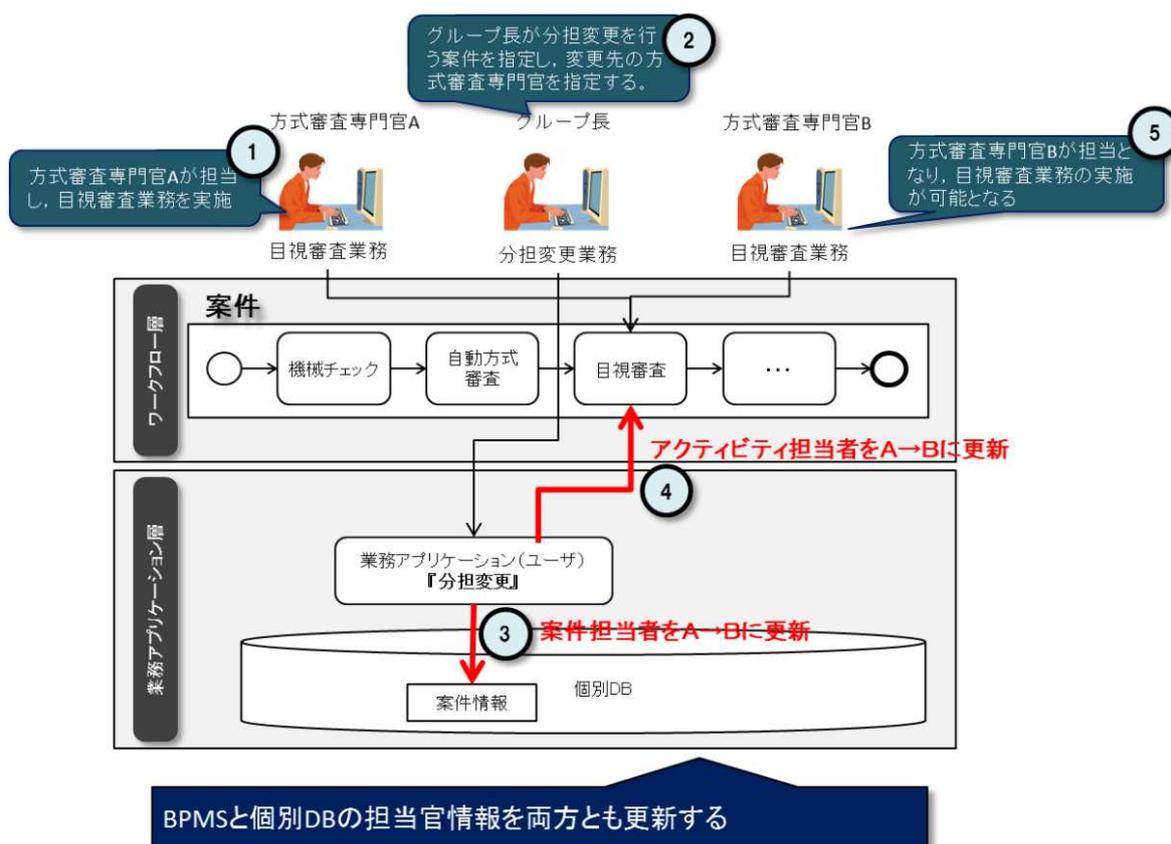


図 5-18 分担変更の例

なお、以下の方法で画面の表示内容を制御する。

- BPMS 上のロール定義による画面制御

アクティビティにはロールが割り当てられており、プレゼンテーションロジックでは、共通テーブル管理システム(既存)から取得したユーザの権限に対して、実行可能なロールに対応するアクティビティをBPMSから取得する。取得した実行可能なアクティビティに基づき、ユーザの実行待ちタスク一覧等を表示することにより、画面の表示内容の制御を実現する。

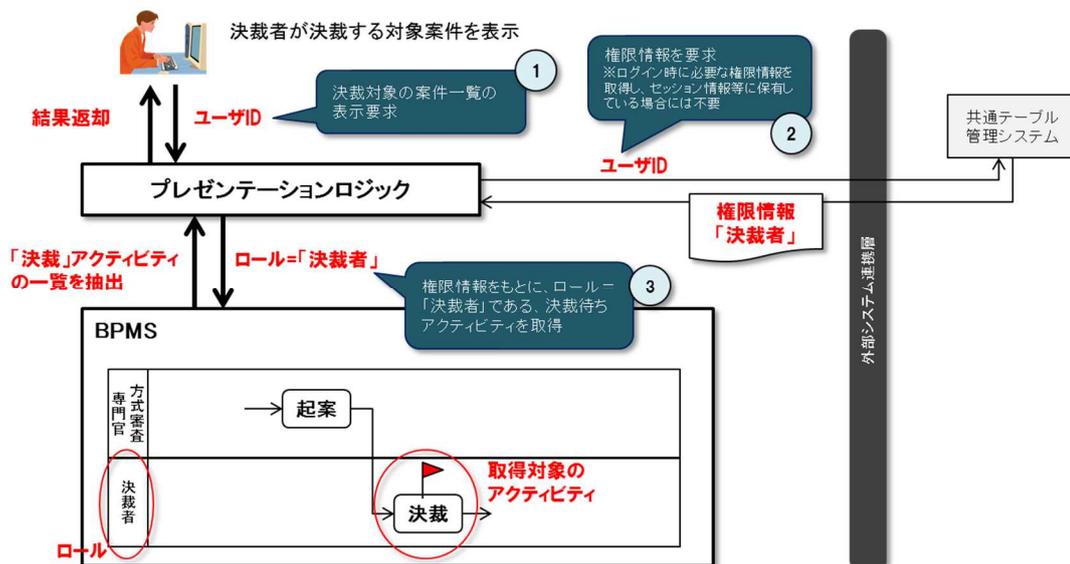


図 5-19 ロール定義による画面制御の例

- BPMS 上のロール定義以外の業務要件による画面制御

例えば、特実方式担当、指定官庁担当等のユーザの所属グループにより、目視審査で選択可能な業務を非表示に制御するなど、ユーザ情報や個別DBのデータに応じて業務要件による画面の表示内容の制御を実現する。

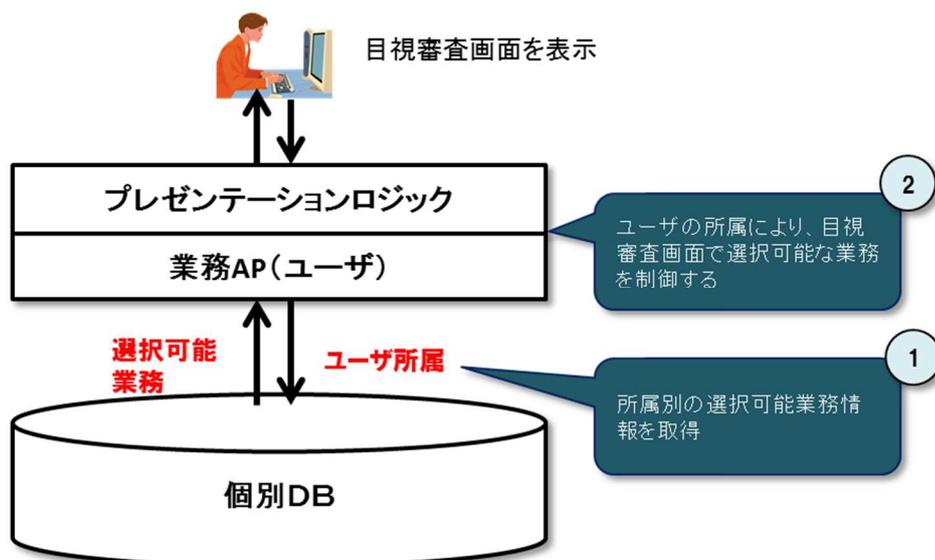


図 5-20 ロール定義以外の業務要件による画面制御の例

### 5.2.2.3 ビジネスプロセスの単位

前述のビジネスプロセスの適用業務とビジネスプロセスの適用方法を踏まえて、ここでは業務をビジネスプロセス化する上で、開始から終了までの一連の流れを特許と実用で統合又は分割するといった、ビジネスプロセスの単位を決定する考え方を示す。また、その考え方を踏まえ、現状の業務運用から導出されるビジネスプロセスの単位を示す。なお、本章におけるビジネスプロセスの単位とは、1つのプール内でシーケンスフローにより連携する一連のプロセスを指し、プールを跨った連携を含めたプロセスではない。

#### ● ビジネスプロセスの単位の考え方

- ビジネスプロセスはサブシステムに閉じる単位とし、サブシステムをまたがるプールは作らない。
- ビジネスプロセスを一意に特定するキー(受付番号, 起案書番号等)が異なる場合は、ビジネスプロセスを分割する。
- 以下の観点により保守性の面から検討の上、適切な大きさにビジネスプロセスを分割する。
  - ✓ 四法(特許, 実用, 意匠, 商標)の法域特性や、法制度での業務運用を考慮した上で、類似性が高い場合は統合し、低い場合は分割することを検討する。
  - ✓ 業務フロー上の任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスは、業務としての独立性が高く、任意のタイミングを1つのビジネスプロセスで全て表現するよりも、別のビジネスプロセスとした方が簡素化できるため、切り出して分割することを検討する。

#### ● ビジネスプロセスの単位

上記の考え方を踏まえ、現状の業務運用の状況から導出したビジネスプロセスの単位を以下に示す。

なお、下表は一定の考え方から導出した結果であるが、ビジネスプロセスは業務要件により決定する要素が強いことから、後続工程(要件定義, 設計・開発)で、上記の考え方に基づき見直すことを縛るものではない。

表 5-9 ビジネスプロセスの単位

サブシステム	法制度	ビジネスプロセスの単位
方式審査 (出願特実)	国内出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許と実用でビジネスプロセスを分割する。</li> <li>● 方式審査の一連の流れをビジネスプロセスとする。</li> <li>● 前置移管後に提出された中間書類のビジネスプロセスは、特許のビジネスプロセスに包含する。</li> <li>● 更正申請書類, 起案書等, ビジネスプロセスの管理が異なる場合は、別プロセスとして分割する。</li> </ul>
	PCT 出願 (指定官庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許と実用でビジネスプロセスを分割する。</li> <li>● 方式審査の一連の流れをビジネスプロセスとする。</li> <li>● IB 書類のビジネスプロセスを分割する。</li> <li>● 更正申請書類, 起案書等, ビジネスプロセスの管理が異なる場合は、別プロセスとして分割する。</li> </ul>
方式審査 (出願意商)	国内出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意匠と商標でビジネスプロセスを分割する。</li> <li>● 方式審査の一連の流れをビジネスプロセスとする。</li> <li>● 更正申請書類, 起案書等, ビジネスプロセスの管理が異なる場合は、別プロセスとして分割する。</li> </ul>

ビジネスプロセスの単位について、サブシステムごとの考え方を以下に示す。

#### ① 方式審査(出願特実)サブシステム

方式審査では四法(特許, 実用), 制度(国内出願, PCT出願(指定官庁))での法律の違いにより, 法域ごとの特性を有する。また, 法制度改正は法域ごとに実施され, 方式審査を実施する課室も異なることから, それぞれの業務変更に柔軟に対応する必要がある。これより, ビジネスプロセスは, 法域ごとに分けて変更管理することが望ましい。

次に, 前置移管後に提出された中間書類のビジネスプロセスに関しては, 「2. サブシステムの定義」より, 方式審査(出願特実)サブシステムのビジネスプロセスの対象となる。方式審査と, 前置移管後の方式審査は, ともに業務可視化資料上で同じ方式審査(特許)の業務フローとして整理されており, 業務の類似性が高いため, 同一のビジネスプロセスで管理する想定とする。

#### ② 方式審査(出願意商)サブシステム

方式審査では四法(意匠, 商標)での法律の違いにより, 法域ごとの特性を有する。また, 法制度改正は法域ごとに実施され, 業務変更に柔軟に対応する必要がある。これより, ビジネスプロセスは, 法域ごとに分けて変更管理することが望ましい。

### 5.2.3 業務アプリケーション層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』のサービスの粒度、サービスインタフェースの粒度、サブシステム間共通機能、及びビジネスルールの管理ルールに関する指針を踏まえ、ここでは方式審査システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

#### 5.2.3.1 サービスの粒度

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に、以下のとおりにサービスの粒度の指針を示している。

出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.4.1 サービスの粒度』

- 複数のサブシステムをまたがらないように構成すること。
- サブシステム内においても、「A.サービス分割の観点」に示す観点でサービスを分割すること。

##### A. サービス分割の観点

- ① 業務体系や管理単位で適切に分割すること。

大きなサービスの管理は人間にとって煩雑なものになる。一方、細かいサービスに分割するとサービス数が多くなり、同様に管理が煩雑になる。業務の責務の切れ目や管理単位でサービスを分割し、サービスの配置が人間にとって、直感的に把握しやすく、管理しやすい大きさにする。

- ② バージョンアップによるサービスの起動・停止等、運用的な観点で適切な単位で分割すること。

サービス提供時間帯が異なる等、運用上独立しているサービスは資材及びデプロイ先を分け、サービスを独立させることで、システム運用における柔軟性が向上する場合、分割を行う。

- ③ 求められる信頼性や性能の度合いが大きく異なる機能が含まれる場合は、サービスを分割すること。

サービスが要求するシステムリソース(CPU、メモリ量、DB コネクションプール数等)を別途与える必要があるサービス群に対しては、サービスを分割しておくこと。物理構成においても、サービスに合わせて分割することで、独立して運用が可能となる。

サブシステム内でサービスを分割する例としては、方式審査(出願特実)サブシステムにおける、方式審査業務と基礎的要件審査業務がある。両者は業務内容が異なっており、開発単位や保守・運用における扱いも分けられることから、その考え方を踏まえるとサービスを分割することが可能である。分割することで、方式審査業務と基礎的要件審査業務のサービス起動・停止等の運用やバージョンアップ等の保守を独立して管理することができるというメリットがある。

以上を踏まえ、後続工程(要件定義、設計・開発)にて業務要件に基づいて、サービスの粒度を決定する。なお、サービスの粒度の最小単位は、後述するサービスIF単位である。

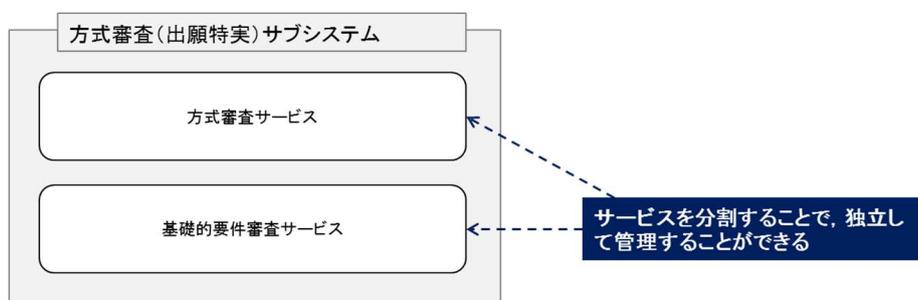


図 5-21 サービス粒度の例

### 5.2.3.2 サービスインタフェースの粒度

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、サービスインタフェースの粒度は、業務として意味のある最小の単位とする原則を示している。これを踏まえたサービスインタフェースの目安として、業務可視化資料の業務フロー上に表される出願番号調査や料金確認等を、業務として意味のある単位と考えられる。

なお、サービスはサービスインタフェースを束ねたものであり、その関係性は下図のとおりとなる。

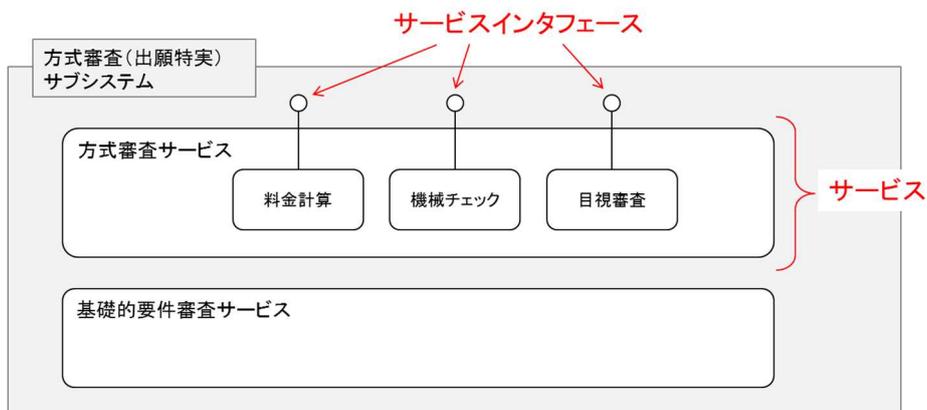


図 5-22 サービスインタフェース粒度の例

また、業務単位以外のサービスインタフェースとして、BPMS サービスの補完処理に必要なデータ取得及び更新のためのサービスと、他のサブシステムが管理する共通リソースデータや個別データの取得及び更新のためのサービスがある。

方式審査システムにおける例では、前述の「5.2.2 ワークフロー層」で示す連携において BPMS 補完機能から事件の状況を判断するためのデータベース参照サービスが前者に該当する。

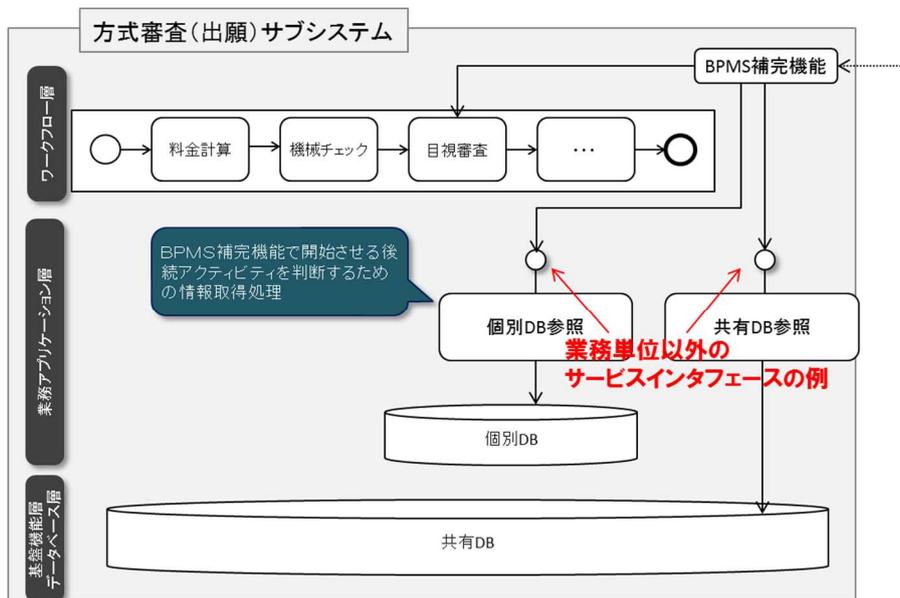


図 5-23 BPMS 補完機能によるデータ取得及び更新

以上を踏まえ、後続工程(要件定義)にて業務要件に基づいて、サービスインタフェースの粒度を決定する。

### 5.2.3.3 サブシステム間共通機能

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に、以下のとおりにサブシステム間共通機能の指針を示している。

出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.4.3 サブシステム間共通機能』

- サブシステム間共通機能は、サブシステム間で共通化すべきと特許庁が判断した機能であること。
- 以下の条件を全て満たす業務的な機能であること。
  - 将来的に、不変であると考えられる機能
  - 機能の変更のときに、業務に依らず、処理ロジックを一括変更すべきと考えられる機能
  - 複数のサブシステムから利用される機能
  - 以下のいずれかに該当する機能
    - ✓ 法令等で定められた重要な項目を導出する機能
    - ✓ データの整合性を保つための機能

提供形態にはサービスと共有コンポーネントがある。

これを踏まえて、方式審査システム(既存)と特実審査周辺システム(既存)の共通部品を調査により抽出した、サブシステム間共通機能の候補を以下に示す。

- 業務のための演算処理として、出願番号や審判番号といった事件に関連する番号を表示用(例:特願2014-XXXXXX)に編集する機能や、西暦日付を和暦日付に、和暦日付を西暦日付に変換するなど、表示形式に合わせて編集する機能
- 共有 DB アクセス処理として、出願事件情報、登録事件情報、国際出願事件情報にアクセスする機能
- 共通リソースデータアクセス処理として、申請人情報や職員情報等にアクセスする機能
- XMLとSGMLのフォーマットに関する処理\*として、書類の妥当性確認のためのパース機能や、書類データに対して、追加・変更・削除を行う機能

※ SGMLの書類は将来XML化する方針であるが、すでに蓄積済みのSGMLは当面そのまま用いることになっており、意商の出願事件ではフォーマットの混在が想定される。

意商方式審査システムでは、方式係属外書類への再方式・職権訂正が必要であるため、書類フォーマットがXML形式に統一された後も、SGML形式の書類が残存している間は、両フォーマットを処理可能とする必要がある。XML、及びSGMLのデータの扱いについては、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』にて、書類を意識せず処理するためのコンポーネントに関するルールが示されており、意商方式審査システム(既存)刷新時においては、これを考慮した業務処理を構築する必要がある。

上記は既存システムから抽出した候補であり、後続工程(設計・開発)において最終的なサブシステム間共通機能を決定する。

### 5.2.3.4 ビジネスルールの管理

ここでは、制度改正や運用変更に対する保守性の向上を目的として、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定められているビジネスルールの管理ルールを踏まえて、方式審査システム(既存)における過去の仕様変更の傾向から判断したビジネスルールを切り離す対象となる候補を示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』にて、以下のとおりに、ビジネスルールと、ビジネスルールをアプリケーションから切り離すための仕組みとして利用する技術を定めている。

出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.7.1 ビジネスルールのルール』

#### ● ビジネスルールとは

ビジネスルールとは、手続的な処理は持たず実行順序によらない宣言的な記述が可能なものである。ビジネスルールには、以下のようなものがある。

- 「～の場合、…とみなす」というような推論を表すもの
- 「～から、…を算出する」というような計算を表すもの
- 「～の場合、…をする」というような振分を表すもの
- 「～の場合のみ…できる」というような制約を表すもの

データベースやファイルへのアクセス、ネットワークを介した他サブシステムへアクセス等、システムリソースを扱う処理はビジネスルールの実現上必要な手続きであり、ビジネスルールではない。保守性の観点から原則、ビジネスルールとは区別して管理する。

ただし、ごく簡単なビジネスルール(計算式等)とデータベースアクセス等が入り混じった(そのような形にせざるを得ない)手続きも存在しえる。このような手続きに関して無理にビジネスルールとデータベースアクセス等を分けて管理すると却って保守性が悪くなる(規模の増加や解析性が低下する)ため、同一の実装手段で統一するものとする。

#### ● ビジネスルールをアプリケーションから切り離すための仕組みとして利用する技術

ビジネスルールをアプリケーションから切り離すための仕組みとしてBRMSを利用する。BRMSを利用すると保守性が下がるケースもあるため、以下の2つの特性を合わせ持つビジネスルールを対象に「推論」、「計算」のビジネスルールを管理する。

- 複数の「定型的な判定条件群と、結果」の組み合わせが多数現われるビジネスルール。
- 変更が発生しやすいビジネスルール又は複数箇所から利用されるビジネスルール。

「振分」、「制約」のビジネスルールについては、アプリケーションから切り離さず、業務アプリケーションやBPMSで記述するものとする。

#### ● 業務アプリケーション

ビジネスロジックレベルの「振分」及び「制約」は、プログラムコード上の分岐(if文等)で記載する。

特例として、BRMS製品によってはルールのフロー制御機能を持っている場合、ルールの可視性を低下せず、各ルールの再利用性が妨げられない範囲においてのみ、フロー制御機能の使用を許容する。

#### ● BPMS

ビジネスプロセスレベルの「振分」及び「制約」は、BPMNの排他ゲートウェイで記載する。

前述のBRMSを利用する指針を踏まえ、ToBeアーキテクチャに期待する事項として変更に対する柔軟性に高いニーズがあることから、方式審査システムにおいて変更頻度が高いビジネスルールがアプリケーションから切り離す仕組みを適用する候補となりえる。

この理由から、変更頻度が高いビジネスルールを抽出するため、過去の仕様変更案件を分析した結果、以下の適用候補となる変更内容を抽出した。

表 5-10 ビジネスルール切り出しの候補

項番	変更対象の階層	業務	変更内容
1	業務アプリケーション層	機械チェック	新規機械チェックの追加
2		自動方式審査	自動方式審査対象及び当該書類チェックの追加
3		料金計算／徴収	有料書類の追加及び手数料等の計算の変更
4		帳票出力	新規帳票の追加、帳票フォーマットへの部署名の設定内容変更
5	UI／プレゼンテーション層	目視審査	目視審査画面のワーニングメッセージ追加
6		出願マスタ更新	出願マスタ更新画面のワーニングメッセージ追加
7		決裁	決裁画面のワーニングメッセージ追加

業務アプリケーション層にて対応する仕様変更のうち、ルールの変更頻度が高い「機械チェックの追加」「自動方式審査対象及び当該書類チェックの追加」、「有料書類の追加及び手数料等の計算の変更」について、ビジネスルールの外部切り出しのイメージを以下に示す。

● 機械チェック

「機械チェック対象書類の関連付け」、「定型的な条件の組み合わせによるチェック処理」、をビジネスルールとして切り出すことで柔軟性が確保する。切り出し範囲は、対象となる書類や記載項目と実行する機械チェックの関連付けと実行する機械チェックのロジック部分となる。(機械チェックロジックは定型的な条件の組み合わせによるチェックを切り出しの対象とする。)

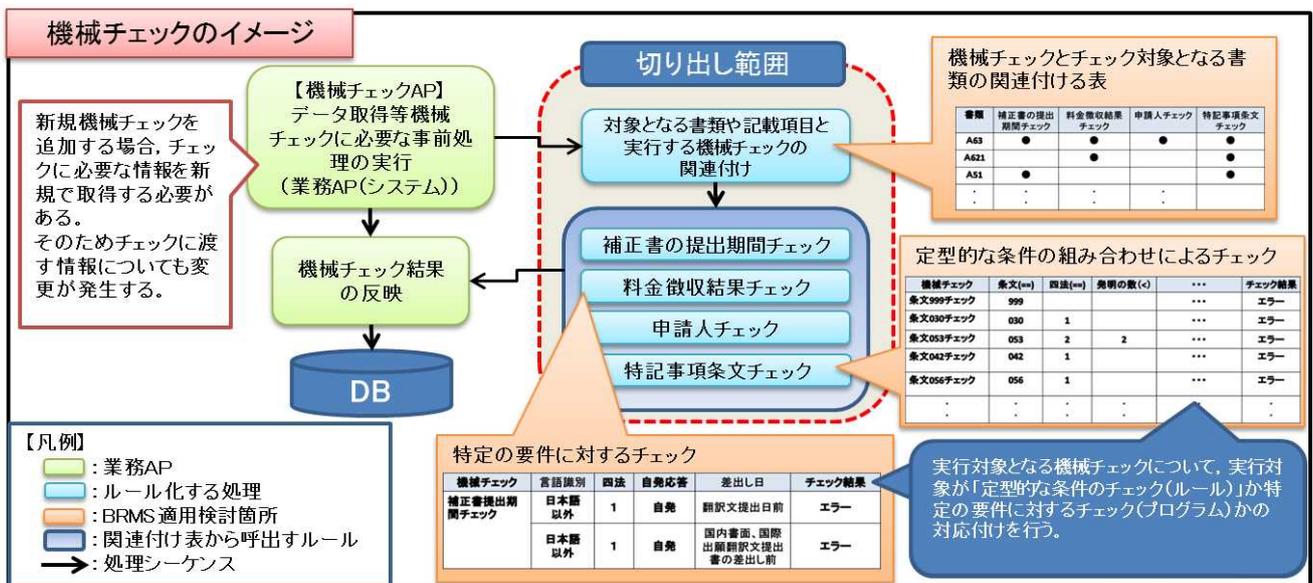


図 5-24 機械チェックのイメージ

- 自動方式審査対象及び当該書類チェックの追加

「自動方式審査」について、自動方式審査対象となる書類と対象となる当該書類のチェックの関連付けを外部へ切り出すこと部分をビジネスルールとして切り出すことで柔軟性が確保する。切り出し範囲は、自動方式審査における自動方式審査対象となる書類と実行する当該書類チェックの関連付けルールと当該書類チェックのロジック及び自動方式審査判定のロジック部分となる。

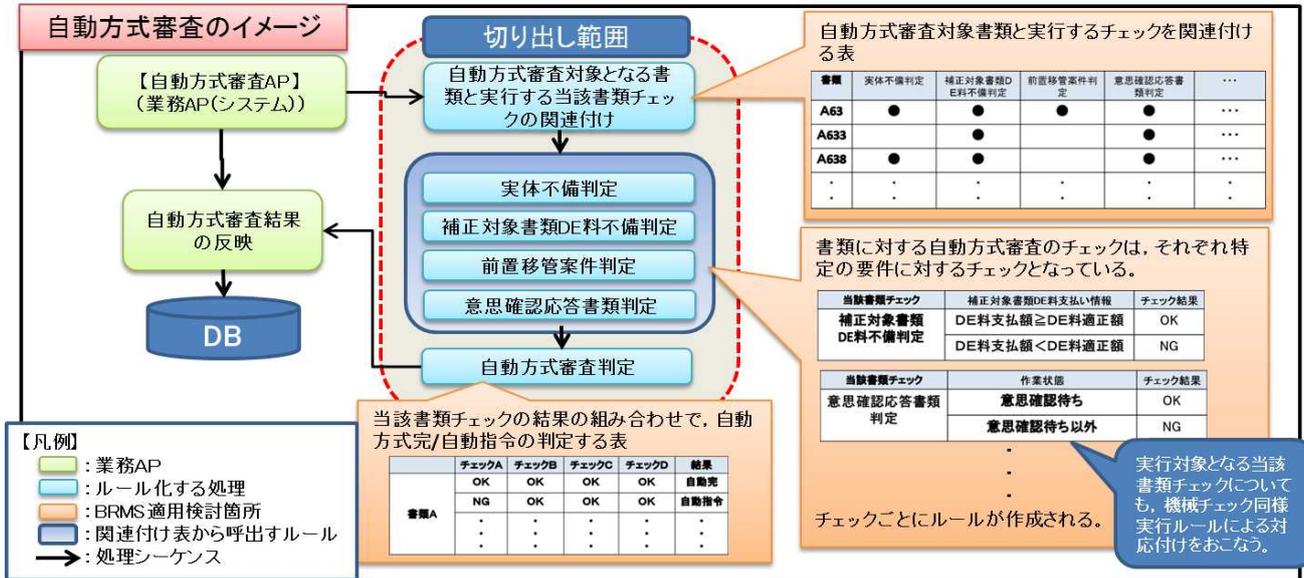


図 5-25 自動方式審査のイメージ

- 有料書類の追加及び手数料等の計算の変更

「有料書類の追加及び手数料等の計算の変更」について、有料書類の追加及び手数料等の計算の変更を想定した場合、有料書類と手数料等の関連付け部分を外部へ切り出すこと部分をビジネスルールとして切り出すことで柔軟性が確保する。切り出し範囲は、料金計算における有料書類と手数料計算の関連付けと手数料計算ロジック部分となる。

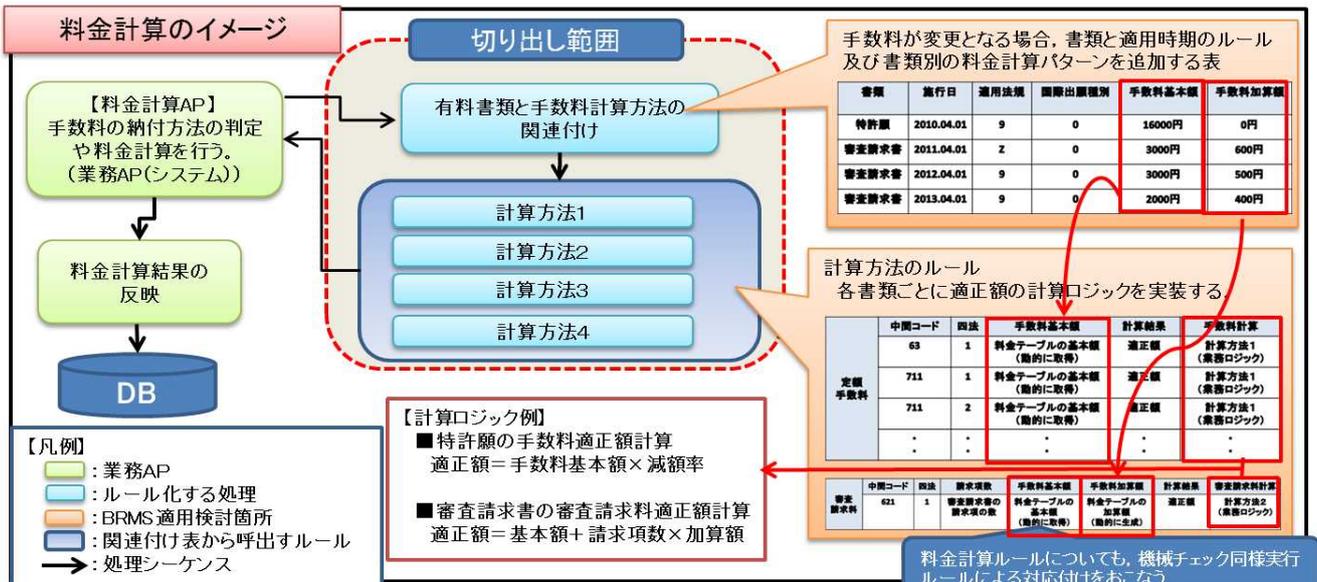


図 5-26 料金計算のイメージ

上記は既存システムの仕様変更調査により抽出した候補であり、後続工程（要件定義、設計・開発）において最終的なビジネスルールとして切り出す対象業務を決定する。

### 5.2.3.5 特許庁開発フレームワーク

特許庁開発フレームワークは、ToBe アーキテクチャに対応した業務アプリケーションを構築する際に共通的に必要となる機能を提供し、構造定型化を図り、保守性及び移植性を高めるためのアプリケーション基盤であり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の『3.2.4.4 特許庁開発フレームワーク』で、そのルールを定めている。

上記の目的により、特実方式審査システムにおいても、この特許庁開発フレームワークのルールを適用する。このルールは業務特性によらないルールであり、そのまま適用することができる。ただし、横断的に利用される共通的な機能として示されるメッセージ管理、パラメータ設定値提供、ユーティリティは、前述の「5.2.3.3 サブシステム間共通機能」と「5.2.3.4 ビジネスルールの管理」と関連があるため、それらを踏まえて、後続工程で考慮すべき事項を以下に示す。

#### ① メッセージ管理

メッセージ管理は、画面に出力するメッセージをアプリケーションから切り離された定義情報を使用して管理し、メッセージの Key や ID 等を指定してメッセージを取得する機能と定めている。

前述の「5.2.3.4 ビジネスルールの管理」にて、過去の仕様変更案件の分析からビジネスルールの切り出し候補とした「目視審査画面のワーニングメッセージ追加」に関して、単なるメッセージの定義と取得のロジックはこの機能で実現できる。このような簡単なビジネスルールに関しても、全て BRMS を適用した場合には、規模の増加や解析性が下がり、保守性の向上に寄与しない可能性もある。後続工程においては、業務要件を踏まえて高めるべき品質特性(保守性、移植性、解析性等)を見極め、それに適合する実現手段を選択する必要がある。

#### ② パラメータ設定値提供

パラメータ設定値提供は、設定ファイルや DB に設定された値を読み取り、アプリケーションで使用するパラメータ値を応答する機能と定めている。

前述のメッセージ管理と同様の理由により、後続工程においては、業務要件を踏まえて高めるべき品質特性(保守性、移植性、解析性等)を見極め、それに適合する実現手段を選択する必要がある。

#### ③ ユーティリティ

ユーティリティは、日付・年号操作、文字列操作、CSV、XML の解析等の共通的な機能と定めている。

前述の「5.2.3.3 サブシステム間共通機能」にて、既存システムの共通部品から調査した結果、その候補として西暦和暦変換等を示したが、このような業務特性を持たない普遍的な機能であれば、上記のユーティリティに含まれる可能性が高い。それに対して、例えば法令や業務運用等に伴う日付算出ロジックが共通部品として必要となる場合は、サブシステム間共通機能として定義する必要性が高い。後続工程では、特許庁開発フレームワークで実現する範囲を踏まえた上で、サブシステム間共通機能を定義するように留意する。

なお、特許庁開発フレームワークは、原則としてサブシステムごとに設計・開発するものであるが、複数のサブシステム間で同一のフレームワーク部品を利用するなどして、開発効率を向上させることを禁止するものではない。したがって、特実方式審査システム(既存)の刷新においては、特許庁開発フレームワークを含めて開発する。その際、あるサブシステムの特許庁開発フレームワークを、別のサブシステムでも利用して開発する場合には、独立してバージョンアップができるよう、資材管理の仕組みを整備する。

## 5.3 方式審査特有の環境変化に対する考慮点

申請人の利便性の向上や、システムの保守性の確保といったニーズに対する、将来的な環境変化と定型化したアーキテクチャを踏まえて、方式審査システム刷新時の考慮点を以下に記載する。

### 5.3.1 インタラクティブ申請

インタラクティブ申請の要件より、方式審査業務と類似性があると想定される、方式審査システムの機能の再利用性を観点とした考慮点を示す。

インタラクティブ申請に対する考慮点を示す上で、以下の仮定にもとづいている。

#### ① インタラクティブ申請の想定要件

最適化計画よりインタラクティブ申請の目的と想定要件は以下のとおりとなる。

表 5-11 ビジネスルール切り出しの候補

目的	想定要件
出願人等の手続の利便性の更なる向上	提出する書類作成時に、既に特許庁に提出した情報を自動反映する(補完機能)
方式審査時の方式不備件数の減少による庁内における迅速な業務遂行	提出する書類を申請する前(特許庁として受理する前に)に方式不備の判定をする。(方式不備判定機能) また、現状、方式審査時において不備となる書類であっても、書類を受理しており、出願人等の不利益とならないよう、書類作成・申請時に、不備に対する注意等を促す機能(サジェスト機能)を想定する。

#### ② 法的位置付け

- インタラクティブ申請における作成途中の書類は、申請された書類ではないため、特例法第3条の特定手続(ファイルへの記録がされた時、特許庁に到達したものとみなす)に該当しないものとする。
- インタラクティブ申請の機能に「既に特許庁に提出した情報の自動的に反映」が想定される。この際に特許庁で保持する情報の参照については、特例法第12条(ファイルに記録されている事項、原簿の閲覧請求)と類似するが当特例法に該当しない整理とし、当特例法での情報の開示範囲の制約は受けないものとする。ただし、特許庁で保持する情報の参照範囲は限定し、オンライン閲覧可否の条件に従う。

#### ③ インタラクティブ申請業務を担うサブシステム

ToBe モデルのサブシステムは、保守性に配慮し、データの更新整合性と四法・特例法により分割している。

そのため、想定要件より、受付、方式審査等の業務に類似性はあるが、四法・特例法の範囲に位置付けられる受付、方式審査等のサブシステムに含めず、インタラクティブ申請のサブシステムを新設することを想定する。

また、インタラクティブ申請業務の GUI 機能は出願ソフト等の外部システムを想定し、庁内に配置するインタラクティブ申請のサブシステムは、バックエンド機能を想定する。

上記を踏まえると、方式審査とインタラクティブ申請のアクティビティ(業務として意味ある単位)が異なるため、方式審査システムが、サービスインタフェースを提供し、それを利用することはないと考えられる。

しかしながら、目的である「方式審査時の方式不備件数の減少による庁内における迅速な業務遂行」を考慮すると、方式審査(出願)サブシステムが持つ方式不備をチェックする条件と可能な限り同じであることが望ましい。

したがって、本項では、方式審査(出願)サブシステムが持つチェック等の機能を共有コンポーネント化やビジネスルールの再利用を考える。

なお、サジェスト機能はインタラクティブ申請の詳細な要件に依存し、方式審査要件と異なることから、方式審査システムの機能を一部修正した利用が想定される。本項では、方式不備判定の再利用により、サジェスト機能を実現すると想定している。

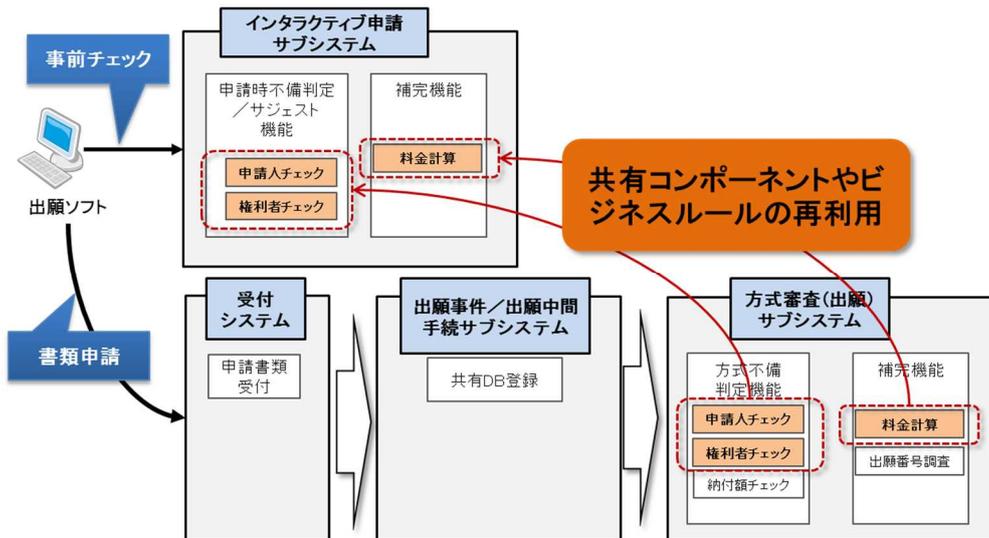


図 5-27 方式審査機能の再利用の考え方

### 5.3.1.1 再利用する機能抽出の考え方

機能を再利用するためには、ビジネスロジックやビジネスルールが利用する情報が必要となる。インタラクティブ申請で参照する情報は特許庁外からの閲覧可否を考慮する必要があり、その情報に着目し選定する。

本項では、具体的な参照可能な情報は以下と想定している。

- 書類に記載された内容
- 申請人情報(共通リソースデータ)
- 原簿情報(事件・書類データ)
- 各種事件情報(事件・書類データ)

(補足)

ファイル記録事項(出願から登録までの閲覧可能な書類(出願書類, 中間書類, 納付書, 発送書類など)), 登録事項(特許・登録原簿)は、既存でオンライン閲覧対象であるため、インタラクティブ申請時においても参照可能な情報と想定する。

また、申請人登録情報(共通リソース)は、オンライン閲覧請求時の請求人の妥当性チェック(抹消有無, 氏名チェック等)でも参照されており、同じく参照可能な情報と想定する。

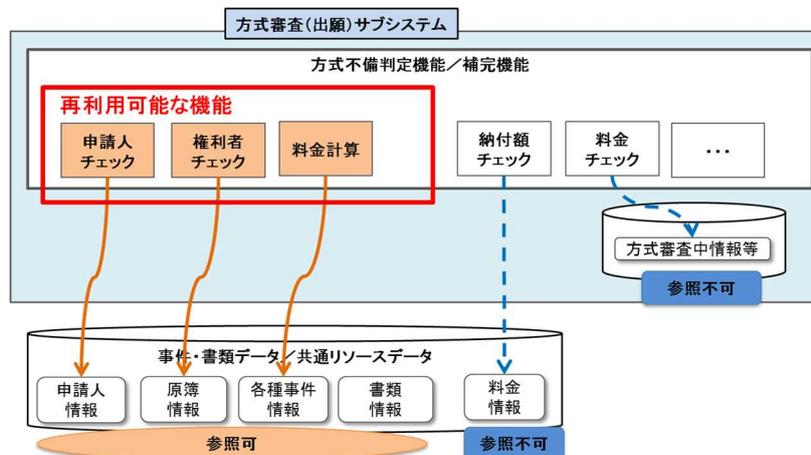


図 5-28 再利用する機能抽出の考え方

また、インタラクティブ申請の目的、想定要件に対して、方式審査(出願)サブシステムの以下の業務を再利用の範囲と想定している。

- 方式不備判定機能

「方式審査時の方式不備件数の減少による庁内における迅速な業務遂行」の目的より、方式審査(出願)サブシステムが持つ、申請書類に対する方式チェック業務を対象とする。

- 補完機能

「出願人等の手続の利便性の更なる向上」の目的を踏まえると、自動的に反映する情報は、方式審査(出願)サブシステムが持つ機能以外も存在する可能性があり、その情報は、インタラクティブ申請の要件に依存し、且つ、方式審査(出願)サブシステムに影響しない。

本項では、「方式審査時の方式不備件数の減少による庁内における迅速な業務遂行」の目的に着目し、方式審査業務において、機械的に情報を補完している業務を対象とする。

### 5.3.1.2 機能の再利用における考慮点

(1) 再利用する想定機能

A. 方式不備判定機能

方式不備は、共通リソースデータ(申請人情報等)、事件・書類データ(各種事件情報、原簿情報)、当該書類や他書類の方式審査中の情報を参照し、判定する。

この機能のうち、特許庁外から参照可能な情報のみで判定できる機能が、再利用可能な機能範囲となる。なお、作成途中の書類に記載された情報のみでチェック可能なものは、GUI機能での対応と想定する。

上記を踏まえた既存システムでの方式不備判定での例を下表に示す。

表 5-12 既存システムでの方式不備判定機能の例

項番	参照する情報	既存での方式不備判定機能の例		再利用の可否
		機能	内容	
1	申請人情報(共通リソースデータ)	申請人妥当性チェック	申請人識別番号に対応する氏名(申請人登録マスタ)と記載内容が不一致の場合エラーとする。	○
2	原簿情報(事件・書類データ)	権利者情報チェック	実用新案技術評価請求書に記載された請求人が、実用新案権者と相違する場合はエラーとする。	○
3	各種事件情報(事件・書類データ)	最終処分チェック	拒絶査定後の提出はエラーとする。	○
4	他書類の方式審査途中の情報	料金情報チェック	出願審査請求手数料返還請求書で、予納台帳番号が記載されている場合、全ての返還請求対象書類の予納台帳番号と一致していなければエラーとする。	×
5	当該書類の方式審査途中の情報	料金徴収結果チェック	料金徴収結果により、不備が存在する場合にエラーとする。(予納台帳残高不足等)	×

## B. 補完機能

補完機能は、共通リソースデータ(申請人情報等)、事件・書類データ(各種事件情報、原簿情報)、当該書類や他書類の方式審査中の情報を参照し、情報を補完する。

この機能のうち、特許庁外から参照可能な情報のみで実施される補完できる機能が、再利用可能な機能範囲となる。

上記を踏まえた既存システムでの方式不備判定での例を下表に示す。

表 5-13 既存システムでの補完機能の例

項番	参照する情報	補完機能の例		再利用の可否	
		機能	内容		
1	各種事件情報(事件・書類データ)	適正額計算	出願料, 出願審査請求料等の適正額計算を行う。	○	
2	他書類の方式審査途中の情報		未納又は不足による手数料の補正等の適正額計算を行う。		
3	申請人情報(共通リソースデータ)	申請人識別番号職権調査	申請書類に識別番号が未記載の場合に, 記載の住所・氏名等から識別番号を特定する	- (対象外)	共通リソースデータを保有するシステムで提供される参照サービス経由で共通リソースの参照が可能であり, 方式審査(出願)サブシステムからの機能提供は不要と想定される。
4	各種事件情報(事件・書類データ)	出願番号調査	申請書類に出願番号が未記載の場合に, 出願番号の特定を行う	- (対象外)	出願日手続は, 出願番号の通知がされていない等で出願日が不明な場合に実施されるため, インタラクティブ申請の手続き時の機能としては不要と想定される。

## (2) 想定機能の再利用方法

前述のとおり、インタラクティブ申請で再利用が想定される、方式不備判定機能、補完機能は、方式審査とインタラクティブ申請で業務の位置付けが異なるため、サービスインタフェースでの再利用はされないと考えられ、共有コンポーネントかアプリケーションから切り出したビジネスルールのいずれかの再利用となる。これを踏まえ、機能の再利用方法を以下に示す。

### A. コンポーネントでの機能の再利用

方式不備判定と補完するために必要で且つ、特許庁外より参照可能な情報の取得とその情報を利用してチェック等を行う機能について、共有コンポーネント化し、再利用を可能とする。

また、共有コンポーネント化したアプリケーションからビジネスルールを切り出した場合は、そのビジネスルールも対象となる。

なお、インタラクティブ申請は庁外、方式審査は庁内のサービスであり、情報取得は事件・書類データ等の配置先により変わる可能性が高い。その場合は、チェック等を行う機能を再利用する。

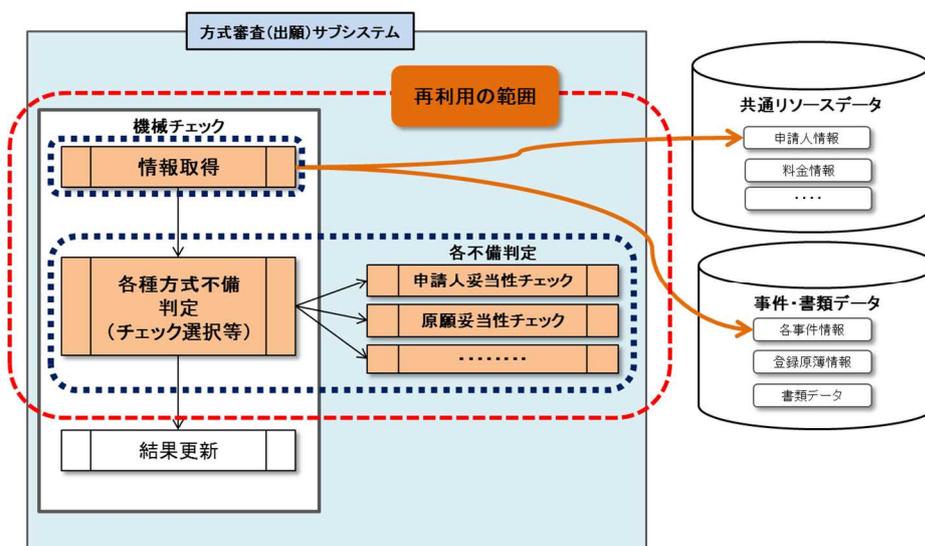


図 5-29 共有コンポーネントでの提供

### B. ビジネスルールの切り出しによる機能の再利用

方式不備判定と補完するために必要なビジネスルールは、ディンジョンテーブル等によりそのルールの再利用を可能とする。

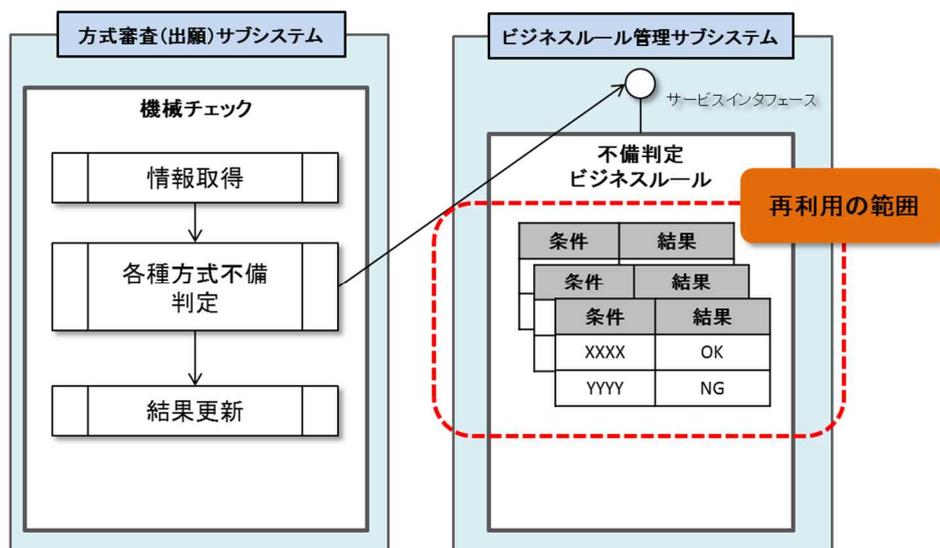


図 5-30 ビジネスルールのサービスインタフェースでの提供

### 5.3.2 四法方式審査の共通化

方式審査業務は四法での類似性があるが、既存システムでは、アーキテクチャや機能構成の違いより、四法方式審査で共通的な業務も、特実・意商で別々に開発する必要があり、保守性への課題が存在する。

四法方式審査を共通化することにより、共通的な業務が効率的に開発でき保守性の向上が見込まれるが、一方で法域ごとの制度改正や課室の運用見直しについて、その影響を局所化(特許の見直しに対して意匠が影響を受けない等)する必要がある。

また、方式審査業務を担う既存システムは、特実方式審査システム(既存)と意商方式審査システム(既存)に分かれており、段階的に特実方式審査システム(既存)、意商方式審査システム(既存)の順で刷新を予定している。後続の意商方式審査システム(既存)への先に刷新した特実方式審査システムの資産の有効活用にも配慮が必要である。

これを踏まえ、システム構成に着目した四法方式審査での共通化の方針を示す。

- 多階層構造における共通化の方針(システムの内部の構成)  
多階層構造は、各層の役割を踏まえた、層ごとの共通化の方針を示す。
- 書類流通の共通化の方針(外部システムを含めた構成)  
方式審査に密接に関わる申請書類の受付から方式審査までの流通方法が、既存システムでは、特実、意商で異なっている。振分システム(既存)に係る業務の配置先見直し方針を示す。

#### 5.3.2.1 多階層構造における共通化の方針

特実方式審査業務、意商方式審査業務における、法域での特性や類似性を考慮した、多階層ごとの共通化方針を以下に示す。

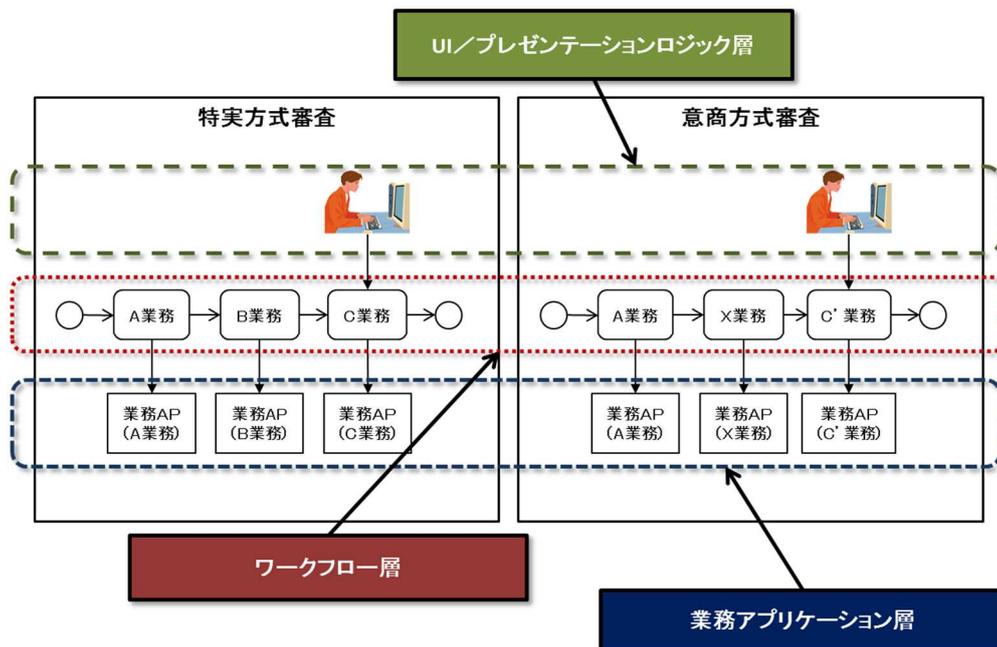


図 5-31 共通化の方針の検討範囲

### (1) UI/プレゼンテーションロジック層

特実方式審査と意商方式審査で、画面を統一化したいニーズがある。既存システムの画面も共通的な部分を統一化し、業務固有な部分が異なる状況となっており、システムのライフサイクルの中で、業務固有の要件での部分的に違いが発生する可能性があると考えられる。

また、画面の変更はユーザインタフェースに直結することから、一般的にも変更頻度が高いと想定される。

したがって、画面の統一化を図りながら、それぞれの変更要求に柔軟に対応するため、後続工程(要件定義, 設計・開発)で特段の法域固有の要件がない部分について、設計書で画面や帳票レイアウト等の共通化を図る。

### (2) ワークフロー層

特許, 実用, 意匠, 商標の法域特性やその業務運用を考慮し, 影響の局所化の観点から, ビジネスプロセスは四法の法域ごとに分けてビジネスプロセスを定義する。

### (3) 業務アプリケーション層

四法方式審査のアクティビティとその業務の目的は類似性が非常に高く, 特許庁業務における方式審査の特徴といえる。例えば, 業務可視化資料のアクティビティ「機械チェック」の業務の目的が, 「申請書類の記載方法や, 記載内容の同一事件・原出願事件等との妥当性確認」といったように, 四法方式審査で類似性がある。

その類似性がある業務において以下のパターンがある。

- 業務の目的, 手続き, ルールが同じ業務
- 業務の目的, 手続きが同じで, ルールが異なる業務
- 業務の目的が同じで手続きが異なる業務

#### ① 業務の目的, 手続き, ルールが同じ業務

例えば, 「出願番号特定(事件の表示・出願の表示)」が該当する業務となり, 申請書類に出願番号が未記載の場合に, 出願番号を特定する業務であり, 各法域で独自の要件は有していない。

このような業務は, サービスインタフェースの共通化が可能である。また, サービスインタフェースの共通化は, 法制度改正における保守性を考慮し, 法域ごとの変更要素が弱いアクティビティを対象とすることが望ましい。

なお, サービスインタフェースで処理に必要な情報は, そのサービスインタフェースを提供するサブシステムが保有する個別データベース又は共有データベースになり, その情報の取得先も同じである必要がある。特許・実用・意匠・商標でその情報の取得先が異なる場合は, 手続きが異なるため, 後述する「業務の目的が同じで手続きが異なる業務」に記載する。

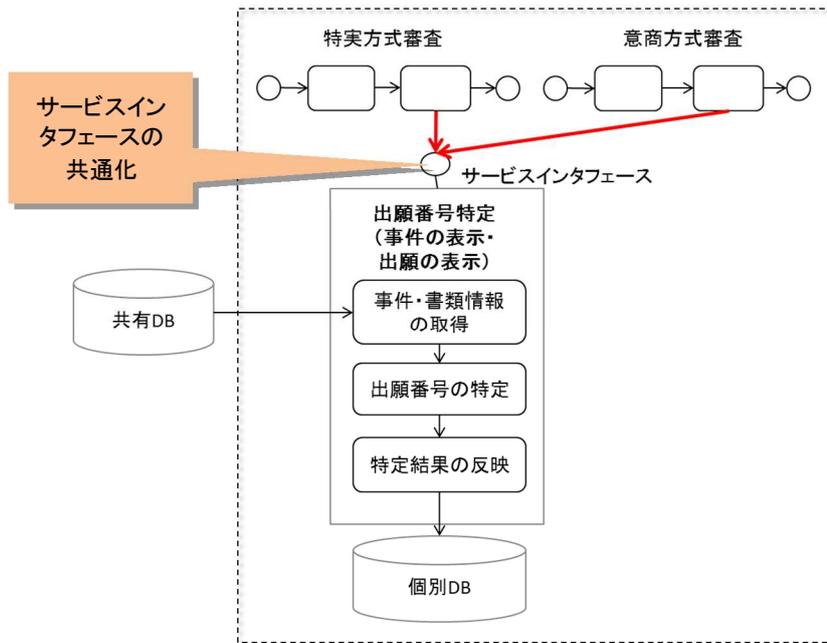


図 5-32 サービスインタフェースの共通化

② 業務の目的、手続きが同じで、ルールが異なる業務

例えば「識別番号記載なし案件確認」が該当する業務となり、申請書類に識別番号が未記載の場合に、記載の住所・氏名等から識別番号を登録、若しくは調査を行う業務であり、各法域で対象となる書類が相違する。このような業務は、ビジネスルールを外部定義することで、サービスインタフェースの共通化が可能である。

なお、サービスインタフェースで処理に必要な情報は、そのサービスインタフェースを提供するサブシステムが保有する個別データベース又は共有データベースになり、その情報の取得先も同じである必要がある。特許・実用・意匠・商標でその情報の取得先が異なる場合は、手続きが異なるため、後述する「業務の目的が同じで手続きが異なる業務」に記載する。

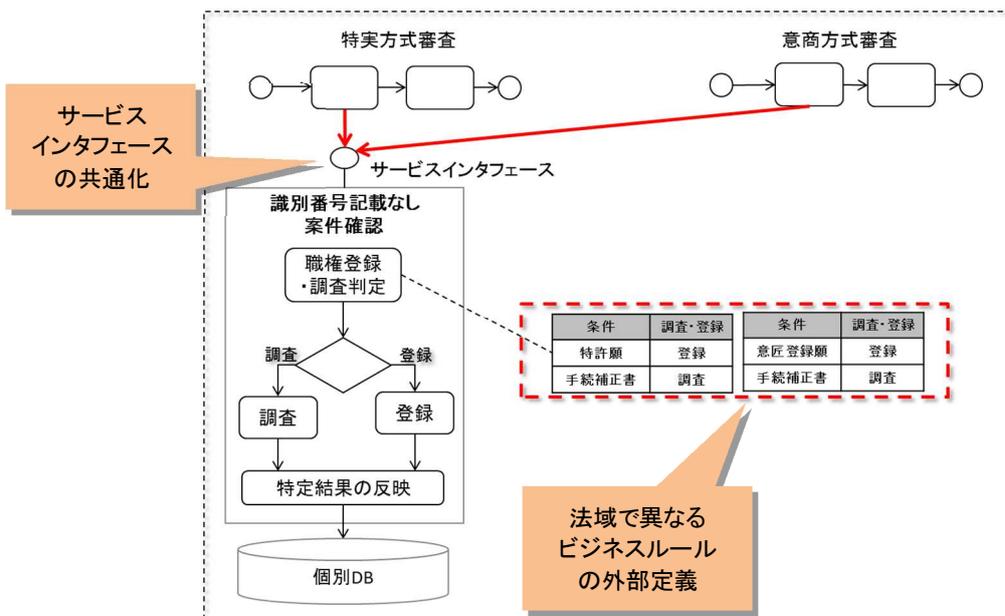


図 5-33 サービスインタフェースの共通化

③ 業務の目的が同じで手続きが異なる業務

例えば、担当官決定(願書の場合)が該当する業務となり、特許はIPC分類で、意匠は出願番号の番号帯で、商標は区分により、方式審査を行う担当官を決定している。

このような業務は、共通化を行った場合、サービスインタフェース又はコンポーネント内で、法域ごとに分岐するだけになり、保守性の向上が見込めない。そのため、共通化の対象外とする。

ただし、手続きは相違するが処理の一部が定型的な場合があり、その場合は、コンポーネントにより共通化する。例えば、機械チェックでは、書類の各記載項目に対する方式不備判定を行うが、その判定の中には法域で共通のものが存在する。

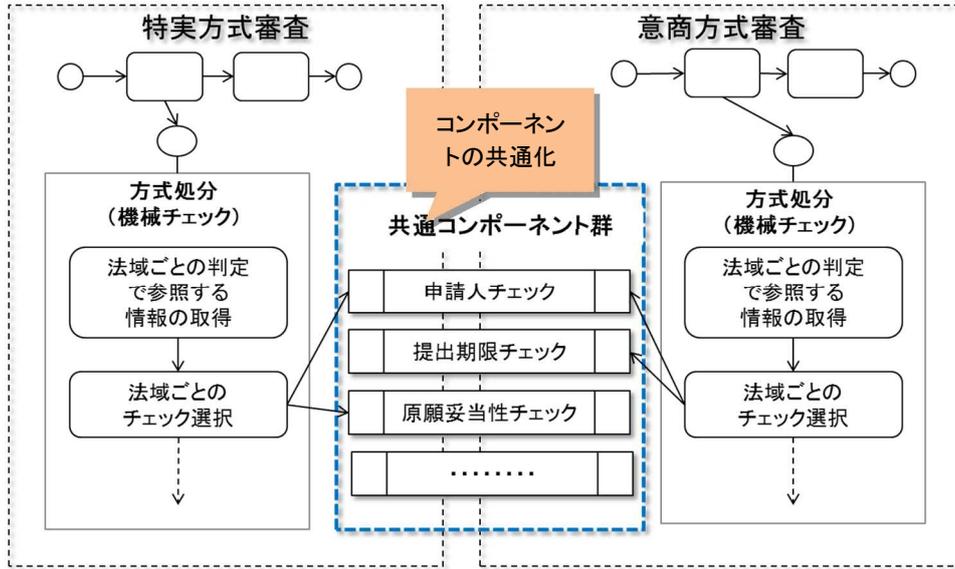


図 5-34 コンポーネントの共通化

5.3.2.1 書類流通に係る機能の共通化の方針

既存での、書類受付から各業務への書類流通方法は、意商出願系・審判系書類は振分システムを介して各業務への連携を行っており、特実出願系書類と異なる流れになっている。

振分システム(既存)は、方式審査業務の一部を担っており、四法での方式審査システムの共通化に向けた機能配置の見直しが必要となるため、ToBeモデルにおける、振分システム(既存)の機能配置の見直し方針について、以下に示す。

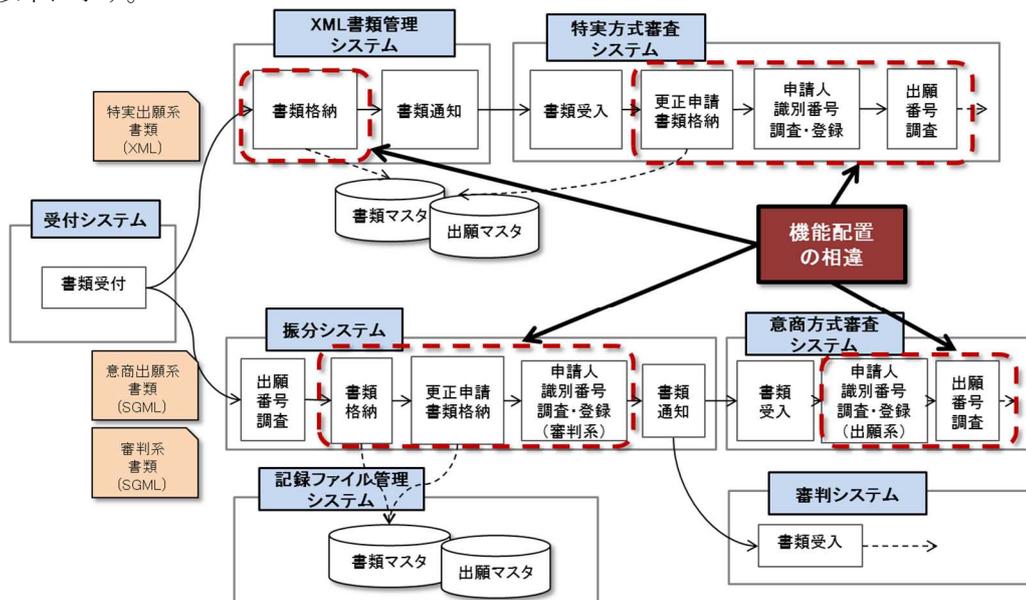


図 5-35 振分システム(既存)に係る機能の配置相違

(1) 更正申請書類格納業務

更正申請書類(書類修正, 図面援用合体, 原願電子化)について, 書類の適合性チェック(書類修正指示の実施有無等)は, 業務可視化資料より方式審査の業務範囲として想定されるため, 方式審査(出願)サブシステムでの実施とする。

特実方式審査では既存より機能配置の変更ないが, 意商方式審査刷新時では, 振分システム(既存)の機能を下表のとおり見直す方針とする。

表 5-14 更正申請書類格納業務の機能配置(既存)

書類	システム(既存)	書類修正・図面援用合体後書類			
		書類妥当性確認	エラーリスト出力	書類格納	
出願系(A系)書類	特実	特実方式審査	●	●	●
	意商	振分	●	—	●
		意商方式審査	—	●	—

表 5-15 更正申請書類格納業務の機能配置(ToBe モデル)

書類	サブシステム(新規)	書類修正・図面援用合体後書類			
		書類妥当性確認	エラーリスト出力	書類格納	
出願系(A系)書類	特実	方式審査(出願特実)	●	●	●
	意商	方式審査(出願意商)	●	●	●

(2) 出願番号調査業務

出願番号調査は, 業務可視化資料より方式審査の業務範囲として想定されるため, 方式審査(出願)サブシステムでの実施とする。

特実方式審査では既存より機能配置の変更はないが, 意商方式審査刷新時では, 振分システム(既存)の機能を下表のとおり見直す方針とする。

表 5-16 出願番号調査の機能配置(既存)

書類	システム(既存)	出願番号調査
出願系(A系)書類	特実	特実方式審査 ● <sup>※3</sup>
	意商	振分 ● <sup>※1</sup>
		意商方式審査 ● <sup>※2, 3</sup>

※1 意商では書類格納前に出願番号調査を実施

※2 振分システムで出願番号が未特定の場合, 出願番号調査を実施

※3 出願マスタ, 書類の正願番への格納替え要求を含む

表 5-17 出願番号調査の機能配置(ToBe モデル)

書類	サブシステム(新規)	出願番号調査 <sup>※</sup>
出願系(A系)書類	特実	方式審査(出願特実) ●
	意商	方式審査(出願意商) ●

※ 共有データベース(事件マスタデータ(書類を含む))の正願番への格納替えを含む

(3) 申請人識別番号登録・調査業務

申請人識別番号登録・調査は、業務可視化資料より方式審査の業務範囲として想定されるため、方式審査(出願)サブシステム、方式調査(審判)サブシステムでの実施とする。

特実方式審査では既存より機能配置の変更はないが、意商方式審査刷新時では、振分システム(既存)の機能を下表のとおり見直す方針とする。

表 5-18 申請人識別番号登録・調査の機能配置(既存)

書類		システム(既存)	申請人識別番号調査・登録
出願系(A系)書類	特実	特実方式審査	●
	意商	振分	—
		意商方式審査	●
審判系(C系)書類	特実	振分	●
	意商	振分	●

表 5-19 申請人識別番号登録・調査の機能配置(ToBe モデル)

書類		サブシステム(新規)	申請人識別番号調査・登録
出願系(A系)書類	特実	方式審査(出願特実)	●
	意商	方式審査(出願意商)	●
審判系(C系)書類	特実	方式調査(審判)	●
	意商	方式調査(審判)	●

(4) ToBe モデルにおける書類の流れ

前述の機能配置を踏まえた、ToBe モデル(意商方式審査システム(既存)刷新時)における書類の流れを以下に示す。

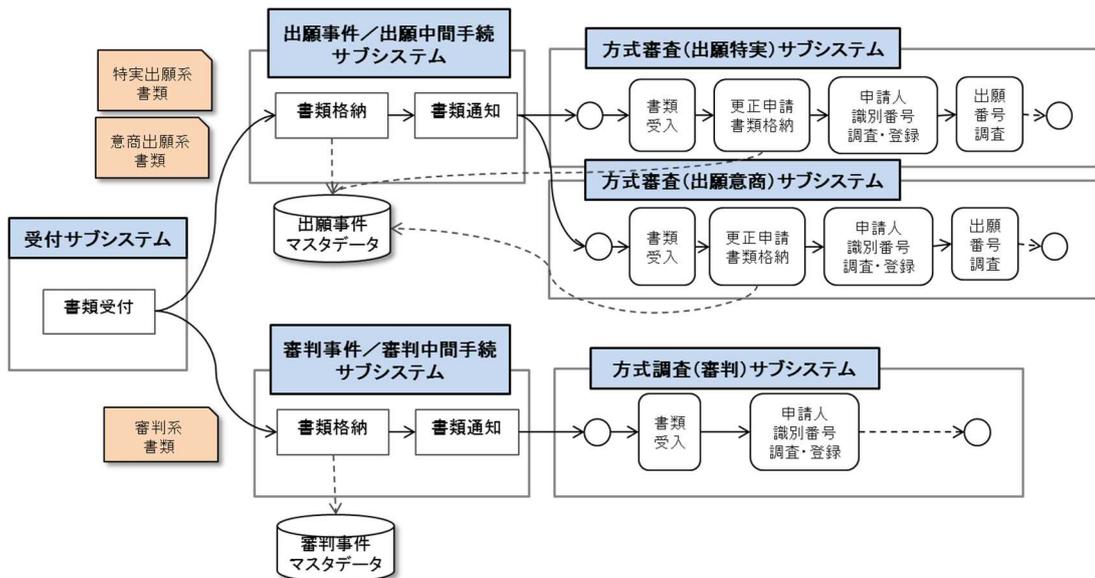


図 5-36 ToBe モデルでの書類の流れ

なお、特実方式審査システム(既存)刷新時は、振分システム(既存)、意商方式審査システム(既存)、審判システム(既存)は既存システムとなるため、書類の流れは以下のとおりとなる。

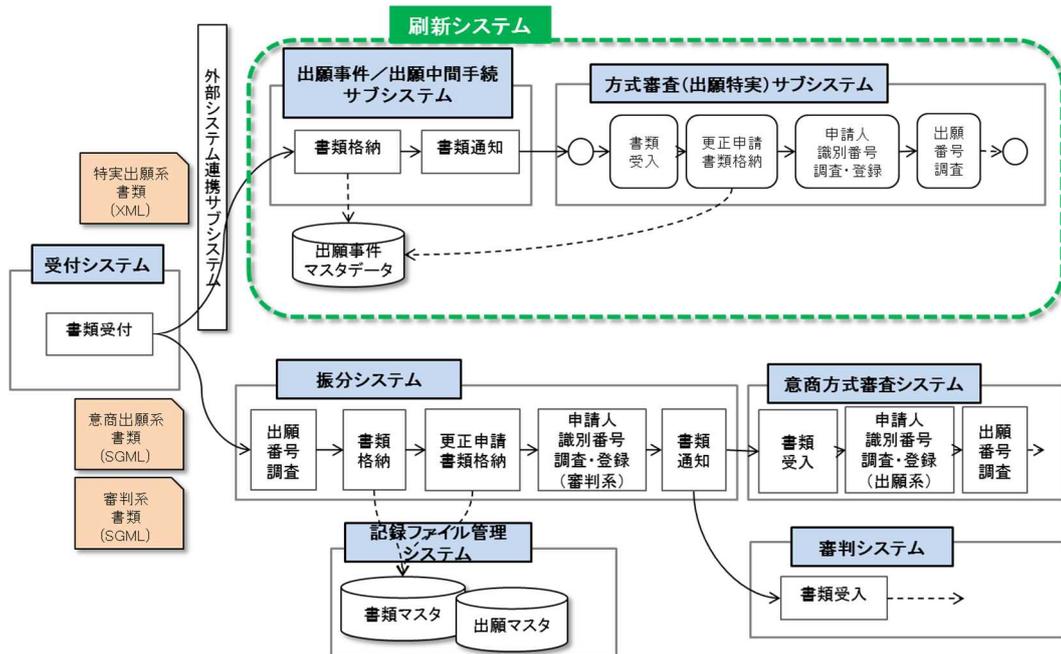


図 5-37 特実方式審査システム段階的刷新時の書類の流れ

## 6. システム間の連携方法

刷新システムは、新たなサブシステムの定義、データ配置、及び多階層構造によりシステム構造を定型化しており、システム間の連携方法が、既存のシステムとは異なる。その連携方法を正しく理解して設計することが、保守性を高める上で重要である。

また、特許庁システムは、段階的にシステムを刷新し、優先的な政策事項のシステム対応とシステム構造の見直しを同時並行で行う。そのため、特実方式審査システム(既存)の刷新時点は、既存のシステムと連携が必要となり、円滑なシステム移行の実現に向けて、新旧アーキテクチャ構成のギャップを意識して連携する必要がある。

以上を踏まえて、本章の目的を以下に示す。

- 内部インターフェースに関する連携方法に対して、その適用対象となるケースと具体例を示す。
- 外部インターフェースに関する連携方法に対して、具体的な既存インターフェースごとに外部システム連携層を含めた新旧アーキテクチャのギャップとそれを吸収する方法と、外部システムの影響を示す。

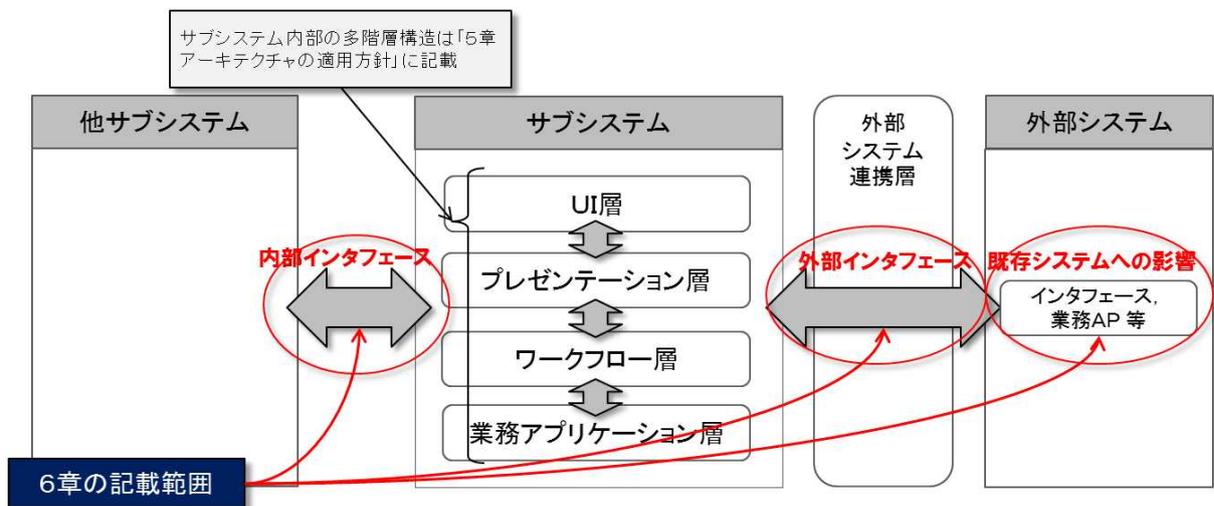


図 6-1 本章の記載範囲

本章の構成を以下に示す。

### 6.1 内部インターフェース

内部システムにおけるサブシステム間の連携方法、及びその適用対象と具体例を示す。

### 6.2 外部インターフェース

外部システムにおけるシステム間の連携方法、及び具体的な既存インターフェースごとに外部システム連携層を含めた新旧アーキテクチャにおけるギャップ吸収の方法と、外部システム側への影響内容を示す。

### 6.3 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

- 共有 DB の設備
- 内部システムの単件リアルタイム化と外部システムとのバッチ連携
- 共有 DB に位置するシステムの業務(機能)の配置

また、特実方式審査システム(既存)刷新時点における、内部システムと外部システムを以下に示す。本章では、これに基づき、内部インタフェースと外部インタフェースを定義する。

なお、外部システムに関しては、特実方式審査システムに関連するシステムを記載する。

表 6-1 内部システムと外部システム

システムの区分	対象システム
内部システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出願事件／出願中間手続</li> <li>● 方式審査(出願特実)</li> <li>● 分類付与</li> <li>● 実体審査</li> <li>● 国際調査</li> <li>● 国際予備審査</li> <li>● ビジネスルール管理</li> <li>● 外部システム連携</li> <li>● 共有データベース管理(特許実用)</li> </ul>
外部システム ※関連するシステムのみ記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オンライン受付</li> <li>● オンライン発送</li> <li>● 申請人登録</li> <li>● DE料管理</li> <li>● 早期管理情報</li> <li>● 料金納付管理</li> <li>● 共通テーブル管理</li> <li>● 審判</li> <li>● 登録</li> <li>● 国際出願(PCT-RO)</li> <li>● 記録ファイル管理</li> <li>● 紙発送</li> <li>● 照会</li> <li>● PAPC</li> <li>● データウェアハウスシステム</li> <li>● 書面イメージ照会</li> </ul>

## 6.1 内部インタフェース

内部インタフェースは、新たなアーキテクチャによるシステム間の連携方法となるため、既存インタフェースを参考にしつつも、そのまま踏襲することはできず、サブシステムの定義やデータの配置位置、さらにワークフローの可視化等のアーキテクチャの適用方針を踏まえた上で設計することになる。

したがって、ここでは内部システムにおけるサブシステム間の連携方法と、どのようなケースで適用するかを示し、さらに業務の具体例を示す。後続工程(要件定義、設計・開発)の検討結果により、既存インタフェースは見直しすることが基本となるが、新たなアーキテクチャにおいて既存インタフェースがどの連携方法に位置付けられるかの参考になるため、その整理結果の一覧を以下の別紙に示す。

「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』における多階層構造の各層とシステム構成要素のアクセスパスの定義より、内部システム間の連携方法は以下に分類される。次頁以降に連携方法の詳細説明と具体的な業務例を示す。

表 6-2 内部インタフェースの連携方法

項番	連携方法	概要	章番号
1	ワークフロー間の連携	サブシステム間における、ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知に関する連携。 ※全体ワークフローとの関係は「5.2.2 ワークフロー層」を参照。	6.1.1
2	BRMSへの連携	以下のBRMS呼び出しの連携。 ● ビジネスルール管理サブシステムのビジネスルールを実行するサービスを呼び出す連携。 ● 呼出元サブシステムにルールエンジンを配備し、ビジネスルールを取得する連携。	6.1.2
3	共有DBへの連携	以下の共有DBへの連携。 ● 共有DBが保有する出願事件等の事件・書類データへの更新と参照による連携。 ● 共有DBが保有する特定サブシステム間共有データへの更新と参照による連携。	6.1.3

各連携方法を図示すると、以下のとおりとなる。

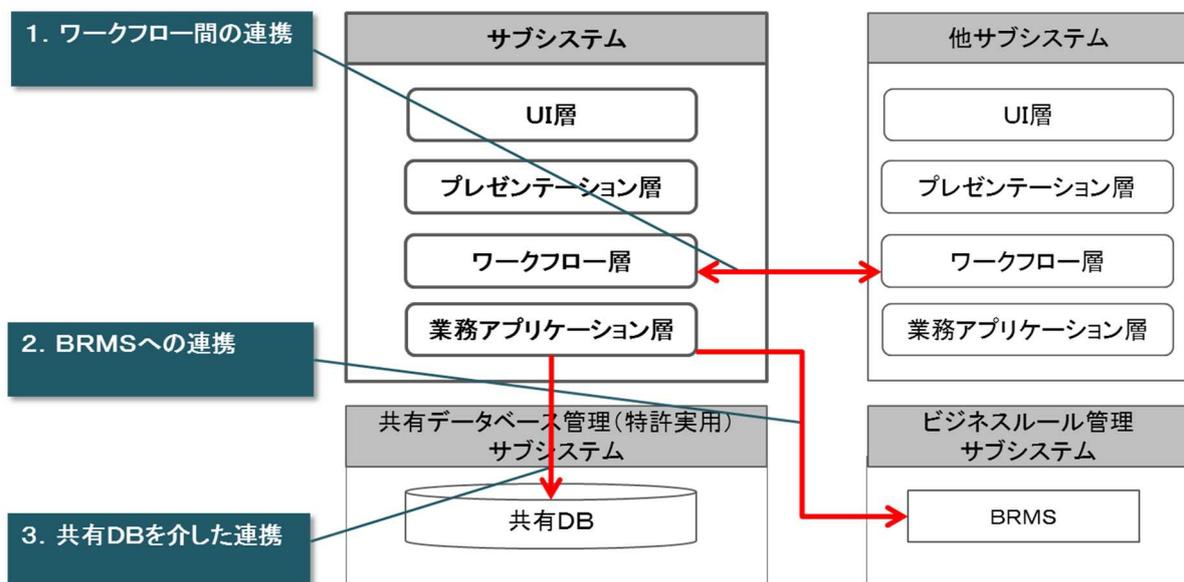


図 6-2 内部インタフェースの連携図

### 6.1.1 ワークフロー間の連携

ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知が対象となる。業務アプリケーション層に配置された業務 AP 間での直接の通知を排除し、サブシステム間連携を疎にする新たなアーキテクチャの方針に従い、ビジネスプロセスの振る舞いに影響するサブシステム間の通知はワークフローにより連携し、データは共有 DB を介して授受する。ワークフロー間で連携する際には、必要に応じて連携先のサブシステムの BPMS 補完機能を經由させる。既存インタフェースでは、方式審査(出願特実)から実体審査への方式通知(書類の方式審査結果)や技術評価案件通知(技術評価請求書)などが対象となる。

方式審査(出願特実)から実体審査への方式通知の実現例を以下に示す。

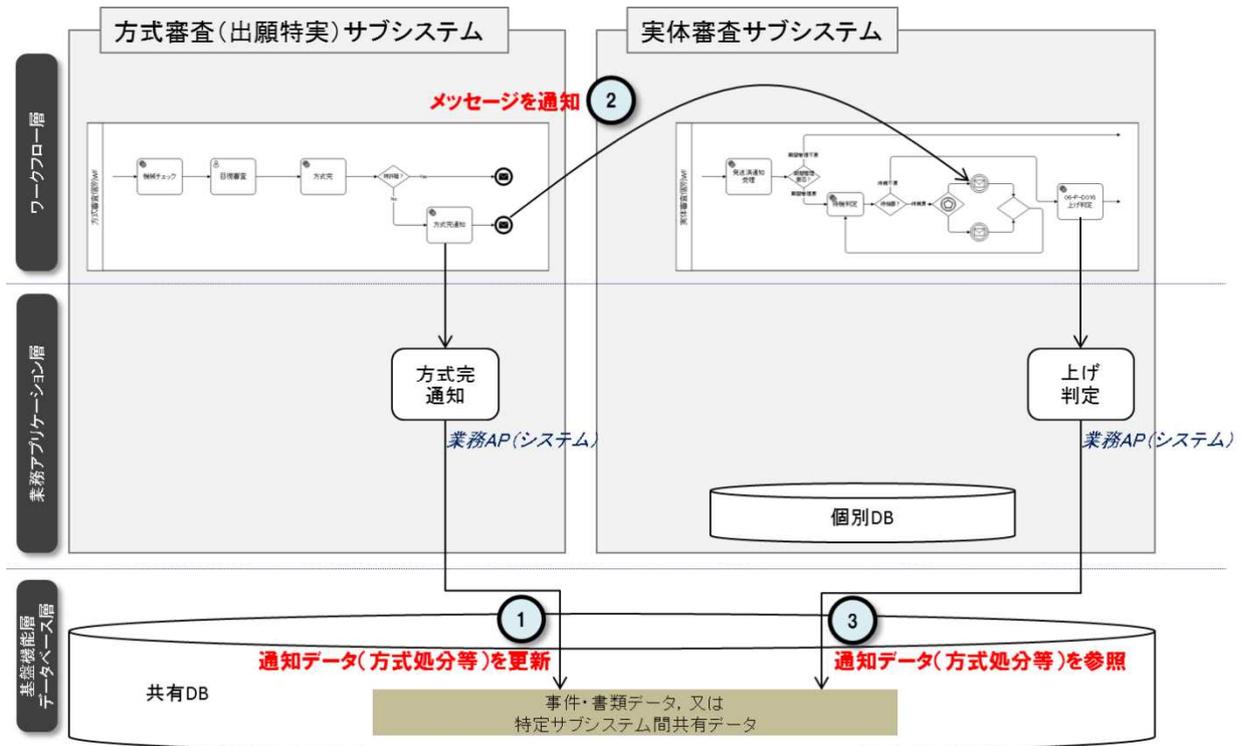


図 6-3 実体審査への方式通知の実現例

## 6.1.2 BRMS への連携

ビジネスルールをアプリケーションから切り離す仕組みであるBRMSの利用を対象として、業務アプリケーションからビジネスルール管理サブシステムへのBRMSの呼び出しにより実現する。BRMSの呼び出し方式には、「サービス方式」と「ライブラリ配備方式+リポジトリ方式」が『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に示されている。『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に従い、原則として「サービス方式」とし、後続工程(要件定義, 設計・開発)において性能面の問題を調査の上、リスクが高いと判断した場合に限り、「ライブラリ配備方式+リポジトリ方式」を採用する。

### 6.1.2.1 BRMS の呼び出し(サービス方式)

BRMS サーバへビジネスルールのパラメータを通知し、BRMS サーバ側でビジネスエンジンによりビジネスルールを実行し、その結果を返却する連携となる。

申請書類に対する機械チェックを行う処理をビジネスルールとした場合について、「サービス方式」による実現例を以下に示す。

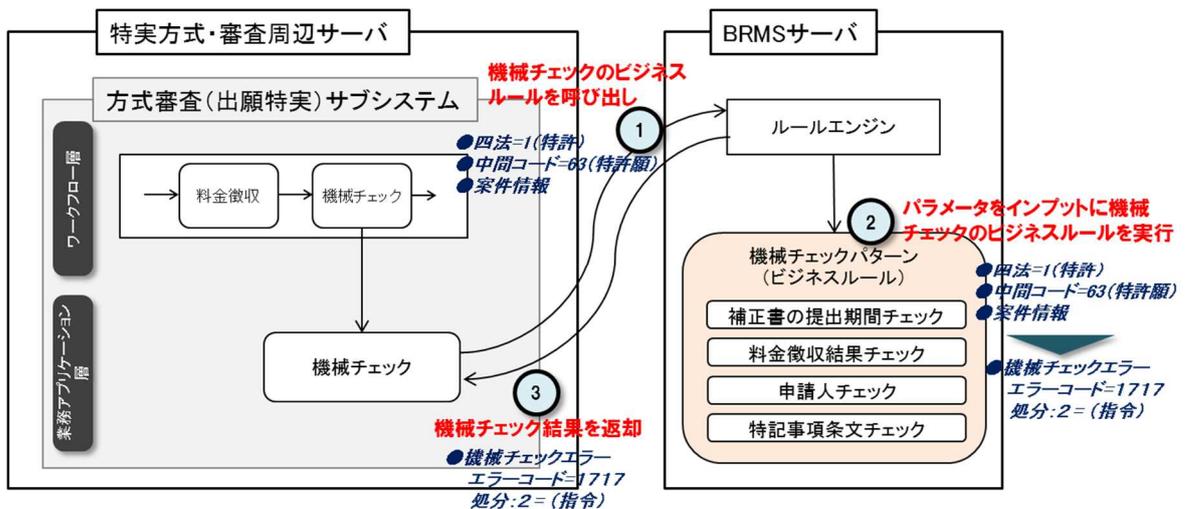


図 6-4 BRMS の呼び出し(サービス方式)の実現例

### 6.1.2.2 BRMS の呼び出し(ライブラリ配備方式+リポジトリ方式)

BRMS サーバへビジネスルールを要求し、取得したビジネスルールを自サブシステムのルールエンジンを実行し、その結果を返却する連携となる。

申請書類に対する機械チェックを行う処理をビジネスルールとした場合について、「ライブラリ配備方式+リポジトリ方式」による実現例を以下に示す。

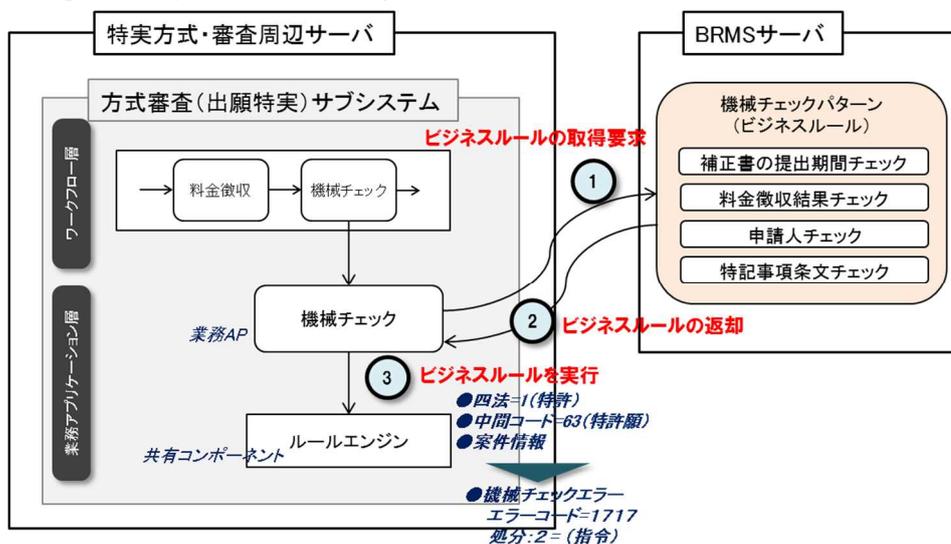


図 6-5 BRMS の呼び出し(ライブラリ配備方式+リポジトリ方式)の実現例

### 6.1.3 共有 DB への連携

類似のデータ管理機能が重複して開発されることを抑止し、また、データを集中的に管理することで、データの整合性確保のためサブシステム間連携が複雑化することを防ぐデータ集中化の考え方から、サブシステムが共通で利用する出願事件等の事件・書類データへのアクセスと、サブシステム間でのデータ共有を行う特定サブシステム間共有データへのアクセスは、共有 DB を利用する。

#### 6.1.3.1 事件・書類データへの更新／参照

共有 DB に配置する事件・書類データに関して、事件情報や書類を参照する場合や、方式審査結果を事件情報や書類に反映する場合に、共有 DB への連携を行う。既存インタフェースでは、方式審査抽出要求データ(出願マスタ)／方式審査用応答データ(出願マスタ)や、方式完データ(出願人代理人記事, 申請書類記事等の更新)のインタフェースが該当する。

出願事件情報抽出要求について、実現例を以下に示す。

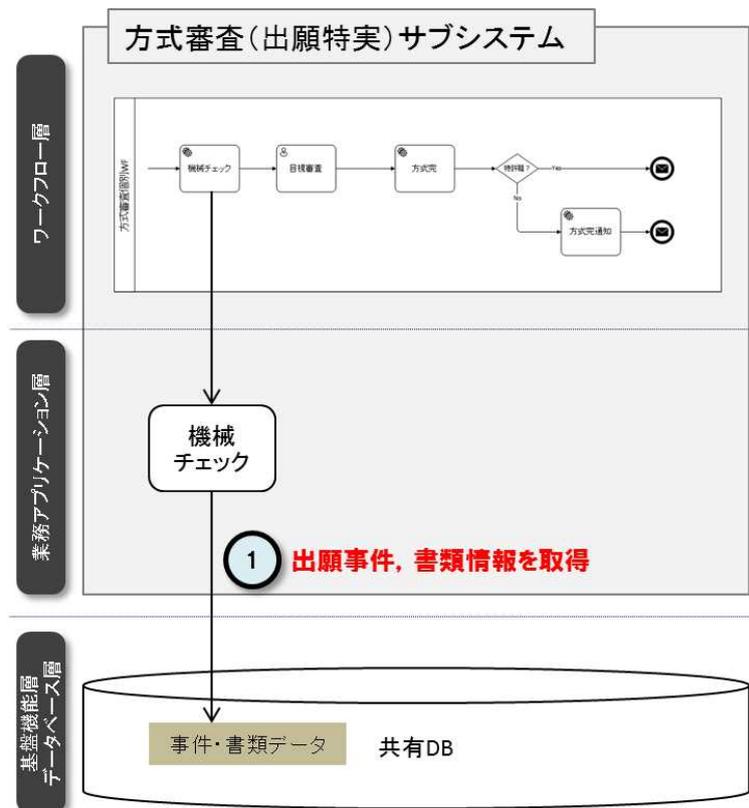


図 6-6 共有 DB への連携(事件・書類データ)

### 6.1.3.2 特定サブシステム間共有データへの更新／参照

共有DBに配置する特定サブシステム間共有データに関して、実体審査から方式審査(出願特実)へ拒絶理由通知等の応答期間を連携する場合などに、共有DBへの連携を行う。既存インタフェースでは、重要案件通知データや応答期間通知データのインタフェースが該当する。

拒絶理由通知等の応答期間の連携について、実現例を以下に示す。

- ① 実体審査サブシステムにて、拒絶理由通知等の発送済通知受理により、実体審査サブシステムで設定した応答期間期日(発送日+応答期間)を特定サブシステム間共有データへ登録する。
- ② 方式審査(出願特実)サブシステムでは、手続補正書の提出期間の妥当性に関する確認を行うが、その際に拒絶理由通知等の応答期間期日を参照し、期間経過後の提出の場合は、機械チェックエラーとする。

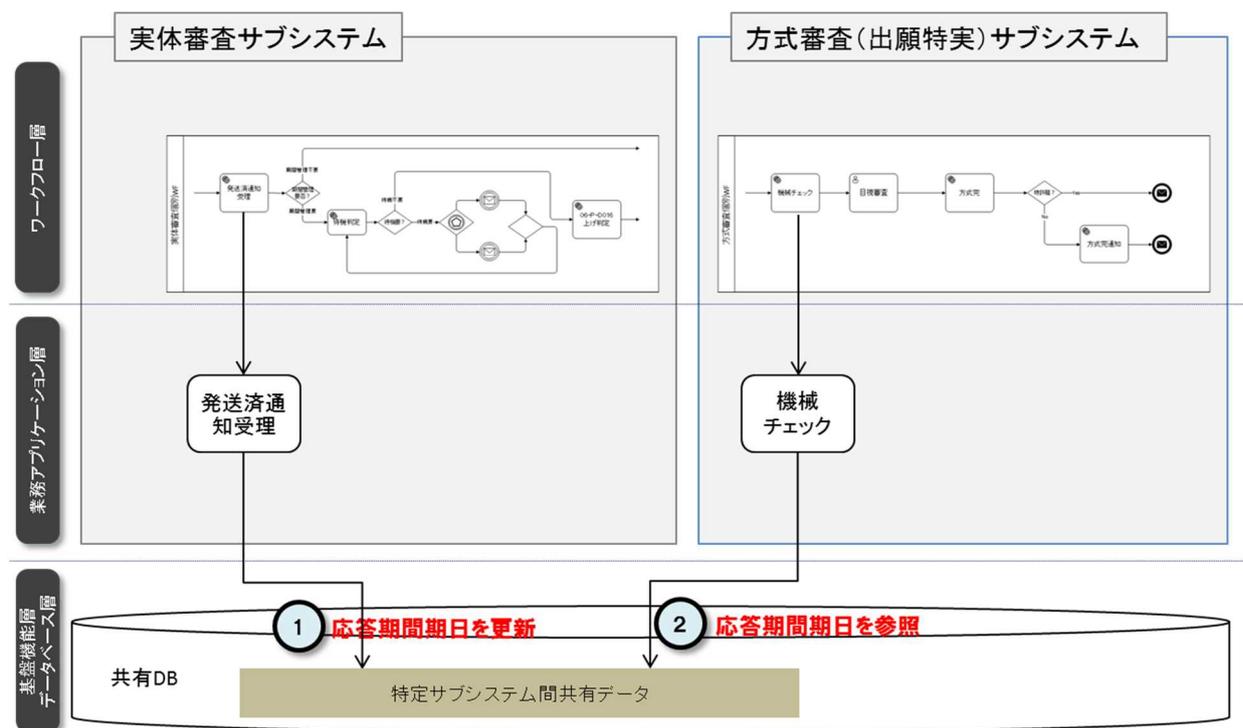


図 6-7 共有DBへの連携(特定サブシステム間共有データ)

## 6.2 外部インタフェース

外部インタフェースでは、旧アーキテクチャで稼働中の外部システムとの連携を考慮する必要がある。

したがって、ここでは外部システムとのギャップを吸収するための連携方法と、どのようなケースで適用するかに加えて、外部システムで想定される対応を示す。後続工程(要件定義, 設計・開発)では、既存インタフェースをベースに具体的な対応を検討する必要があるため、別紙に既存インタフェースごとの対応方法の一覧を整理する。「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』における多階層構造の各層とシステム構成要素のアクセスパスの定義、及び外部システムとの既存インタフェースにより、外部システム間の連携方法は以下に分類される。

表 6-3 外部インタフェースの連携方法

項番	連携方法	概要	章番号
1	ワークフローと外部システムとの連携	サブシステムと外部システム間における、ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知に関する連携。	6.2.1
2	プレゼンテーションから外部システムへの連携	プレゼンテーションから外部システムへの、ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知に関する連携。	6.2.2
3	業務アプリケーションと外部システムとの連携	以下の業務アプリケーション間における連携。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務アプリケーション(ユーザ/システム/バッチ)から、外部システムが保有するデータを参照/更新する連携。</li> <li>● 業務アプリケーション(バッチ)と、刷新後に業務アプリケーション(バッチ)となることを想定した外部システムとの間における、ファイル送受信による連携。</li> </ul>	6.2.3
4	UIから外部システムのサーバAPへの連携	UIから外部システムのサーバAP(Webサーバ)に対して、リクエストを飛ばしてブラウザ画面を表示する連携。	6.2.4
5	外部システムのクライアントAPからプレゼンテーションへの連携	外部のクライアントAPからプレゼンテーションに対して、リクエストを飛ばしてブラウザ画面を表示する連携。	6.2.5

各連携方法を図示すると、以下のとおりとなる。

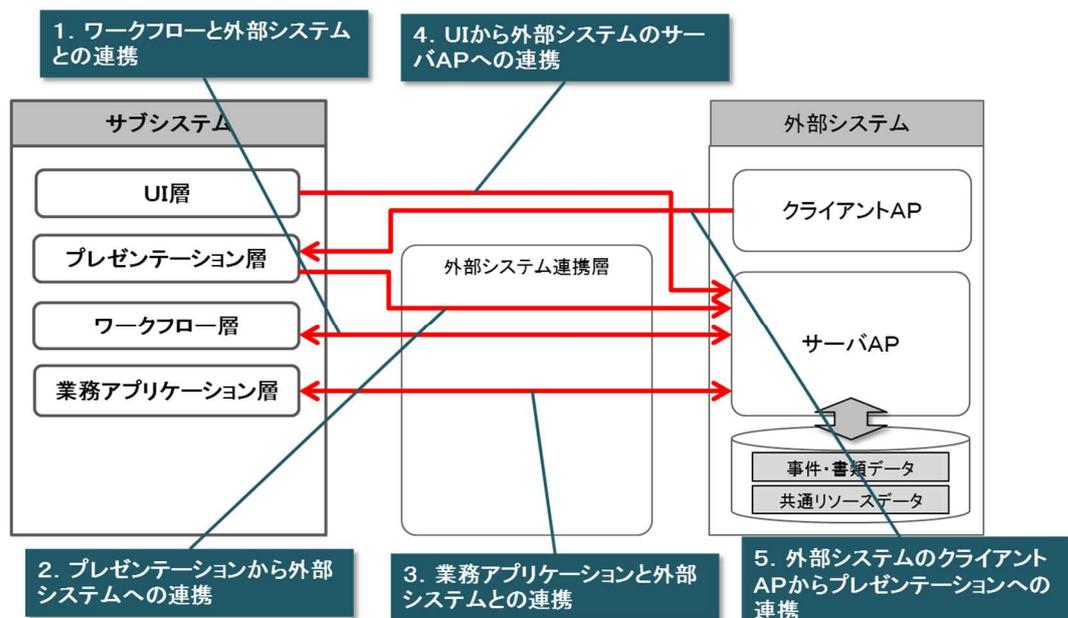


図 6-8 外部インタフェースの連携図

- 外部インターフェースにおける連携方法の考え方

特実方式審査システムは段階的刷新における途中段階に刷新するため、刷新前の ToBe 対象システムや ToBe 対象外の外部システムと連携する必要があり、新旧アーキテクチャのシステムが混在する状況となる。このような状況において、円滑に段階的刷新を推進していくには、外部システムへの影響を極力なくすることが基本的な考え方となる。

また、ToBe の最終形へスムーズに移行する観点から、特実方式審査システム(既存)の刷新後に ToBe 対象システムが刷新した際に、特実方式審査システムで必要な対応を極力なくすることも重要となる。

これを踏まえ、外部インターフェースにおける連携方法の考え方を、以下に示す。

- 外部システムとのインターフェースの踏襲

外部システムへの影響を極力なくするため、外部システムとのインターフェースは既存仕様を原則踏襲し、新旧アーキテクチャにより生じるインターフェースの差異は外部システム連携層で吸収する。

- 将来の ToBe 対象システムとの連携を想定したインターフェースの実現

特実方式審査システムの刷新した後に ToBe 対象システムが刷新した際の見直しを極力なくするため、特実方式審査システムでは、将来の ToBe 対象システムとの連携を想定したインターフェースとする。

例えば、特実方式審査システム(既存)と将来の ToBe 対象システムのインターフェースが、ToBe ではワークフロー間の連携になると想定される場合、特実方式審査システム(既存)刷新時においては、先行してワークフロー間の連携の方式で通知機能の構築を行う。

次期モデルでは将来の ToBe 対象システムは外部システムであり、インターフェースは既存仕様を原則踏襲するため、ワークフロー間の連携による通知と既存インターフェースの間にギャップが生じる。このギャップについては、外部システム連携層の外部システム互換機能で吸収する。

その後、ToBe 対象システム刷新によって新規アーキテクチャ(ワークフロー間の連携)が適用された際、外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止することで、相互のワークフロー間の連携が可能となる。

また、外部インターフェースの全般における考慮事項として、刷新システムのインターフェースでは可変長を扱えるが、既存システムのインターフェースは、その構造仕様に起因する制限値(繰り返し数、データ長)がある。したがって、外部システムとの連携においては、外部定義等により動的に制限値をコントロールする仕組みにより、既存システムに合わせる方向でギャップを吸収し、将来に外部システムが刷新された際に、外部定義等の見直しにより制限値をなくす。

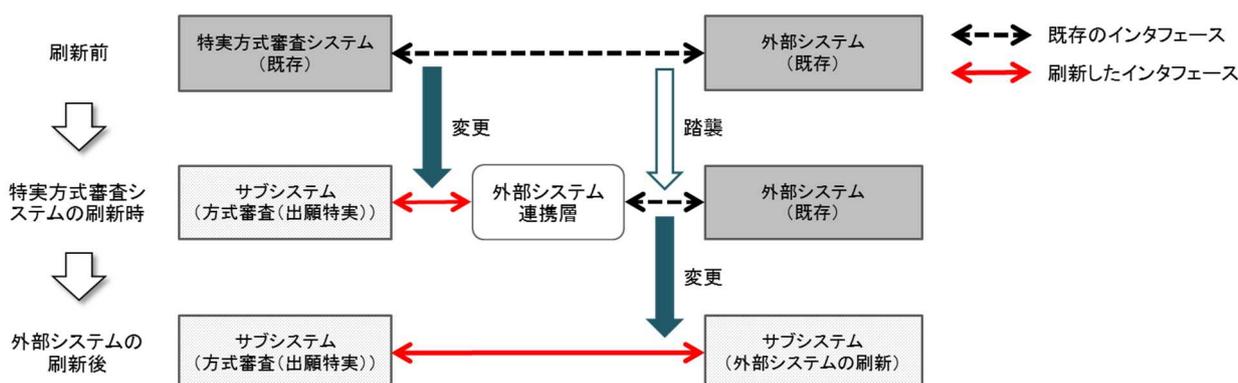


図 6-9 外部インターフェースにおける連携方法の考え方

一方、以下に示す例のように、外部システム互換機能を新たに開発するよりも、外部システムを修正する方が望ましいと考えられる場合がある。

- 外部システム互換機能を新たに開発するよりも、外部システムを修正することが優位である場合

申請人登録システム(既存)からバッチ処理で申請人登録マスタのデータを、特実方式審査システム(既存)で受信しているインターフェースなどは、申請人登録システム(既存)が保有する申請人登録マスタを単にオンライン取得するインターフェースを設けることでオンライン参照に対応できるか、検討すべきケースと考えられる。

以上の考え方を踏まえて、次頁以降では「表 6-3 外部インタフェースの連携方法」に示す各連携方法について、以下の2つを整理する。

**A. 基本的な連携方法**

外部システム連携層によりギャップを吸収し、外部システムへの影響を極力なくす基本的な連携方法

**B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース**

外部システムを修正する可能性があるインタフェースや、要件定義で特に考慮が必要なインタフェース

## 6.2.1 ワークフローと外部システムとの連携

ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知が対象であり、外部システムが刷新した後にワークフロー間の連携となることを想定した連携である。既存インタフェースの例では、外部システムへの通知は発送データ(XML)、外部システムからの通知は方式結果通知(方式調査結果通知受入)が該当する。

### (1) 外部システムへの通知

#### A. 基本的な連携方法

ビジネスプロセスのメッセージイベントからキー情報を外部システム連携層に通知し、キー情報に紐づくデータが存在する場合には、業務 AP にて共有 DB にデータを格納する。外部システム連携層では、通知されたキー情報と、それに紐づく共有 DB のデータを基に、既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。なお、外部システムへ一括データとしてバッチ送信する場合には、外部システム連携にてメッセージのタンキングをし、既存インタフェースに合わせたタイミングで一括データとして取りまとめて送信する。

オンライン発送システムへの発送データの通知を例に、連携方法を以下に示す。

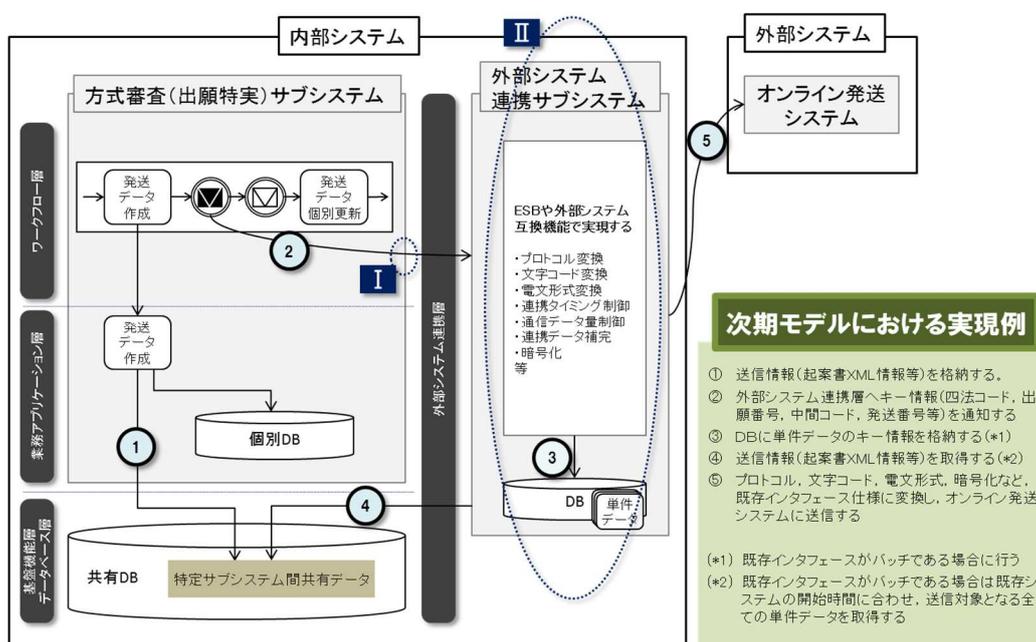
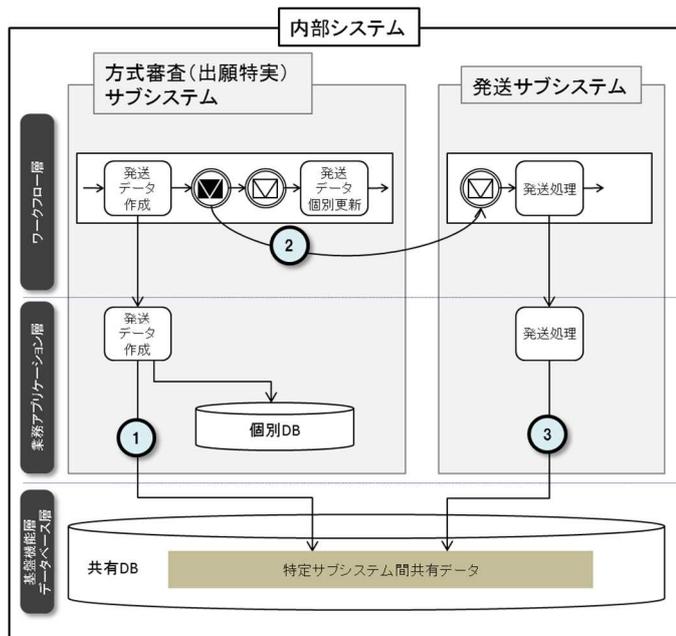


図 6-10 発送データ通知の実現例

特実方式審査システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、特実方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. ワークフローの通知先を刷新したサブシステムの BPMS 又は BPMS 補完機能に変更し、ワークフロー間の連携に切り替える。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェース「6.1.1 ワークフロー間の連携」に定型化される。上図のオンライン発送システムへの発送データの通知を定型化した場合の実現例を以下に示す。



**ToBeにおける実現例**

- ① 送信情報(起案書XML情報等)を格納する。
- ② ワークフロー間の連携により、発送サブシステムへキー情報(四法コード、出願番号、中間コード、発送番号等)を通知する。
- ③ 発送サブシステムのワークフローを開始し、業務アプリケーションからキー情報に紐づく送信情報(起案書XML情報等)を取得し、発送処理を行う。

図 6-11 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(特実方式審査)」を参照。)

表 6-4 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	PAPC	援用図面合体用書類抽出 (XML)	図面援用合体指示された案件について、PAPCで図面援用合体書類の作成業務を開始するため、援用合体指示時に関連書類を抽出し通知する。
2	登録	登録通知	登録業務で基礎とした出願の原簿抹消を行うため、実用新案登録に基づく特許出願願書の受理を知らせるための通知であり、願書の方式審査開始時に通知する。
3	審判	方式調査係属開始通知データ (A系特実)	審判業務で方式調査を開始するため、方式調査対象となる出願系書類が方式審査係属となったことを知らせる通知であり、方式審査開始時に通知する。
4	オンライン発送	発送データ (XML)	起案書のオンライン発送業務を実施するため、方式審査で作成した起案書を送付するデータで、起案書作成後に通知する。
5	申請人登録	職権登録要求データ	申請人識別番号の職権登録業務を依頼するため、方式審査で職権登録が必要と判定した際に通知する。
6	料金納付管理	料金徴収	予納による手数料納付がされた書類に対して、料金徴収を依頼する通知で、料金計算後に送信する。
7	DE料管理	DE料書類処分通知	DE料支払い対象書類の方式審査結果に関する通知で、DE料管理システムとPAPCとの連携の契機となる。方式審査完了時に通知する。

## B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

### (A) 登録システム

登録原簿の記事作成、及び仮実施権原簿の作成・更新が必要となる、手続補正書や出願人名義変更届等の書類が方式完となった場合など、方式審査業務が登録業務へ影響する場合は、該当の情報を通知することにより、業務間の連携を図っている。

- 対象インタフェース
  - 登録通知(媒体運用)
  - 登録原簿や仮実施権原簿の、作成・更新依頼(連絡票運用)

- システム間連携における考慮事項

登録業務では、方式審査業務の結果によって実施されるビジネスプロセスが存在するが、既存では、ビジネスプロセスの大半が運用(媒体、連絡票)による連携となっている。

後続工程(要件定義)の検討結果により運用をシステム化する場合、方式審査システムとの新たなインタフェースによる連携が必要となる際は、本章で示す連携方法に合わせてインタフェースの定義を行う。

### (2) 外部システムからの通知

#### A. 基本的な連携方法

オンライン発送システムから通知されるオンライン発送済通知データ(XML)を例に、連携方法を以下に示す。

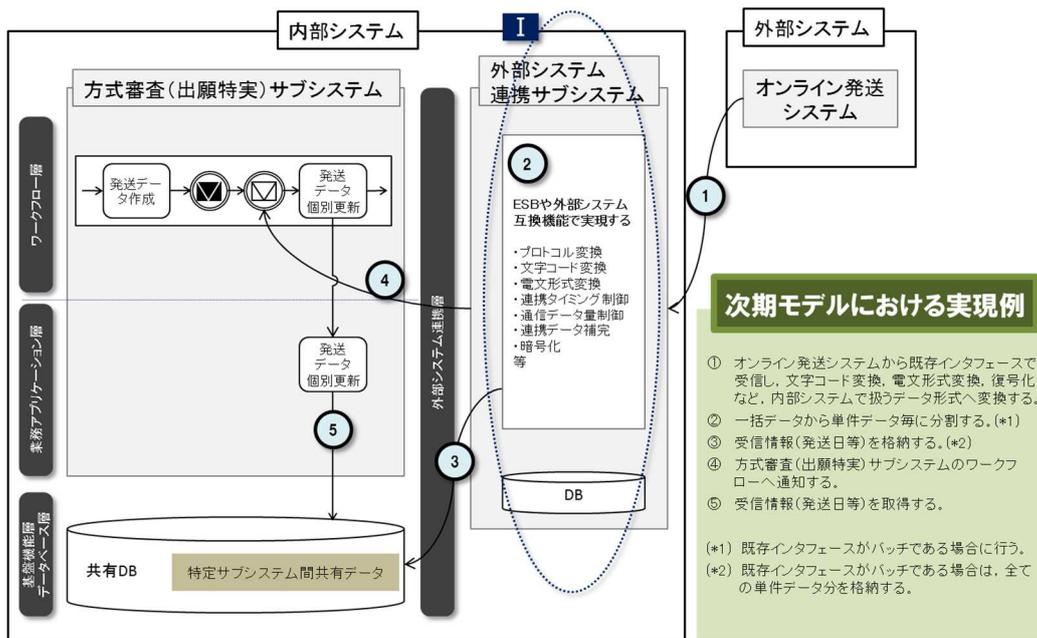


図 6-12 オンライン発送済通知データ(XML)通知に関する実現例

特実方式審査システムの刷新した後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

#### 1. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェース「6.1.1 ワークフロー間の連携」に定型化される。上図のオンライン発送済通知データ(XML)の通知を定型化した場合の実現例を以下に示す。

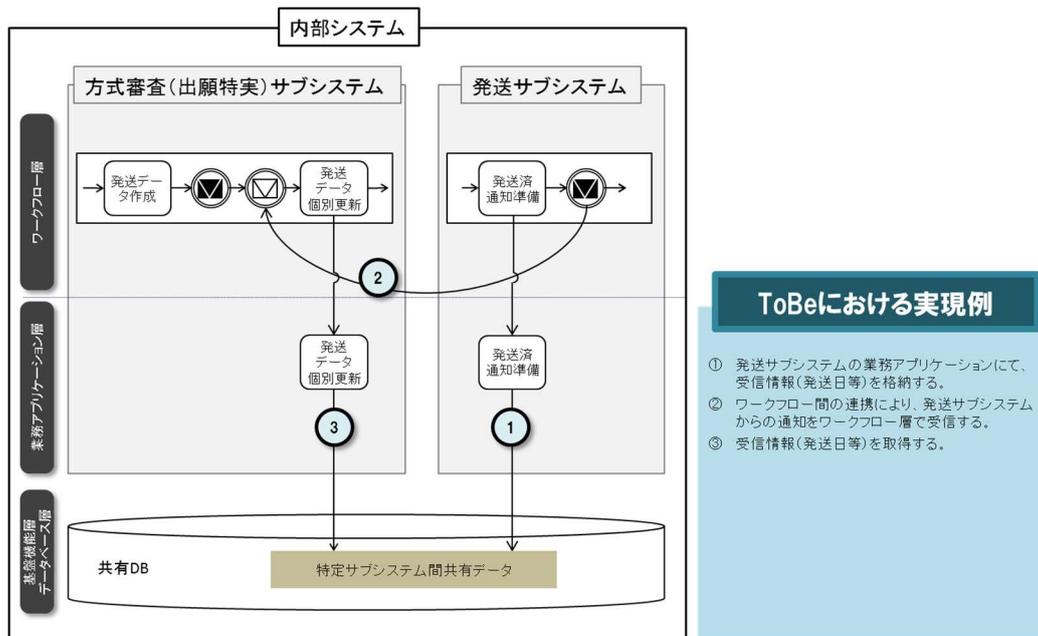


図 6-13 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-5 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	DE 料管理	DE 料支払通知受入データ	DE 料の支払結果を知らせるための通知であり、DE 機関からの通知受信時に通知される。通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、後続業務を実施する。
2	審判	方式結果通知<方式調査結果通知受入>	審判業務における方式調査結果を知らせる通知であり、方式調査完了時に通知される。通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、方式審査を終了する。
3	オンライン発送	オンライン発送済通知データ (XML)	起案書のオンライン発送完了を知らせる通知であり、起案書の発送が完了した後に通知される。通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、起案書の期間管理等を開始する。
4	申請人登録	識別番号調査登録応答データ (職権登録)	申請人識別番号の職権登録の結果を知らせるための通知であり、申請人登録業務にて職権登録が完了した時に通知される。通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、後続業務を実施する。
5	料金納付管理	既納手数料返還結果受入	会計課業務での既納手数料返還の結果通知であり、既納手数料返還業務完了時に通知される。通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、後続業務を実施する。
6	紙発送	発送済通知データ (XML)	起案書の紙発送完了を知らせる通知であり、起案書の発送が完了した後に通知される。通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、起案書の期間管理等を開始する。

#### B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

## 6.2.2 プレゼンテーションから外部システムへの連携

ビジネスプロセスの振る舞いに影響する画面契機による連携が対象であり、外部システムが刷新した後に、プレゼンテーションからワークフローへ通知し、通知先のサブシステムにて業務単位のビジネスロジックが実行されることを想定した連携である。

なお、その外部システムが刷新した時点において、ワークフローへ連携した後に通知先のサブシステムで処理するアクティビティは非同期に実行されるため、その処理結果を通知元のサブシステムのプレゼンテーションの処理で同期して取得し、ユーザへ画面表示する要件がある場合には適さない。その場合は、プレゼンテーションから通知先の業務アプリケーション(システム)へ、業務単位のサービスインタフェースを介して連携し、その結果を同期的に取得する。既存インタフェースの例では、オンライン料金徴収画面から料金納付管理システムへ予納料金徴収を依頼する料金徴収等が該当する。

また、他のシステムが保有するデータに関する連携という点で類似する連携方法として、後述の「6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照／更新」がある。参考として、それぞれの適用基準を以下に示す。

表 6-6 連携方法の適用基準

項番	連携方法	適用基準
1	6.2.2 プレゼンテーションから外部システムへの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 画面契機による連携であること。</li> <li>● 通知先のサブシステムにおいて、業務単位のビジネスロジックが実行されること。</li> </ul>
2	6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照／更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知先のサブシステムにおいて、業務単位以外のサービス(他のサブシステムが管理する共通リソースデータや個別データの取得及び更新のためのサービス)が実行されること。</li> </ul>

### A. 基本的な連携方法

プレゼンテーションロジックからキー情報を外部システム連携層に通知し、外部システム連携層で既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。外部システムでは業務を実行後に、その結果を外部システム連携層に通知し、既存インタフェースとのギャップ吸収を行った上で、プレゼンテーションロジックに実行結果を返却する。

料金納付管理システムへの料金徴収の通知を例に、連携方法を以下に示す。

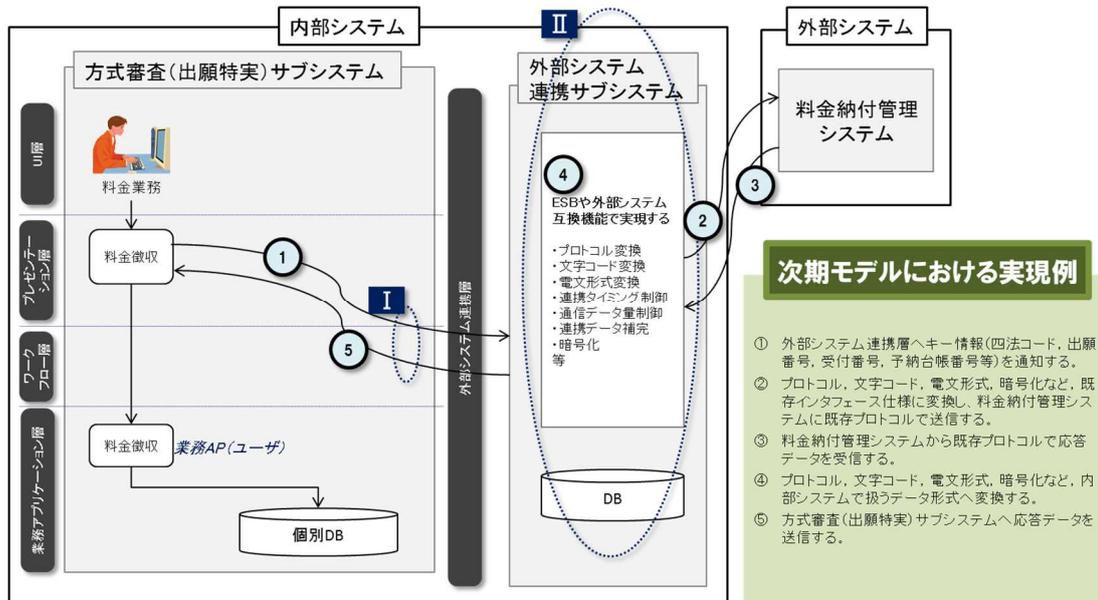


図 6-14 料金納付管理システムへの料金徴収通知の実現例

特実方式審査システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、特実方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. プレゼンテーションロジックからの通知先を、刷新したサブシステムのワークフロー、若しくは業務アプリケーション(システム)に変更する。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する。

この変更により、連携方法はプレゼンテーションから、ワークフロー又は業務アプリケーションへの連携に定型化される。既存インタフェースの整理より、刷新時点においては内部インタフェースに本連携方法の対象となる業務はないが、上図の料金徴収を定型化した場合の実現例は以下のとおりとなる。

### ● プレゼンテーションからワークフローへの連携

この連携ではプレゼンテーションから他サブシステムのワークフローへ連携し、ビジネスプロセスを実行させる。プレゼンテーションから通知後に通知先のサブシステムで処理するアクティビティは非同期に実行するために、その処理結果を通知元のサブシステムのプレゼンテーションの処理で同期して取得し、ユーザへ画面表示する要件がある場合には適さない。その場合は、後述のプレゼンテーションから業務アプリケーションへの連携で実現する。

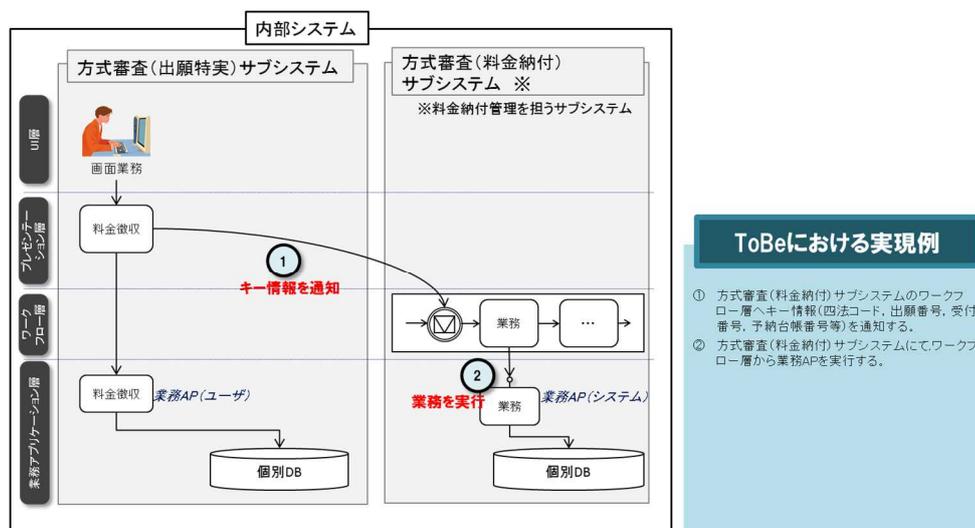


図 6-15 定型化した連携方法の実現例(プレゼンテーションからワークフローへの連携)

### ● プレゼンテーションから業務アプリケーションへの連携

この連携ではプレゼンテーションから他サブシステムの業務アプリケーション(システム)への連携し、実行させる。プレゼンテーションから通知後に通知先のサブシステムからその実行結果を同期的に取得し、ユーザへ画面表示することができる。

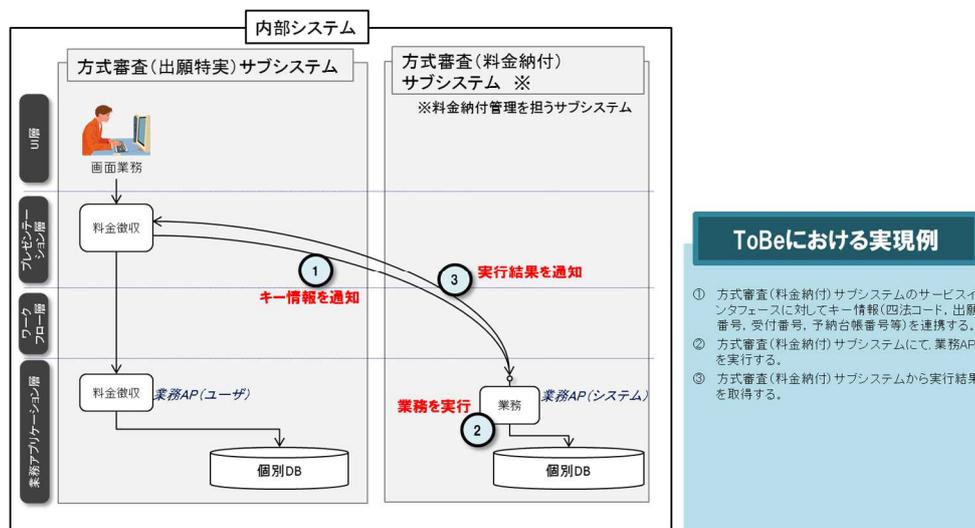


図 6-16 定型化した連携方法の実現例(プレゼンテーションから業務アプリケーションへの連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。  
(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-7 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	料金納付管理システム	料金徴収(画面)	予納による手数料納付がされた書類に対して、料金徴収を依頼する通知で、画面での料金徴収指示時に送信する。

#### B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

### 6.2.3 業務アプリケーションと外部システムとの連携

#### 6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照／更新

外部システムが保有するデータを参照／更新するための連携が対象であり、将来に外部システムが刷新した際は、共有データベースへのアクセスや、サービスインタフェースによる共通リソースデータへのアクセスとなることを想定した連携となる。

既存インタフェースより、連携方法は以下の3とおりに分類される。

表 6-8 事件・書類データ又は共通リソースデータの取得における連携方法

項番	連携方法	
1	既存の外部システムとオンラインにより参照／更新している場合の連携方法	外部システムの保有するデータを必要なタイミングで都度、オンラインにより参照／更新する。
2	既存の外部システムとバッチによりデータの要求と応答を行っている場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システムへ必要な情報について要求データを送信し、その応答データを外部システムから受信する。
3	既存の外部システムからバッチによりデータ受信している場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システム側から全量又は差分データを通知する。

前述した外部インタフェースの考え方より、既存インタフェースを踏襲することが原則となるが、特実方式審査システムは刷新により単件リアルタイム化するため、ビジネスプロセスを滞留させないためには、項番1のオンラインによる参照／更新で連携することが望ましい。

また、既存インタフェースが項番2と項番3のバッチによる連携である場合において、ToBeシステムを想定して、内部システム側でのオンラインによる参照／更新を想定した連携とのインタフェースギャップを、外部システム連携層で吸収させる場合には、詳細は後述するが単なるプロトコルの変換以上の仕組みを導入する必要がある。

このギャップ吸収の仕組みの開発と、オンライン参照／更新できるインタフェースを設ける修正を、特実方式審査システムの刷新時に前倒しで開発することを比較した場合、後者の方が機能性、コスト等の観点から優位となる可能性もある。

これらを踏まえると、後続工程(要件定義)においては、外部システム側を修正することも選択肢として、検討すべき事項であるといえる。したがって次頁以降には、上記の基本的な連携方法を示すとともに、対象となる既存インタフェースごとに個別対応を考慮すべき点を示す。

なお、全ての外部システムが刷新されたToBeシステムを想定すると、共有データベースや共通リソースデータへ都度アクセスする新たなアーキテクチャとなるため、項番1の連携に最終的には移行される。

(1) 既存の外部システムとオンラインにより参照／更新している場合の連携方法

### A. 基本的な連携方法

登録システムに対する情報取得を例として、連携方法を以下に示す。

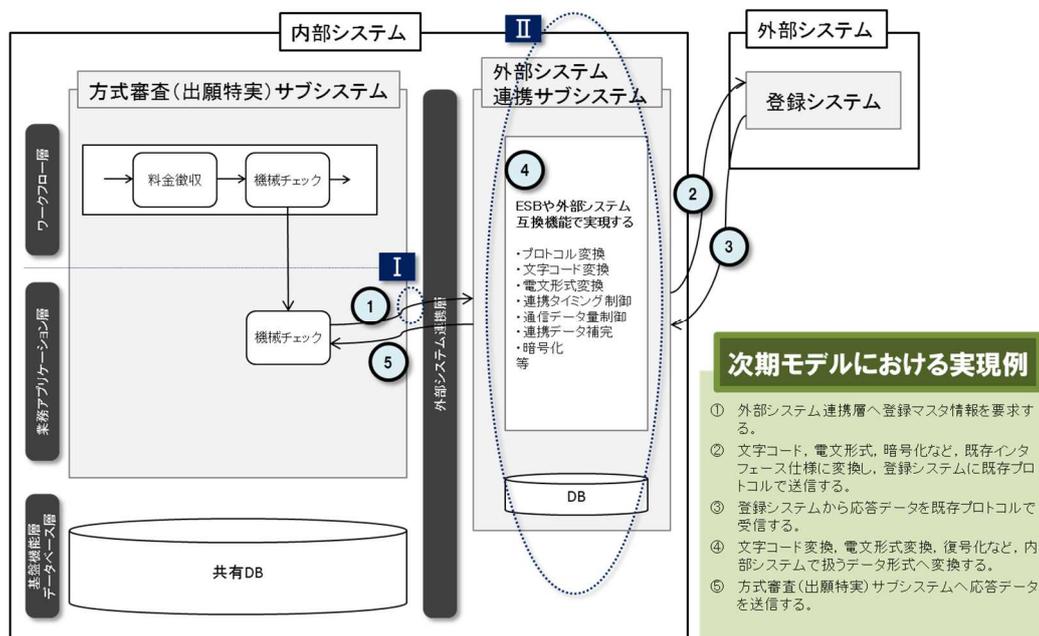


図 6-17 登録システムに対する情報取得の実現例

特実方式審査システム(既存)の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、特実方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. データの取得先を刷新したサブシステムに変更する。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェースのうち、事件・書類データであれば「6.1.3 共有DB への連携」に、共通ソースデータであれば「共通ソースデータの取得」に定型化される。上図の登録システムに対する情報取得を定型化した場合の実現例を以下に示す。

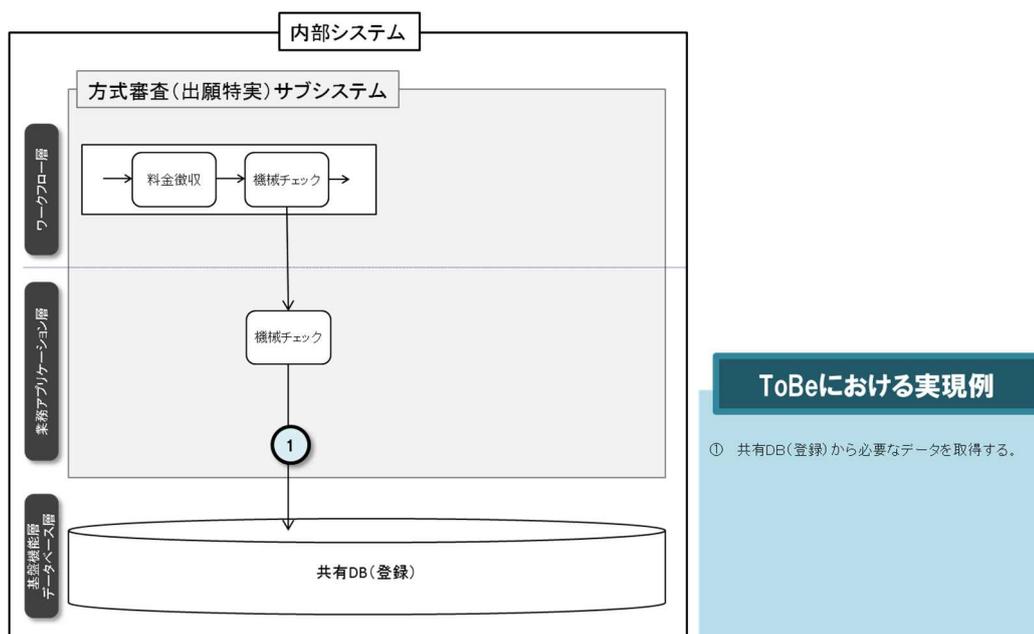


図 6-18 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。  
(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-9 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	登録	登録マスタ参照要求・応答データ	方式審査システムでの機械チェックのため、登録マスタの記事情報を抽出するための通知であり、方式審査システムからの要求により送信される。
2	審判	審判情報抽出	方式審査システムでの機械チェックのため、審判マスタの記事情報を抽出するための通知であり、方式審査システムからの要求により送信される。
3	記録ファイル管理	記事抽出データ	方式審査システムでの機械チェックのため、意商出願記事の抽出を依頼する通知であり、方式審査システムからの要求により送信される。
4	オンライン受付	DO 国内出願番号採番(方式採番)	国内書面の提出により、方式審査で出願番号を早期付与するため、番号を採番するための通知で、方式審査システムでの早期出願番号付与対象と判断した場合に通知する。
5	申請人登録	申請人印影データ抽出	印影イメージを取得するための通知で、目視審査画面より印影イメージ表示を指示した際に通知する。

#### B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

(2) 既存の外部システムとバッチによりデータの要求と応答を行っている場合の連携方法

### A. 基本的な連携方法

国際出願 (PCT-RO) システムへのデータ取得を例として、連携方法を以下に示す。

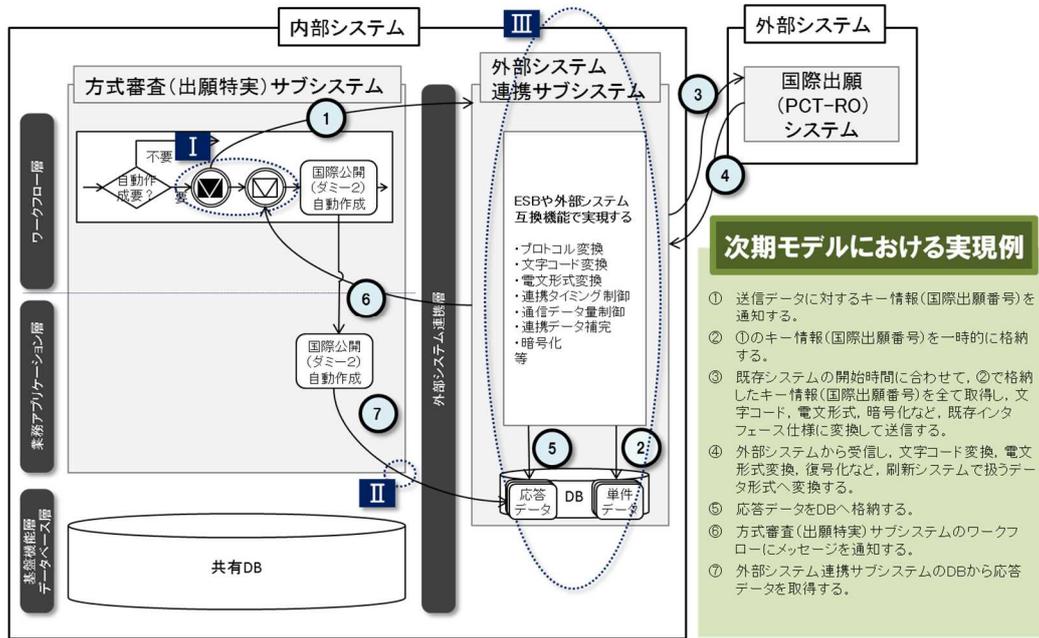
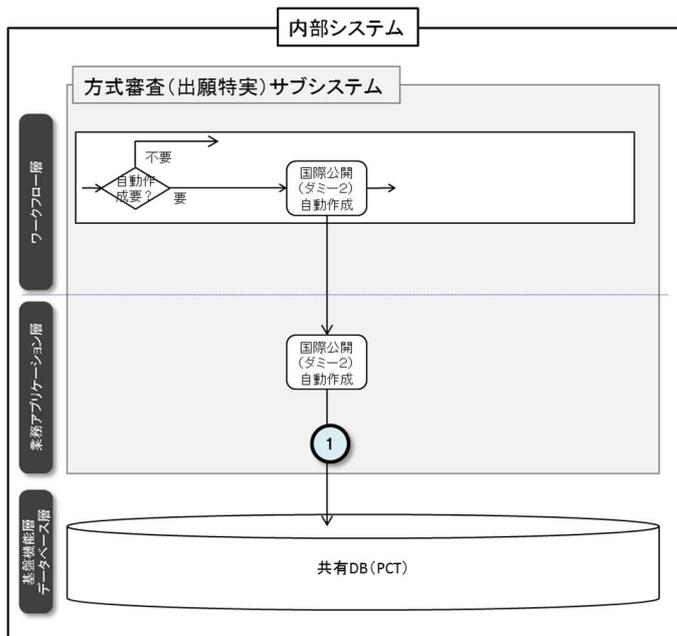


図 6-19 国際出願 (PCT-RO) システムへのデータ取得の実現例

特実方式審査システム (既存) の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、特実方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. ワークフローのメッセージ通知と応答タスクを削除する。
- II. データの取得先を共有 DB 又は共通リソースに変更する。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- III. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェースのうち、事件・書類データであれば「6.1.3 共有 DB への連携」に、共通リソースデータであれば「共通リソースデータの取得」に定型化される。上図の国際出願 (PCT-RO) システムへのデータ取得を定型化した場合の実現例を以下に示す。



**ToBelにおける実現例**

① 共有DB(PCT)から必要なデータを取得する。

図 6-20 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-10 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	国際出願 (PCT-RO)	出願書類抽出 (DO) 要求データ	方式審査システムで国際公開等を自動作成するため、RO 願書の XML データの送信を要求する通知であり、国内書面の提出によって自動作成が可能と判定された際に送信する。

## B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

### (A) 国際出願(PCT-RO)システム

- 対象インタフェース
  - 出願書類 XML データ (DO)
  - 出願書類抽出 (DO) 要求データ
  - 書誌情報抽出 (DO) 応答データ
  - 書誌情報抽出 (DO) 要求データ
  - 抽出リストファイル (DO)
  - ファイルリスト (DO)

- システム間連携における考慮事項

特実方式審査システム(既存)では、バッチにより定期的にデータの取得要求を送信し、国際出願 (PCT-RO)システムからその応答データを受信することにより、出願書類の取得を実現している。このインタフェース仕様を踏襲した「A. 基本的な連携方法」で連携した場合、以下の点を考慮する必要がある。

- バッチにより定期的なタイミングでデータの要求応答を行うため、ビジネスプロセスが停滞することになり、単件リアルタイム化の効果が一部損なわれる可能性がある。

- ▶ 外部システム互換機能にギャップ吸収機能を設ける対応と、国際出願(PCT-RO)システムでオンラインにより国際出願書類を取得できるようにする対応とを比較した場合、オンライン化の対応をしておくことがコスト面で優位となる可能性がある。
- ▶ 特実審査周辺システム(既存)刷新時に、国際出願システム(PCT-RO) (既存)の業務である国際調査、起案(ISA)は国際調査サブシステムへ、国際予備審査、起案(IPEA)は国際予備審査サブシステムへ機能配置する。それに伴い、特実方式審査システムの刷新においてもインタフェースや機能を修正する必要があり、その修正に合わせて、オンライン化の対応を行う場合、同じ試験シナリオでテストケースを確認するなど、効率的に開発できる可能性がある。

上記の理由により、特実方式審査システム(既存)の刷新時点でオンライン化することが望ましいと考えられるため、これを踏まえて、後続工程(要件定義)にてシステム間の連携をオンライン化すべきか検討する。

### (3) 既存の外部システムからバッチによりデータ受信している場合の連携方法

#### A. 基本的な連携方法

申請人登録システムからのデータ送信を例として、連携方法を以下に示す。

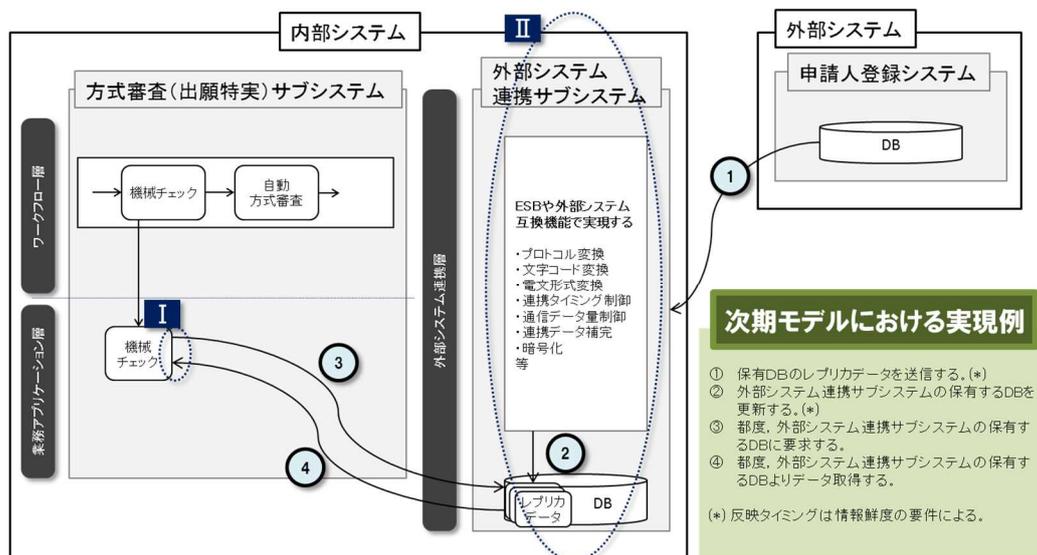


図 6-21 申請人登録システムからのデータ送信の実現例

特実方式審査システム(既存)の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、特実方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. データの取得先を共有 DB 又は共通リソースに変更する。
- II. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェースのうち、事件・書類データであれば「6.1.3 共有 DB への連携」に、共通リソースデータであれば「共通リソースデータの取得」に定型化される。上図の申請人登録システムからのデータ送信を定型化した場合の実現例を以下に示す。

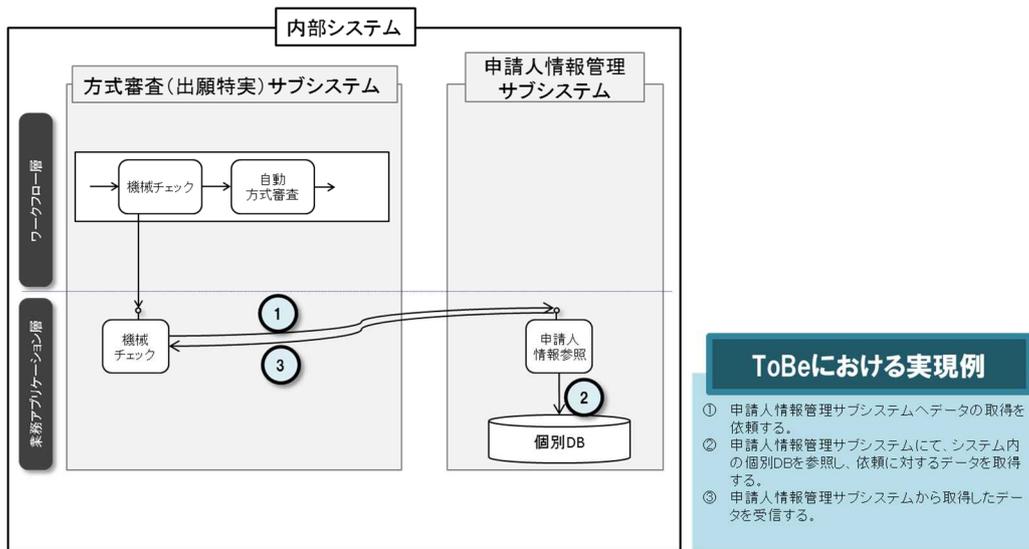


図 6-22 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-11 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	申請人登録	申請人情報ファイル	方式審査システムで保持している申請人情報を更新するための通知であり、定期的に最新の差分情報が送信される。
2	共通テーブル管理	氏名更新データ	方式審査システムで保持している職員情報を更新するための通知であり、定期的に最新の差分情報が送信される。
3	早期管理情報	早期管理情報データ	方式審査システムで保持している早期管理情報(DEされた中間書類の情報)であり、定期的に最新の差分情報が送信される。
4	国際出願 (PCT-RO)	ISR 減額通知データ	方式審査システムでの料金減額判定のために ISR 情報を知らせるための通知で、定期的に最新情報が送信される。

## B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

### (A) 申請人登録システム

- 対象インタフェース
  - 申請人情報ファイル

- システム間連携における考慮事項

特実方式審査システム(既存)では、申請人登録マスタを内部テーブルに保有しており、申請人登録システムとのバッチ連携により定期的に更新している。このインタフェース仕様を踏襲した「A. 基本的な連携方法」で連携した場合、以下の点を考慮する必要がある。

- 情報鮮度が落ちるデータを参照するため、業務を実現する上で制約となる場合や、申請人登録システムから連携する頻度を増やす対応が必要となる可能性がある。
- 外部システム連携層に申請人登録マスタを保有し、方式審査(出願特実)サブシステム等からの参照する機能を設ける対応と、申請人登録システムとオンラインにより連携する対応と比較した場合、後者がコスト面で優位となる可能性がある。

なお、申請人登録システム(既存)はオンラインの参照インタフェース(CORBA)を備えており、機能面においては、外部システム連携層によるプロトコル変換のみでオンライン化に対応できる。ただし、申請人登録マスタは画面や業務APからの参照頻度が高いデータであるため、既存の設備に与える影響調査や、システムの更改時期などを総合的に判断し、性能要求に耐えうる設備が準備できるか見極める必要がある。

上記の理由により、特実方式審査システムの刷新時点でオンライン化することが望ましいと考えられるため、これを踏まえて、後続工程(要件定義)にてシステム間の連携をオンライン化すべきか検討する。

(B) 共通テーブル管理システム

- 対象インタフェース
  - 氏名更新データ
  - 国県名テーブルデータ

- システム間連携における考慮事項

申請人登録システムと同様の理由により、後続工程(要件定義)にてシステム間の連携をオンライン化すべきか検討する。

(C) 早期管理情報システム

- 対象インタフェース
  - 早期管理情報データ

- システム間連携における考慮事項

申請人登録システムと同様の理由により、後続工程(要件定義)にてシステム間の連携をオンライン化すべきか検討する。

(D) 国際出願(PCT-RO)システム

- 対象インタフェース
  - ISR 減額通知データ

- システム間連携における考慮事項

特実方式審査システム(既存)では、バッチにより定期的に国際出願システム(PCT-RO)からデータを受信することにより、ISR 減額情報を得ている。このインタフェース仕様を踏襲した「A. 基本的な連携方法」で連携した場合、以下の点を考慮する必要がある。

- バッチにより定期的なタイミングでデータの受信を行うため、ビジネスプロセスが停滞することになり、単件リアルタイム化の効果が一部損なわれる可能性がある。
- 外部システム互換機能にギャップ吸収機能を設ける対応と、国際出願(PCT-RO)システムでオンラインによりISR 減額情報を取得できるようにする対応とを比較した場合、オンライン化の対応をしておくことがコスト面で優位となる可能性がある。
- 特実審査周辺システム(既存)刷新時に、国際出願システム(PCT-RO) (既存)の業務である国際調査、起案(ISA)は国際調査サブシステムへ、国際予備審査、起案(IPEA)は国際予備審査サブシステムへ機能配置する。それに伴い、特実方式審査システムの刷新においてもインタフェースや機能を修正する必要があり、その修正に合わせて、オンライン化の対応を行う場合、同じ試験シナリオでテストケースを確認するなど、効率的に開発できる可能性がある。

上記の理由により、特実方式審査システム(既存)の刷新時点でオンライン化することが望ましいと考えられるため、これを踏まえて、後続工程(要件定義)にてシステム間の連携をオンライン化すべきか検討する。

## 6.2.3.2 業務アプリケーション(バッチ)間の連携

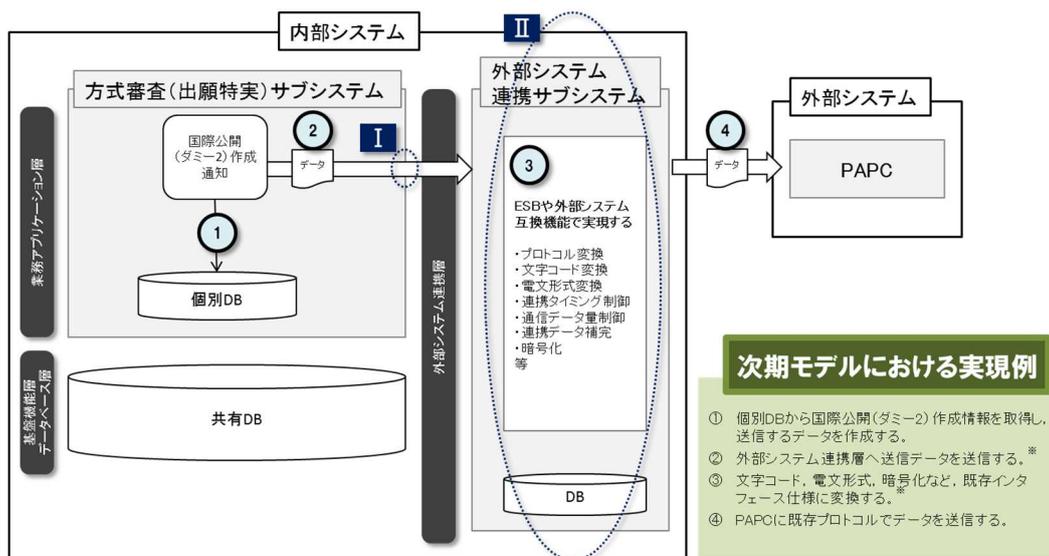
要件上、一定のタイミングで一括処理する必要がある連携が対象となり、外部システムが刷新した後に業務アプリケーション(バッチ)間の連携となることを想定した場合の連携である。

既存のインタフェースの例では、国際公開を自動作成した事件のリストをPAPCへ一括して通知する、国際公開(ダミー2)作成通知などが該当する。

### (1) 外部システムへの送信

#### A. 基本的な連携方法

PAPCへの国際公開(ダミー2)作成通知の送信を例として、連携方法を以下に示す。



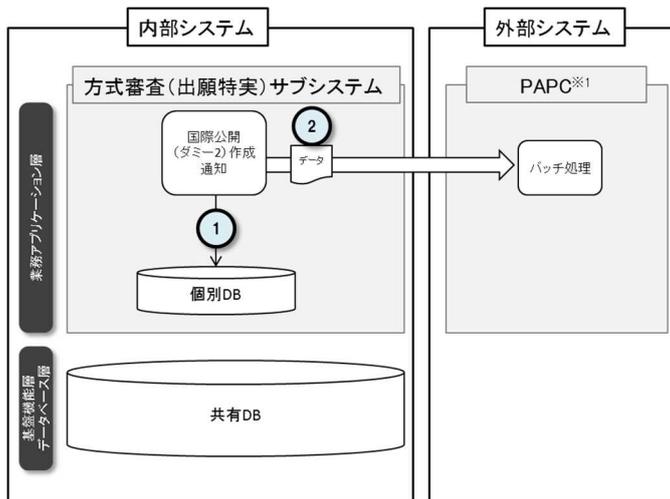
(注) ※ 既存インタフェースでは、特実方式審査システムからPAPCへ媒体でのデータ送付となるため、これを踏襲した場合は、外部システム連携層は介さない媒体による連携(①、④のみ)となる。PAPCへオンラインでデータが送付される場合は、上記①～④の連携方法となる。

図 6-23 業務アプリケーション(バッチ)から外部への送信の実現例

特実方式審査システム(既存)の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、特実方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. バッチ処理によるデータファイルの通知先を刷新したサブシステムに変更する
- II. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する。

この変更により、連携方法は内部インタフェース「業務アプリケーション(バッチ)間の連携」に定型化される。上図のPAPCへの国際公開(ダミー2)作成通知の送信を定型化した場合の実現例を以下に示す。



※1 PAPCは特許庁外のシステムであり、概念設計の対象外であるが、前述の次期モデルにおける実現例では、特実方式審査システムが刷新した後に内部システムとして定型化する審査システム等との連携と同様に、内部システム側は定型化した連携方法とし、外部システム連携層にて、外部システムとのインタフェースのギャップを吸収している。  
左図は、将来にPAPC側の対応により、内部システム側の定型化した連携方法とのインタフェースギャップが解消された姿を想定した連携方法である。

### ToBeにおける実現例

- ① 個別DBから国際公開(ダミー2)作成情報を取得し、送信するデータを作成する。
- ② PAPCへデータを送信する。

図 6-24 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-12 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	PAPC	国際公開(ダミー2)作成通知	国際公開(ダミー2)が存在する事件では、国際公開(正規)を書類修正データとしてDEする必要があるため、特実方式審査システムで国際公開(ダミー2)を自動作成した事件のリストを通知する。 国際公開(正規)のDEは、本通知と非同期となるため、DE時に事件のリストを参照する。
2	出願課 国際出願室	IBリクエスト	出願課 国際出願室にて、世界知的所有権機関(WIPO)へIB書類のリクエストを実施する際のインプットデータで、方式審査システムでの情報抽出時(週1回)に送信する。

### B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

(2) 外部システムからの受信

A. 基本的な連携方法

PAPCからのIASFデータの通知された場合を例として、連携方法を以下に示す。

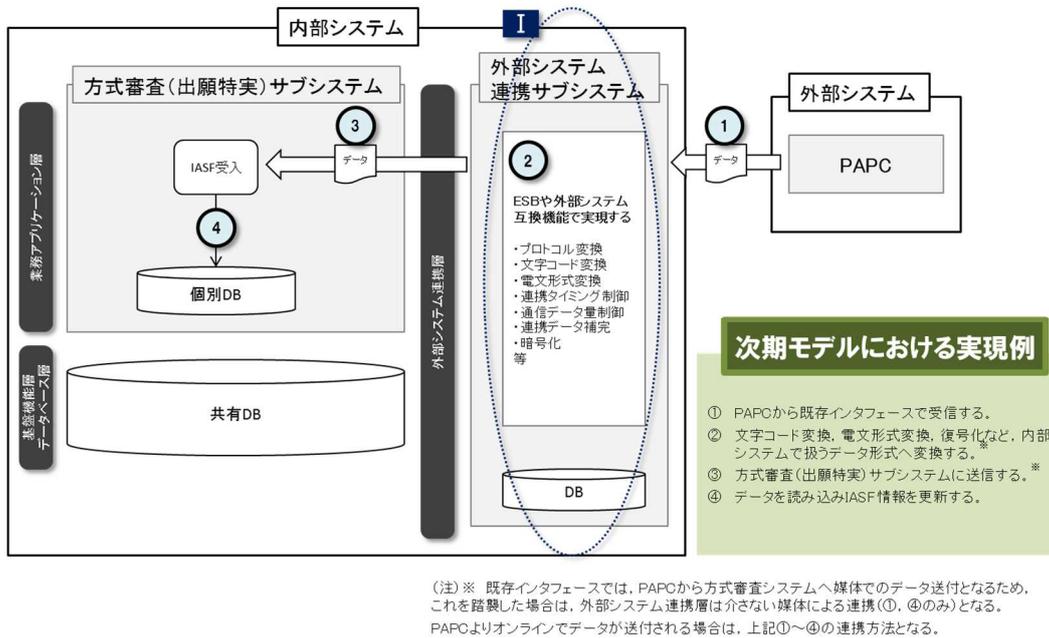


図 6-25 外部から業務アプリケーション(バッチ)での受信の実現例

特実方式審査システム(既存)の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、特実方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. 外部システム連携層の外部システム互換機能を廃止する。

この変更により、連携方法は内部インタフェース「業務アプリケーション(バッチ)間の連携」に定型化される。上図のPAPCからのIASFデータの受信を定型化した場合の実現例を以下に示す。

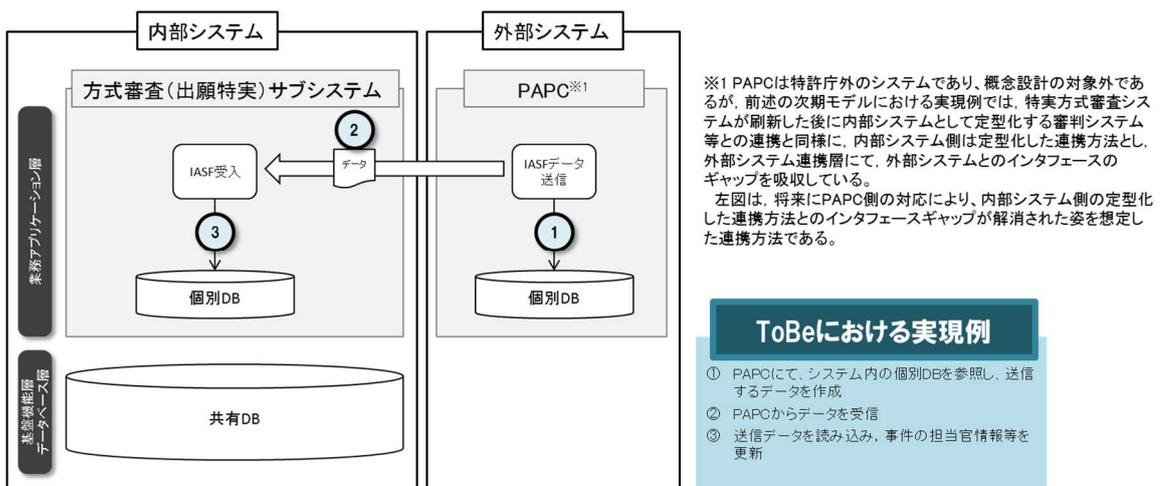


図 6-26 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-13 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	PAPC	IASF 受入	IB リクエストの要否の判定等で参照するため、国際段階での出願情報(国際出願日、出願の言語、国内処理基準時等)が、世界的な所有権機関(WIPO)より送信される。これを PAPC にて規定のデータ形式に DE 後、送付(週 1 回)される。

**B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース**

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

**6.2.4 UI から外部システムのサーバ AP への連携**

既存インタフェースの例では、審判システムに対して URL のパラメータ等により審判番号を含めてリクエストし、そのレスポンスとして審判事件の照会画面を表示させるといったケースが対象となり、UI から外部システムのサーバ AP(Web サーバ)に対して通知を行い、外部システムの画面を表示させる連携である。

審判システムとの連携について、実現例を以下に示す。

**A. 基本的な連携方法**

目視審査画面からの審判照会連携を例として、連携方法を以下に示す。

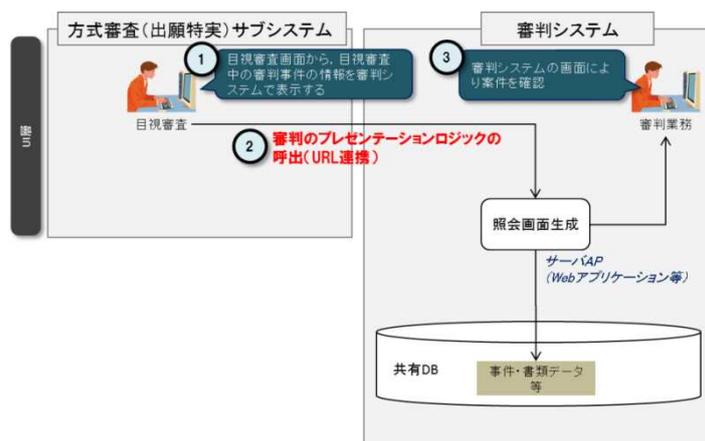


図 6-27 外部システムとのクライアント間の連携の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-14 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	審判	審判照会	「審判照会画面」を表示する。
2	国際出願 (PCT-RO)	RO マスタ照会	「RO 照会画面」を表示する。
3	申請人登録	申請人登録照会	「申請人登録照会画面」を表示する。
4	料金納付管理	予納照会	「予納照会画面」を表示する。
5	早期管理情報システム	早期管理情報照会	「早期管理情報照会画面」を表示する。
6	書面イメージ照会	書面イメージ照会	「書面イメージ照会画面」を表示する。
7	照会	出願照会	「出願照会画面」を表示する。

**B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース**

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

## 6.2.5 外部システムのクライアント AP からプレゼンテーションへの連携

既存システムの例では、他のサブシステムより URL のパラメータ等によりリクエストし、そのレスポンスとして特実方式審査システムの事件別方式審査システム状況照会画面を表示させるといったケースが対象となり、外部システムのクライアント AP からプレゼンテーションに対して通知を行い、方式審査(出願特実)サブシステムの画面を表示させる連携である。

外部システムとの連携について、実現例を以下に示す。

### A. 基本的な連携方法

方式審査(出願特実)サブシステムの事件別方式審査システム状況照会を例として、連携方法を以下に示す。

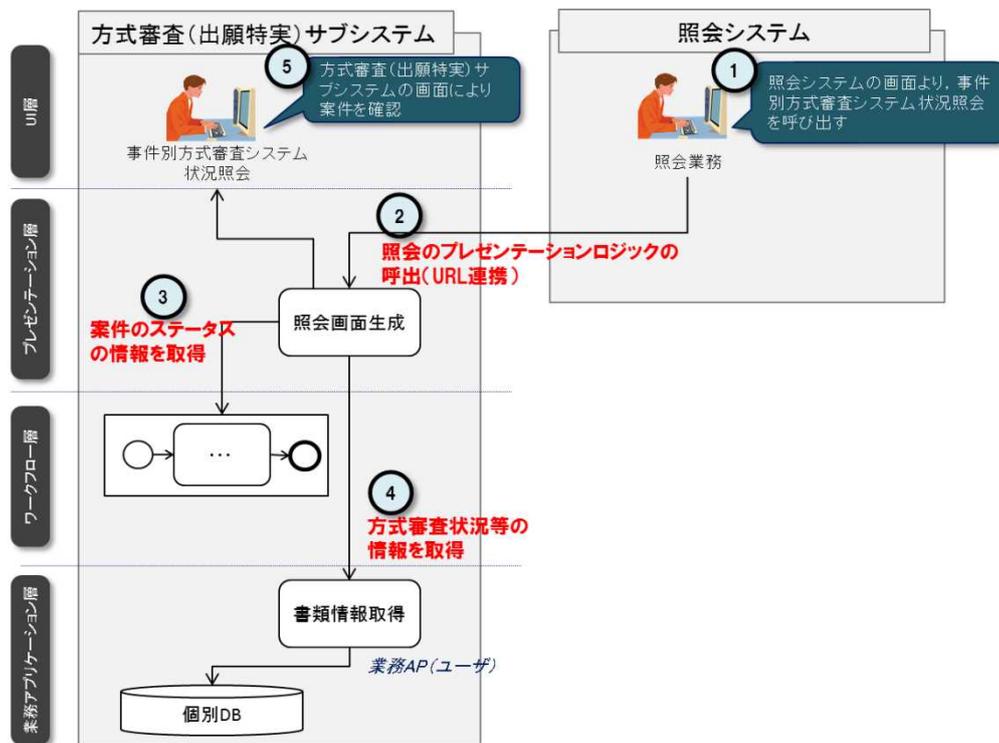


図 6-28 外部システムとのクライアント間の連携の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。  
(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-15 対象システムとインタフェース例

項番	通知元の外部システム	インタフェース例	概要
1	照会システム等	事件別方式審査システム状況照会(特許・実用)	他のサブシステムで、「事件別方式審査システム状況照会画面」を表示する。

### B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

## 6.3 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

- 共有 DB の設備
- 内部システムの単件リアルタイム化と外部システムとのバッチ連携
- 共有 DB に位置するシステムの業務(機能)の配置

### 6.3.1 共有 DB に位置するシステムの業務(機能)の配置

ToBe アーキテクチャは、業務契機をワークフローで制御し、ビジネスプロセスのアクティビティと対になるサービスインタフェースを介して、共有 DB に対してアクセスする多階層構造とその層の役割を定めることにより保守性を高めている。その考え方から共有 DB に位置する特実記録原本管理システム(既存)と XML 書類管理システム(既存)からビジネスプロセスに影響する通知を受け取る既存インタフェースは望ましくない。

したがって、そのインタフェースとそれを作成する特実記録原本管理システム(既存)と XML 書類管理システム(既存)の業務アプリケーションが持つ業務(機能)の配置先を見直す必要がある。

見直す対象は、方式審査システムが共有 DB に位置するシステムから通知を受け取る場合と、方式審査システムからの共有 DB に位置するシステムへの通知を契機に、他サブシステムへ通知するものとなる。

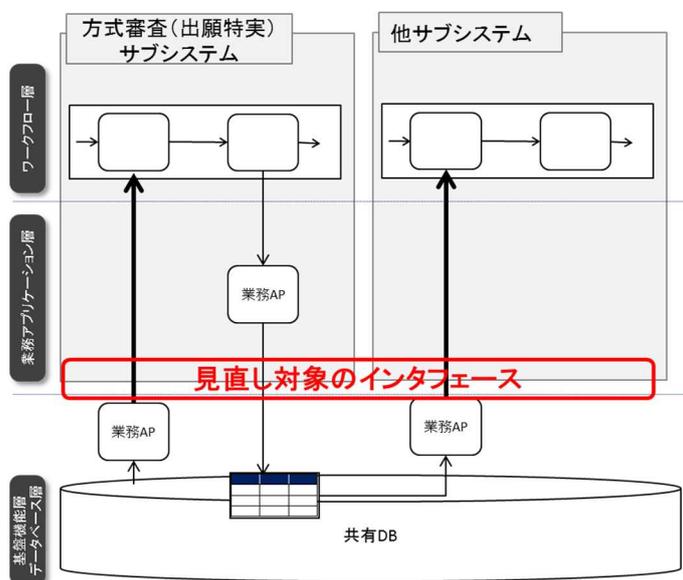


図 6-29 見直し対象のインタフェース

本項では、対象インタフェース、業務の配置先と想定される連携方法を示す。

業務の配置先は、サブシステムの定義の業務範囲により定めており、後続工程(要件定義)の要件により業務の見直しがある場合は、その要件に合わせて整理するものとする。

対象の既存インタフェースは下表のとおりとなる。

表 6-16 対象インタフェース

項番	既存の連携先システム	インタフェース名
1	特実記録原本管理システム	国内優先権みなし取下データ
2		証拠書類紙出力要求データ(特実)
3		書類修正要求データ
4		公報用書類抽出要求データ(書類情報抽出要求データ)
5	XML 書類管理システム	早期出願番号付与事件通知データ
6		アクセスコード情報通知データ(ルートD)
7		アクセスコード通知発送要求データ
8		申請書類格納結果通知データ 業務振分データ XML(特殊分)

(1) 国内優先権みなし取下データ

既存では、特実記録原本管理システム(既存)で国内優先権みなし取下となった事件※1を抽出し、特実方式審査システム(既存)へ通知する。特実方式審査システム(既存)では、該当事件の書類を強制遷移又は再度目視審査対象とする。

当該インタフェースの業務配置, 想定される連携方法は以下のとおりとなる。

※1 特実記録原本管理システム(既存)では、基礎となった出願について、所定期間経過後(猶予期間を考慮し1年5月経過後)に取り下げたものとみなし、「国内優先権みなし取下データ」の対象としている。

● 業務(機能)配置

国内優先権みなし取下事件を抽出する機能を、方式審査(出願特実)サブシステムへ配置する。また、国内優先権みなし取下事件の情報が必要となる他のシステム(例えば、特実審査周辺システム(実体審査サブシステム))への通知を行う。

● 想定される連携方法

国内優先権みなし取下データの連携の実現例を以下に示す。

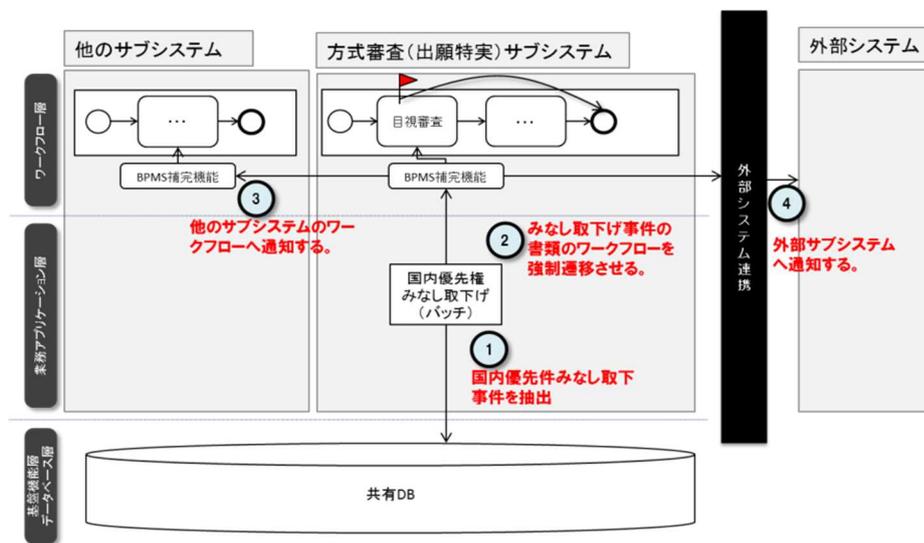


図 6-30 国内優先権みなし取下データの連携の実現例

(2) 証拠書類紙出力要求データ(特実)

既存では、出願審査請求手数料返還請求書、既納手数料返還請求書が提出された場合、納付方法が予納以外の場合は会計課の運用により料金が返還される。その際に使用する返還用の証拠書類(既納手数料返還請求書及び事件に関連する書類)について、特実方式審査システム(既存)から特実記録原本システム(既存)へ紙出力対象書類を通知し、その後 XML 書類管理システム(既存)で書類データを抽出、紙出力共通システムへ紙出力を依頼し、会計課へ納品している。

当該インターフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

方式審査(出願特実)サブシステムより、紙出力共通システムへ証拠書類紙出力要求データを送信する。

ToBe モデルでは、紙出力共通システムでは通知を受け、証拠書類対象書類の書類データ抽出と紙出力を行う。なお、特実方式審査システム(既存)刷新時においては、紙出力共通システムは既存システムとなるため、外部システム互換機能にギャップ吸収機能を設け、書類データの抽出・通知を行う想定となる。

- 想定される連携方法

証拠書類紙出力要求データ(特実)の連携の実現例を以下に示す。

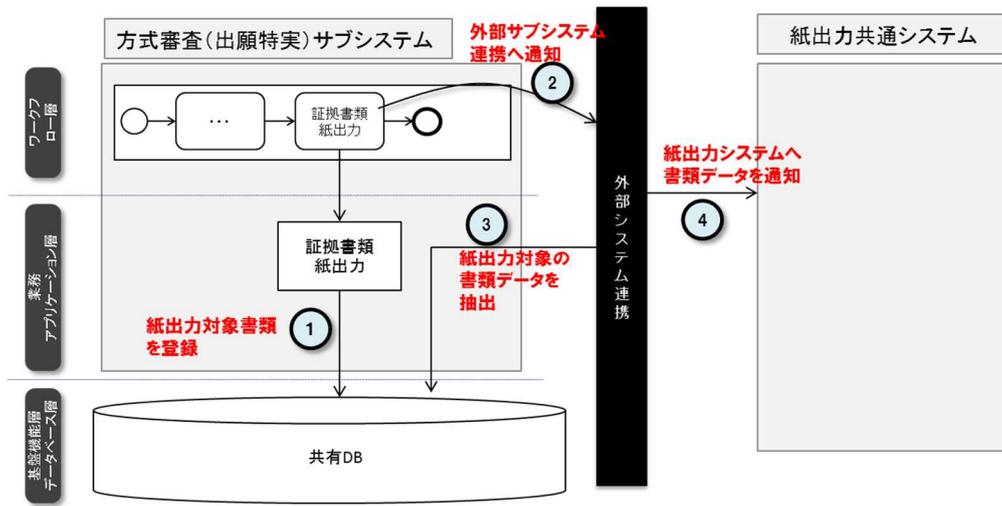


図 6-31 証拠書類紙出力要求データ(特実)の連携の実現例

(3) 書類修正要求データ

既存では、特実方式審査システム(既存)にて書類修正指示をした申請書類について、特実記録原本システム(既存)に対し書類修正要求データを通知する。特実記録原本システム(既存)より XML 書類管理システム(既存)に対して修正対象書類の媒体格納要求を行い、XML 書類管理システム(既存)にて修正対象書類の媒体格納を行った後、PAPC へ送付する。

当該インターフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

書類修正対象書類の PAPC への送付を、方式審査(出願特実)サブシステムへ配置する。

なお、PAPC での書類修正業務へのビジネスプロセスへ影響するため、方式審査(出願特実)サブシステムはワークフロー連携を想定した連携方法とするが、PAPC が既存システムとなるため、既存インターフェースの踏襲により、媒体による連携となる。

媒体への出力を方式審査(出願特実)サブシステム、外部システム互換機能のいずれで行うかは、後続工程(要件定義)にて検討する。

- 想定される連携方法

書類修正要求データの連携の実現例を以下に示す。

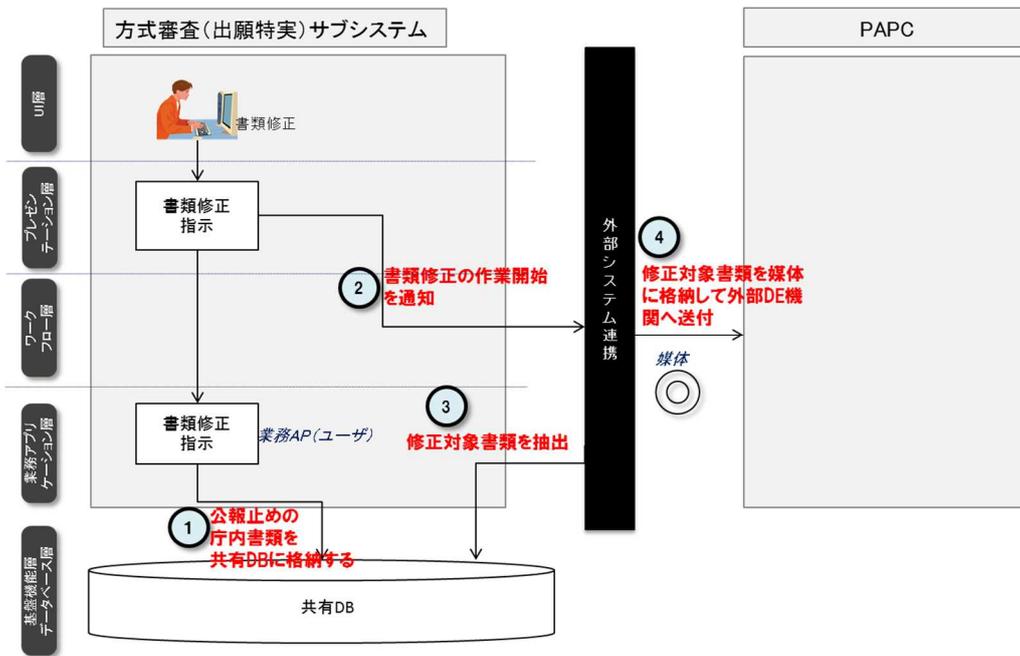
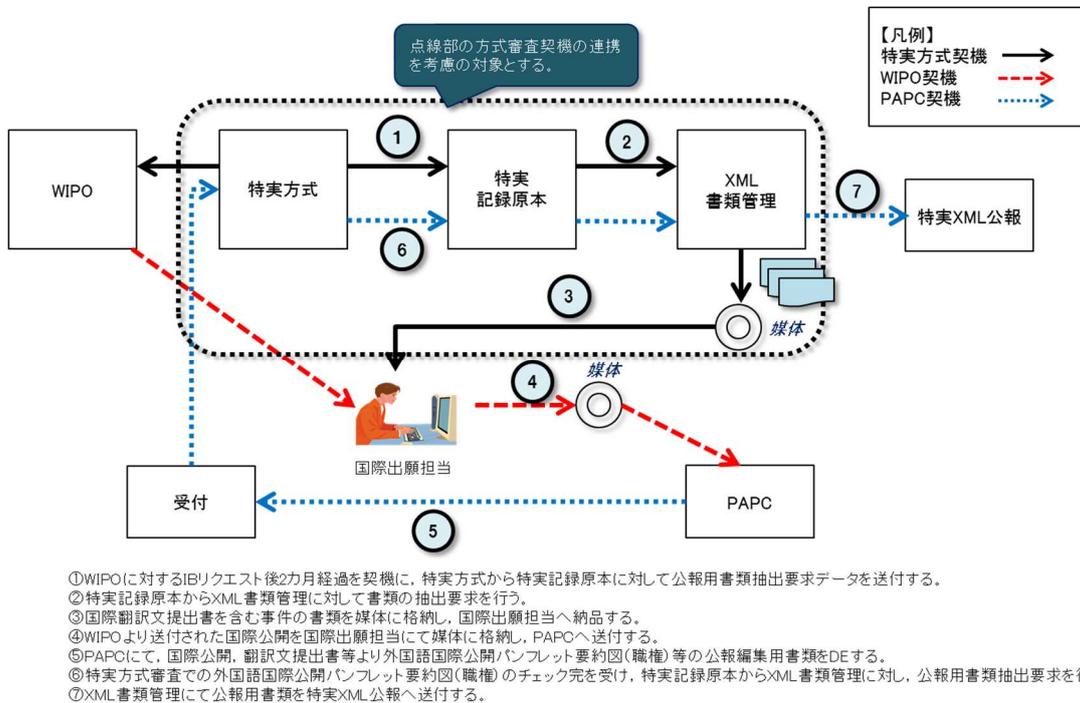


図 6-32 書類修正要求データの連携の実現例

(4) 公報用書類抽出要求データ(書類情報抽出要求データ)

既存では、公表公報編集業務の時間短縮を目的とし、特実方式審査システム(既存)を契機として公報用書類の作成を行っている。

既存における公報用書類抽出要求データ(書類情報抽出要求データ)の連携方法を以下に示す。



- ①WIPOに対するIBリクエスト後2カ月経過を契機に、特実方式から特実記録原本に対して公報用書類抽出要求データを送付する。
- ②特実記録原本からXML書類管理に対して書類の抽出要求を行う。
- ③国際翻訳文提出書を含む事件の書類を媒体に格納し、国際出願担当へ納品する。
- ④WIPOより送付された国際公開を国際出願担当にて媒体に格納し、PAPCへ送付する。
- ⑤PAPCにて、国際公開、翻訳文提出書等より外国語国際公開パンフレット要約図(職権)等の公報編集用書類をDEする。
- ⑥特実方式審査での外国語国際公開パンフレット要約図(職権)のチェック完を受け、特実記録原本からXML書類管理に対し、公報用書類抽出要求を行う。
- ⑦XML書類管理にて公報用書類を特実XML公報へ送付する。

図 6-33 既存における公報用書類抽出の流れ

当該インタフェース(上記図の①)の業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

業務可視化資料における既存での業務範囲では、特実方式審査システム(既存)は公報用書類抽出要求データの送信までを責務とし、特実XML公報システム(既存)は公報編集用書類の受信を受け、公表公報の編集を開始する整理となっている。そのため、XML書類管理システム(既存)が行っている、外国語国際公開パンフレット要約図(職権)等の公報編集用書類作成に向けた事前準備である、国際翻訳文提出書等の事件の書類データの媒体格納の責務が明確になっていない。

よって、業務配置は以下2案を想定し、いずれの連携を行うかについては、特実XML公報システムの刷新に向けた検討において決定する。

【案1】

方式審査(出願特実)サブシステムより、特実XML公報システムへ公報用書類抽出要求データを送信する。ToBeモデルでは、特実XML公報システムでは通知を受け、国際翻訳文提出書を含む事件の書類データ抽出と媒体格納を行う。

なお、特実方式審査システム(既存)刷新時においては、特実XML公報システムは既存システムとなるため、外部システム互換機能にギャップ吸収機能を設け、書類データ抽出と媒体格納を行う想定となる。

【案2】

国際翻訳文提出書を含む事件の書類抽出と媒体格納を行っている機能について、方式審査(出願特実)サブシステムに配置する。

- 想定される連携方法

業務(機能)範囲を案1とした場合

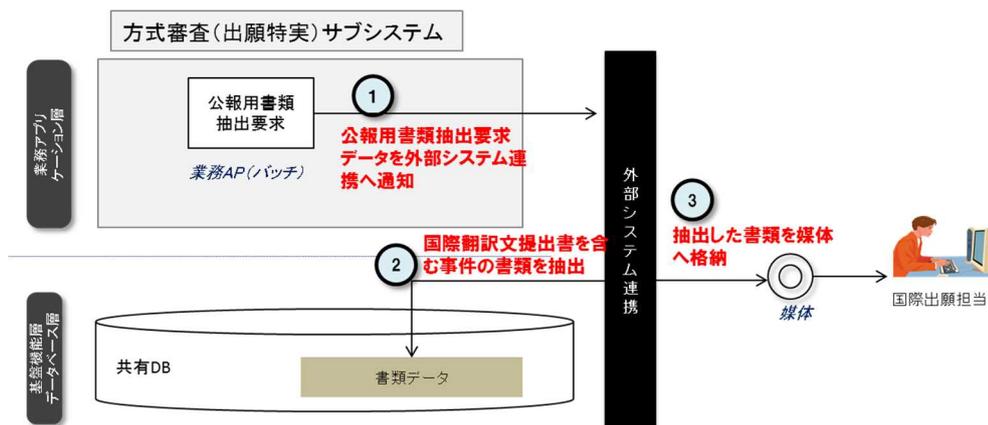


図 6-34 公報用書類抽出要求データの連携の実現例(案1)

業務(機能)範囲を案2とした場合

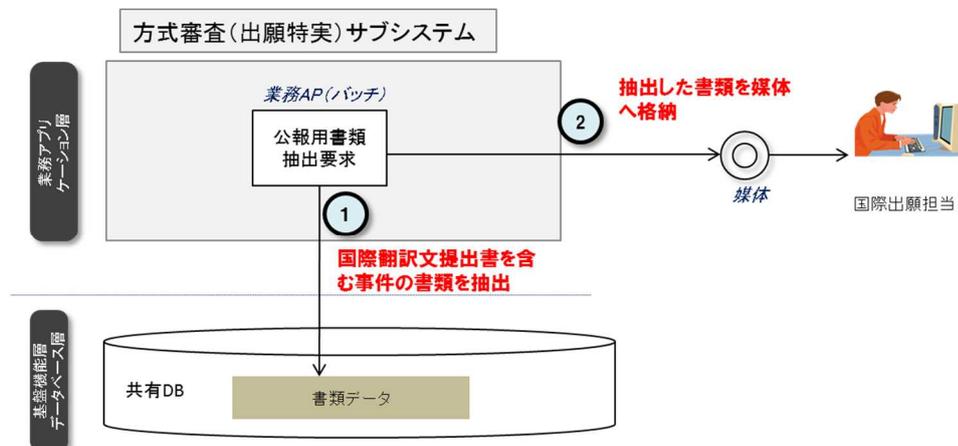


図 6-35 公報用書類抽出要求データの連携の実現例(案2)

(5) 早期出願番号付与事件通知データ

既存では、方式審査で出願番号を早期付与した事件に対し、DEされた国際公開 (IB349) を格納する際、国際公開に設定されている出願番号が早期付与したものであるかの妥当性確認を行うため、特実方式審査システム (既存) から XML 書類管理システム (既存) へ早期出願番号情報を通知している。

当該インタフェースの業務配置, 想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務 (機能) 配置

次期モデルにおけるアーキテクチャでは、書類データの共有 DB への格納は、出願事件 / 出願中間手続サブシステムサブシステムで実施される。また、国際公開 (IB349) の受信により、全体ワークフローのビジネスプロセスが生成される想定のため、国際公開 (IB349) の出願番号の妥当性確認機能は、出願事件 / 出願中間手続サブシステムへ配置する。

- 想定される連携方法

早期出願番号付与事件通知データの連携の実現例を以下に示す。

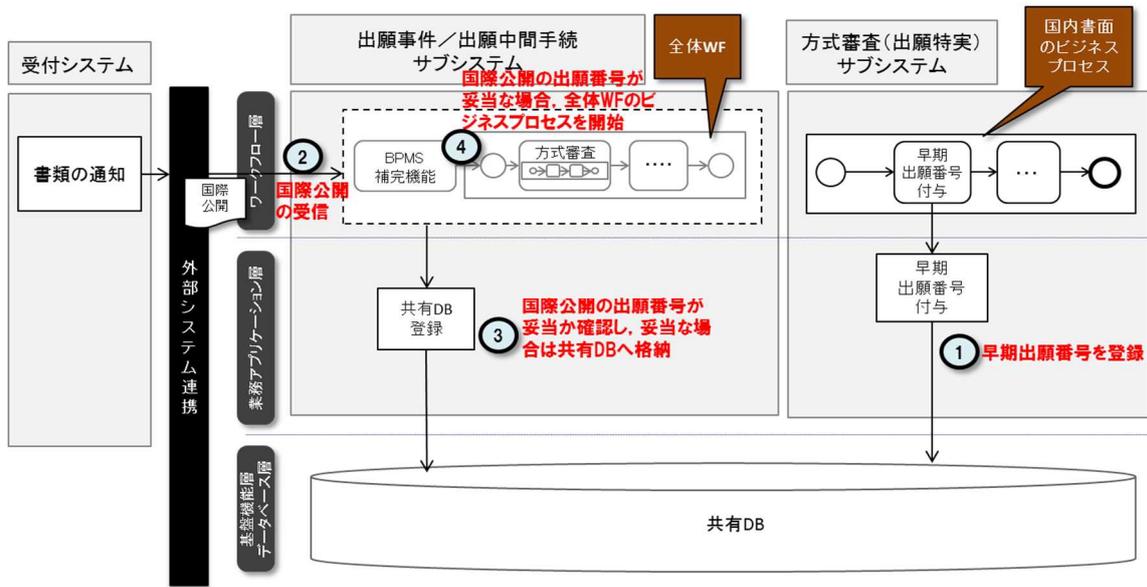


図 6-36 早期出願番号付与事件通知データの連携の実現例

(6) アクセスコード情報通知データ (ルート D)

優先権主張を伴う国際出願をする場合、申請人は DAS を利用することで、優先権証明書の提出を省略することができる。DAS の利用にはアクセスコードが必要となるが、申請人のアクセスコード付与請求書の提出を契機に、既存では特実方式審査システム (既存) がアクセスコードの採番を行っている。

その後、XML 書類管理システム (既存) に対しアクセスコード情報通知データを通知することで、XML 書類管理システム (既存) のアクセスコード管理情報に登録され、優先権証明書交換システム (既存) を経由して WIPO に登録される。

当該インタフェースの業務配置, 想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務 (機能) 配置

XML 書類管理システム (既存) が持つ優先権証明書交換システム (既存) に対する通知機能を方式審査 (出願特実) サブシステムに配置する。なお特実方式審査システム (既存) 刷新時においては、優先権証明書交換システムは既存システムとなるため、外部システム互換機能にギャップ吸収機能を設け、既存インタフェースでの通知を行う想定となる。

- 想定される連携方法

アクセスコード情報通知データ(ルートD)の連携の実現例を以下に示す。

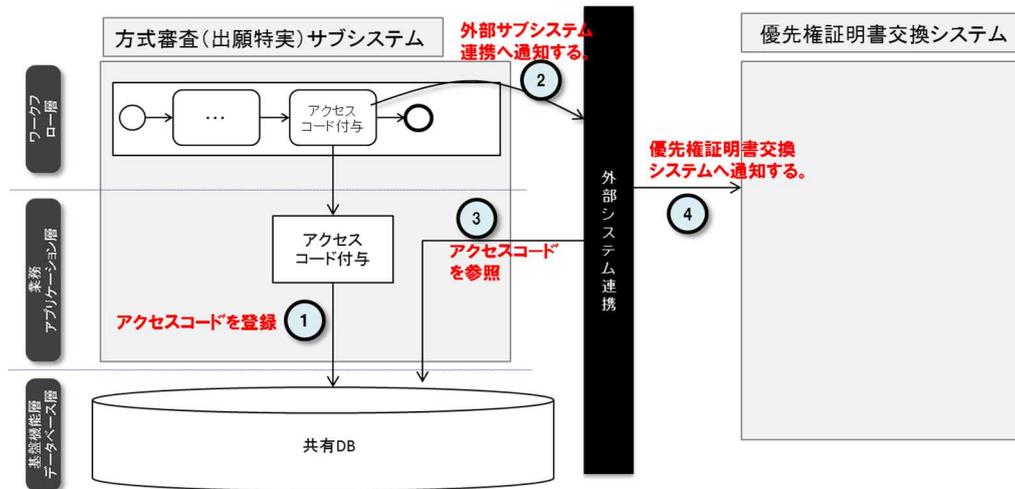


図 6-37 アクセスコード情報通知データ(ルートD)の連携の実現例

(7) アクセスコード通知發送要求データ

既存では、優先権証明書交換システム(既存)へ、WIPOより優先権書類情報の登録完了が通知され、それを契機にXML書類管理システム(既存)から、特実方式審査システム(既存)へアクセスコード通知發送要求データが送信されている。その後、特実方式審査システム(既存)よりアクセスコード通知の發送要求を行う。

当該インタフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

XML書類管理システム(既存)が持つ特実方式審査システム(既存)に対する通知機能を、ToBeモデルでは、優先権証明書交換システムに配置する。なお特実方式審査システム(既存)刷新時においては、優先権証明書交換システムは既存システムとなるため、外部システム互換機能にギャップ吸収機能を設け、連携を行う想定となる。

- 想定される連携方法

アクセスコード通知發送要求データの連携の実現例を以下に示す。

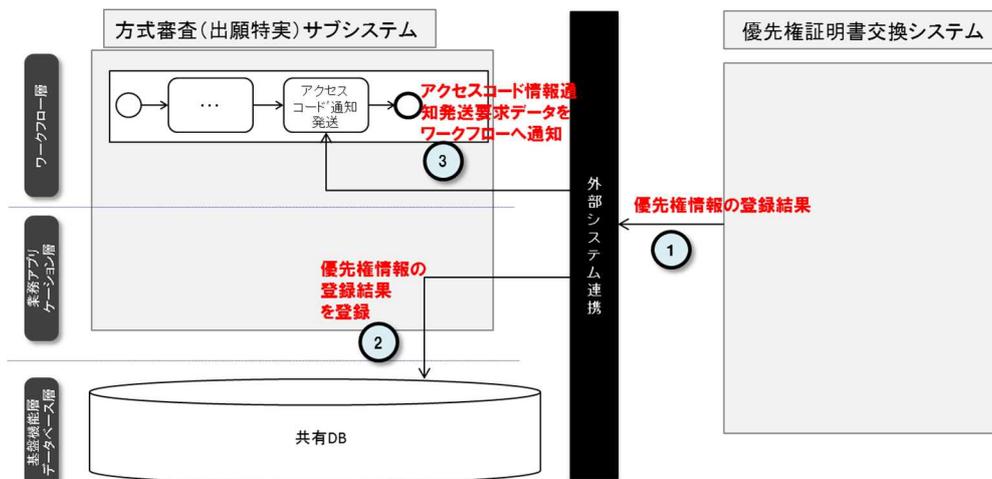


図 6-38 アクセスコード通知發送要求データの連携の実現例

(8) 申請書類格納結果通知データ, 業務振分データ XML(特殊分)

既存では, 受付システム(既存)よりXML書類管理システム(既存)へ書類受付を通知し, XML書類管理システム(既存)で受付システム(既存)より書類を抽出, 自システムに格納している。

その後, XML書類管理システム(既存)から特実方式審査システム(既存)へ申請書類格納結果通知データが通知され, 特実方式審査システム(既存)では, この通知データの受信を契機に方式審査を開始する。

また, 更正書類(書類修正, 図面援用合体, 原願電子化)の場合は, 方式審査にて修正指示内容との妥当性の確認が必要なため, 受付システム(既存)から特実方式審査システム(既存)へ, 業務振分データ XML(特殊分)として書類データが送信される。特実方式審査システム(既存)では, このデータの受信を契機にXML書類管理システム(既存)への書類格納を行い, 方式審査を開始する。

● 業務(機能)配置

ToBe アーキテクチャで新規に定義される出願事件/出願中間手続サブシステム, 及び方式審査(出願特実)サブシステムの業務範囲により, 書類受付に係る機能配置は以下のとおりとなる。

- XML書類管理システム(既存), 受付システム(既存)が持つ, 特実方式審査システム(既存)への通知機能を, 出願事件/出願中間手続サブシステムへ配置する。
- XML書類管理システム(既存)の持つ申請書類の格納機能は出願事件/出願中間手続サブシステムに配置し, 特実方式審査システム(既存)の持つ業務振分データ XML(特殊分)の格納機能は, 方式審査(出願特実)サブシステムへ配置する。

(補足:次期モデルでの書類受付の流れ)

次期モデルでは, XML書類管理システム(既存)の持つ業務(機能)のギャップを外部システム連携層で吸収するため, 受付システム(既存)より外部システム連携層へ書類受付を通知し, 外部システム連携層で受付システム(既存)より書類を抽出, 出願事件/出願中間手続サブシステムへ書類を通知する。

出願事件/出願中間手続サブシステムは, 通知された書類を共有DBへ格納する。

その後, 出願事件/出願中間手続サブシステムから方式審査(出願特実)サブシステムへ, ワークフロー連携によるビジネスプロセスインスタンス生成のための通知がされ, 方式審査(出願特実)サブシステムでは, この通知データの受信を契機に方式審査を開始する。

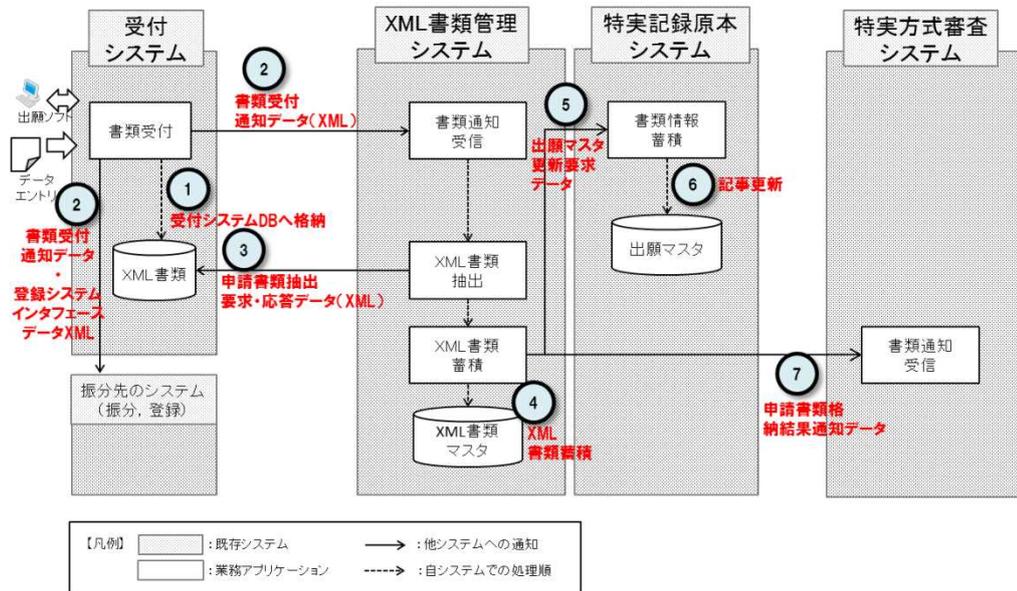


図 6-39 既存での書類受付の流れ

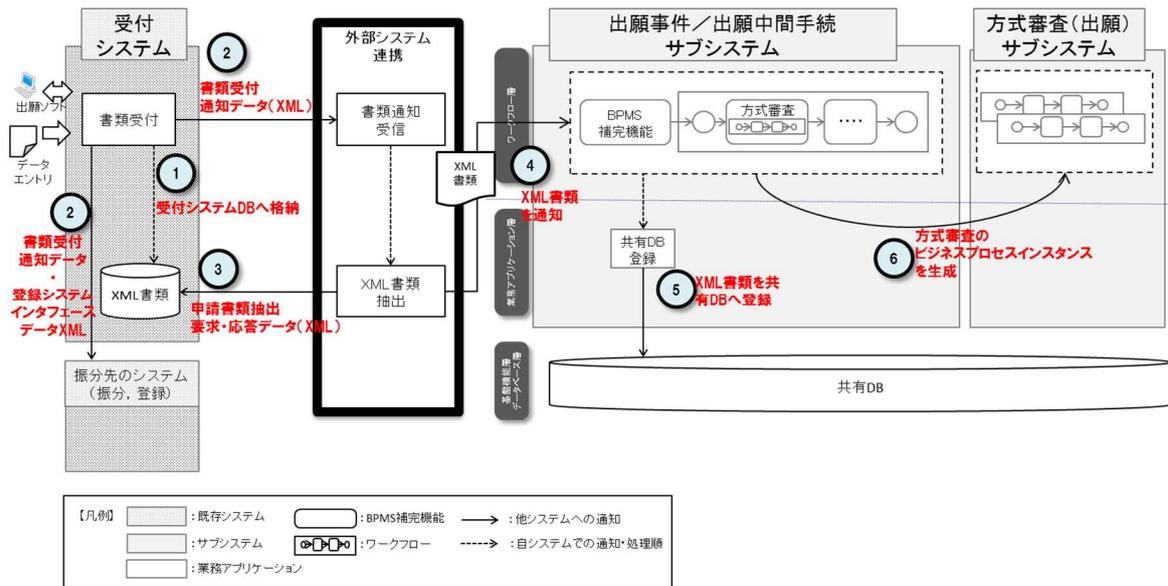


図 6-40 次期モデルでの書類受付の流れ

● 想定される連携方法

特許願を例とし、申請書類格納結果通知データの連携方法を以下に示す。

なお、特許願受理により出願事件イベントリソースが開始されるため、全体ワークフローのビジネスプロセスインスタンスが生成され、全体ワークフローより方式審査の個別ワークフローへ、ビジネスプロセスインスタンス生成の通知がされる想定となる。

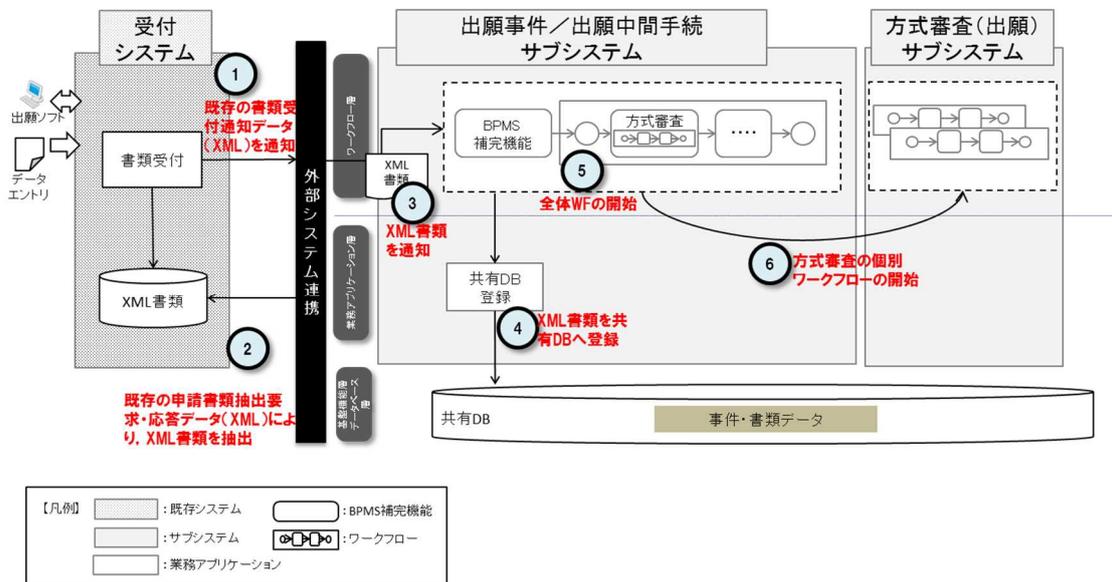


図 6-41 申請書類格納結果通知データの連携の実現例

書類修正後の特許願を例とし、業務振分データ XML(特殊分)の連携方法を以下に示す。  
 なお、更正書類の場合は、受付システム(既存)よりバッチで通知されるため、外部システム連携層で単件に分割し、出願事件/出願中間手続へ通知する。

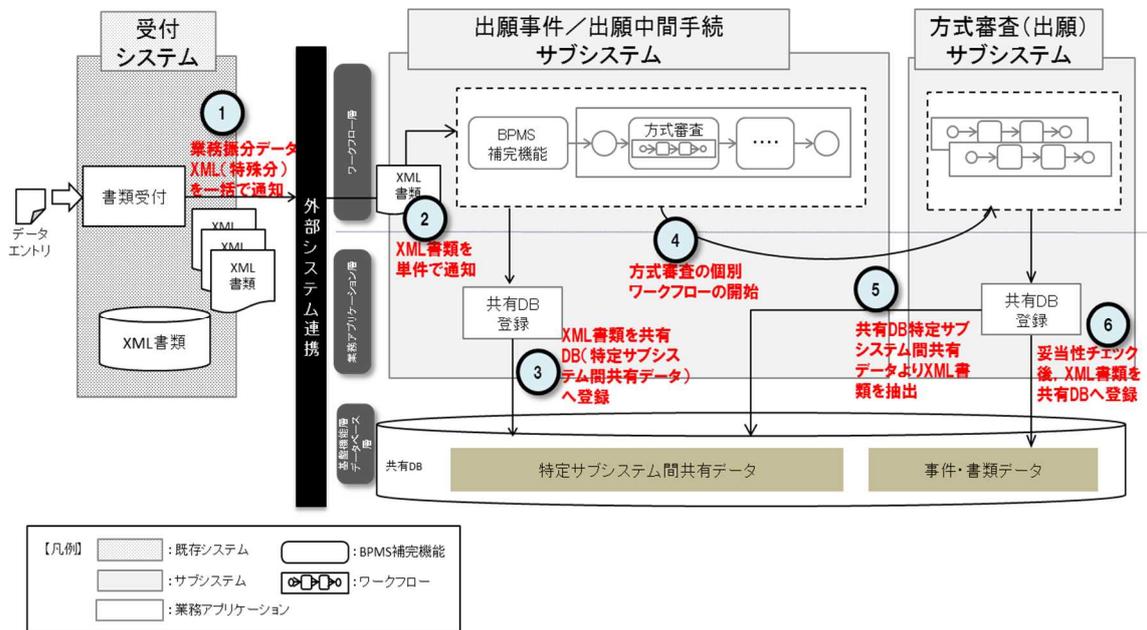


図 6-42 業務振分データ XML(特殊分)の連携の実現例

### 6.3.2 データウェアハウスシステムとの連携

特実方式審査システム(既存)においては、データウェアハウスとの連携に Oracle Net を用いた連携を行っている。

しかしながら、製品に依存する機能であるため ToBe アーキテクチャの保守性の考え方から、刷新時点においては FTP による連携とする。

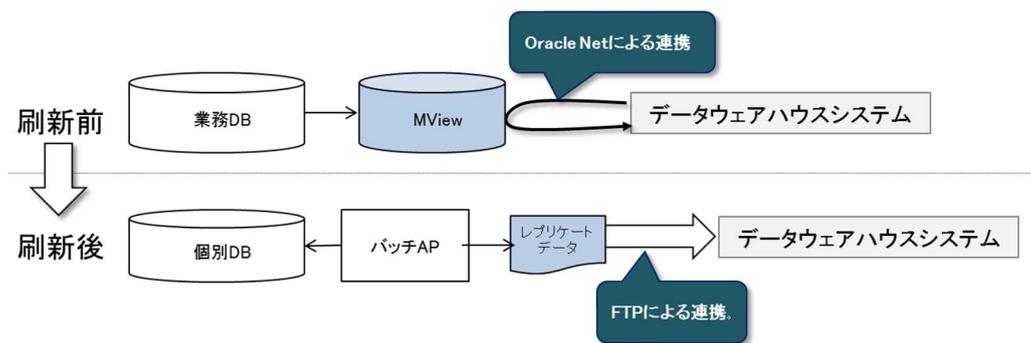


図 6-43 刷新時点におけるデータウェアハウスとの連携

特実方式審査システムの刷新に伴い、データウェアハウスシステム(既存)との連携において、以下の変更が想定される。

<変更内容>

- ① 特実方式審査システムのデータ構造を変更することに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へ連携するデータも変更する。
- ② 特実方式審査システムにおけるデータの配置先が他システムとなることに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へデータが連携されなくなる。

データウェアハウスシステム(既存)は庁内の各システムからデータを収集・蓄積し、意思決定のためにデータを活用するシステムであることから、収集元のデータ構造が変更された場合やデータの配置先が変更された場合には、それに合わせてデータウェアハウスシステム(既存)側を対応させる必要がある。

したがって上記の変更に対して、データウェアハウスシステム(既存)にて以下のとおりに対応する。

<データウェアハウスシステムの対応内容>

- ① 特実方式審査システムのデータ構造の変更に合わせて、データウェアハウスシステム(既存)の格納先のデータ構造を対応させる。
- ② 特実方式審査システムにおけるデータの配置先の変更に合わせて、別のシステムから必要なデータを取得するなど、データの取得方法を対応させる。
- ③ ①の収集したデータ構造の変更により、2次加工して生成する業務集計データや、ユーザ毎に定義するレポート用 SQL に影響がある場合には、それぞれ対応させる。

既存インタフェースの例では、出願事件情報(国内優先権情報等)のレプリケーションなどが該当する。「3. データ配置位置の方針」に示すとおり、出願事件情報(国内優先権情報等)は事件・書類データとして共有DBでデータを一元管理することから、特実方式審査システムからデータウェアハウスシステム(既存)に送付されなくなる。そのため、共有DBを参照するように変更する必要がある。

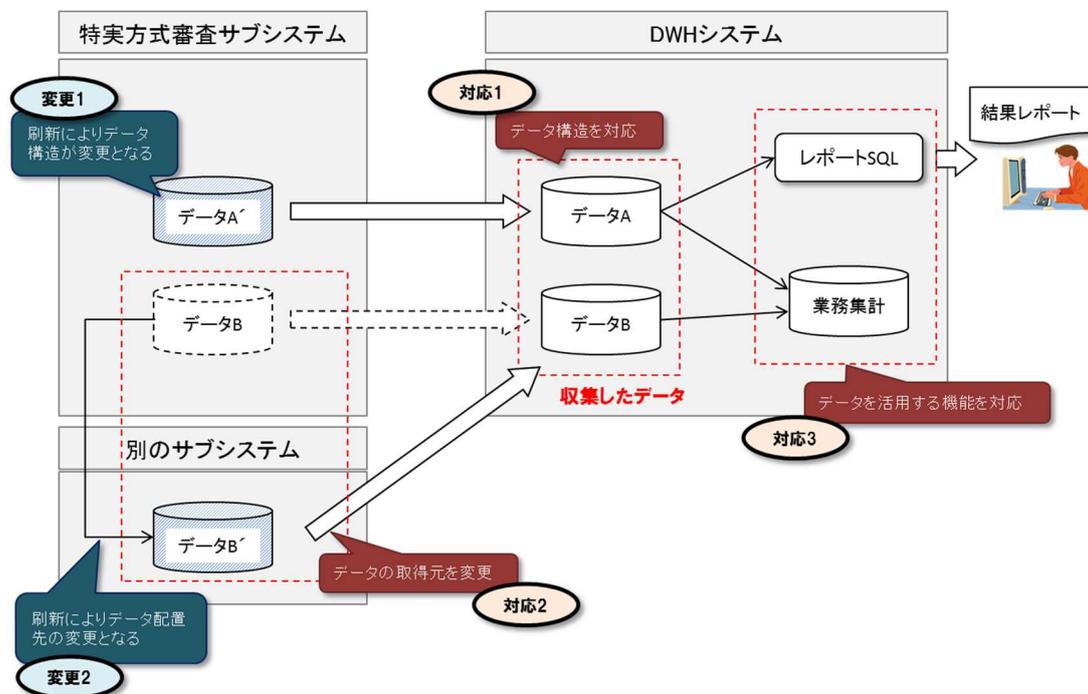


図 6-44 刷新に伴うデータウェアハウスシステムとの連携における対応内容

### 6.3.3 共有 DB 及び共通リソースデータを保有する個別 DB の設備条件への影響

単件リアルタイム化とデータの集中化により、特実方式審査システムから共有 DB、及び共通リソースデータを保有する他サブシステムの個別 DB に対して、アクセスが増加する可能性があり、その情報を保有するシステムの設定に対する性能要求に影響があると想定される。当該情報を保有するシステムの設備条件への影響を定める上で考慮すべき点を以下に示す。

- 単件リアルタイム化に伴う共有 DB 及び個別 DB へのアクセス増加

単件リアルタイム化による影響として、以下の①データ更新と②データ取得のいずれのケースにおいても、単件処理の都度、情報にアクセスが発生することが想定される。特実方式審査システム(既存)のインタフェースは「特実系リアルタイム化」の範囲においては、単件リアルタイム化の要件の存在するインタフェースについては処理が実現されるため、本ケースには該当しない。

今後の要件により新たなインタフェースが追加される場合には、上記を考慮する必要がある。

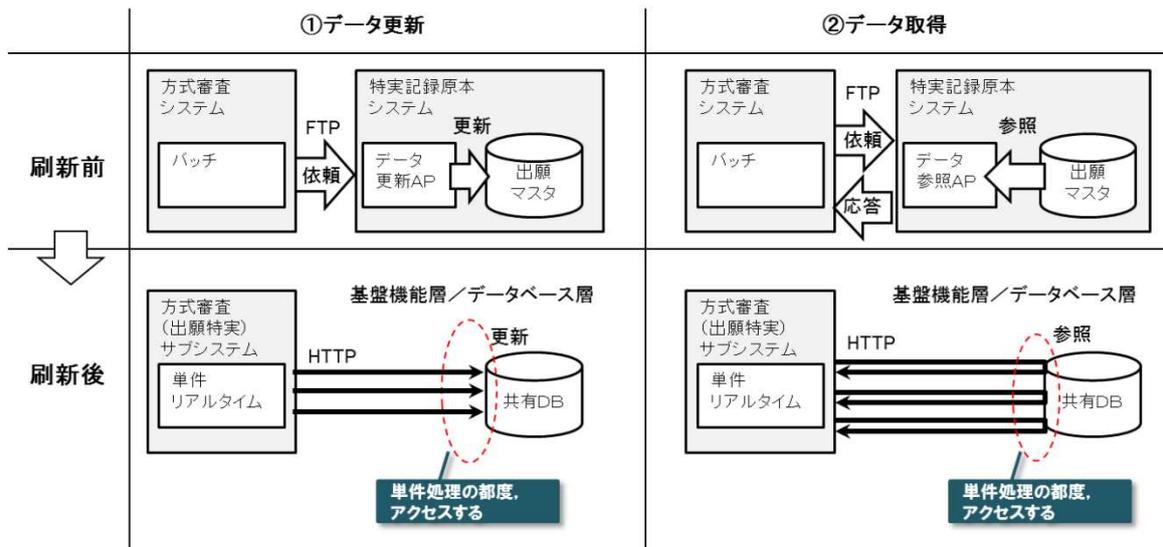


図 6-45 単件リアルタイム化に伴う共有 DB へのアクセス増加

さらに、ビジネスプロセスのインスタンスを多重で処理するため、設定した多重度に応じて共有 DB や個別 DB へのアクセス頻度が増加し、共有 DB 及び個別 DB に要求されるリソースが増えることが想定される。

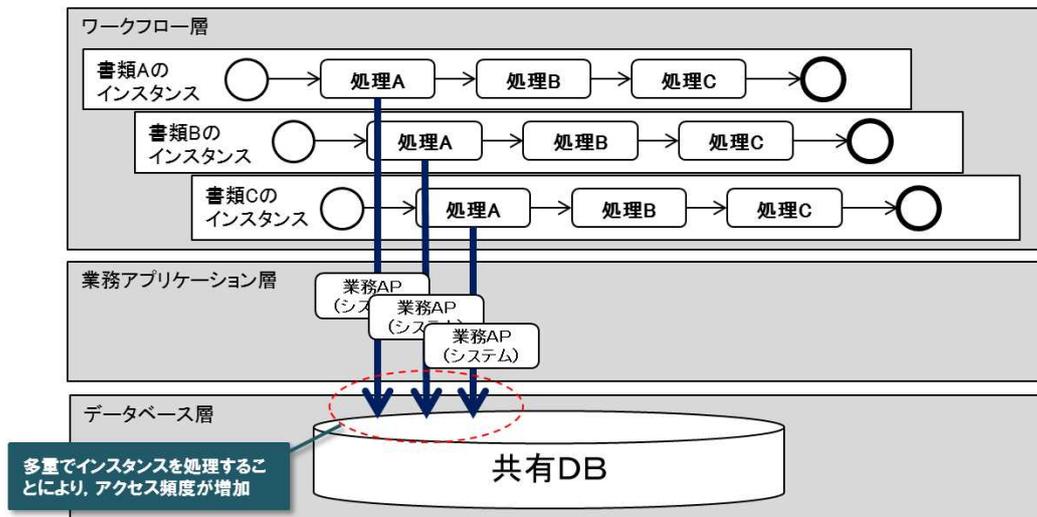


図 6-46 インスタンスの多重処理による DB アクセス増加

- データ配置方針に伴う共有 DB や個別 DB へのアクセス増加

データ配置方針による影響として、既存システムにおいて内部システムに保有する DB へ参照・更新するケースに対し、刷新後は共有 DB や個別 DB を都度、参照・更新するケースが増えることが想定されるため、主に起案などの画面を利用した業務において、以下の①データ更新と②データ取得のいずれも、共有 DB や個別 DB へのアクセスが新たに追加となる。

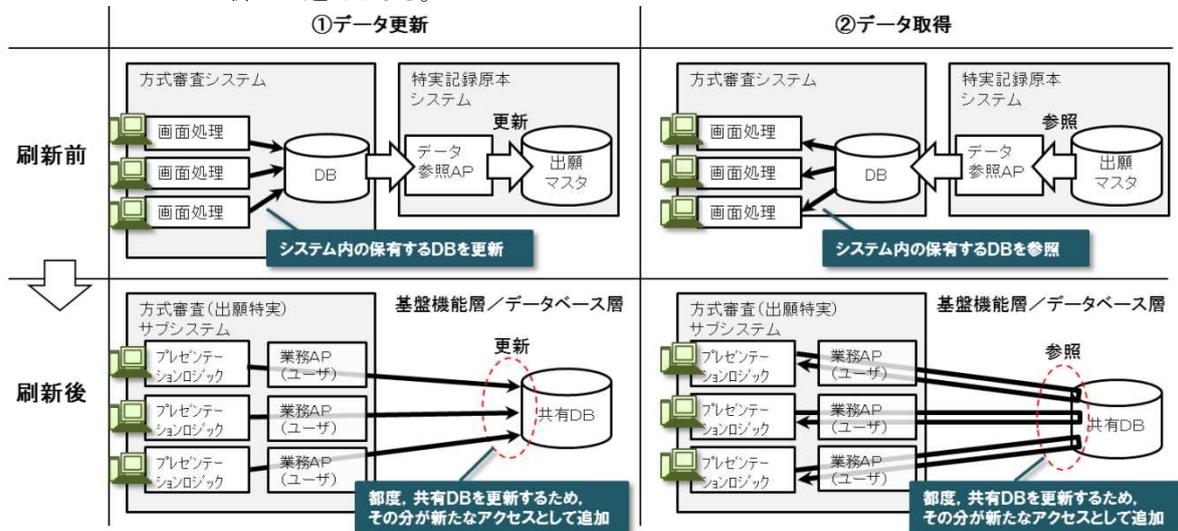


図 6-47 データ配置方針に伴う共有 DB へのアクセス増加

- 共有 DB 及び個別 DB の設備条件を定める上での考慮点

以上を踏まえると、共有 DB 及び個別 DB の設備条件を定める上での考慮点は以下のとおりとなる。これらを踏まえて業務量を評価し、システム刷新による性能要求に耐えうる共有 DB 及び個別 DB の設備条件を定める必要がある。

表 6-17 共有 DB 及び個別 DB の設備条件を定める上での考慮点

アクセス頻度が増加するケース	共有 DB 及び個別 DB の設備条件を定める上での考慮点
単件リアルタイム化に伴う影響	<p>既存システムにおけるバッチ処理から、システム刷新後に単件リアルタイム化することにより、一括処理のアクセスから単件処理による都度アクセスへ変更となる業務量の増加。</p> <p>単件リアルタイム化により、ビジネスプロセスのインスタンスを多重で処理するため、設定した多重度に応じた共有 DB 及び個別 DB へのアクセス頻度の増加。</p>
データ配置方針の見直しに伴う影響	<p>既存システムにおいてシステム内部に保有していたデータを、システム刷新後に共有 DB や他サブシステムの個別 DB として配置した場合において、内部データから共有 DB 及び他サブシステムの個別 DB へのアクセスへ変更することに伴うアクセス頻度の増加。</p>

### 6.3.4 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

刷新する特実方式審査システムと外部システムの間において、業務上のボトルネックが発生するケースが想定される。ボトルネックが発生する箇所及びその対策を以下に示す。

- 外部システムのバッチ処理への送信

送信インタフェースについて、外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理により送信した時間から、外部システムへ到達する時間が遅延する。(下図「刷新時点」①と②)

この遅延は、外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。(下図「対応後」①と②)

将来刷新される予定の外部システムは、その刷新後に単件リアルタイム処理となる。対象は「国際出願(PCT-RO)システム」である。また、刷新対象外の外部システムは、業務要件に応じた単件リアルタイム化の改修により解消する。対象は「PAPC」であり、例えば書類修正要求データを単件リアルタイム処理で送信することで、書類修正案件をPAPCに即座に通知できる等、利便性が向上する可能性がある。

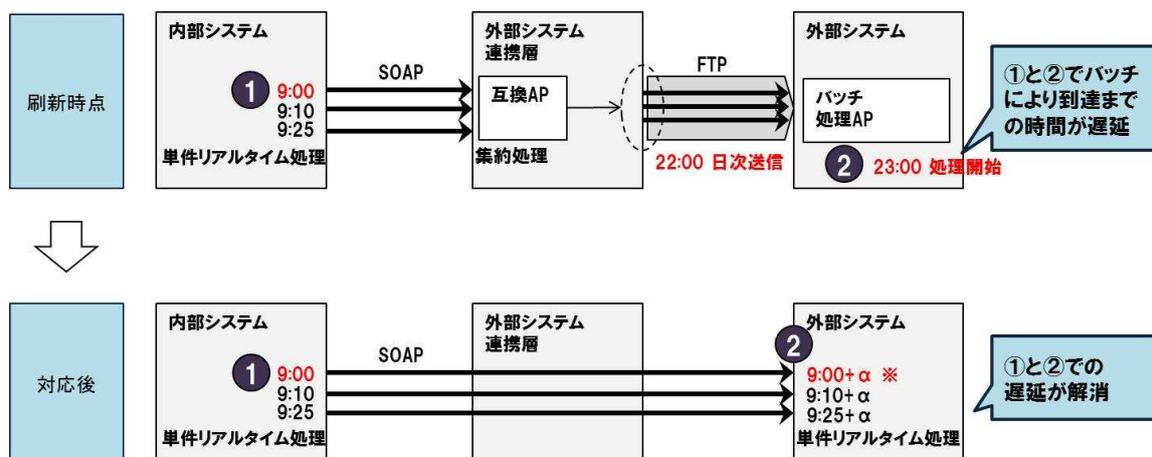


図 6-48 外部システムへのバッチ処理への送信

- 外部システムのバッチ処理からの受信

受信インタフェースについて、以下 2 点のボトルネックが存在する。

- バッチ処理によるボトルネック

外部システムはバッチ処理であり、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から遅延する。(下図①と②)

- 分割処理によるボトルネック

外部システム連携層にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスフローへ通知するために出願番号等を単位として分割する。それにより、特にレコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。(下図③と④) 2 点のボトルネックはいずれも、送信インタフェースの検討と同様に外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。

また、将来刷新される予定の外部システムが刷新される前や、外部システムが単件リアルタイム化される前において、分割処理によるボトルネックに対する対策として、刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。なお、BPMS への要求を過度にマルチプロセス化した場合は、それが起因となり輻輳する恐れがあるため、無制限にマルチプロセス化せずに流量制限も考慮する必要がある。また、処理順序を持ったインタフェースを ESB がマルチプロセスとする場合、分割処理及び外部システム互換機能から内部システムへのデータ送信の際に処理順序を考慮する必要がある。

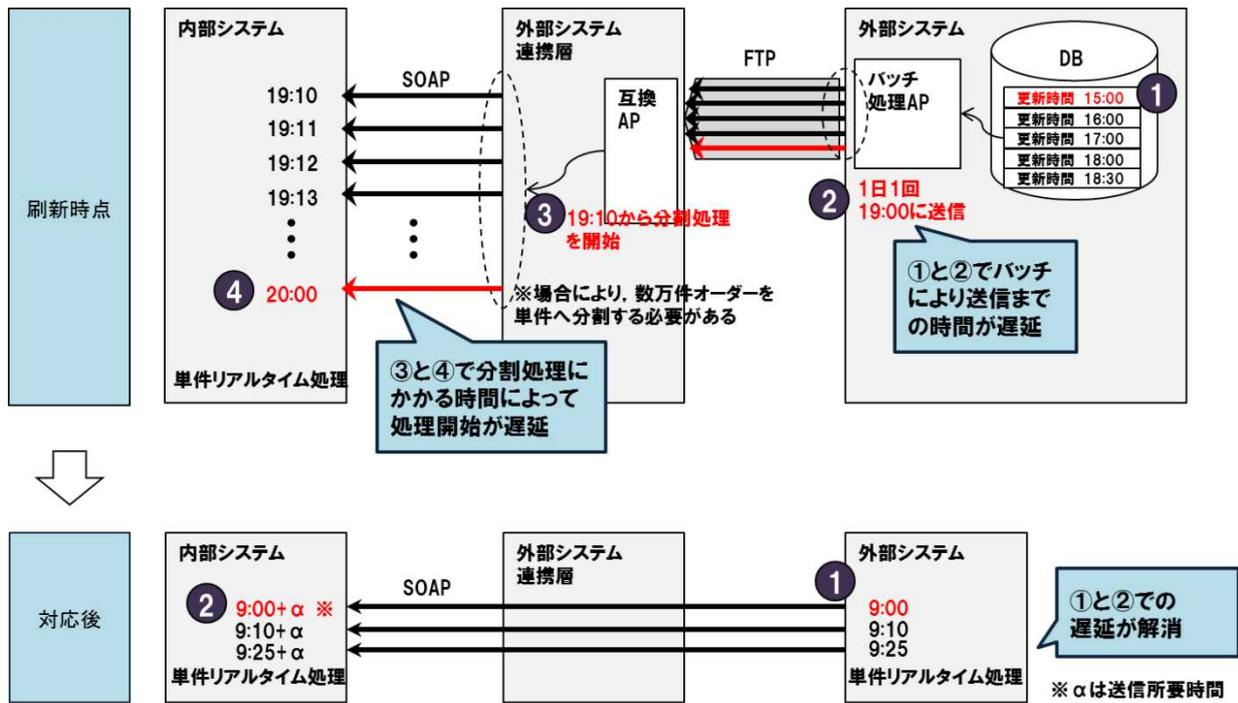


図 6-49 外部システムのバッチ処理からの受信

● 外部システムのバッチ処理への要求と応答

前述の送信インタフェースと受信インタフェースの組み合わせとして、刷新システムから外部システムに対して、要求インタフェースを送信し、その応答インタフェースを受信するパターンがあり、要求から応答までの間はビジネスフローが停滞する。下図①と②、及び③と④のボトルネックは前述の検討と同様であるが、ここでは、ビジネスフローが停滞する期間である①と④の期間から、すなわち直接の原因となる②と③の所要期間を考察する。

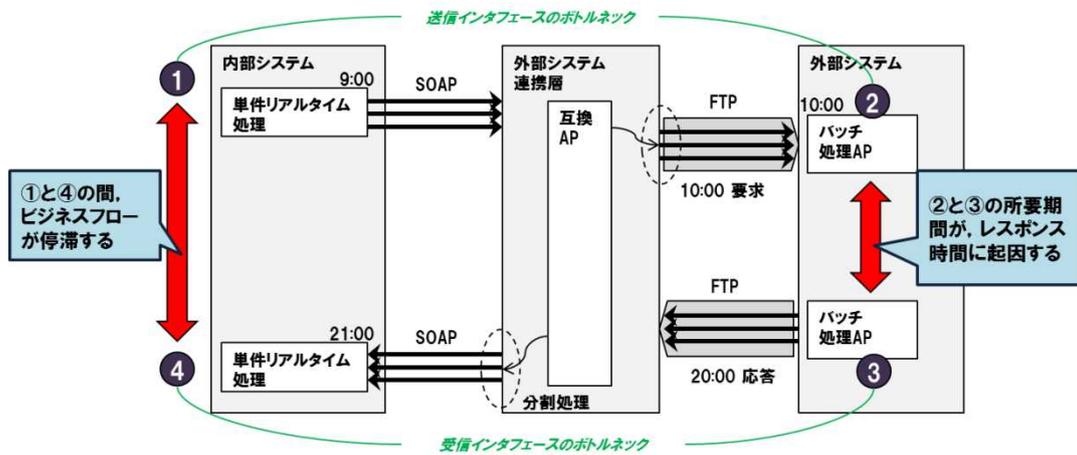


図 6-50 外部システムのバッチ処理への要求と応答

要求応答インタフェースと応答までの期間を以下に示す。このうち「書誌情報抽出 (DO) 要求・応答データ」「出願書類抽出 (DO) 要求・応答データ」については、外部システムに保有するデータの要求に対する応答を受信するインタフェースであり、外部システムのバッチ処理やジョブスケジュールを原因とした所要期間が遅延要因となる。この遅延は外部システムが単件リアルタイム化することにより解消し、応答データを即座に受信可能となり、後続業務をスムーズに実施可能となる。

表 6-18 要求応答インタフェースと応答までの期間

インタフェース名称	応答までの期間	外部システム	バッチ処理に起因	備考
要求: 書誌情報抽出 (DO) 要求データ 応答: 書誌情報抽出 (DO) 応答データ	1 日 (翌開庁日) ~ 数十日程度 <sup>※1</sup>	国際出願システム (PCT-RO)	○	(注)※1 抽出事件が RO マスタへ未登録の場合は、DE 期間を考慮し一定期間再抽出を行うため、期間を要するケース
要求: 出願書類抽出 (DO) 要求データ 応答: 出願書類抽出 (DO) 応答データ	1 日 (翌開庁日) ~ 数十日程度 <sup>※2</sup>		○	(注)※2 書誌・明請図要・配列表が XML 構造化され、中間書類完となった時点で RO より書類が送信されるため、条件を満たすまでに期間を要するケース

● 業務上のボトルネックとなる箇所への対策

以上を踏まえると、特実方式審査システムと外部システムの間において発生する業務上のボトルネックの箇所とその対策は以下のとおりとなる。

表 6-19 個別システム単件リアルタイム化による業務上のボトルネックとその対策

ケース	業務上のボトルネック箇所	対策
外部システムのバッチ処理への送信	● 外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理による送信時点から、外部システムへの到達時間が遅延する。	外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。 なお、外部システムの修正時に、その連携について、円滑に単件リアルタイム化に移行することが望ましいため、外部システムが単件リアルタイム化するまでのギャップの吸収については「6.2 外部インタフェース」のとおり連携とする
外部システムのバッチ処理への要求と応答	● 外部システムに保有するデータの要求に対する応答について、外部システムのバッチ処理やジョブスケジュールを原因とした所要期間により遅延する。	同上
外部システムのバッチ処理からの受信	● 外部システムのバッチ処理により、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から到達時間は遅延する。  ● 外部システム連携層にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスプロセスへ流すよう出願番号等を単位として分割するため、レコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。	● 同上 ● 刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。その際、無制限にマルチプロセス化せず流量制限も考慮する。

## 7. 個別システム構成図

### 7.1 個別システム構成図(多階層構造)

本章では、個別システム構成図(多階層構造)を示す。方式審査システム概念設計における多階層構造を以下のとおりに定義する。

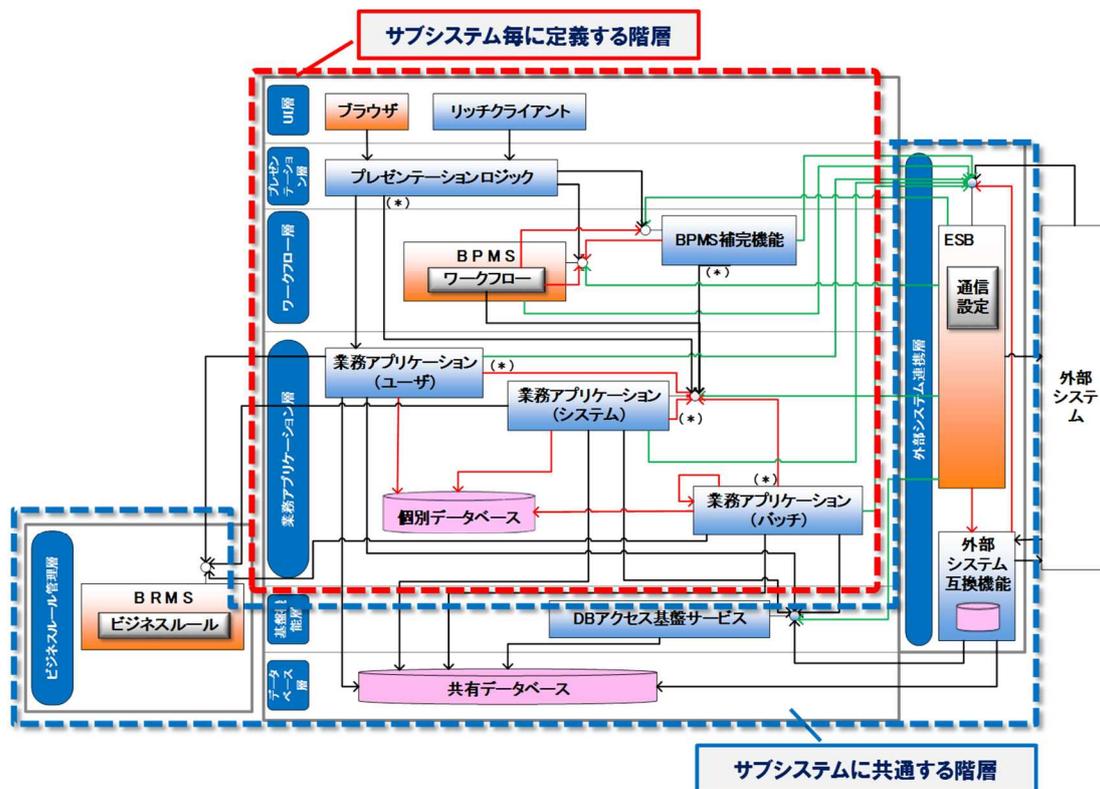


図 7-1 多階層構造図 出典:『特許庁システム全体システム概念設計書 図 2.2-1』

## 7.2 個別システム構成図(論理構成)

本章では、個別システム構成図(論理構成)を示す。記載要領は以下のとおりである。なお、凡例は既存のシステムの構成図と同様である。

### (1) 作成単位

サブシステム分割で定義したサブシステムごとに作成する。

ただし、意商方式審査の論理構成については平成 27 年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)に基づき整理予定とする。

### (2) 接続関係の対象

- 刷新対象のサブシステムの特許庁システム全体システム概念設計で定義した論理ノードと外部システム又は刷新対象の他サブシステムとの接続関係を記載する。
- 業務システム間の接続関係に着目し、認証や OA 系の LDAP, SMTP の接続は省略する。
- 本構成図がシステム間の接続関係を可視化する目的より、運用が介在し情報の流れに着目する媒体運用(例えば、外部機関との情報の流通運用やエラーリカバリ時の運用)は記載粒度の違いから省略する。

### (3) 内部インタフェース

- 内部システムは「6. システム間の連携方法」にて記載したものを対象とする。
- 特実記録原本管理システム, XML 書類管理システムは共有 DB と表現する。
- 「6.3.1 共有 DB に位置するシステムの業務(機能)の配置」に記載しているインタフェースについては、後続工程(要件定義等)にて具体的な連携方法を決定したのち、システム構成図に反映する。
- システム構成要素間は多階層構造でアクセスパスが示されていることから、論理構成では他のサブシステム, 外部システムとの連携を記載し、システム構成要素間は省略する。
- プロトコルについて、既存の個別システム構成図は HTTP と HTTPS が明示的に分かれている。新たなアーキテクチャで利用するプロトコルは HTTP 又は HTTPS と定義しており、本構成図では HTTP の表記としている。(FTP も同様に FTP 又は FTPS となるが、FTP の表記としている)

### (4) 外部インタフェース

- 外部システムは「6. システム間の連携方法」にて記載したものを対象とする。
- 「6.3.1 共有 DB に位置するシステムの業務(機能)の配置」に記載しているインタフェースについては、後続工程(要件定義等)にて具体的な連携方法を決定したのち、システム構成図に反映する。
- 外部インタフェースは外部システム連携層を経由する。<sup>※1</sup>
- 外部インタフェースは「6. システム間の連携方法」に示すとおり、外部システム側では既存のインタフェースを踏襲し、外部システム連携層にて内部システムのインタフェースギャップを吸収する。
- 後続工程(要件定義, 設計・開発)にて刷新するシステムの各種要件に加えて、外部システム側の制約・前提条件を踏まえて具体的な内容が決定されるため、平成 27 年 1 月にサービスを開始するホスト更改対応を含めた既存システムのインタフェースにより作成する。したがって、刷新時に存在しないインタフェースが記載されている可能性や新たに発生するインタフェースが記載されていない可能性がある。

※1 既存システム側の改修によりプロトコル変換等のインタフェースギャップを吸収する必要がないケースでは、外部システムを経由せず直接に外部システムと連携する場合もある。

# 個別システム構成図(論理構成) 方式審査(出願特実)サブシステム

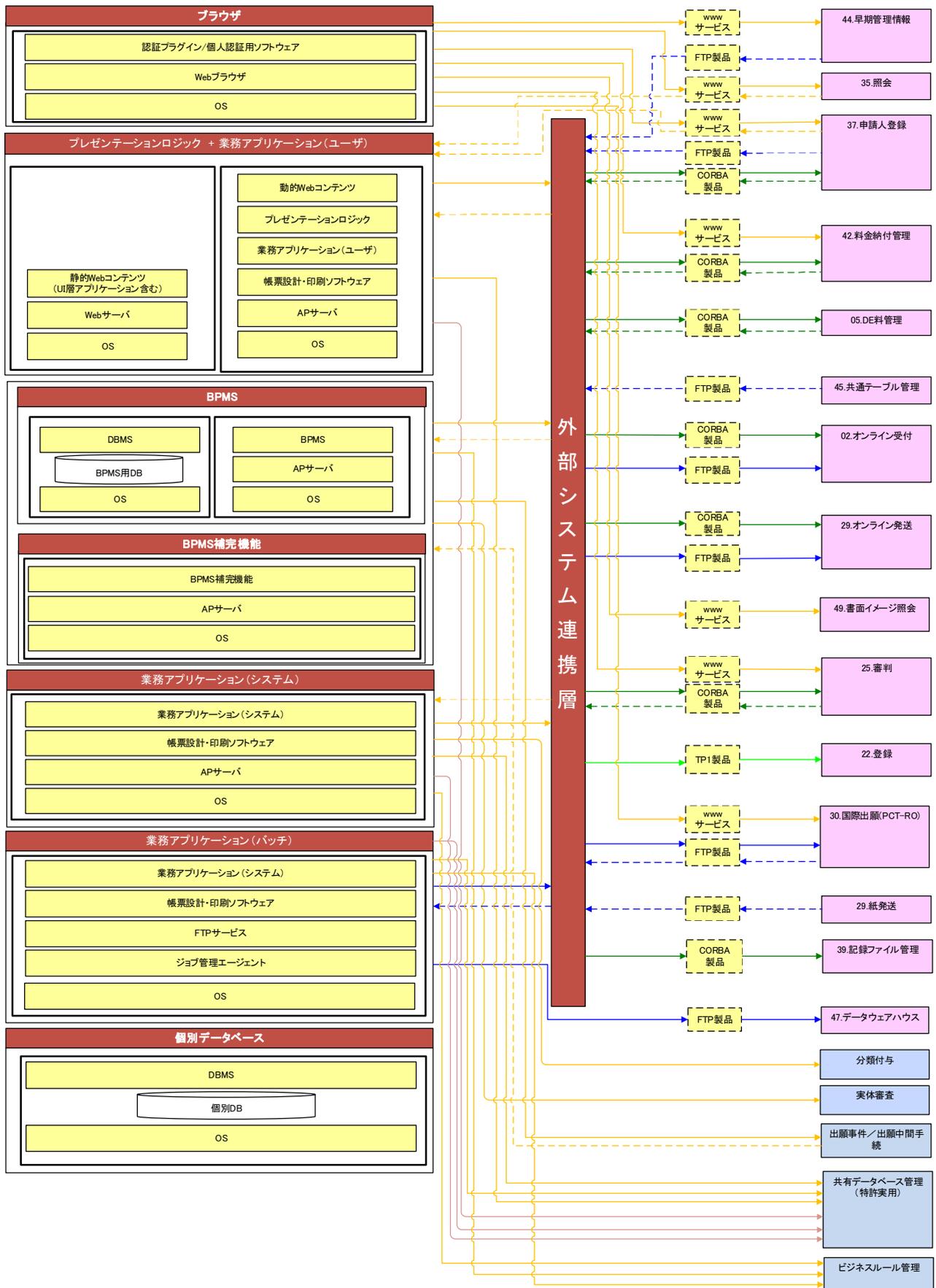


図 7-2 方式審査(出願特実)サブシステム

# 個別システム構成図(論理構成) 凡例集

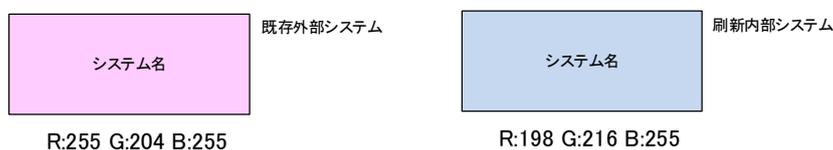
## 【凡例】

プロトコル	送信先(応答)が 論理構成図の 主となるシステム	送信元(要求)が 論理構成図の 主となるシステム	レイヤー配色
FTP			R:0 G:0 B:255
CORBA			R:0 G:128 B:0
HTTP			R:255 G:192 B:0
TP1			R:0 G:255 B:0
SQL			R:217 G:150 B:144

### 個別システム論理構成の凡例



### 関連システムの凡例



### PP製品の凡例

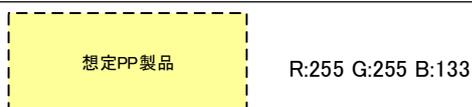


図 7-3 インタフェース凡例

## 7.3 個別システム構成図(物理構成)

本章では、個別システム構成図(物理構成)を示す。記載要領は以下のとおりである。

- 全体システム構成図(物理構成)に対して刷新時点における方式審査システムの範囲(方式審査(出願特実)サブシステム)を示す。
- 全体システム構成図(物理構成)にあわせて、意商方式審査の物理構成は保留とし、平成27年度の『データ統合方針書』(意匠・商標)に基づき整理予定とする。
- 全体システム構成図(物理構成)の物理集約化版と仮想化版の2つを踏まえ、個別システム構成図(物理構成)においても物理集約化版と仮想化版を定める。
- 物理構成図を以下のとおり示す。
  - 物理構成図(概観)  
『既存システム構造分析(全体システム構成図(物理構成))』に基づいて物理構成図を ToBe モデルの概観として示す。この「物理構成図(概観)」は他の物理構成図を検討する上で、ベースとなる物理構成図である。
  - 物理構成図(物理集約化)  
「物理構成図(概観)」に基づいて、サーバ台数の削減等システム運用コストを低減させることを目的に、物理ノードをさらに集約化させた物理構成図を示す。
  - 物理構成図(仮想化)  
「物理構成図(物理集約化)」に基づいて、仮想化技術を用いてシステムリソースの有効活用を行い、さらなるシステム運用コストを低減させることを目的に、仮想化技術を適応した際の物理構成図を示す。
- サーバ台数や必要となるサーバスペック等の情報は、既存システムの「設備条件整理資料」に基づいており、業務量についても既存システムと同じであると仮定している。

物理構成図につきましては、セキュリティの観点から非公開とさせていただきます。

図 7-4 物理構成図(概観)

物理構成図につきましては、セキュリティの観点から非公開とさせていただきます。

図 7-5 物理構成図(物理集約化)

物理構成図につきましては、セキュリティの観点から非公開とさせていただきます。

図 7-6 物理構成図(仮想化)

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国内出願)**

ID	対象業務
03-P	方式審査/特許(国内出願)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-P-001	方式審査/特許(国内出願)	担当者決定	方式業務の担当部署が方式審査室として決定された申請書類の方式審査担当者を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-002	方式審査/特許(国内出願)	識別番号記載なし案件確認	書誌に記載している申請人識別番号の職権登録・職権調査の可否を確認する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-003	方式審査/特許(国内出願)	出願番号特定(事件の表示・出願の表示)	申請書類の事件の表示・出願の表示配下の記載内容が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-004	方式審査/特許(国内出願)	出願番号特定(原出願の表示)	原出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-005	方式審査/特許(国内出願)	出願番号特定(先の出願の表示)	先の出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-006	方式審査/特許(国内出願)	出願番号特定(実用基礎の表示)	実用基礎の出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-007	方式審査/特許(国内出願)	電子化手数料確認	データエントリーするために納付すべき電子化手数料の納付の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-008	方式審査/特許(国内出願)	料金確認サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-009	方式審査/特許(国内出願)	書類訂正可否確認	書類訂正の可否並びに書類訂正方法を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-010	方式審査/特許(国内出願)	識別番号確認サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-011	方式審査/特許(国内出願)	減額判定	特許願、出願審査請求書等手数料の納付が必要な書類について、当該手数料の減額有無判定を行い、減額有については納付割合を算出する。また、既に満額徴収した手数料について、その後減免申請書等が提出され方式完となった場合も同様に、対象書類の減額判定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-012	方式審査/特許(国内出願)	適正額計算	特許願、出願審査請求書等手数料の納付が必要な書類について、当該書類の記載内容及び<減額判定>の業務の結果に基づき、手数料の適正額を算出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-013	方式審査/特許(国内出願)	振替要求サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-014	方式審査/特許(国内出願)	料金返還サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-015	方式審査/特許(国内出願)	閲覧禁止設定	書類の記載内容を確認し、閲覧禁止を設定するか否かを判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-016	方式審査/特許(国内出願)	返還請求情報決定	返還請求書に記載された情報を元に、返還先、返還金額を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-017	方式審査/特許(国内出願)	電子化手数料妥当性確認	登録情報処理機関で決定された電子化手数料の適正額の妥当性を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-018	方式審査/特許(国内出願)	証明書(物件)提出命令判断	書類の記載の差出日が不明の場合、差出日を証明するための書類の提出を求めるか否かを判断する。また、証明書が提出された場合には、差出日を認定する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-019	方式審査/特許(国内出願)	方式処分	手続・書類の内容を確認し方式処分の判断を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-020	方式審査/特許(国内出願)	方式完処分	申請書類の方式完を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国内出願)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-P-021	方式審査/特許(国内出願)	出願人代理人記事設定内容確認	出願人代理人記事・審判請求人代理人記事の設定内容を確認し、必要に応じて修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-022	方式審査/特許(国内出願)	決裁	申請書類に対する処分(起案含む)の決裁又は差戻。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-023	方式審査/特許(国内出願)	アクセスコード無効化	アクセスコードを再発行する為、一度払出を行ったアクセスコードについて無効化する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-024	方式審査/特許(国内出願)	アクセスコード付与	アクセスコードを採番する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-025	方式審査/特許(国内出願)	庁内書類作成	特許庁として特定の行為を行ったことの記録を庁内書類として入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-026	方式審査/特許(国内出願)	出願人代理人記事修正	出願人代理人記事・審判請求人代理人記事を修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-027	方式審査/特許(国内出願)	申請書類・発送書類保管	電子的な記録が必要な紙書類スキャナで取り込んで庁内書類として入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-028	方式審査/特許(国内出願)	新規性喪失の例外適用主張処分	国内出願の新規性喪失の例外適用主張に対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-029	方式審査/特許(国内出願)	パリ優先権主張処分	国内出願のパリ条約(パリ条約の例含む)による優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-030	方式審査/特許(国内出願)	パリ優先権失効前通知起案	「パリ優先権失効前通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-031	方式審査/特許(国内出願)	国内優先権主張処分	国内出願の国内優先権主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-032	方式審査/特許(国内出願)	国内優先権主張無効の通知起案	『国内優先権主張無効の通知』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-033	方式審査/特許(国内出願)	取下・放棄処分	取下・放棄の処分に伴って、事件内の案件の処理を完了させる。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-034	方式審査/特許(国内出願)	手続補正指令書起案	『手続補正指令書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-035	方式審査/特許(国内出願)	却下理由通知書起案	『却下理由通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-036	方式審査/特許(国内出願)	通知書(再提出通知)起案	『通知書(再提出通知)』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-037	方式審査/特許(国内出願)	通知書(却下処分前通知)起案	「通知書(却下処分前通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-038	方式審査/特許(国内出願)	出願却下の処分起案	『出願却下の処分』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-039	方式審査/特許(国内出願)	手続却下の処分起案	『手続却下の処分』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-040	方式審査/特許(国内出願)	通知書(他人請求)起案	「通知書(他人請求)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム**  
**方式審査 特許(国内出願)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-P-041	方式審査/特許(国内出願)	出願番号特定通知書起案	「出願番号特定通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-042	方式審査/特許(国内出願)	刊行物等提出による通知書起案	「刊行物等提出による通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-043	方式審査/特許(国内出願)	認定情報通知書起案	「認定情報通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-044	方式審査/特許(国内出願)	物件提出命令書(方式)起案	「物件提出命令書(方式)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-045	方式審査/特許(国内出願)	アクセスコード通知書起案	「アクセスコード通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-046	方式審査/特許(国内出願)	過誤納通知起案	「過誤納通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-047	方式審査/特許(国内出願)	軽減を認める旨の通知起案	「軽減を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-048	方式審査/特許(国内出願)	免除を認める旨の通知起案	「免除を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-049	方式審査/特許(国内出願)	通知書(証明書返還)起案	「通知書(証明書返還)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-050	方式審査/特許(国内出願)	回復を認める旨の通知書起案	「回復を認める旨の通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-051	方式審査/特許(国内出願)	伺い回答書起案	「伺い回答書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-052	方式審査/特許(国内出願)	通知書(その他通知)起案	「通知書(その他通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-053	方式審査/特許(国内出願)	職権訂正	書類に記載された明白な誤記又は軽微な方式不備を職権で訂正する。また、データエントリー誤りについても職権で訂正する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-054	方式審査/特許(国内出願)	職権訂正通知書起案	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-055	方式審査/特許(国内出願)	書類修正依頼	職権訂正で対応できないイメージの修正等が必要となった場合、書類修正の依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-056	方式審査/特許(国内出願)	再データエントリー依頼	職権訂正・書類修正で対応できない申請書類の修正について再データエントリーの依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-057	方式審査/特許(国内出願)	みなし取下	出願に対しみなし取下の処分を行う	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-058	方式審査/特許(国内出願)	手続受継指令書起案	「手続受継指令書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-059	方式審査/特許(国内出願)	申請人マスタ抹消依頼	出願課に申請人マスタ抹消を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-060	方式審査/特許(国内出願)	みなし受継依頼	出願課にみなし受継を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-061	方式審査/特許(国内出願)	手続続行通知書起案	「手続続行通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-062	方式審査/特許(国内出願)	優先権証明書電子交換(受領)	優先権証明書を海外機関から受領する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-063	方式審査/特許(国内出願)	軽減確認書振分	経済産業局および沖縄総合事務局より送付された「軽減確認書」の内容を確認し、各課室への振分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-064	方式審査/特許(国内出願)	再方式判断	申請書類について行った処分について見直す必要があるか否かを判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-065	方式審査/特許(国内出願)	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-066	方式審査/特許(国内出願)	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-067	方式審査/特許(国内出願)	無効通知起案	「無効通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-068	方式審査/特許(国内出願)	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国内出願)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-P-069	方式審査/特許(国内出願)	申請人情報変更依頼	出願課に申請人情報の変更を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-070	方式審査/特許(国内出願)	担当者変更	人事異動等の理由があるとき同担当内で方式担当者を変更する	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-008-001	方式審査/特許(国内出願)/料金確認	納付確認依頼	出願課に対し納付確認依頼を実施する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-010-001	方式審査/特許(国内出願)/識別番号確認	識別番号確認	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マスタ)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-013-001	方式審査/特許(国内出願)/振替要求	口座振替要求依頼	出願課に対し、口座振替要求依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-P-014-001	方式審査/特許(国内出願)/料金返還	料金返還依頼	出願課または会計課に対し、料金返還依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム**  
**方式審査 実用(国内出願)**

<b>ID</b>	<b>対象業務</b>
03-U	方式審査/実用(国内出願)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-U-001	方式審査/実用(国内出願)	担当者決定	方式業務の担当部署が方式審査室として決定された申請書類の方式審査担当者決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-002	方式審査/実用(国内出願)	識別番号記載なし案件確認	書誌に記載している申請人識別番号の職権登録・職権調査の要否を確認する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-003	方式審査/実用(国内出願)	出願番号特定(事件の表示・出願の表示)	申請書類の事件の表示・出願の表示配下の記載内容が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-004	方式審査/実用(国内出願)	出願番号特定(原出願の表示)	原出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-005	方式審査/実用(国内出願)	出願番号特定(先の出願の表示)	先の出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-006	方式審査/実用(国内出願)	電子化手数料確認	データエントリーするために納付すべき電子化手数料の納付の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-007	方式審査/実用(国内出願)	料金確認サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-008	方式審査/実用(国内出願)	書類訂正要否確認	書類訂正の要否並びに書類訂正方法を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-009	方式審査/実用(国内出願)	識別番号確認サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-010	方式審査/実用(国内出願)	減額判定	実用新案登録願、実用新案技術評価請求書等手数料の納付が必要な書類について、当該手数料の減額有無判定を行い、減額有については納付割合を算出する。また、既に満額徴収した手数料について、その後減免申請書等が提出され方式完となった場合も同様に、対象書類の減額判定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-011	方式審査/実用(国内出願)	適正額計算	実用新案登録願、実用新案技術評価請求書等手数料の納付が必要な書類について、当該書類の記載内容及び減額判定の業務の結果に基づき、手数料の適正額を算出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-012	方式審査/実用(国内出願)	振替要求サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-013	方式審査/実用(国内出願)	料金返還サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-014	方式審査/実用(国内出願)	閲覧禁止設定	書類の記載内容を確認し、閲覧禁止を設定するか否か判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-015	方式審査/実用(国内出願)	返還請求情報決定	返還請求書に記載された情報を元に、返還先、返還金額を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-016	方式審査/実用(国内出願)	電子化手数料妥当性確認	登録情報処理機関で決定された電子化手数料の適正額の妥当性を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-017	方式審査/実用(国内出願)	証明書(物件)提出命令判断	書類の記載の差出日が不明の場合、差出日を証明するための書類の提出を求めるか否か判断する。また、証明書が提出された場合には、差出日を認定する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-018	方式審査/実用(国内出願)	方式処分	手続・書類の内容を確認し方式処分の判断を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-019	方式審査/実用(国内出願)	方式完処分	申請書類の方式完を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-020	方式審査/実用(国内出願)	出願人代理人記事設定内容確認	出願人代理人記事の設定内容を確認し、必要に応じて修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-021	方式審査/実用(国内出願)	決裁	申請書類に対する処分(起案含む)の決裁又は差戻。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-022	方式審査/実用(国内出願)	アクセスコード無効化	アクセスコードを再発行する為、一度払い出したアクセスコードを無効化する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム**  
**方式審査 実用(国内出願)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-U-023	方式審査/実用(国内出願)	アクセスコード付与	アクセスコードを採番する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-024	方式審査/実用(国内出願)	庁内書類作成	特許庁として特定の行為を行ったことの記録を庁内書類として入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-025	方式審査/実用(国内出願)	出願人代理人記事修正	出願人代理人記事を修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-026		申請書類・発送書類保管	電子的な記録が必要な紙書類スキャナで取り込んで庁内書類として入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-027	方式審査/実用(国内出願)	新規性喪失の例外適用主張処分	国内出願の新規性喪失の例外適用主張に対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-028	方式審査/実用(国内出願)	パブリ優先権主張処分	国内出願のパブリ条約(パブリ条約の例含む)による優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-029	方式審査/実用(国内出願)	パブリ優先権失効前通知起案	ファイルなし(「パブリ優先権失効前通知」を起案して決裁者に提出する。)	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-030	方式審査/実用(国内出願)	国内優先権主張処分	国内出願の国内優先権主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-031	方式審査/実用(国内出願)	国内優先権主張無効の通知起案	「国内優先権主張無効の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-032	方式審査/実用(国内出願)	取下・放棄処分	取下・放棄の処分に伴って、事件内の案件の処理を完了させる。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-033	方式審査/実用(国内出願)	手続補正指令書起案	「手続補正指令書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-034	方式審査/実用(国内出願)	却下理由通知書起案	「却下理由通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-035	方式審査/実用(国内出願)	通知書(再提出通知)起案	「通知書(再提出通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-036	方式審査/実用(国内出願)	通知書(却下処分前通知)起案	「通知書(却下処分前通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-037	方式審査/実用(国内出願)	出願却下の処分起案	「出願却下の処分」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-038	方式審査/実用(国内出願)	手続却下の処分起案	「手続却下の処分」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-039	方式審査/実用(国内出願)	猶予を認める旨の通知起案	「猶予を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-040	方式審査/実用(国内出願)	出願番号特定通知書起案	「出願番号特定通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-041	方式審査/実用(国内出願)	刊行物等提出による通知書起案	「刊行物等提出による通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-042	方式審査/実用(国内出願)	認定情報通知書起案	「認定情報通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-043	方式審査/実用(国内出願)	物件提出命令書(方式)起案	ファイルなし	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-044	方式審査/実用(国内出願)	アクセスコード通知書起案	「アクセスコード通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-045	方式審査/実用(国内出願)	過誤納通知起案	「過誤納通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-046	方式審査/実用(国内出願)	軽減を認める旨の通知起案	「軽減を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-047	方式審査/実用(国内出願)	免除を認める旨の通知起案	「免除を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-048	方式審査/実用(国内出願)	通知書(証明書返還)起案	「通知書(証明書返還)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-049	方式審査/実用(国内出願)	回復を認める旨の通知起案	「回復を認める旨の通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-050	方式審査/実用(国内出願)	伺い回答書起案	「伺い回答書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム**  
**方式審査 実用(国内出願)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-U-051	方式審査/実用(国内出願)	その他方式通知起案	「通知書(その他通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
	方式審査/実用(国内出願)	庁内書類イメージ入力	ファイルなし	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-052	方式審査/実用(国内出願)	職権訂正	書類に記載された明白な誤記又は軽微な方式不備を職権で訂正する。また、データエントリー誤りについても職権で訂正する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-053	方式審査/実用(国内出願)	職権訂正通知書起案	「職権訂正通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-054	方式審査/実用(国内出願)	書類修正依頼	職権訂正で対応できないイメージの修正等が必要となった場合、書類修正の依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-055	方式審査/実用(国内出願)	再データエントリー依頼	職権訂正・書類修正で対応できない申請書類の修正について再データエントリーの依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-056	方式審査/実用(国内出願)	みなし取下	出願に対しみなし取下の処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-057	方式審査/実用(国内出願)	手続受継指令書起案	「手続受継指令書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-058		申請人マスタ抹消依頼	出願課に申請人マスタ抹消を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-059		みなし受継依頼	出願課にみなし受継を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-060	方式審査/実用(国内出願)	手続続行通知書起案	「手続続行通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-061	方式審査/実用(国内出願)	優先権証明書電子交換(受領)	優先権証明書を海外機関から受領する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-062	方式審査/実用(国内出願)	再方式判断	申請書類について行った処分について見直す必要があるか否か判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-063	方式審査/実用(国内出願)	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-064	方式審査/実用(国内出願)	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-065	方式審査/実用(国内出願)	無効通知起案	「無効通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-066	方式審査/実用(国内出願)	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-067	方式審査/実用(国内出願)	申請人情報変更依頼	出願課に申請人情報の変更を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-068	方式審査/実用(国内出願)	担当者変更	人事異動等の理由があるとき同担当内で方式担当者を変更する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-069	方式審査/実用(国内出願)	通知書(他人評価請求)起案	「通知書(他人評価請求)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-070	方式審査/実用(国内出願)	評価書未作成通知起案	「評価書未作成通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-007-001	方式審査/実用(国内出願)/料金確認	納付確認依頼	情報システム室および出願課に対し納付確認依頼を実施する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-009-001	方式審査/実用(国内出願)/識別番号確認	識別番号確認	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マスタ)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-012-001	方式審査/実用(国内出願)/振替要求	口座振替要求依頼	情報システム室および出願課に対し、口座振替要求依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
03-U-013-001	方式審査/実用(国内出願)/料金返還	料金返還依頼	出願課及び会計課に対し、料金返還依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国際出願の国内段階)**

ID	対象業務
04-P	方式審査/特許(国際出願の国内段階)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-P-001	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IASFデータ作成指示	IASFデータ作成を登録情報処理機関に依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-002	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IBリクエストデータ作成	IBリクエスト対象となる事件を抽出し、IBリクエストデータを作成のうえ媒体に格納する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-003	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IBリクエスト	PADOSシステム端末を利用しWIPOに対してIBリクエストを行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-004	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IASFデータ納品確認	登録情報処理機関から納品された納品物の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-005	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IASFデータ検収	契約に定められた月単位に取りまとめ検収を行い、検査調書を作成する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-006	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IASFデータ等保管	登録情報処理機関から納品された納品物・返却物について、保管を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-007	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	公報用書類抽出	外国語国際公開図面(職権)・外国語国際公開配列表(職権)を作成するために事件に紐づく申請書類IB書類を全て抽出し、媒体格納する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-008	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	PADOSデータ格納	PADOSから取得したIB書類データを媒体に格納する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-009	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IB書類データエントリー発注	データエントリー対象書類を登録情報処理機関に発注する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-010	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	データエントリー納品確認	登録情報処理機関から納品された納品物の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-011	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	データエントリー検収	契約に定められた月単位に取りまとめ検収を行い、検査調書を作成する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-012	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	廃棄	電子化後の保管されているIB書類と依頼時の媒体等の情報を廃棄する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-013	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	担当者決定	フロントページ出力前の業務を実施する担当者を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-014	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	識別番号記載なし案件確認	書誌に記載している申請人識別番号の職権登録・職権調査の要否を確認する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-015	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国際出願番号特定	国内書面の提出日で事件を表示する申請書類の国際出願番号を調査し、特定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-016	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国内出願番号紐づけ(事件の表示・出願の表示)	国際出願番号に対応する国内出願番号を特定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-017	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	特許協力条約に基づく国際出願願書取得	対応する国内出願番号が存在しない国際出願番号を記載する国内書面の申請を契機として、「特許協力条約に基づく国際出願願書」をJPO受理官庁に要求する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-018	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国内出願番号付与依頼	国内出願番号の採番を出願課に依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-019	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国際公開のダミー作成	「国際公開」のダミーを作成する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-020	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国際出願番号有無調査・JP指定なし国際出願番号調査	国際出願番号有無調査・JP指定なし国際出願番号調査。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-021	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	電子化手数料確認	データエントリーするために納付すべき電子化手数料の納付の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-022	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	料金確認(サブフロー)	-	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-023	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	受理連絡	IB書類を受理したこと連絡を必要な部署に対して行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-024	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国際公開(正規)差替	「国際公開(正規)」に差し替える。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-P-025	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国際公開(正規)差替判断	「国際公開(正規)」が既に包袋中にあるときどちらを採用すべきか検討する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-026	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	優先権主張確認	「国際公開」に記載されたパブリック優先権を国内優先権に変更の要否を確認する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-027	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	優先権種別変更	「国際公開」で主張する優先権を必要に応じて国内優先権主張に変更する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-028	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	フロントページ出力	目視審査対象事件の申請書類・IB書類一式を紙出力する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-029	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	担当者決定Ⅱ	方式前調査を担当する国際出願事務補助職員を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-030	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	送達状況・出願人情報確認	IB書類の送達状況をチェックし不足書類を特定する。発明者・出願人を照合チェックし、適否を記載する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-031	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	データエントリー指示対象決定	不足しているIB書類を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-032	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IB照会書起案	IB照会書を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-033	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	決裁	申請書類・IB書類に対する処分、起案書の決裁。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-034	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	データエントリー指示対象決定 (IB書類)	WIPO (PATENT SCOPE含む) から取得したIB書類データ・紙媒体書類より、データエントリー対象を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-035	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	担当者決定Ⅲ	方式審査の事件担当者を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-036	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国内優先権の主張処分(サブフロー)	国内優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-037	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	国内優先権主張無効の通知起案	「国内優先権主張無効の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-038	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	方式前調査処分	手続・書類の内容を確認し方式前調査の結果を入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-039	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	代替通知書起案	代替通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-040	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	方式前調査処分(チェック完)	IB書類のチェック完を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-041	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	方式前調査決裁	IB書類に対する処分(チェック完)の決裁。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-042	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	方式前調査処分(難件保留)	申請書類・IB書類の難件保留を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-043	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	パブリック優先権の主張処分(サブフロー)	パブリック条約による優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-044	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	書類訂正要否確認	書類訂正の要否並びに書類訂正方法を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-045	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	識別番号確認(サブフロー)	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マスタ)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-046	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	減額判定	国内書面、出願審査請求書等手数料の納付が必要な書類について、当該手数料の減額有無判定を行い、減額有については納付割合を算出する。また、既に満額徴収した手数料について、その後減免申請書等が提出され方式完となった場合も同様に、対象書類の減額判定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-047	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	適正額計算	国内書面、出願審査請求書等手数料の納付が必要な書類について、当該書類の記載内容及び「減額判定」の業務の結果に基づき、手数料の適正額を算出する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-P-048	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	振替要求(サブフロー)	-	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-049	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	料金返還(サブフロー)	-	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-050	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	閲覧禁止設定	書類の記載内容を確認し、閲覧禁止を設定するか否か判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-051	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	返還請求情報決定	返還請求書に記載された情報を元に、返還先、返還金額を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-052	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	電子化手数料妥当性確認	登録情報処理機関で決定された電子化手数料の適正額の妥当性を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-053	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	証明書(物件)提出命令判断	書類の記載の差出日が不明の場合、差出日を証明するための書類の提出を求めるか否か判断する。また、証明書が提出された場合には、差出日を認定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-054	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	方式処分	申請書類・IB書類の方式審査結果を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-055	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	方式完・チェック完	申請書類・IB書類の方式完・チェック完を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-056	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	出願人代理人記事設定内容確認	出願人代理人の記録・審判請求人代理人の記録内容を確認し、必要に応じて修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-057	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	出願人代理人記事修正	出願人代理人記事・審判請求人代理人記事を修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-058	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	庁内書類作成	特許庁として特定の行為を行ったことの記録を庁内書類として入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-059	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	申請書類・発送書類保管	電子的な記録が必要な紙書類スキャナで取り込んで庁内書類として入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-060	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	新規性喪失の例外適用主張処分	新規性喪失の例外適用主張に対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-061	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	IB無効起案	IB書類のIB無効を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-062	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	引用補充に関する通知	引用補充に関する通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-063	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	引用補充に関する処分	引用補充に関して、出願日の決定(記録修正)を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-064	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	取下・放棄処分	出願取下書・出願放棄書の処分に伴って、事件内の案件の処理を完了させる。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-065	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	手続補正指令書起案	手続補正指令書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-066	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	却下理由通知書起案	却下理由通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-067	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	通知書(再提出通知)起案	通知書(再提出通知)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-068	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	却下処分前通知起案	却下処分前通知を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-069	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	出願却下の処分起案	出願却下の処分を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-070	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	手続却下の処分起案	手続却下の処分を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-071	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	通知書(他人請求)起案	通知書(他人請求)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-P-072	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	出願番号特定通知書起案	出願番号特定通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-073	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	出願番号通知書起案	出願番号通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-074	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	刊行物等提出による通知書起案	刊行物等提出による通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-075	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	認定情報通知書起案	認定情報通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-076	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	物件提出命令書起案	「物件提出命令書(方式)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-077	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	過誤納通知起案	過誤納通知を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-078	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	軽減を認める旨の通知起案	軽減を認める旨の通知を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-079	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	免除を認める旨の通知起案	免除を認める旨の通知を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-080	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	回復を認める旨の通知書起案	「回復を認める旨の通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-081	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	通知書(証明書返還)起案	通知書(証明書返還)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-082	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	伺い回答書起案	「伺い回答書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-083	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	通知書(その他通知)起案	通知書(その他通知)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-084	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	職権訂正	書類に記載された明白な誤記又は軽微な方式不備を職権で訂正する。また、データエントリー誤りについても職権で訂正する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-085	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	職権訂正通知書起案	職権訂正通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-086	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	書類修正依頼	職権訂正で対応できないイメージの修正等が必要となった場合、書類修正の依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-087	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	再データエントリー依頼	職権訂正・書類修正で対応できない申請書類の修正について再データエントリーの依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-088	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	再発注	職権訂正・書類修正で対応できないIB書類の修正について再発注する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-089	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	みなし取下	出願に対しみなし取下の処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-090	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	手続受継指令書起案	手続受継指令書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-091	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	申請人マスタ抹消依頼	出願課に申請人マスタ抹消を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-092	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	みなし受継依頼	出願課にみなし受継を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-093	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	手続続行通知書起案	手続続行通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-094	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	再方式判断	申請書類・IB書類について行った処分について見直す必要があるか否か判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-095	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-096	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-097	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	無効通知起案	「無効通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-098	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-099	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	申請人情報変更依頼	出願課に申請人情報の変更を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-100	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	担当者変更	人事異動等の理由があるとき同担当内で方式担当者を変更する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-101	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	申請内容の検査	検査の申出書で申し立てる国際出願を検査し処分を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-102	方式審査/特許(国際出願の国内段階)	検査の決定【却下】起案	検査の決定(却下)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-022-001	方式審査/特許(国際出願の国内段階)/料金確認	納付確認依頼	出願課に対し納付確認依頼を実施する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 特許(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-P-045-001	方式審査/特許(国際出願の国内段階)/識別番号確認	識別番号確認	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マスタ)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-048-001	方式審査/特許(国際出願の国内段階)/振替要求	振替要求依頼	出願課に対し、口座振替要求依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-P-049-001	方式審査/特許(国際出願の国内段階)/料金返還	料金返還依頼	出願課または会計課に対し、料金返還依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 実用(国際出願の国内段階)**

ID	対象業務
04-U	方式審査/実用(国際出願の国内段階)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-U-001	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IASFデータ作成指示	IASFデータ作成を登録情報処理機関に依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-002	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IBリクエストデータ作成	IBリクエスト対象となる事件を抽出し、IBリクエストデータを作成のうえ媒体に格納する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-003	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IBリクエスト	PADOSシステム端末を利用しWIPOに対してIBリクエストを行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-004	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	公報用書類抽出	外国語国際公開図面(職権)・外国語国際公開配列表(職権)を作成するために事件に紐づく申請書類、IB書類を全て抽出し、媒体格納する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-005	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	PADOSデータ格納	PADOSから取得したIB書類データを媒体に格納する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-006	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IASFデータ納品確認	登録情報処理機関から納品された納品物の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-007	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IASFデータ検収	契約に定められた月単位に取りまとめ検収を行い、検査調書を作成する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-008	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IASFデータ等保管	登録情報処理機関から納品された納品物・返却物について、保管を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-009	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IB書類データエントリー発注	登録情報処理機関から納品された納品物・返却物について、保管を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-010	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	データエントリー納品確認	登録情報処理機関から納品された納品物の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-011	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	データエントリー検収	登録情報処理機関から納品された納品物の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-012	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	廃棄	電子化後の保管されているIB書類と依頼時の媒体等の情報を廃棄する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-013	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	担当者決定	フロントページ出力前の業務を実施する担当者を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-014	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	識別番号記載なし案件確認	書誌に記載している申請人識別番号の職権登録・職権調査の要否を確認する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-015	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国際出願番号特定	国内書面の提出日で事件を表示する申請書類の国際出願番号を調査し、特定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-016	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国内出願番号紐づけ(事件の表示・出願の表示)	国際出願番号に対応する国内出願番号を特定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-017	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	特許協力条約に基づく国際出願願書取得	対応する国内出願番号が存在しない国際出願番号を記載する「国内書面」の申請を契機として、「特許協力条約に基づく国際出願願書」をJPO受理官庁に要求する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-018	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国内出願番号付与依頼	国内出願番号の採番を出願課に依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-019	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国際公開のダミー作成	「国際公開」のダミーを作成する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-020	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国際出願番号有無調査・JP指定なし国際出願番号調査	国際出願番号の有無・JP指定除外の事件を調査する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-021	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	電子化手数料確認	データエントリーするために納付すべき電子化手数料の納付の確認を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-022	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	料金確認サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-023	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国際公開(正規)差替	「国際公開(正規)」に差し替える。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-024	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国際公開(正規)差替判断	「国際公開(正規)」が既に包袋中にあるときどちらを採用すべきか検討する。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム**  
**方式審査 実用(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-U-025	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	優先権主張確認	「国際公開」に記載されたパリ優先権を国内優先権に変更の要否を確認する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-026	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	優先権種別変更	「国際公開」で主張する優先権を必要に応じて国内優先権主張に変更する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-027	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	フロントページ出力	目視審査対象事件の申請書類・IB書類一式を紙出力する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-028	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	担当者決定Ⅱ	方式前調査を担当する国際出願事務補助職員を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-029	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	送達状況・出願人情報確認	IB書類の送達状況をチェックし不足書類を特定する。発明者・出願人を照合チェックし、適否を記載する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-030	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	データエントリー指示対象決定	不足しているIB書類を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-031	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IB照会書起案	IB照会書を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-032	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	決裁	申請書類・IB書類に対する処分、起案書の決裁。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-033	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	データエントリー指示対象決定 (IB書類)	WIPO (PATENT SCOPE含む) から取得したIB書類データ・紙媒体書類より、データエントリー対象を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-034	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	担当者決定Ⅲ	方式審査の事件担当者を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-035	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国内優先権主張処分	国内優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-036	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	国内優先権主張無効の通知起案	「国内優先権主張無効の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-037	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	方式前調査処分	手続・書類の内容を確認し方式前調査の結果を入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-038	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	代替通知書起案	代替通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-039	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	方式前調査処分(チェック完)	方式前調査処分(チェック完)。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-040	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	方式前調査決裁	IB書類に対する処分(チェック完)の決裁。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-041	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	方式前調査処分(難件保留)	申請書類・IB書類の難件保留を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-042	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	パリ優先権主張処分	パリ条約による優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-043	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	書類訂正要否確認	書類訂正の要否並びに書類訂正方法を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-044	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	識別番号確認サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-045	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	減額判定	「国内書面」、「実用新案技術評価請求書」等手数料の納付が必要な書類について、当該手数料の減額有無判定を行い、減額有については納付割合を算出する。また、既に満額徴収した手数料について、その後減免申請書等が提出され方式完となった場合も同様に、対象書類の減額判定を行う。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム**  
**方式審査 実用(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-U-046	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	適正額計算	国内書面、技術評価請求料、登録料等手数料の納付が必要な書類について、当該書類の記載内容及び<減額判定>の業務の結果に基づき、手数料の適正額を算出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-047	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	振替要求サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-048	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	料金返還サブフロー	-	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-049	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	閲覧禁止設定	書類の記載内容を確認し、閲覧禁止を設定するか否か判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-050	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	返還請求情報決定	返還請求書に記載された情報を元に、返還先、返還金額を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-051	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	電子化手数料妥当性確認	登録情報処理機関で決定された電子化手数料の適正額の妥当性を判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-047	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	振替要求依頼	情報システム室および出願課に対し、口座振替要求依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-052	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	証明書(物件)提出命令判断	書類の記載の差出日が不明の場合、差出日を証明するための書類の提出を求めるか否か判断する。また、証明書が提出された場合には、差出日を認定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-053	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	方式処分	申請書類・IB書類の方式審査結果を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-054	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	方式完・チェック完	申請書類・IB書類の方式完・チェック完を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-055	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	出願人代理人記事設定内容確認	出願人代理人の記録内容を確認し、必要に応じて修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-056	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	出願人代理人記事修正	出願人代理人記事を修正する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-057	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	庁内書類作成	庁内書類作成	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-058	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	申請書類・発送書類保管	電子的な記録が必要な紙書類スキャナで取り込んで庁内書類として入力する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-059	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	新規性喪失の例外適用主張処分	新規性喪失の例外適用主張に対して処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-060	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	IB無効起案	IB書類のIB無効を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-061	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	引用補充に関する通知起案	引用補充に関する通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-062	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	引用補充に関する処分	引用補充に関して、出願日の決定(記録修正)を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-063	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	取下・放棄処分	出願取下書・出願放棄書の処分に伴って、事件内の案件の処理を完了させる。	方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム**  
**方式審査 実用(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-U-048	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	料金返還依頼	出願課または会計課に対し、料金返還依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-064	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	手続補正指令書起案	手続補正指令書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-065	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	却下理由通知書起案	却下理由通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-066	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	通知書(再提出通知)起案	通知書(再提出通知)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-067	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	却下処分前通知起案	通知書(却下処分前通知)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-068	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	出願却下の処分起案	出願却下の処分を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-069	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	手続却下の処分起案	手続却下の処分を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-070	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	出願番号通知書起案	「出願番号通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-071	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	出願番号特定通知書起案	「出願番号特定通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-072	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	刊行物等提出による通知書起案	「刊行物等提出による通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-073	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	認定情報通知書起案	「認定情報通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-074	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	物件提出命令書起案	「物件提出命令書(方式)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-075	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	過誤納通知起案	「過誤納通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-076	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	通知書(証明書返還)起案	「通知書(証明書返還)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-077	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	軽減を認める旨の通知起案	「軽減を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-078	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	免除を認める旨の通知起案	「免除を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-079	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	猶予を認める旨の通知起案	「猶予を認める旨の通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-080	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	回復を認める旨の通知書起案	「回復を認める旨の通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-081	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	伺い回答書起案	「伺い回答書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-082	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	通知書(その他通知)起案	「通知書(その他通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-083	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	職権訂正	書類に記載された明白な誤記又は軽微な方式不備を職権で訂正する。また、データエントリー誤りについても職権で訂正する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-084	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	職権訂正通知書起案	職権訂正通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-085	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	書類修正依頼	職権訂正で対応できないイメージの修正等が必要となった場合、書類修正の依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-086	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	再データエントリー依頼	職権訂正・書類修正で対応できない申請書類の修正について再データエントリーの依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-087	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	再発注	職権訂正・書類修正で対応できないB書類の修正について再発注する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-088	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	みなし取下	出願に対しみなし取下の処分を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-089	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	手続受継指令書起案	手続受継指令書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-090	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	申請人マスタ抹消依頼		方式審査(特実)サブシステム	

**【別紙1】サブシステム業務範囲一覧 方式審査システム  
方式審査 実用(国際出願の国内段階)**

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
04-U-091	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	みなし受継依頼		方式審査(特実)サブシステム	
04-U-092	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	手続続行通知書起案	手続続行通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-093	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	再方式判断	申請書類・IB書類について行った処分について見直す必要があるか否か判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-094	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-095	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-096	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	無効通知起案	「無効通知」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-097	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案して提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-098	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	担当者変更	人事異動等の理由があるとき同担当内で方式担当者を変更する	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-099	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	申請内容の検査	検査の申出書で申し立てる国際出願を検査し処分を決定する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-100	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	検査の決定(却下)起案	検査の決定(却下)を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-101	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	申請人情報変更依頼	出願課に申請人情報の変更を依頼する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-102	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	通知書(他人評価請求)起案	「通知書(他人評価請求)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-103	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	評価書未作成通知起案	「評価書未作成通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-022-001	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	納付確認依頼	情報システム室および出願課に対し納付確認依頼を実施する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-044-001	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	識別番号確認	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マス)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-047-001	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	振替要求依頼	出願課に対し、口座振替要求依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	
04-U-048-001	方式審査/実用(国際出願の国内段階)	料金返還依頼	出願課または会計課に対し、料金返還依頼を行う。	方式審査(特実)サブシステム	

【別紙2】既存インタフェースの整理結果(特実方式審査)

項番	インタフェース情報(既存)							インタフェース情報(次期モデル)		
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/ 受信	内部/ 外部	連携パターン	
									大区分	小区分
1	国際公開(ダミー2)作成通知	国際公開(正規)を書類修正データとしてDEするための通知で、国際公開(ダミー2)を自動作成時に送信する。	703930	媒体	PAPC	1回/日 15時に開始時間 指定	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
2	援用図面合体用書類抽出(XML)	DE機関で図面援用合体書類を作成するため、援用合体指示時に関連書類を抽出し送信する。	-	媒体	PAPC	1回/週(火)	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-
3	援用図面合体用書類抽出(Xフォーマット)	DE機関で図面援用合体書類を作成するため、援用合体指示時に関連書類を抽出し送信する。	-	媒体	PAPC	1回/週(火)	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-
4	援用図面合体用書類抽出(実用・XML)	DE機関で図面援用合体書類を作成するため、援用合体指示時に関連書類を抽出し送信する。	-	媒体	PAPC	1回/週(火)	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-
5	援用図面合体用書類抽出(特許・XML)	DE機関で図面援用合体書類を作成するため、援用合体指示時に関連書類を抽出し送信する。	-	媒体	PAPC	1回/週(火)	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-
6	IASF受入	国際出願にて、国際段階での出願情報を知らせるための通知であり、世界的所有権機関(WIPO)からの通知受信時(週1回)に送信される。	-	媒体	PAPC	1回/週(火)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
7	DO国内出願番号採番(方式採番)	出願番号の採番を依頼するための通知で、方式審査システムでの早期出願番号付与時に送信する。	-	CORBA	SY02 オンライン受付システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新
8	業務別振分データXML(特殊分)	更正申請書類データの出願・書類マスタへの格納を依頼する通知で、更正申請書類の方式審査が開始された際に送信する。	701140	FTP	SY02 オンライン受付システム	1回/日(24:30)	受信	-	-	※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照
9	業務振分データXML・ファイルリスト(特殊分)	業務別振分データXML(特殊分)の案件リストで、業務別振分データXML(特殊分)と合わせて送信される。	701140	FTP	SY02 オンライン受付システム	1回/日(24:30)	受信	-	-	※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照
10	早期出願番号付与通知データ(方式→受付)	DE機関で国際公開を電子化する際、早期出願番号の設定を可能とするための通知で、方式審査システムでの早期出願番号付与時に送信する。 ※既存では、オンライン受付を経由し、DE機関(PAPC)へ通知している	703840	FTP	SY02 オンライン受付システム	1回/日 18時に開始時間 指定	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
11	早期出願番号付与通知転送完了通知データ	早期出願番号付与通知データ(703840)の転送が完了した旨を方式審査システムへ通知するデータで、オンライン受付を経由し、DE機関(PAPC)への通知が完了した際に送信される。	703840_1	FTP	SY02 オンライン受付システム	1回/日 18時に開始時間 指定	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
12	DE料支払通知受入データ	DE料支払い対象書類の方式審査結果に関する通知で、DE料管理システムとPAPCとの連携の契機となる。方式審査完了時に通知する。	-	CORBA	SY05 DE料管理システム	随時	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-

項番	IF名称	IF概要	インタフェース情報 (既存)					インタフェース情報 (次期モデル)				
			データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/ 受信	内部/ 外部	連携パターン			
13	DE料書類処分通知受入	DE書類の方式処分結果を知らせるための通知であり、方式審査完了時に通知する。	-	CORBA	SY05 DE料管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携		-	
14	SR番号確認応答データ	方式審査システムでの料金減額判定のためにSR情報を知らせるための通知で、方式審査システムからの要求により情報を送信する。 ※特実系リアルタイム化により、項番15に集約される想定	703730	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携		特定サブシステム間共有データへの参照/更新	
15	SR番号確認要求データ	方式審査システムでの料金減額判定のためにSR情報を知らせるための通知で、方式審査システムからの要求により情報を送信する。	703650	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携		特定サブシステム間共有データへの参照/更新	
16	応答期間通知データ	方式審査システムでの機械チェックのため拒絶理由通知書の期間満了日を知らせるための通知であり、拒絶理由通知書の発送時に送信する。	420080	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携		特定サブシステム間共有データへの参照/更新	
17	技術評価案件通知データ	技術評価書作成のための紙出力対象案件を知らせるための通知で、方式審査システムで技術評価書作成が必要と判定した際に送信する。	460050	FTP	SY08 特実審査周辺システム	1回/週(火) (非固定 先行有り9時過ぎ) 休日シフト:前日	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
18	実体審査案件通知データ	新実用の国際出願で、基礎的要件審査紙出力が必要な書類を知らせる通知で、方式審査システムで基礎的要件審査対象と判定した際に送信する。	495010	FTP	SY08 特実審査周辺システム	1回/週(火) 9時に開始時間指定 休日シフト:前日	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
19	実体不備案件通知データ	基礎的要件審査での不備の有無を知らせるための通知で、方式審査システムでの基礎的要件審査完了時に送信する。	460060	FTP	SY08 特実審査周辺システム	1回/週(月) 12時に開始時間指定 休日シフト:前日	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
20	実体補正案件通知データ	新実用の国内出願で手続補正書等が提出された場合、基礎的要件審査紙出力が必要な書類を知らせる通知で、方式審査システムで基礎的要件審査対象と判定した際に送信する。	460040	FTP	SY08 特実審査周辺システム	1回/週(火) (非固定 先行有り9時過ぎ) 休日シフト:前日	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
21	重要案件通知データ	重要案件となったことを知らせるための通知であり、重要案件登録時に送信される。	420090	FTP	SY08 特実審査周辺システム	1回/日(11:00)	受信	内部	共有DBへの連携		特定サブシステム間共有データへの参照/更新	
22	発送止めデータ	特実審査周辺発起案書の発送止めを指示したことを知らせる通知であり、発送止め完了後に送信する。	420150	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
23	方式通知データ(国内無効)	国内優先権主張が無効となったことを知らせるための通知であり、方式審査システムで国優無効が指示された場合に送信する。	420100	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
24	方式通知データ(再方式解除)	再方式審査システム指示が解除された案件情報を通知するため、再方式解除指示後に通知する。	420140	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
25	方式通知データ(再方式予定)	再方式審査システム指示した案件情報を通知するため、再方式審査システム指示後に通知する。	420070	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	
26	方式通知データ(受理)	方式内に申請書類を受け入れた案件情報を通知するため、申請書類受入れ時に通知する。	420020	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携		-	

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン		
27	方式通知データ(書類修正解除)	書類修正指示の解除をおこなった案件情報を通知するため、書類修正解除指示後に通知する。	420120	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携	-	
28	方式通知データ(書類修正格納)	訂正後の書類が格納された案件情報を通知するため、訂正後書類格納時に通知する。	420130	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携	-	
29	方式通知データ(書類修正予定)	書類修正指示された案件情報を通知するため、書類修正指示後に通知する。	420060	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携	-	
30	方式通知データ(職権訂正)	職権訂正を行った案件情報を通知するため、職権訂正後に通知する。	420110	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携	-	
31	方式通知データ(発送)	申請書類の却下および、発送書類の誤送を通知するため、起案書の発送後に通知する。	420050	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携	-	
32	方式通知データ(方式完)	方式審査システムが完了したことを通知するため、方式審査システム完了後に通知する。	420040	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ワークフロー間の連携	-	
33	事件別方式審査状況照会(特許・実用)	他のシステムで、「事件別方式審査システム状況照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	受信	外部	外部システムのクライアントAPからプレゼンテーションへの連携	-	
34	事件別方式審査状況照会(特許・実用)	他のシステムで、「事件別方式審査システム状況照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	受信	外部	外部システムのクライアントAPからプレゼンテーションへの連携	-	
35	仮実施権等申請ファイル確認要求・応答データ	方式審査システムでの機械チェックのため拒仮実施権の有無を知らせるための通知であり、方式審査システムの要求により送信される。	RGN807	TP1	SY22 登録システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
36	登録マスタ参照要求・応答データ	方式審査システムでの機械チェックのため登録マスタの情報を状態を知らせるための通知であり、方式審査システムの要求により送信される。	RGN801	TP1	SY22 登録システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
37	登録通知	実用新案登録に基づく特許出願書の受理を知らせるための通知であり、願書の方式審査システム開始時に送信される。	-	媒体	SY22 登録システム	媒体	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
38	DE料支払通知受入	審判案件のDE書類について、DE料の支払いが完了したことを知らせるため、DE料支払い通知受信後に通知する。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
39	書記課参考情報通知データ(特実)	出願系書類の方式調査開始と、機械チェック情報等を参考情報として知らせるための通知で、方式審査システムで方式調査係属と判定した場合に送信する。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン		
40	職権訂正結果受信(特実)	方式調査対象の出願系書類を、方式審査システムの職権訂正機能で訂正したことを知らせるための通知で、職権訂正実施後に送信する。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
41	審判照会	「審判照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY25 審判システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
42	審判照会(連続照会)	「審判照会画面(連続照会)」を表示する。	-	HTTP	SY25 審判システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
43	審判情報抽出	方式審査システムでの機械チェックのため審判マスタの情報を状態を知らせるための通知であり、方式審査システムの要求により送信される。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
44	審判通知	方式調査で必要となる方式審査システム結果を知らせるための通知であり、方式審査システム完了後に送信する。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
45	方式結果通知<方式調査結果通知受入>	審判システムにおける方式調査結果を知らせる通知であり、審判システムでの方式調査完了時に送信される。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
46	方式調査係属開始通知データ(A系特実)	方式調査対象となる出願系書類が方式審査システム係属となったことを知らせる通知であり、方式審査システム開始時に送信される。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
47	オンライン発送済通知データ(XML)	起案書のオンライン発送完了を知らせる通知であり、オンライン発送システムにて起案書の発送が完了した後に送信される。	700190	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
48	発送データ(XML)	起案書をオンライン発送するため方式審査システムで作成した起案書送付するデータで、起案書作成後に送信する。	701050	FTP	SY29 オンライン発送システム	1回／日(12時)	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
49	発送止め一覧要求データ	発送止めが可能な起案書を問い合わせる通知であり、発送止め指示(画面業務)で事件が指定された場合に送信する。	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	-	-	※オンライン発送の個別DBの参照更新のため、機能配置見直しが必要なインタフェース。「4. 機能配置の方針」を参照。	

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)				
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/ 受信	内部/ 外部	連携パターン			
50	発送止め要求データ	未発送の起案書の発送止めを行う通知であり、発送止め指示(画面業務)で発送止めが指示された場合に送信する。	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	-	-	※オンライン発送の個別DBの参照更新のため、機能配置見直しが必要なインタフェース。「4. 機能配置の方針」を参照。		
51	官報公告日データ	出願の官報公告日を知らせる通知であり、紙発送システムで官報公告日が更新された場合に送信される。	550040	FTP	SY29 紙発送システム	1回/週(金)	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
52	発送済通知データ(XML)	起案書の紙発送完了を知らせる通知であり、紙発送システムにて起案書の発送が完了した後に送信される。	700940	FTP	SY29 紙発送システム	1回/週 (火・9:00)	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
53	返送再送日データ	起案書の返送・再送日を知らせる通知であり、紙発送システムで返送・再送日が更新された場合に送信される。	550030 550050	FTP	SY29 紙発送システム	1回/週(木)	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
54	ISR減額通知データ	方式審査システムでの料金減額判定のためにISR情報を知らせるための通知で、定期的に最新情報が送信される。	660020	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回/週 (金曜 9:30)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新	
55	ROマスタ照会	「RO照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携			
56	国際出願取り下げ情報データ(DO)	方式審査システムでの機械チェックのため国際出願の取り下げ有無を知らせるための通知であり、定期的に最新情報が送信される。	PR705060	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回/日 (9:05)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新	
57	出願書類XMLデータ(DO)	方式審査システムで国際公開等を自動作成するため、RO願書のXMLデータを送信する通知であり、方式審査システムからの要求により送信される。	-	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回/日 (9:05)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新	
58	出願書類抽出(DO)要求データ	方式審査システムで国際公開等を自動作成するため、RO願書のXMLデータを送信する通知であり、方式審査システムで自動作成が可能と判定された際に送信する。	703850	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回/日 (非固定 先行有り22時過ぎ)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新	
59	抽出リストファイル(DO)	出願書類XMLデータ(DO)の抽出事件情報を送信する。 ※出願書類XMLデータ(DO)同時に送信される。	703860	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回/日 (9:05)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新	
60	ファイルリスト(DO)	出願書類XMLデータ(DO)のtarファイルのリストを送信する。 ※出願書類XMLデータ(DO)同時に送信される。	-	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回/日 (9:05)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新	

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン		
61	書誌情報抽出(DO)応答データ	方式審査システムで早期願番付与、及び国際公開等を自動作成するため、ROマスタ情報を知らせる通知であり、方式審査システムからの要求により送信される。	703830	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回／日 (9:05)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
62	書誌情報抽出(DO)要求データ	方式審査システムで早期願番付与、及び国際公開等を自動作成するため、ROマスタ情報を知らせる通知であり、方式審査システムで早期願番付与判定後に送信する。	703820	FTP	SY30 国際出願システム(PCT-RO)	1回／日 (非固定 先行有り22時過ぎ)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
63	願番未記入照会	「願番未記入照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
64	出願照会	「出願照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
65	出願照会(各種番号)	「出願照会(各種番号)画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
66	書類目録選択	「書類目録選択画面画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
67	申請人登録照会	「申請人登録照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
68	登録照会	「登録照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
69	番号調査	「番号調査画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
70	包括委任状照会	「包括委任状照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
71	連続照会	「連続照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
72	印影照会	「印影照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
73	印影照会(単体VDT)	「印影照会(単体VDT)画面」を表示する。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
74	印影照会(連続紙出力)	「印影照会(連続紙出力)画面」を表示する。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
75	識別番号調査登録応答データ	申請人識別番号の職権調査結果を知らせるための通知であり方式審査システムの要求により送信される。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
76	識別番号調査登録応答データ	申請人識別番号の職権登録を結果を知らせるための通知であり、申請人登録システムにて、識別番号登録が完了した時に送信される。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン		
77	職権登録要求データ受付	申請人識別番号の職権調査を依頼するための通知であり、方式審査システムで職権調査が必要と判定した際に送信する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
78	職権登録要求データ受付	申請人識別番号の職権登録を依頼するための通知であり、方式審査システムで職権登録が必要と判定した際に送信する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
79	申請人印影データ抽出	印影イメージを取得するための通知で、目視審査にて印影イメージ表示を指示した際に通知する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
80	申請人情報ファイル	申請人登録マスタ情報を方式審査システムにレプリケートするための通知であり、定期的に最新の差分情報が送信される。	520030	FTP	SY37 申請人登録システム	1回／日(9:00)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
81	電子証明書状態情報抽出	書誌記載の申請人について、電子証明書の審査状況を確認するための通知であり、方式審査システムからの要求により審査結果が送信される。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
82	不備削除データ受入	手続補正書の提出等による申請人不備の解消を知らせる通知であり、方式審査完了時に送信される。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
83	包括委任状応答データ	包括委任状情報を方式審査システムにレプリケートするための通知であり、定期的に最新の差分情報が送信される。	340050	FTP	SY37 申請人登録システム	1回／日(9:00)	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
84	申請人登録照会	「申請人登録照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
85	包括委任状照会	「包括委任状照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
86	最新DE日付通知データ	最新DE日付を知らせるための通知で、定期的に最新の日付を送信する。	460070	FTP	SY38 特実記録原本システム	2回／週(月, 火)	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
87	子出願抽出要求データ(願番特定)	子出願の出願マスタ記事の抽出を依頼する通知で、方式審査システムで機械チェック等で最新情報が必要な際に送信する。	295080	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
88	子出願抽出要求データ(書誌抽出・出願マスタ)	子出願の出願マスタ記事の抽出を依頼する通知で、方式審査システムで機械チェック等で最新情報が必要な際に送信する。	295080	HTTP	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
89	子出願抽出要求データ(書誌抽出・業務DB)	子出願の出願マスタ記事の抽出を依頼する通知で、方式審査システムで機械チェック等で最新情報が必要な際に送信する。	295080	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/ 受信	内部/ 外部	連携パターン		
90	子出願抽出応答データ(願番特定)	子出願の出願マスタ記事の抽出結果を知らせる通知で、方式審査システムからの要求により送信される。 ※特実系リアルタイム化により、項番87に集約される想定	390070	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
91	子出願抽出応答データ(書誌抽出・出願マスタ)	子出願の出願マスタ記事の抽出結果を知らせる通知で、方式審査システムからの要求により送信される。 ※特実系リアルタイム化により、項番88に集約される想定	390070	HTTP	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
92	子出願抽出応答データ(書誌抽出・業務DB)	子出願の出願マスタ記事の抽出結果を知らせる通知で、方式審査システムからの要求により送信される。 ※特実系リアルタイム化により、項番89に集約される想定	390070	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
93	出願マスタ更新データ	出願マスタ記事の更新を依頼する通知で、方式審査システムで記事更新が必要と判断された場合に送信する。	510030	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
94	出願情報データファイル	出願事件の情報を確認するための通知で、画面業務より事件が指定された場合に送信する。	V1→原本 611100 原本→V1 611080 611900(エラー)	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
95	書類修正解除通知データ	出願マスタの公報止め中間記録(A963)を無効にするための通知で、書類修正解除指示画面より解除が指示された場合に送信する。	470030	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
96	書類情報取得要求	書類の情報を確認するための通知で、画面業務より書類が指定された場合に送信する。	V1→原本 610070 原本→V1 611070 611900(エラー)	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
97	方式審査抽出要求データ(出願マスタ)	関連事件の出願マスタ記事の抽出を依頼する通知で、方式審査システムで機械チェック等で最新情報が必要な際に送信する。	250010	HTTP	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
98	方式審査抽出要求データ(業務DB)	関連事件の出願マスタ記事の抽出を依頼する通知で、方式審査システムで機械チェック等で最新情報が必要な際に送信する。	250010	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
99	方式審査用応答データ(出願マスタ)	関連事件の出願マスタ記事の抽出結果を知らせる通知で、方式審査システムからの要求により送信される。 ※特実系リアルタイム化により、項番97に集約される想定	320010	HTTP	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
100	方式審査用応答データ(業務DB)	関連事件の出願マスタ記事の抽出結果を知らせる通知で、方式審査システムからの要求により送信される。 ※特実系リアルタイム化により、項番98に集約される想定	320010	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照/更新	

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名 / 送信元システム	送信周期	送信 / 受信	内部 / 外部	連携パターン		
101	優先権書類所在庁通知データ	手続補正書で優先権の所在庁を更新した場合、優先権書類所在先情報を更新を依頼するための通知で、手続補正書の方式審査システムが完了した際に送信する。	705030	FTP	SY38 特実記録原本システム	1回 / 日 (9:00頃)	送信	内部	共有DBへの連携		事件・書類データへの参照 / 更新
102	HTML書類抽出応答データ(オンライン)	関連事件の出願マスタ記事の抽出結果を知らせる通知で、方式審査システムからの要求により送信される。	-	FTP	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携		事件・書類データへの参照 / 更新
103	願番応答データ	出願番号未記載の書類について候補となる事件の抽出結果を知らせるための通知で、方式審査システムからの要求により送信される。 ※特実系リアルタイム化により、項番104に集約される想定	340010	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携		事件・書類データへの参照 / 更新
104	願番調査要求データ	出願番号未記載の書類について候補となる事件の抽出を依頼する通知で、方式審査システムで出願番号調査が必要と判定した場合に送信する。	280010	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携		事件・書類データへの参照 / 更新
105	公報用書類抽出要求データ(書類情報抽出要求データ)	公表公報の早期編集を可能とするため、IBリクエスト後2ヶ月経過した事件を通知することで、特実記録原本システム・XML書類管理システムで国際翻訳文提出書等を書類抽出し、公報用DE発注一覧データ(公表)[PAPCへ送付・媒体]を作成するための通知で、方式審査で定期的に対象事件を抽出し送信する。 ※公報用DE発注一覧データ(公表)と国際公開より、PAPCで外国語国際公開パンフレット図面(職権)、外国語国際公開パンフレット要約図(職権)、外国語国際公開パンフレット配列表(職権)をDEする。 →外国語国際公開パンフレット要約図(職権)のチェック完了を契機に、特実記録原本システム・XML書類管理システムで公報用書類抽出を実施。 →特実(XML)公報システムで公表公報を編集。	230030	FTP	SY38 特実記録原本システム	1回 / 週(水) 15時に開始時間指定 休日シフト: 前日	送信	-	-		※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照
106	国際公開マスタ蓄積情報通知データ	方式審査での不要な早期出願番号付与、国際公開自動作成を抑制するため、国際公開の蓄積情報を知らせるための通知で、定期的に国際公開蓄積のあった事件が送信される。	705050	FTP	SY38 特実記録原本システム	1回 / 日 (9:00頃)	受信	内部	共有DBへの連携		事件・書類データへの参照 / 更新
107	国内優先権みなし取下げ対象となる事件を知らせるための通知であり、定期的に対象事件が送信される。	国内優先権みなし取下げ対象となる事件を知らせるための通知であり、定期的に対象事件が送信される。	430030	FTP	SY38 特実記録原本システム	1回 / 月 (第4週火 9:00)	受信	-	-		※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)				
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名 / 送信元システム	送信周期	送信 / 受信	内部 / 外部	連携パターン			
108	再方式審査システム処分更新要求データ	再方式審査を行うため、処分の更新(方式完→未完)を依頼する通知で、方式審査システムで再方式審査が指示された際に送信される。	510040	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照 / 更新
109	出願マスタ照会データ抽出要求	出願事件の情報を確認するための通知で、画面業務より事件が指定された場合に送信する。	V1→原本 610010 原本→V1 611010 611900(エラー)	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照 / 更新
110	出願マスタ抽出要求	出願マスタの記事を抽出するための通知で、画面業務より事件が指定された場合に送信する。	V1→原本 610090 原本→V1 611090	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照 / 更新
111	書類格納領域チェック要求データ	早期出願番号付与された事件に提出された中間書類について、出願マスタの格納領域(正願番、仮番等)を確認するための通知で、方式審査が開始された際に送信する。	V1→原本 610120 原本→V1 611120 611900(エラー)	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照 / 更新
112	書類修正要求データ	方式審査で書類修正指示を行った旨を知らせるための通知で、書類修正指示画面での指示時に通知する。 ※その後、特実記録原本システム、XML書類管理システムで書類データを抽出する。	250030	FTP	SY38 特実記録原本システム	1回 / 週(月) 10時に開始時間 指定 休日シフト:後日	送信	-	-			※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照
113	証拠書類紙出力要求データ(特実)	既納手数料返還処理を行うための証拠書類を出力するための通知であり、既納手数料返還請求書の受理決裁後に通知する。	703640	FTP	SY38 特実記録原本システム	1回 / 日 (非固定 先行有り9時過ぎ)	送信	-	-			※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照
114	電子記録ファイル監査方式発データ	滞留案件調査のため対象案件を知らせるための通知で、滞留案件調査実施(非定期)に送信する。	-	媒体	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	-	-			※案件の滞留調査のための運用であるため、業務連携の対象外
115	電子記録ファイル監査方式用データ	滞留案件調査のため対象案件を知らせるための通知で、滞留案件調査実施(非定期)に送信される。	-	媒体	SY38 特実記録原本システム	随時	受信	-	-			※案件の滞留調査のための運用であるため、業務連携の対象外
116	方式完データ	方式審査結果の出願マスタへの反映を依頼する通知で、方式審査完了時に送信する。	510010	TP1	SY38 特実記録原本システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照 / 更新
117	優先権証明書格納通知データ	電子交換対象の優先権証明書が格納されたことを知らせるための通知で、優先権証明書格納時に送信される。	430040	FTP	SY38 特実記録原本システム	1回 / 日(12:15頃)	受信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照 / 更新

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン		
118	記事抽出データ	方式審査システムでの機械チェックのため意商出願記事の抽出を依頼する通知であり、方式審査システムの要求により抽出結果が送信される。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
119	XML送信書類データ(PU方式審査システム用)	関連事件の書類データの抽出結果を知らせる通知で、方式審査システムからの要求により送信される。	700140	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
120	アクセスコード管理情報抽出要求データ	方式審査システムでのアクセスコード付与等のため、アクセスコード管理情報の確認を依頼する通知で、方式審査システムの要求により抽出結果が送信される。	705010	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
121	アクセスコード情報通知データ(ルートD)	方式審査システムで採番したアクセスコードについて、アクセスコード管理情報への反映を依頼する通知で、方式審査システムでのアクセスコード付与後に通知する。	705330	FTP	SY40 XML書類管理システム	1回／日	送信	-	-	※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照	
122	アクセスコード通知発送番号格納要求データ	方式審査システムで発送したアクセスコード通知の発送番号等の、アクセスコード管理情報への反映を依頼する通知で、アクセスコード通知の発送後に送信する。	705340	FTP	SY40 XML書類管理システム	1回／日	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
123	アクセスコード通知発送要求データ	方式審査システムでアクセスコード通知を発送する契機となる通知で、WIPOへのアクセスコードの登録完了により、優先権証明書交換システム→XML書類管理システムを介して送信される。	705280	FTP	SY40 XML書類管理システム	1回／日(13:30頃) ※業務量および他シス連携を含む先行ジョブに依存する。	受信	-	-	※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照	
124	オンライン書類抽出要求(XML)	書類データを抽出するための通知で、画面業務より書類が指定された場合に送信する。	-	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
125	オンライン書類抽出要求(XML)	方式審査システムより要求された書類データを送信するための通知で、オンライン書類抽出要求(XML)(CORBA)の応答と共に送信される。	700180	FTP	SY40 XML書類管理システム	随時	受信	内部	共有DBへの連携	事件・書類データへの参照／更新	
126	早期出願番号付与事件通知データ	早期出願番号付与された事件について、国際公開の格納時に国際出願番号・出願番号の妥当性確認をするため、早期出願番号付与事件を通知するデータで、方式審査システムで早期出願番号付与を実施した際に送付する。	705040	FTP	SY40 XML書類管理システム	1回／日 (22:00頃)	送信	-	-	※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務(機能)配置」を参照	

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)				
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/ 受信	内部/外部	連携パターン			
127	XML庁内書類蓄積要求データ(方式)(CORBA)	方式審査システムで作成した庁内書類の出願・書類マスタへの格納を依頼する通知で、庁内書類作成時に送信する。	701680	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
128	XML庁内書類蓄積要求データ(方式)(FTP)	方式審査システムで作成した庁内書類の出願・書類マスタへの格納を依頼する通知で、庁内書類作成時に送信する。	701680	FTP	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
129	XML庁内書類(認定付加)蓄積要求データ(方式)(CORBA)	方式審査システムで作成した認定付加情報の出願・書類マスタへの格納を依頼する通知で、庁内書類作成時に送信する。	701690	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
130	XML庁内書類(認定付加)蓄積要求データ(方式)(FTP)	方式審査システムで作成した認定付加情報の出願・書類マスタへの格納を依頼する通知で、庁内書類作成時に送信する。	701690	FTP	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
131	優先権主張情報更新要求データ	手続補正書で優先権情報を更新した場合、アクセスコード優先権情報の更新を依頼するための通知で、手続補正書の方式審査システムが完了した際に送信する。	705350	FTP	SY40 XML書類管理システム	1回/日	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
132	願番通知データ	願番未記入ファイルに格納していた書類を特定の出願マスタへ移動するため、方式審査システムでの出願番号調査結果を知らせるための通知で、方式審査システムでの出願番号調査完了後に送信する。	-	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
133	業務振分データXML(特殊分)	自動援用合体案件、書類修正案件、職権訂正案件、自動作成した国際公開・国際公開(職権)を格納するための通知で、方式審査システムでの書類自動作成後に送信する。	700390	FTP	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
134	書類蓄積要求データ(XML)(特殊)(CORBA)	自動援用合体案件、書類修正案件、職権訂正案件を格納するための通知で、方式審査システムでの書類訂正後に送信する。	-	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
135	書類蓄積要求データ(XML)(特殊)(FTP)	自動援用合体案件、書類修正案件、職権訂正案件を格納するための通知で、方式審査システムでの書類訂正後に送信する。	-	FTP	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
136	申請書類オンライン抽出	方式審査を開始するため、申請書類・IB書類を抽出するための通知で、XML書類管理システムからの申請書類格納結果通知データ受信後に送信する。	-	CORBA	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新
137	申請書類オンライン抽出	方式審査を開始するため、申請書類・IB書類を抽出するための通知で、XML書類管理システムからの申請書類格納結果通知データ受信後に送信する。	-	FTP	SY40 XML書類管理システム	随時	送信	内部	共有DBへの連携			事件・書類データへの参照/更新

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）				
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン			
138	申請書類格納結果通知データ	新規受付書類の書類マスタへの格納が完了したことを通知するデータで、格納完了時に送信される。	-	MQ	SY40 XML書類管理システム	随時	受信	-	-	※「6.3.1 共有DEに位置するシステム業務（機能）配置」を参照		
139	DVD原本削除依頼データ	データエントリされた更正書類について原本（DVD）から削除を依頼する通知で、方式審査での妥当性チェックの結果エラーとなった場合に送信する。	700400	FTP	SY40 XML書類管理システム	1回／日 （非固定 先行有り15時過ぎ）	送信	内部	共有DBへの連携		事件・書類データへの参照／更新	
140	既納手数料返還結果受入	料金納付管理システムにおける、既納手数料返還処理の結果通知であり、料金納付管理システムでの機能手数料返還業務完了時に送信される。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	受信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
141	既納手数料返還要求受入	料金納付管理システムにて既納手数料返還処理を行うため、既納手数料返還請求書の受理決裁完了時に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
142	口座振替情報照会	「口座振替情報照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携			
143	口座振替納付確認（トランザクション）	口座振替による手数料納付がされた書類に対して納付確認を依頼する通知で、方式審査システムでの料金計算後に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
144	口座振替納付確認（トランザクション）	口座振替による手数料納付がされた書類に対してオンライン料金徴収画面から納付確認を依頼する通知で、画面からの納付確認指示時に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	プレゼンテーションと外部システムとの連携			
145	口座振替納付確認訂正	「口座振替納付確認訂正画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携			
146	口座振替納付確認抹消	口座振替による手数料納付がされた書類に対して納付確認抹消を依頼する通知で、方式審査システムで口座振替納付確認抹消が必要と判断されたときに送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
147	再振替要求受入（トランザクション）	口座振替による納付について、方式審査システムでの申請人確認結果により再振替要求を依頼する通知で、この通知を契機に、料金納付管理システムから電子現金納付管理システムへの振替要求を実施する。方式審査システムでの料金掲載後に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携			
148	再振替要求受入	口座振替による納付について、方式審査システムでの申請人確認結果により再振替要求を依頼する通知で、この通知を契機に、料金納付管理システムから電子現金納付管理システムへの振替要求を実施する。画面からの再振替要求指示時に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	プレゼンテーションと外部システムとの連携			

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン		
149	事前登録照会	「事前登録照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
150	電子現金納付確認	「電子現金納付確認画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
151	電子現金納付確認訂正	「電子現金納付確認訂正画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
152	電子現金納付照会	「電子現金納付照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
153	電子現金納付納付確認	電子現金納付による手数料納付がされた書類に対して納付確認を依頼する通知で、方式審査システムでの料金計算後に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
154	電子現金納付納付確認	電子現金納付による手数料納付がされた書類に対してオンライン料金徴収画面から納付確認を依頼する通知で、画面からの納付確認指示時に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	プレゼンテーションと外部システムとの連携	-	
155	電子現金納付納付確認抹消	電子現金納付による手数料納付がされた書類に対して電子現金納付納付確認抹消を依頼する通知で、方式審査システムで電子現金納付納付確認抹消が必要と判断されたときに送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
156	納付確認	「納付確認画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
157	納付確認情報照会	「納付確認情報照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
158	納付確認訂正	「納付確認訂正画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
159	納付確認抹消	現金納付による手数料納付がされた書類に対して現金納付納付確認抹消を依頼する通知で、方式審査システムで現金納付納付確認抹消が必要と判断されたときに送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	
160	予納照会	「予納照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-	
161	予納徴収情報確認	手数料返納を行う際に返納対象の当該案件が指定の予納台帳から過去に徴収されているかを確認するため、手数料返納時に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照／更新	
162	料金徴収	予納による手数料納付手続きがされた書類に対して料金徴収を依頼する通知で、方式審査システムでの料金計算後に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携	-	

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/ 受信	内部/外部	連携パターン		
163	料金徴収	予納による手数料納付がされた書類に対してオンライン料金徴収画面から料金徴収を依頼する通知で、画面からの徴収指示時に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	プレゼンテーションと外部システムとの連携		-
164	料金返納	予納による手数料納付手続きがされた書類に対して料金返納を依頼する通知で、方式審査システムで返納が必要と判断されたときに送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	ワークフローと外部システムとの連携		-
165	料金返納	予納による手数料納付がされた書類に対してオンライン料金徴収画面から料金徴収を依頼する通知で、画面からの返納指示時に送信する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	プレゼンテーションと外部システムとの連携		-
166	領収済/納付確認情報照会	「領収済/納付確認情報照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携		-
167	早期管理情報データ	後続のDEされた中間書類有無の通知であり、早期管理情報に後続書類のデータが存在した場合に送信される。	120070	FTP	SY44 早期管理情報システム	1回/日 (非固定 先行有り9時過ぎ) (但し、PAPCからfto受信があるま	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新
168	早期管理情報照会	「早期管理情報照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携		-
169	国県名テーブルデータ	方式内で保持している国県名情報を更新するための通知であり、定期的に最新情報が送付される。	704100	FTP	SY45 共通テーブル管理システム	1回/日	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新
170	氏名更新データ	方式内で保持している職員情報を更新するための通知であり、定期的に最新情報が送付される。	ATB002	FTP	SY45 共通テーブル管理システム	1回/日	受信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		外部システムが保有するデータの参照/更新
171	DWHレプリケーション(マスタ更新用ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	CORBA	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		業務アプリケーション(バッチ)間の連携
172	DWHレプリケーション(機械審査エラーファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		業務アプリケーション(バッチ)間の連携
173	DWHレプリケーション(記載申請人情報(書誌)ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		業務アプリケーション(バッチ)間の連携
174	DWHレプリケーション(起案決裁管理ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		業務アプリケーション(バッチ)間の連携
175	DWHレプリケーション(国県名テーブル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	-	-	※「6.3.2 データウェアハウスシステムとの連携」により廃止が想定されるインタフェース	
176	DWHレプリケーション(国内優先権記事ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	-	-	※「6.3.2 データウェアハウスシステムとの連携」により廃止が想定されるインタフェース	
177	DWHレプリケーション(出願人・代理人記事ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	-	-	※「6.3.2 データウェアハウスシステムとの連携」により廃止が想定されるインタフェース	
178	DWHレプリケーション(中間コードテーブル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	-	-	※「6.3.2 データウェアハウスシステムとの連携」により廃止が想定されるインタフェース	
179	DWHレプリケーション(到来期日情報ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回/日 (6時、20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携		業務アプリケーション(バッチ)間の連携

項番	インタフェース情報（既存）							インタフェース情報（次期モデル）		
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名／送信元システム	送信周期	送信／受信	内部／外部	連携パターン	
180	DWHレプリケーション(方式処理用ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
181	DWHレプリケーション(方式審査システム管理ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
182	DWHレプリケーション(方式内国内優先権記事ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
183	DWHレプリケーション(方式内新規性喪失の例外記事ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
184	DWHレプリケーション(方式内優先権記事ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
185	DWHレプリケーション(目視審査エラーファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
186	DWHレプリケーション(料金テーブル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
187	DWHレプリケーション終了通知	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
188	DWHレプリケーション通知	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	FTP	SY47 データウェアハウスシステム	1回／日 (22時以降)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
189	DWHレプリケーション(PCT早期審査案件管理ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	FTP	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
190	DWHレプリケーション(スーパー早期審査案件管理ファイル)	方式審査状況等が登録されている方式審査システム内部のデータベースを、レプリケートするための通知。	-	Oracle Net	SY47 データウェアハウスシステム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
191	IBリクエスト	方式審査システム室(DO担当)にて、世界的所有権機関(WIPO)へIB書類のリクエストを実施する際のインプットデータで、方式審査システムでの情報抽出(週1回)時に送信する。	-	媒体	出願課 国際出願室	1回／週(水)	送信	外部	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携
192	書面イメージ照会	「書面イメージ照会画面」を表示する。	-	HTTP	SY49 書面イメージ照会システム	2回／日 (6時, 20時)	送信	外部	UIから外部システムのサーバAPへの連携	-